

# 金光教學

金光教教學研究所紀要

6

1963

金光教教學研究所



1963

No. 6

教祖における布教の意義	……………内田 守昌…	1
教祖時代入信、取りつきに 従った諸師について……………	金光 真整…	26
教会継承をめぐる問題について	……………米本 鎮雄…	49
本教信者の教義理解の諸相 —実態調査にもとづく分析—	……………沢田 重信…	64
出社の成立とその展開（下）	……………橋本 真雄…	86
神道金光教会講社気多組成立の 要因について……………	前田 正紀…	117
初代白神新一郎「御道案内」について	……………福嶋 真喜一…	146

資 料

小野家文書—役用並天象出行日記(天保9年10月～10年5月)…………	162
彙 報 —昭和37. 1. 1～38. 3. 31— ……………	175
第五回教学研究会発表要旨 (昭昭37. 2. 12～14) ……………	192
研究報告一覽表 (2)	
教内既刊図書一覽表 (1)	
(第五号正誤表 P174)	



## 教祖における布教の意義

内 田 守 昌

本教において布教といわれる場合、それはどのような本質的要件にさええられ、内容を具備するものでなければならぬか。またその行為者たる布教者は、いかなる自覚内容に立つものであり、行為形式をもつものであるのか。布教の意義を明確にせんとすれば、この二点を解明する必要があるであろう。この布教者の問題は、前者は布教の必然性を問う、本質的課題であり、後者は布教の具体的展開の様相、現実的意義を必然に問題とせざるをえないものであるといわねばならない。

本教布教の歴史的起点は、いうまでもなく教祖である。教祖は安政六年(五九)の立教神伝を受諾し、その神伝に開示された布教の本質及びその現実的意義によって、布教の方向が決定づけられている。したがって布教の現実形態は、その方向性に即するものであり、教祖の自覚は、この神伝に基づいて形成され、行為はつねにその方向によって規整されている。かかる立教神伝が教祖に下るべき必然の理由は、教祖の信心の自己展開であり、必然的帰結としてそれがあつ

たとみることとも可能であるが、同時にそれは神の顕現「神が世に出る」(教典、御理解第四節) という意義を内在するものであることを忘れてはならない。そのゆえにこの神伝は、教祖の布教行為が「神もたすかり、氏子もたちゆく」事態を指向する意義をもつものであることを表示する。

ともあれ教祖の布教は、本教における布教の本質的内容の初生成成のものであり、根源的布教形態の確立をみたものとして、ここに本教のすべてが全一的に即さざるをえないものである。この基本のものを外して、いかなる活潑な現実的布教活動も無意味とならざるをえない。いうまでもなく教祖における布教という場合のそれは、取次の客観表現として理解すべきであらうことは、けだし当然である。この取次は、その働きの結果として人間を実質的根源的に変革し、また社会的現実の場では宗教行為として客観的規制を受ける。すなわち取次は即自的な問題性から対他的問題性へと必然に移らざるをえない性格をもつものである。そこに取次布教の現実への適応性、伝達性等のもろもろの問題が浮上してくる。そこでかかる布教の根源としての教祖の取次を本質的に解明し、またどのような生成過程をたどったものであるか、そしてそれがいかなる現実的意義を荷ったものかを、いくつかの視点から考察をすすめたい。

### 一 立教神伝の意義 — 布教の成立

安政六年(一八五九)十月二十一日の神伝が、本教において「立教神伝」と称され、その神伝の意義を規定している。これは本教布教依立の根源的精神を表明したものである。

しかし、いま本教布教の本質の形成過程を辿るについては、この神伝がなにゆえ本教布教の起点とみられるのであるうか、とりわけ教祖にあって、この神伝のもつ意味がどのような事態を決定づけるものであったのであろうか、という問いは重要である。問題はここから出発しなければならない。

教祖はこの神伝を受け「仰せどおりに家業やめて、お広前相勤め仕る」と取次専念の願いを表明し、自らの人生の座を決定したのである。まさに「取次助け」の一道が名実ともに、ここに熟成した一瞬である。いまあえて名実ともにといわざるをえないのは、名といい実といわれるものに、きわめて深い意味を与えざるをえないからである。それは取次といわれることが、この神伝によってはじめて現実になったとみるのでは、あまりにも形式的認識にすぎない。取次の実態は、すでに早くこの神伝受諾以前において、漸次醸成もされ、「取次助け」の事実があったのである。神伝冒頭の一段は明らかにその消息を如実に伝えている。

「そと家業はいたし、農業へ出。人が願ひ出、呼びにき、戻り。願ひがすみ、また農へ出。またも呼びにき。農業するまもなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成る」

という、取次の具体的状況があつたのである。その客観的事情、取次の実態に即して神は、「家業をやめてくれぬか」との中止を要請する。家業は社会的にも、はたまた人間の現実に生きる、そのことにおいても生命的価値をもつものですらある。家業の中止は、人間として生の放棄を宣告するにひとしい。したがってかかる実情実態のみをもって理由とするならば、中止を迫るほどのことではないはずであるし、神もかかる要請をもって迫ることもできない。もちろん実意をもって生き、四十二才の大患を経て神のおかげをいたく実感する教祖は、それをそのままに信受するであろう。しかしそののみを理由とするものであるならば、その「両方のさしつかえ」を緩和するなんらかの客観的現実措置を講ずれば足ることである。神伝の言葉はそこに止まらなかつた。ついで神の教祖の自覚的決意を促す一段に続いて語りいでた言葉は、何を指摘するものであつたであらうか。

「この方のように実意丁寧信心致しおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次助けてやってくれ。神も助かり、氏子もたちゆく。氏子あつての神神あつての氏子、すえずえ繁昌いたし。親にかかり子にかかり、あいよかけよでたちゆく」

教祖の現に立っているその立場、その行為こそ他ならぬ「取次助け」のまぎれもなき意味を荷うものであることを、

そしてそこに生起している事情こそ「神も助かり、氏子もたちゆく」方向にあることを指示するものであった。これほど鮮美に簡潔に描出したものは他に比すべくもないであろう。教祖の現実の生活実態に意味が与えられ、行為に方向がつけられる。まさに実に名を真にふさわしく付与されたというべく、名を与えられることは実態を、意味をもって受入する自覚というに他ならない。この神伝は、そのいみで教祖の自覚決定を意味し、ここにはじめて教祖の現実行為が、本教的ないみで「布教」となったというべきであろう。教祖の生が取次に転化し、取次者の名が教祖にこの時より与えられたのである。後年、神は教祖を呼ぶとき「取次金光大権現」(慶応三年)とも、「取次生神金光大神社」(明治三年)「取次生神金光大神」(明治七年)と、教祖の神号の頭上に取次の二字を冠していることは、このことを明らかに語るものである。教祖にして、もしも取次の自覚が生起しなかった場合、教祖自身及びその行為はどのようなことになったであろうか。それは実のなき名、みの空虚さ、人格性を没した単なる観念的な信仰の無意味さとひとしく、名のなき実の行為、信仰にもそれにも比すべき危険性をともなってくる。それ自体はいかに実利的であれ、また道徳的に美しく、勇気ある行為であろうとも、無自覚、無名はあたかも大洋に乗りだした船の羅針盤を失える姿にも似て、危険の上なきものとなる。そこからは明日への展開も創造性も期待しうべくもない。

かえりみれば、この立教神伝が教祖にとって何を意味するものであったかは、以上述べきたったごとく、自覚の問題であり、確信にみてる布教行為の確立がなつたとみるべきであろう。

## 二 広前の行的意義

ここに、教祖における取次が、現実には布教という行為的意義をもつこととなったのであるが、その布教はどのような過程において展開もし深化していったのであろうか。教祖立教の安政六年に続く万延を経た文久、元治、慶応年間は、



一種の流行神の観を呈していたものごとく「金神参り」の称もあったということである。教祖は自宅母屋の六畳二間を神の広前とし、文久二年には土間六尺を座敷に改造し四畳一間の拡張をみている。

この自宅を神の広前とすることは、単に便宜上のことではなく、なんらかの意義が、そこにあってのことといわねばならない。これはつぎの二点をおさえることで、やや妥当な理解をうるであろう。その一は、安政五年九月「一乃弟子もらいうけ」の件にまで遡る。その末尾に家族へ申渡した神の諭しがある。

「戌の年母・家内一同へ申渡す。『一乃弟子にもらう』というても、よそへつれていくのではない。この方、金神がおしえするのじや。なんにも心配なし」

この場の指定は重要である。「この方で」という場の指摘は、ただに家族にきざす不安の雲を払拭するものであるのみならず、教祖の生活とは無縁に神の教導があるものではないことを示し、すでにこの時において自宅を広前とすることの意義を暗示するものがある。事実、「この方で」という生活の場において、その後教祖の行ははじまるのである。神の指示する、最初の行は「はだしの行」であった。

「秋中、行をせい。朝起き、衣裳をきかえて広前へでて祈念いたし。すみしだいに広前へ妻に膳をすえさせて食事をいたし。すぐに衣裳をきかえて、はだしで農業へ出」

ここにすでに広前としての自宅の意義を自覚する教祖である。さらに注意ぶかくこの神の言葉をみると、従来の生活様式を拒否した行ではなくして、教祖に新しく芽ばえくる信心が、その様式の中に内在化し、実践化された行であることを知るのである。この時の妻に対する教祖の態度にも、きわだった断絶はみられない。世評を心配する妻の言をいれ「外見がわるけりや、あとから、わらんずをもつてきてくれ」と、妻の生活慣習、生活感情とのつながりの中に道をあゆむ教祖であった。安政六年五月、教祖の次女くらの病気に際し神の「心配なし」「験をやる」とのいくたびかの知らせがありつつも、教祖は妻のひたむきな願いをそのままに受け、神に取次ぐのである。妻の願いを遮断して、神の言

をつらぬこうとするのでもなく神の言を捨離して、妻の願いのみで押しきらんとする取次ではなかった。ここに発現する教祖の取次の態度、動きにいたっては、実にその筋合のきわだった一件であろう。

これは後年、本教における「行」の精神的志向性を決定づけたと思われる「この方の行は、水や火の行ではない。家業の業ぞ」という教え、これと一連の御理解第三十七節、三十八節、四十節等の実質的前提、あるいは発言の基礎的な事態ともいえるであろう。このような生活及び生活意識との連続になる教祖の信心は、教祖の回心と目される事態、つまり新しき道の受容形態が、現実的連続性を色濃くもつことに由来する。ここに教祖が生活の場を修行の場とし、それが広前の現実的意義となってきたことを知らされるのである。

他の一は、すでに「はだしの行」において明らかとなっている内容に関連をもつことであるが、立教神伝にある一段の表明である。

「家内も後家になったと思うてくれ。後家よりまし、もの云われ、相談もなり、子供つれてほとほと農業しおってくれ」

この一段は、いうまでもなく家族及びその生計にかかわる問題に対する指示である。この指示は、妻の「後家」への転成を要求する。しかしその後家は無夫の妻ではなく、有夫の後家を意味し、現実の家族生活との断絶、脱離を意味しない。いわば、妻もこれまでの妻の意味に止るのではなく、後家という意味において新たに肯定されるという、有夫に無夫をふくみ、その無夫に有夫という現実の意味がある。

これは明らかに妻の新たな生活に対する自覚を求めた言葉である。さきに教祖の新しき道の受容形態が連続性に立脚すると述べたが、妻の回心状況もまたその筋合につらなるものであった。妻の内面の自覚がふかまるに従って、生活の行動様式が変化し、取次の生活を発現してくるという、信心形成の健全さを示している。<sup>④</sup>

この二点を考えることにおいて、きわめて確かにいえることは、教祖のいわゆるこの道の布教が、まずなによりも取次によって道が人間自身に、そしてその生活のふところふかく入り、生活に内在し、その内側から徐々に変革していく

ということである。これは生活慣習に連続的に接木していく布教的性格を示すものともいえるし、またそれは取次の本質に根ざす特徴でもある。

取次の作用は生活の場に没入し、生活の意味と方向を根源から変革し、その形式、方法まで取次化していくという。この取次化の方向に妻も家族も結果としてむけしめられるのである。いわば、取次は人間・生活の変革を起さしめる能動因であると同時に、人間自体の目的因ともいわねばならぬ作用である。このように取次が生活に内在化するとき、生活（家業）は「行」としての意味をもち、妻は「後家」という、いずれも新たな意義をもって自覚がなるのである。この自覚の場が広前である。後年、教祖は広前の存在意義を論じて、「ここへは信心の稽古をしに来るのじゃから、よう稽古をしていねい<sup>⑤</sup>」という「信心の稽古」こそ、教祖が「行」として、既にその実質を体現したことに他ならない。信心と生活との根源的自覚的一体化の過程が行であり、信心の稽古である。そしてその場こそ広前として教祖に成立をみたのである。

かくして成立してくる広前に対して、教祖は漸次、神の指示のままに広前の条件を具備し、他面、教祖自身も隠居の姿をとり、農耕生産の実績の上に、またその処理の上に、さらに安政六年教祖最後の麦まきの時、農耕技術を伴浅吉に伝授する時において、やがて本格化するであろう取次のおかけを具現する等、順序をふんで承服がなされている。この承服過程の結果、立教の神伝があったことを考えるとき、教祖布教の性格の一端をここにみることができるであろう。

### 三 取次広前の現実化 — 取次の形式と内実

立教神伝前後までの広前は、主として教祖の主體的な信心、修行の場としての意義の強いものであることは前述のごとくである。しかし神伝後、教祖の取次布教が次第に本格化するにしたがって、信徒も増加し萬延元年（一八六〇）には「願

主歳書覚帳」なるものを調べ、これに記された信徒は慶応二年までの六年間に四百五十人を数えるにいたり、布教の堅実な展開をみせている。なお、文久三年以降においては、各地に信徒の自主的な講社の結成があったことも、この覚帳に記されている。

このような教勢の伸展と充実とは、社会的な関心をひくこととなり、必然に他宗の干渉を呼ぶこととなる。文久二年三月に蓮行院の修験者日野真賢等が庄屋を訪れ、「文治儀、金神を信心いたし候儀、差留呉度」という要望をなしている。ついで彼等は教祖広前の幕、幟、鏡、金幣、提灯、金燈籠等を奪取し、庄屋にこれらを焼却することをもちかけている。また、同年七月には矢掛の智教院の強請があり、教祖は彼等の所行を「ぐずり申し」と記しとどめているにすぎないが、その他児島五流の尊滝院の役僧等の寄付金の強要などもあったこと等も伝えられている。かかる他宗の干渉、既成宗教の圧力に対して、教祖はなんらの対抗的な処置も、態度すらもみせていない。これら山伏の亡状は、明治五年十一月の改暦及び同年九月の修験道の廃止によって彼等の非難、干渉の拠所を失うまで打続いてあったと推測される。

(「金光大神」縮P・14、P・188参照、以下「縮P」とす) 教祖のこれらに対する態度は、「うちむこう者には、負けて時節にまかせい」とか、「こんなに神様のところが淋しうなっても、同じことじゃ。壁をあてに拜んでも、おかげはたつのじゃから、まあお参りなされ」と信者に諭す教祖である。また、「さきを、楽しんでおれ」「氏子、さきで合点せよ」とも、時に情に激した教祖は「この方を殺してみい。そうすりや、法印の云うとおりになるうぞい」と信者にその信念のほどを示すこともあった。

この教祖の客観的な干渉、制約に対する態度を通じて、第一に浮ぶ特色は「時節にまかせ」という、時間を内に含んだ対決の姿勢であり、第二には、信仰が形式に支配されざるもの、内なる自覚に重心のおかれあることを示していることである。布教は、まさしく現実との対決である。その対決とは、単に対者の否定に意味があるのではなく、対決されるものをうちに止揚することである。外部より対者に臨み、対者を否定して自己の立場に従属せしめるのではない。あ

くまでも對する現実状況の中に自己を没入せしめ、時の流れに身をゆだね、その中において自己を更新していくのである。

客觀的現實の形式に依存し、保持される信仰であるならば、この修驗者の亡状のごとき、また、明治六年二月の神前撤去の口達により、広前が「あれの亡所」<sup>⑦</sup>ともなれば、それは信仰の破滅をもたらすこと必定である。形式に依存する信仰は、時の変化、状況の変転に対応できず、自らの墓穴を自ら掘っていくこととなろう。つまり時間をうちに含まぬ信仰であり、それは必ずや歴史の現實に復讐される。形式はいうまでもなく、その時代、その現實の人間の生きた内容に即し、それに応ずるにふさわしく、本質が内容的に限定され、ひとつの形式を成立せしめる。それほど形式は人間の生きる上に必要なことである。だが、ひとたびその形式に固執するとき、形式のもつ限界に信仰を止めることになり、時間を超え時間を生きる信仰とはなくなる。民族信仰の悲劇は往々にしてここに起因する。教祖の慧眼はこれを誤っておらない。もちろんこのことは形式の蔑視、拒否という一面的断定をいみするのではない。ことに信心は、きわめて主体的精神的なものであるが、それゆえに却ってそこに止まりえないものである。その精神は必ずや具体的な現実的実践形式をもたざるをえない。形式が形式のままに放置され、あるいは固執されるときには形骸化することく、信心もその精神面に止まるときには、現実に無意味となり、その精神もついに偽りのものと墮してしまふであらう。教祖の主体的な信心が、取次という実践を呼び、形式を生んで、信心の意義をさらに深めている。

#### 四 元治元年神伝の意義

そのいみで元治元年正月一日の神伝は、明確にその本質を開示したものであるといふべく、教祖の布教の自覺的根拠をつよくささえるものであった。神伝は語つて

「天地金乃神には、日本に宮・社なし。参り場所もなし、二間四面の宮を建ててくれい」

神の切願は氏子の参り場所としての社を教祖に求めている。同時にそれは神が自己表現としての宮、社の形式を求め、神が現実に入る、無より有の世界に入ること宣言することになる。しかし、この二間四面のということになれば単に信仰的な意味のみにおいて、現実に存立しない。それは社会的政治的な制約、権力支配のもとに存在意義が規定されるものでもあった。つまり公認宗教の問題性をはらむこととなる。ゆえに、

「天地金乃神には御上もなし、その方には御上もあり。世話人頼み、御上願ひ申上げい」

という手続きを必要とするのである。したがってそのいずれの一面の欠けが生じた場合にも、宮は成立しない。神はその必要上宮をつくらしめるのであるが、社会的にその存在を認められざる場合、神は自己の権威にかけてもそれに執着保有せんとする神ではなかった。

「こしらえて、上がかなわねば、どこへでも宮のいるところへ、やるけにかまわぬ。こしらいたせい」

と命ずる。認可されざる場合、神はふたたび有より無へ還っていくのである。だが、このことは、信仰と社会との両面の意義が成立した場合にも、神の宮として、神が有的世界にとどまらない。神伝一段のくくりの言葉は、

「御上がかのうてたてば、その方の宮。天地金乃神が宮へ入りておつては、この世がやみになり」

と宮の意義を規定した。

神は「声もなし形も見え」ざる存在、無である。しかしその無は、まさに無なるがゆえに有ならざるはない。無といふとき人々は直ちに有に非ざるものと考え。確かに無は有に非ざるものである。だがそれは無の一面にすぎない。無は無なるがゆえに超時間的超現実的に有ならざるはないのである。「天地金乃神の広前は世界中である」という神、「清きところも穢きところも、へだてなく」守る神、そして「天地金乃神は昔からある神」であった。とくに神の広前として、宮・社を必要とする神ではない。この天地そのまま神の広前は成立せるものであり、存在の意義を現わすもので

ある。しかし、現実にはこの神への「参り場所」「正真、氏子の願い、礼場所」として、人間には必要なのである。それを必要とせざるをえない人間の事情があるのである。神はその事情に応じて宮・社の要請をするのであるが、その事情のみであるならば、御上にもかない、諸種の社会的条件がととなうならば、宮は成立する。だが一度それが神の宮として固定され、神の存在意義もそこに定着するとき、神本来の意味は失われ「この世がやみ」となるのである。

ここに御上にかのうて建つ宮に、神の宮という意義を与えず、「その方の宮」「その方取次」の行われる宮とする必然の理由があり、この広前の意義をそこに確定することを、この神伝は明らかにしたと思われる。すなわち、この広前を取次の場とし、「正真、氏子の願い礼場所」「参り場所」として広前の新しき意義が確立するのである。広前がさきに主体的には修行の場、「信心の稽古」場所として、その意義を明らかにしたのであるが、ここに広前が社会的客観的な存在として、つまり布教の場として対他的な意義が成立したというべきであろう。

## 五 生神金光大神取次の意義

取次の機能は、主体的、対他的な広前をその場とするのであるが、なにゆえ神は、広前を「その方取次」のものとすることによって、所期の願いが成就することとなるのであろうか。いうまでもなく本教の取次は、教祖を初発の時とする生神金光大神の取次である。したがってこの問いは、天地金乃神と生神金光大神との関係をいかなるものとしてみるかによって、その答えは与えられるのではないか。

天地金乃神は神として端的にその「おかげ」を顕現するのではない。「此方金光大神あって天地金乃神のおかげを受けられるようになった。此方金光大神あって神は世に出たのである」(縮P・36) という。金光大神の取次において神のおかげは現出し、神は現実にもその意味をもって神となったのである。生神金光大神はその本来性においては、「天地乃

神より生神金光大神をさしむけ」られたもの（縮P・168）「天地の神と同根」なるものである。しかし生神金光大神は「生神」であって、すぐる安政五年九月の「一乃弟子」より十三年の信心辛抱の暁が、天地金乃神と同根一如となったのである。明治三年の神伝はつぎのごとくにそれを示している。

「取次生神金光大神社、当年、十三年に相成。辛抱いたし、神徳をもって、天地の神と同根なり」（縮P・170）  
 しかもこれよりさき慶応三年十一月に、

「日天子・月天子鬼門金乃神、取次金光大神現のひれいをもって、神の助かり、氏子の難なし。安心の道教え、いよいよ当年までで、神の頼みはじめから十一ヶ年に相成候。金光大神現これより神にもちえ。三神天地乃神のひれいがみえだした」

という段階過程が、すでにふまれているのである。金光大神現が「神ともちえ」られ、神となる、それは天地金乃神のひれい（働き）が、現実に現われてきたことを意味する。

このことは、天地金乃神が天地金乃神ならぬ生神金光大神の立場を通ることによって、神が生神金光大神となることによつて、はじめて天地金乃神となることでもいえる事態である。神が氏子（人間）の立場に生きることによつて、真実の神となることを示すものであるといえよう。生神金光大神ならぬ神は「昔からある神」（縮P・168）であつていまだ天地金乃神の意味をもつた神ではなかった。したがつて、さきの「天地金乃神より生神金光大神さしむけ」とは、神が生神金光大神として現われることであり、同時にその「生神」は「ここに神が生れる」という、人間が現実に神となることを意味するがゆえに、人々が生神となる事態は神の「さしむけ」となる。神が生神となり、生神が神のさしむけとなるこの事態は、神が生神の取次において神を超え、真実の神となることであり、生神また然りである。神を超えるとは、神の本来的存在意義を朦朧化せられることではない。むしろ神が生神金光大神の取次によつて、却つて鮮かにせられることになるのである。立教神伝の末尾をくくる「氏子あつての神神あつての氏子」あいよかけよでたちゆくという言意は、この間の消息を直截に物語るものであらう。



このゆえに天地金乃神は、広前を生神金光大神その方の宮、取次の場とすることによって、却って真実に天地金乃神の広前となるという他者媒介的に自己発現がなるという論理が存するのである。ここにもまた、この道の信心が、そして神が必然に取次を呼び求め、取次において、はじめて意義をもつものであることがわかるであろう。本教が布教を必然にもつ理由も、ここに基づくものといわざるをえない。端的にいえば、本教が現実に存すること自体において、すでにそこに布教があるといえることなのである。

## 六 布教の現実的意義について — ぶり売りについて

このような生神金光大神の意義をになった取次は「願う氏子におかげを授け、理解申してきかせ」る作用であるが、その作用は広前という限定された場のみを範疇とするものであるか。ここに問題の焦点を移行し、教祖における布教の現実的意義を確認しておきたい。教祖のある日の理解は、つぎのごとくに語り論じたことがあった。

「この結構なお道をぶり売りにいくなよ。金光大神は坐りて、このお道をひらいておるなり。必ずぶり売りにいくなよ。いれば、必ずもらいにくるなり」

と、教祖はすでに確立せる自身の布教の姿勢を示し、その「ぶり売り」の意を規定して近藤藤守につきのように教示した。

「信者の家へ、神を拜みに外出していくことは、ぶり売りと申すことなり。ぶり売りするなというておいたに、出られたのう。これからは出られなよ。出ずと家に居れ。三百里、四百里は神が引寄せてやるから、出るなよう」

また、高橋富枝には、

「おかげを安売りしてくれなよう。祈念・祈祷に歩くなど不見識なことはすな。隣同志でも拜みにいってはならぬ。参ってくるものだけ助けておけ」

同じ筋合にのる御理解である。教祖のこれらの言は、自身の体験的事実の重さをもつてささえられている。慶応二年九月の養母死去に際し、「一時も祈念やめること相ならぬ。死人のところへいくことならず」(縮P・385)との神諭のままた取次の座を動かなかった教祖である。その確信は「家が焼けても、じっとこうしている。どのようなことがあっても、動かぬ」(縮P・386)と語るほどのものであった。このような教祖の態度及び言行は、客観的には立教神伝の冒頭記述にみられる事情、教祖と参りくる氏子との「両方のさしつかえ」から結果として家業を止めるといふことがある。それは神、取次、氏子の三者の具体的現実状況に立つ必要に迫られるところから、取次の場の確立固定となったともいえる。さらに、家業中止の事態は、前述のごとく教祖の生活の場をそのまま神の宮、取次の広前となすという、いわば生活的布教形態をとつたことにも由来するであろう。また教祖の信仰が政治的社会的制約(公認非公認の問題)という客観状勢の中でのことであったことも考慮にいれねばならない。

だが、これらのみをその根本の理由とするものならば、教祖の布教は、地域的にも対象的にも封鎖的であり、自らその限界に止めようとするものであり、結果として布教効果も低く、積極性をもたない真に不徹底な布教態度ともいえるであろう。キリストにも「異邦人の途にゆくな。またサマリヤ人の町に入るな。むしろイスラエルの家の失せたる羊にゆけ」(マタイ伝十章五十一節)の言があった。また釈尊証得の法は「至微にして智者のみ能く知るところ」(相応部經典)とし、最初の説法の対機として選択された者は、五比丘という智者、理性的人間であった。布教の対象は選ばれ、地域は限定されている。

この問題は、世界宗教としての性格を本質的に内蔵するものか否か、布教をその生命的要素とするものであるかどうかを見究わめる重要な鍵の一つである。

門外不出、まさしくそれは教祖の布教態度の現象的表現として適切というほかはない。しかし、ものの外皮の観察をもつて、その内実まで「不出」であるかのごとき断定は、きわめて危険である。教祖の御理解と行為等において、なに

が核実であり、なにが外皮であるかを注意ぶかく見わけなければならぬ。

明治元年九月、教祖が生神金光大神の神号を許されたとき、神は「天下太平、諸国成就、総氏子身上安全ののぼり染めて立て、日々祈念いたせ」と、社会的平和と人類全体の至福とを祈りつづけることを教祖に求める。しかも、その祈りの名目を幟に染めかかげることを命じているのである。内にふかく祈りこめられるものを、外にも表出し、すべて生きとし生けるものの上に祈られ、また、人々もその祈りを心受し祈ることを求める神である。明治六年四月の「天地書附」の「書附はじめいたし、書きたためおき候え」との指示の意味するものも、やはり同じ神の願いにいづるものである。かかる願いは、教祖の子女の上にもおちた。金光金吉（正神）に対する「申渡し覚」（明治四年）において、「朝・晩共、天子様はじめ、天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全願えと被仰付候」と書き与え、祈りをもつことを求めた。このことは、すでに明治二年三月において、神は「日々朝・晩の祈念とめ。総氏子の祈念は家内、子どもにさせい」との指示をしている。

これらの神伝等を通じて、明らかに教祖の信心、取次の内実は、民族的社会的政治的制約の外皮にもかかわらず、世界宗教としての本質を有していたことは疑うことはできないであろう。さらに布教面についても、明治六年の「諸稽古のこと、なにかについての、きまりかたの書付」には、「五人の子に宮たつて、みな、それぞれ総氏子を助ける守役を申付るぞ。さきをたのしみ」（縮P・286）とあり、つづく明治七年には、「子供五人、五カ所宮立て、それぞれの役さする。夫婦、十二のえと組合せて、神の守役、氏子を願うこと」と、神伝によっても布教に対する積極的な願いを表明している。このことは後年、事実として現出している。（縮P・287）

また、教祖は信者に対してもその取次に一身一命をかけることを求め、唐樋常蔵には

「その方は、周防国の本宮なるぞ。疾病、患難、すべて諸難を救い、道をひらき、諸人を助けよ」（縮P・238）

と肺腑をつらぬく一言を与えている。明治九年八月、佐藤範雄が参拝の時、神は、

「御領の氏子、大工という職は、宮、寺をも建てる尊い職分ではあるが、その職人は世に多い。人の生命を助ける者は少いぞ。職をやめて神に一心になれよ」(縮P・287)

と、諄々と諭し語りかけた。時には布教の領域的構想にふれて、

「神様が、どうぞ道をひろめてくれ、といわれるので、東三十三ヶ国は私がひろめ、西三十三ヶ国は笠岡がひろめることになっておる」(縮P・241)

とも、語ったことがあったという。これほどの自主性、積極的な布教にかける願いと意図がある教祖にして、なおかつ門外不出の警告を取次者に与え、取次の場、広前に坐りきることを命ずる教祖であったのであろうか。

このことは布教の内容(質)と布教者の態度にかかわって重要な問題とみななければならない。教祖の警告もここに注意ぶかくそそがれている。さきの「ふり売り」の言に返ってみる。そこで指摘せられたことは「祈念、祈禱に歩く」「信者の家へ神を拝みに外出していくこと」といわれる事態である。このような事態の一般的傾向として、信仰は一方的側面的な欲求充足に終りやすい。神と取次者(布教者)の關係の中に、信者は傍觀的立場に位置づけられ、信者はただ祈禱料を提供して身の保全を祈ってもらうという慣習的信仰形態にとどまりやすい。つまり、信者自体の自主性の欠除、あるいは神と取次の中に信者自ら主体的に没入していく信仰態度が成立しないということである。またいささか表現を異にしていうならば、人間各自の抱く現実的な特定の目的を達するために、神を取次を利用する、すなわち取次をビジネス化した考え方となる。

これらは自己目的によって神を対象化し、制約を加えた神への信仰といえよう。かかる信仰に教祖の体現された道のおかげ、助かりというものが実現しうべくもないことは、けだし当然のことであろう。この道の取次は「願う氏子におかけを授け、理解申して聞かす」道である。この「願う氏子」という自主的な願いに立脚する人間、自己の主体をその神に、その取次の中に投入しくる人々の上に、道のおかげは発現し、人生の方向が与えられる「神の理解」(縮P・286)が

下るのである。求めて与えることなき道ではない。求めなきところに与えることが、どれほどの意味があるだろうか。与えること自体無意味となる。その付与には生産性、創造性をもたない。

教祖はつねに「実意をもって願え」(御理解・第五十節)、「一心に願え」(天地書付)、「その身から打込んでの真の信心をせよ」(御理解・第廿四節)と語り、呼びかけつづけた。かくまでに氏子の「願い」に意味の重さをあたえた教祖ゆえに、願い求めてくる氏子のみを助けておけと命じ、広前結界の座に自らをすえ、常恒不変の取次をすすめいくことを願ったのではないか。

そしてこのことは、広前の根本義にふれざるをえない問題である。かえりみれば、教祖の広前が、その成立において第一義ともいうべきことが「氏子の願い、礼場所」であり、それに呼応する取次にあったことはいうまでもない。しかもそのことは、同時に人々の「信心の稽古」を意味するものであった。教祖は「願う氏子に……理解申して聞かす」意を難波幸に語っているところで、「稽古じゃから二度までは教えてやるがよい。(中略)二度まで教えても、たずねてこぬような者は、稽古が嫌いなものじゃ」と、教えを聞く、取次を受けるそのことが、信心の稽古であることを示している。取次は、それ自体孤立して働きがあるものではなく、つねに現実の場では、神、取次、人間三者の具体的な関連状況における働きとなる。また、信心の稽古といわれることも、そのような具体状況の中ではじめて意味をもつものである。

## 七 縁 について

布教の場たる広前、そこにおける教祖の取次機能及びその意義は、以上のごとくであるが、それならば、人々はその入信において、いかなる縁に結ばれて広前へたどりつくこととなるのであろうか。布教という問題である以上、無視しえない問題である。このことは布教の伝達性に注目して浮んでくる問題であらう。

市村光五郎のつたえる教祖の論しは、端的に「信心は相縁、機縁」(縮P・363)と語っている。その縁は、なによりもおかげを受けた人の縁、その人の語る話の縁にふれることにあるのではないか。同じく市村に与えた教祖の御理解は「話のいかに重要なものであるかを示して、つぎのごとくに論している。

「金神様より金光に、いつまでもみてぬおかげを話にしておくのぞ。また巳の歳も、信心して神となりて、人に丁寧な話をしておくのが、真の道をふんでいくのぞ。金光がさげた言葉を違わぬように、またさげるのが、これが生神となるのぞ(後略)」(縮P・363)

話による伝達作用が「真の道」をふむことであり、その伝達自体が「道」と化する。道は生神への道である。ゆえにその道をふむことは、生神となるという。教祖はこのように根源的意義を伝達に認めているのである。しかも、その話とは「いつまでもみてぬおかげを話」にしたものであり、「その一言でも、千両にもかえられぬ」(縮P・363) ことであると論す。ゆえに教祖は、「この道は、はなしでたすかる道」といい、また、「おしえさえてやれば、人はたすかる」(縮P・365) と論すこともあった。このような話であつてこそ、人々の心に願いを喚起する、かけがえなきそれは媒介とならざるをえないであろう。

しかし、その話にふれ、その人格に接する機会というものは、偶然による他なきものであろうか。まさに偶然というならば、偶然を媒介とするものである。だが、その偶然は単なる偶然ではなくして、ひとたび自己がなんらかを縁として信心に結ばれた時、自己は必然にこの道にこの信心に生きずして、ありえざる自己であつたことを発見する。したがつて、その出会いも必然のものと自覚される。縁とは、実に信心の必然性が現実の偶然ともいふべき機会を媒介として現われたものである。

教祖はその布教初発の時に於いては、夫婦、親子、またそれにつらなる親族という既与の縁の中に新しき真実の道を具現し、やがてそれは地域社会の地縁に結ばれる人々に滲透していったのである。人格から人格へ、生活から生活の中への呼びかけ、交渉という、もつとも堅実な布教的性格と形態をもつものであつたことを知る。かくして次第に人々の

中に受容されたおかげの種子は、その人格を通し、その人間の居住地の精神的土壤の中にふかく根をおろし、新しき芽をふかせ、取次機能を發揮する講社の結成となり、後の教会の設立となるのである。

## 八 出社成立の必然性

これら講社、出社(教会)と称されるものは、いわゆる教祖直属の客観的系統につながって、その成立をみたというよりは、教祖の下においておかげを受け、道の自覚のなつた人間が、自主的に講を起し、取次機能を展開せしめたといふべきであろう。教祖広前へ初参拝の徳永健次の「御本社のお講社へ御加入いたしとうございます」という申出に対し、教祖の「ここには講社ということはありませんから、国元へお帰りなされて、そのうえ講社をとりたてて信心なされるがよろしうござります」との答えによつても、明らかに講社が自主的に成立していたことが知られる。

そこには当時の社会事情、なかならず国家の宗教政策が大きく制約を加えていたことを考慮にいれねばならない。教祖広前が元治元年の神伝において、その意義を成立し、白川家との交渉の結果、慶応三年、教祖は神職の補任状を受けたのであるが――明治四年には解任せられる――、これは金神社神主という名目の下に許されたものにすぎない。いわば教祖個人の資格であつて、独立公認の宗教として認められたものではない。したがつて出社、講社なども、公的に有機的な組織関係をもつことは許されない。そのいみでは出社はそれぞれに自主独立し、個々に白川家に入門し、神拝許状をとる必要があつたのである。<sup>⑩</sup>

しかしこのように出社の成立が個々の信仰的自主性にゆだねざるをえないのは、ただに客観事情のみに支配された結果とはいえない。布教といふ信心といわれるものは、その本来性においてきわめて自主独自の性格を強くもつものである。先に引用せる、東三十三カ国、西三十三カ国の道びらきの件、唐樋常蔵にかけた教祖の願い、佐藤範雄への教祖の

言葉、あるいは藤井吉兵衛に対して「道のために、ますますつとめよ」等、実質的には、教祖はきわめて積極的な意図をもって、自主的な布教をせしむべく促しているのである。さらに、なんらかの意味で取次を行う者に対しては、神号が付与され、教祖は出社神号帳なるものを調べている。神号は特定の人格、個人のものである。神号が直ちに出社を意味するとはいえないにしても、少くとも出社となった以上は必ず神号が付与されていることから考えても、この両者は無縁のものではなく、本質的には神号を付与された者は、出社結成へ必然に向わざるをえないものであろう。つまり、断定は許されないとしても、出社を予想された神号付与であったとみることはできないであらうか、という問題である。たとえば明治元年に「家内、子供まで御神号御許し」<sup>⑬</sup>があり、明治六年十一月には「子供五人、五カ所宮立て、それぞれの役をさする。夫婦、同十二のえと、組合せて、神の守役、氏子願うこと」<sup>⑭</sup>との所願を表明している。これは結果として五カ所の出社布教となったというよりも、既に神号付与の時点で必然に予想されていた目的ではなかったか。端的にいうならば、神号が出社を実質的に内容としてあるものではないか。

## ○

以上述べきたったごとく、実質的には教祖広前と出社との間には、積極的な本質関係がみられるのであるが、公的な組織関係としては認められていない。したがって教祖、出社ともにその布教は、客観的には神官、僧侶等(教導職)にまぎらわしい布教者としての態勢をとらず、広前の主体的な意義、性格たる修行の場、信心の稽古場所としての在り方を、その基調とせざるをえないものであったであらう。「訪人ニ対シ、己レ一箇、信仰崇敬之旨意、相語り候迄之義ハ」<sup>⑮</sup>客観的にも認められ許されるのである。教祖はこの基調を堅持し、客観的限界をこえない自重を常の態度としている。しかし、かかる客観的制約が、直ちに取次機能の制限となり、やむをえずして一面的基調に止まらざるをえなかったというのではない。あるいは教祖本来の取次がそのままに肯定された状況とさえいえるのである。教祖は、むしろかか



る制約状況を媒体として、実質的には取次の道本来のものを積極的に鮮明化し、自覚的な布教態勢を確立したともいえるのである。明治五年七月二十八日の神伝は、その顕著な一例として示すことができるであろう。神は「天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、と信者氏子に申付けい」と宣明し、「金光大神、拝むというな。お願い届けいたしてあげましょう、と申してよし。願う氏子の心でたのめいと申して聞かせい。わが心におかげはあり」と、その現実を生きる取次の姿勢を調えしめている。(御覚書、明治五年の条)

この「生神金光大神を立ぬき」とは、これより先明治四年十二月の神伝「生神金光大神社でき、何事も神の理解うけたまわり、承服いたせば安心になり、(後略)」という取次(理解)を受けることを意味する。「願う氏子の心でたのめい」とは、平野五良四郎に対する「このごろは(明治六年) 拝むことはできぬのじゃから、お前拝んで帰えれい。なんでも実意丁寧が第一じゃからのう。実意丁寧にしておれば、おかげが受けられる。(後略)」という御理解を裏付けるものである。末尾の「わが心におかげはあり」とは、神名確定の明治六年三月の天地書附にのぼる主要な一節であり、信心の主体性を明示せるものである。

以上のごとく、教祖は広前の性格、取次の現実的基調を自覚し、布教をすすめていくところから、客観現象として取次の機能が、主として「理解申して聞かす」ことに重心がおかれくることは、けだし必然のこととなるう。

教祖のある日の理解は柏原とくに語って、つぎのごとくに論している。「討向う者には、負けて時節に任せ。拝むなといえ、拝むな。呉れといえ、渡せ。機織はたを織り々々でも、糸をつむぎつむぎでも教えをせよ。教えてやれば、人は助かる」。この論しを受けたとくは「御言頂き帰り、家業かたわらに教えをす。世人助かる」とその喜びを記しとどめている<sup>⑩</sup>。教祖は、かつてこの道が「話しで助かる道」と規定したことは前述した。したがって社会的政治的制約が、取次の本質を否定しえず、現実にもその取次機能を決定的に阻害する条件にもなっていないのである。むしろ現実的制約制度の中に、実意をもって没入し、しかもその中から自己発現の道をひらいてくるという取次に生きた教祖であったこ

とが知られるのである。教祖はそこを語って「御上へ出ても、実意を立てぬき候<sup>⑮</sup>」と態度を表明している。

この教祖の現実対応の取次の在り方と、願いは同一の「人が助かる」ことに焦点を結びながらも、対照的な相違をみせたものが、笠岡の齋藤重右衛門の取次であろう。齋藤は文久三年、教祖広前へ大名行列のごとき四枚籠、供揃いで参詣、「お上をはばからざる仕儀」として官憲の忌諱にふれ拘禁されている。また、明治五年にいたって参拝者の往来が激しくなり、再び官憲の眼にふれることになったのであるが、事前に歎願書を小田県に提し、「格別穩便」な処置を受け、不問処分となっている<sup>⑯</sup>。これら一連の事件の反省として、齋藤は遺言書の形で残しているものに、教祖との違いを顕わに示している。

「今までは、ただ人を助ければよろしきことと思ひ、ただ信心いたし、何にてでも助ければよろしきことと思ひ申候につき、このたび科と考え、今、後悔いたし候<sup>⑰</sup>」

道の目的、原理を一にするならば、その実現方法、過程は問題なしとする跛行的態度、目的によってすべての現実的手段を正当化することの誤ちを自覚した言葉が、この遺書の言となつて現われているのではないか。もちろんその願いとするとところについては、誤っているのではない。

教祖における道といわれるものは、一方的客観的に存するものでなく、対する人間、現実の中に主体的に没入し、「あいやかけよでたちゆく」道を、その内から開発するものであった。道はつねに眺められる存在でなく、実存的信仰的に現実を生きていく、そこにひらかれてくるものである。ゆえにその生の現実を生きる歩み、その過程自体に道の発現があり、その歩みが道とも理解されてくるところに存するものである。既成の道を固定的に信念し、それをもって現実を他律的に規定するもの、それが道の具現と考へてはならない。

ここに教祖の布教は、布教それ自体が道、ということになるであろう。したがって出社の成立もまた、道の必然としてその意義をもつものでなければならぬ。出社は本来布教者自身、その地に生き、その風土的条件、慣習的法に従属し、そ

の現実的精神的土壤に通じる道の言葉をつかみとって生きるものである。しかも当時は公認宗教ならざるがため、出社は一見孤立した存在のごとく、全く独自の自主的な布教形態をとってくる。しかしそれは同時に実質的には、教祖広前の延長としての生命的な手続き関係に結ばれて存するものであった。この公認宗教ならざるがための問題は、ただに笠岡出社の例にとどまらず、客観的には種々の問題が出社一般に惹起してきたことも事実である。白神新一郎は神道中教院所属となり、唐樋常蔵は神宮教教師、田中庄吉等は御金神社を創立、葦田道之助がその講師となる等、教祖広前の手続き関係の外に、存立の名目上、形式的な他宗との関係をもつことを余儀なくせしめられていたのである。このような布教現象は、道の本質の保持、取次広前の現実的保証をうるための、やむをえざる措置であるといえ、教祖の意にそわぬことである。教祖は片岡次郎四郎に語って、

「他の教えの組下になつたら、神のひれいはたたぬぞ。本家と思え、分家と思うから、どうぞこの道のためには、この方と浮沈を一緒にしてくれ。神がたのむぞ」<sup>(22)</sup>

と、あくまで実質的なこの道の関係を堅持せんと願う教祖である。ここに道の本質を具現するにふさわしき現実形式を成立せしめ、積極的な布教をなすためには、出社講社の一大結集の下、教団組織のことを推進せしめざるをえない。このことが明治十五年から佐藤範雄、白神新一郎、近藤藤守の三直信によって「上下そろろう」ての具体的な運動となってきたのである。

(教学研究所所員)

### △註▽

- 1 「あのような、かたいじな人が、家内ゆえに、は、や、り、神、へ、ま、で参詣した」(「金光大神」縮P・127)
- 2 「金光大神」(縮P・96～106参照)
- 3 教祖の信仰が初期において、金神を対象として形成されるの

であるが、金神を否定して天地金乃神への道をあゆむのではなくして、むしろ金神に没入し、その内面から天地金乃神信仰へこえている。したがって神名確定後においても「金神の地所」

(明治六年十月) 「丑寅未申鬼門金乃神」(明治六年二月) と、なお

その痕迹をとどめている。

4 明治二年三月には「日々の御はん、娘、亥の年おくらにたかせい」と神伝があり、明治三年七月には「ぼろ・せんたく無用、一子大神へ申渡し。午歳切り」との申渡しをうけ、さらに明治七年二月「一子大神、当年より、金光山神へ世を相渡し候え。不安なことは立合いにいたし候え」と直接家事に手をわずらわすことなく、漸次、取次の生活に移行している。このことは教祖が立教神伝を受けた安政六年より、この明治七年まで実に十五年間の歳月をかけて成就をみたことになる。

5 「ここ(広前)へは信心の稽古をしにくるのじゃから、よう稽古をしていねい。夜・夜中どういふことがないとはかぎらぬから。おかげはわがうちでいただけい。子供があるものや、日傭とりは、わが家を出てくるわけにはいかぬ。病人があったりすれば、すてておいて参ってくることはできぬから、ここへは、まめなとき、参ってきて信心の稽古をしておけ」(「金光大神」縮 P・323)

6 安政五年十一月六日「唐紙三間半、中境二間分は菊桐型紙を買い、片ひらへはり」。同二十九日「上の間の正面へ棚いたし、厨子、三宝、酒二合入徳利となえ」。同年十二月六日「置炬燵いたし、別、その方ひとりあたり」等の神の指示があった。

7 「川手戸長より萩雄よびにおこし、早々参り、神の前片付けいと申しつけられ、同人帰り申し候。すぐに御広前片付け、あれの亡所に相成候」(御覚書明治六年二月の条)

8 教祖の備前児島郡田ノ口、難波幸に対する理解。「話を聞こう、聞こうと思うて来る者には、神様がひとり、ひとり、お話をさせなざる。神様は、稽古じゃから二度までは教えてやるがよいが、聞こうと思う者は、三度目はむこうからたずねて来る、とおっしゃるのじゃ。それをたずねて、こがれて来る者には、神様が、なんぼうでも切れぬように話しをさせて下さる。二度まで教えても、たずねて来ぬようなものは、稽古が嫌いなものじゃから、というて、お話はひとつもさせて下さらぬ」(縮 P・328)

9 「信心して、神になれい」「信心して神になることを、教えてやるぞ」「生きとる時に神になりおかずして、死んで神になれるか」等の一連の教えは、いづれも道が神(生神)を志向するものであることを示している。

10 「金光大神」(縮 P・316)

11 政府の明治四年(七一)五月十四日「神官職員規則」公布による解任。

12 齋藤重右衛門、高橋富枝等は慶応元年正月二十四日に白川家に入門。教祖は翌慶応二年十月二日に許状を得、「河内」の名が許されている。

13 御覚書、明治元年十一月の条。

14 御覚書、明治六年十一月二十二日の条。

15 明治九年十月十九日、敬神教育の請願に対する岡山県の指令案。「書面願之趣、訪人ニ対シ、己レ一箇、信仰崇敬之旨意、相語り候迄之義ハ、聞置候へ共、信心教育施行、教導職ニ紛敷

所業ハ、不相成候事」

16 「金光大神」(縮P・372)

17 「十一年(明治)よりは、信者日ましに参集す。世人大いに知る。栗原村氏神社の神主参り、賽銭初穂持ち帰る。又は山伏来り、御供品持ち帰り。無職の者は神を拜むことならずと誠む故を以て、大谷さんに参詣す。右次第教祖に申上ぐる。教祖御言葉に、討向う者には負けて時節に任せ。拜むなといえは、拜むな。呉れといえは、渡せ。機織を織り々々でも、糸をつむぎつ

むぎでも教えをせよ。教えてやれば、人は助かる。と御言頂き

帰り、家業かたわらに教えをす。世人助かる」(柏原とく、「教祖

金光大神様自承」—明治四十二年四月廿六日支部へ差出ス扣—)

18 御覚書、明治六年三月の条。

19 「笠岡金光大神」(青木茂著P・70)

20 同右(P・61)

21 「金光大神」(縮P・372)

22 同右(P・372)

## 教祖時代入信、取りつぎに従つた諸師について

金 光 真 整

一

教祖の時代、すなはち、我が道の初期の時代、縁あつて道を知り道の人となり、一心に信心にはげみおかげをうけ、さらにすすんで取りつぎの御用にあつた諸師のやうすをうかがつてみたい。これらの人々には、いろいろな方がある。社会的に地位のある人もあり、さうでない人もあり、学問のある人もあり、ない人もあり、良い家からからおちぶれた人もある。このやうないろいろな人が、道を知り信心をしておかげをうけ、取りつぎの御用にあたり、神徳をうけ教をとき、難儀な人々を救ひ助け、人々から先生としたはれるやうに、みんななつてゐるのである。その尊い生涯を道にささげつくして、世を終へてゐるのである。

この方々の、入信前のやうす、道を知り、道に入るときのやうす、そして、取りつぎの御用に立たれるまでのやうす、

これらをまとめてみたものである。

## 二

### 入信前の家庭の問題

まず、これらの諸師の入信に至るまでの家庭のやうすを見ると、不幸と思はれる場合が、ずいぶんうかがはれる。あちこちの神や仏に願ひをかけたたりしてゐる。そのあとで入信した人も見かけられる。白神新一郎は、社会的地位もあり生活にも困らなかつたが、安政二年(五五八)に父の周蔵が死亡・安政三年に四男の勝蔵が死亡・文久二年(六一八)に七男の春吉が死亡・明治元年(六一八)にもっとも望みをかけてゐた三男の勇三郎が死亡と、十数年間に四人死亡し、その上に自分自身が安政六年に眼病にかかり失明し、あちこちの神・仏に祈願をこめ、十数年も苦しんだ。片岡次郎四郎は、村でも有力者であり徳望のある家に成長したが、子供の榎衛が神・仏への祈願もむなしく四才で死亡し、そのため父の亀三郎がなげき苦しみ家の中がうち沈んでゐた。青井サキは、父の平七が十年間のいざり、母のりよはチジャクの病で一年のうち八割がた床につき、夫は道楽で金に困り、苦界に身を沈めても親を助けんと思はれるほど、両親のくるしみばかりみてきて、あちこちと神・仏に願つてゐた。畑徳三郎は、明治十四年(八一八)に父七郎兵衛が死亡・翌十五年に姉キクが死亡・同十六年には嫂ヨシが死亡、人々から金神のたたりだと噂され、つひに自分も病のために九ヶ月も病床に伏してゐた。大森梅は、「難が強かった」とか「己が身の不幸から入信した」と話してゐる。樋口鹿太郎は、村でも良い家に生れたが、父が大酒のみで家中を困らせてゐる。角南佐之吉、石原銀造は子供が相ついで死亡し、困つてゐた。西城種吉は、家庭に子供がないのでほしがつてゐたといふ。

### 自分の病氣

自分自身が病にかかり困つた人は、前記の白神新一郎の眼病、畑徳三郎の背髄の病をはじめ沢山ある。坂根利三郎は、肺の病で医者から養生を言ひわたされてゐた。近藤藤守は、大阪城代出入りの江戸三度飛脚の家に生れ

だが、二十五才で死ぬと言はれ、「どうせ死ぬなら」と道楽をし脳癆にかかり、妻も持病の癩で困つてゐた。桂松平の家は毛利家より代々苗字帯刀を許された旦那衆であつたが、代々の膈の病で死ぬことになつてゐて、松平もそれにかかり困つてゐた。藤井キヨノの家は教祖の組の五人組頭・判頭をつとめてゐたが、キヨノは二十五才で盲目になり、あちこちの神・仏に頼んでゐた。瀬戸簾蔵は、瀬戸家の養子である。瀬戸家は、養子とりの家でありながら代々目病を患ふといはれ、簾蔵も黒そこひにかかり苦しんでゐた。沢井光雄は、明治十六年一月腸チフスのために生死の巷をさまよつてゐた。小林財三郎は大腹痛で、藤井吉兵衛は宿痼のために困つてゐた。浅井岩蔵は、海運業をいとなんでゐたが、二十五、六のころ疝痛をやみ百方手をつくしたがなほらず、まことになんぎをしてゐた。

**家族の病氣** 自身に近いものの病氣でなんぎしてゐた人がある。齋藤重右衛門は、父の死のときに「自分の命をちぢめても」と願ひ、また自分が三度も眼病を患ひ、妻は文久元年(六一八)に血の道で重病にかかり、隣家の麦こなしの音まで障るほどになり、つひに三人の医師が手をはなしてしまふほどだつた。秋山甲は、母親が血の道で八年ばかり病み、方々の神・仏に願つたが一向によくならず、頭をこたつに入れるか、頭に焼けた石をのせるかもしなければならぬほどで、村中でその病を知らぬものがないといふほどであつた。難波幸は、夫が脚氣、中野セイも、夫の米治郎が脚氣であり、子供の辰之助が子守の不注意で頭をうち白痴になるだらうと言はれてゐた。山本定次郎の家では、母親が血の道から足が立たなくなつてゐた。伍賀慶春は、妻の病氣で困つてゐた。荻原豊松は、娘の眼病で二ケ年も難儀してゐた。齋藤宗次郎は、生れた子供が三日間泣きどほしで眼をあけず、むりにあけてみると七つも星があつたので、おどろき悲しんでゐた。利守しのは、子供の千代吉が病弱で困つてゐた。

**その他** 高橋富枝は、良い家柄に生れたが、祖父の代から不幸がつづき、父の代には田畑山林が人手にわたり借金までするほどになり、結婚はしたが主人は身持ちがおさまらなくて、先々のみこみが立たぬといふ有様であつた。唐樋常蔵は、父の死後九才で家をつぎ壯年より船乗りになり、人が良くまじめなので村人からも尊敬され、家庭円満でその



持船を「夫婦丸」とよばれるくらゐで、生来信心ぶかい方であった。佐藤範雄は、判頭の家に生れ、父が徴用されたり田が大水で流されたりして貧乏になったが、子供のころに大病をわずらひ、長じて大工となり、「明治の左甚五郎になりたい」と学問にまではげんでゐた。

以上、諸師の入信前の姿をうかがつたのであるが、家庭に問題のある人、いはゆる不幸な人が多い。中でも、病気で困つてゐる人が多い。眼病・脳病・胃腸病・背髄病・癩・血の道などの婦人病・脚氣・いざり等の病氣がある。かかつた人には、自分・夫・妻・父・母・息子・娘などがある。その他、子供がつぎつぎに死ぬ・父の大酒呑み・夫の道楽・身の不幸などの人もある。

しかし、唐樋常蔵・佐藤範雄のやうに世間の人と比較して、それほど不幸とも思はれない人のあることに注意したい。すなはち、教祖の時代に入信された諸師には不幸な氏子が多かつたが、さうでない人もある。このことからして教祖のころから不幸な人もさうでない人も、真実に道を求めたいと願ふ人ならば入つて行ける道であり、家業をやめて専心に取りつぎの御用に立つ熱意を生ぜしめるだけの道だつたことが考へられるのである。

### 三

これらの諸師がどうして道を知り、信心をはじめめるやうになつたのであらうか。

人にすすめられ

白神新一郎は岩藤市三郎の宅で話をきき、中島屋喜惣次の広前に参り、向明神藤井キヨノより教

をきいて入信した。青井サキは、或人のすすめによつて赤壁の金神へ参つた。近藤藤守は、伊藤文助よりしきりにすすめられて道を知り「マア何にせよ熱心」に話されるので、夫婦づれで伏見町の白神の広前に参り、教をきいて信心がうごき、おまつりだけしよとお宮を買つて帰つた。桂松平は、明田角太郎から熱心に道をすすめられ、まづ母親が入

信したのにつづき、母に説ききかす明田の話に心がうごき、おうかがひを立て、神威にうたれて入信した。秋山甲は、その長屋に住んでゐた塩飽キヨにすすめられ、共に教祖のもとに参拝して教をきいて一家中が入信した。畑徳三郎は、或人から「田畑五郎右衛門の話をきいたらどうか」とすすめられ、その通りにしてはじめて道を知り、田畑の話になつとくして入信した。荻原利喜三は、吉浦の彦助よりすすめられて入信した。唐樋常蔵は、尾道の得意先の青物問屋の主 人利吉より、聞くとはなしに道の話をきいて明治二年(一八六九)の初春に、教祖の下に参拝し道の人となつた。西城種吉は、知人の児玉吉次郎にみちびかれて三宅小一郎の広前に参拝したのが入信のはじめである。沢井光雄は、近藤藤守の信心友だちの薬罐屋の老人の話をきいて入信した。

#### 神にみちびかれて

片岡次郎四郎は、金神をまつるところがあればまゐりたいと願ひながら、家で一向に念じてゐた。そのころ、大森梅は「才崎におまゐりしたい氏子がゐるから、ここを教へるやうに」と石村某に伝へた。この話をきいて次郎四郎は大いに喜び、その日すぐに大森の広前にまゐり、教をきき、道の尊さを知り信念をかためた。(直信片岡次郎四郎師)

藤井キヨノは、盲目のために他所のおがむところへ行つたのんだら、夢の知らせに「大谷に金神さまを拝む人がある。そこへ行つたのんだらよい」とあつたので、安政六年九月二十八日(立教神伝のさがる直前)に参拝した。そして「盲目でも一生不自由はさせぬ」と教祖からさとされて入信した。(藤井真澄談)

#### 他人に話すのをきいて

斎藤重右衛門は、妻から「大谷にまゐつて来てくれたら満足する」とたのまれて、いやいやながら参つて、参拝してゐる氏子に向つて教祖が話してゐるのをきいて「なるほど道理ぢや」と感じて入信した。その妻は、だからからか噂をきいたものと思はれる。高橋富枝は、嫁入り先の近くの黒住福次郎のところでは話をきいて信仰心をおこし、その後教祖の広前にまゐり氏子に説いてゐられる御教をきいて深く感銘して道の人となつた。佐藤範雄は、明治八年秋母親と土肥弥吉とが話してゐるのを傍できいていたく靈感にうたれ、すぐに神棚を作って翌日から祀り、翌年正月に教祖のもとにまゐり、一心の信心が起つて、月参りをするやうになつた。

この、広前に参拝し、教をきき、なるほどとなつとくされたときの個々の話の内容を、うかがつてみたい。

#### 四

道を知る動機 以上によつて明らかかなことは、すでに信心してゐる人からすすめられて、参拝した人が大部分である。この、人の口から道が伝はつてゆくといふ形式が、そのころは重要な地位を占めてゐたと考へられる。しかし、人の話を傍で聞いての佐藤範雄、噂をきいた斎藤の妻、だれからともなくきいた高橋富枝、などもある。また、片岡次郎四郎のやうに氏子よりの願ひをうけて神の方から導かれた者、藤井キヨノのやうに他所の神より教へられた者もある。

ただ、まだ文書によつて入信し、取りつぎの御用に従つた者はみあたらない。そのころすでに、白神新一郎の著書「お道案内」があつたし、また同人の「乍恐奉御噂」をみると、文書による布教の意図がうかがはれるのである。「お道案内」は相当数書き写されてゐるから、今後の研究では文書で入信された人のことが明らかになるであらう。

話をきく 以上のやうにして入信し、それぞれの広前に参拝したものは、みな取りつぎの座から一応教を聞かされるのである。教祖なり親先生なりから裁伝や理解をきいて、なるほどその通りだとなつとくし、信心をすすめようといふ気になる。このあとで、氏子の願つて来た難儀なことについて「おかげがいただける」との指示がなされてゐる。かうした経過をたどつて、すぐに心から打込んで信心をすすめて、そのままおかげを受けた人、あまりしやんとせず教祖のところへ参拝してから、本当に打込んで信心をすすめておかげを受けた人、なつとくして入信したが真に打込めずに時節をまつてからおかげを受けた人、わからぬなりに手を合せおかげを受けてからのちに教をきいた人など、いろいろの人がある。これらの人々はいよいよ一心に信心に打ちこみ、奇蹟的なおかげを受け、更に心から信心する気になり、生涯道の御用に立つこととなつてきてゐるのである。

齋藤重右衛門 教祖がとりつぎをはじめて間もない文久二年(六一八)に入信した。そのころすでに、教祖は次のやうに  
 さとしてゐる。

「とかく、信心は、まことのところでなければならぬ親には孝、人には実意丁寧、家業を大切にし、いづれの神・仏をも、うやまはねばならぬ。『禍は下から』といふことがある。たとへ、小神たりとも、粗末にせぬやうに」  
 と参つてゐた氏子らに理解してゐる。これを戸口のところできいてゐた重右衛門は、

「さて、天理ぢや、道理ぢや。世間のひろいことを言はれる。これがまことの神さまである。人間でも利口なものは世間の広いことをいふ。いますこしはやく、参詣する氣になつてゐたならば、家内も全快になつたであらうに。さてもさても、自分といふものは、他のいふことをきかぬ、かたいぢなものである。教へてくれる人も、ただ『金神さまはよくわかる(見どほしである)』といふだけで、『ありがたい神さまである』とは、誰ひとりいふてきかせてくれなかつた」

とさとり、胸にこみ上げるものをおししづめ、東脇へ行つてしばらく泣き。涙をはらひ顔をすすいで、広前にすすみ妻の病状を話して祈念を乞ふた。教祖は、

「笠岡の病人は、三日のうちにおかげのしるしがあれば全快にならう。おかげのしるしがなければ、もう、むつかしい。いかに、神が人をたすける、とはいへ、この病人は、こんせい<sup>ひ</sup>がきれてをる。こんのきれたものは、神のちからにも、およばぬことである」

とさとした。病人は、その日から夜の寝汗がでぬやうになり、齋藤はさらに一心に信心をすすめ、全快のおかげをうけた。

樋口鹿太郎 父親が大酒呑みで田も畑も家も呑んでしまひ、一ケ年のあひだに呑まぬ日が三日もないくらゐだつた。呑めばあばれ、刀をぬいたりして人々を困らせ、家族のものが土蔵の中へのがれ、錠をかけてやすむといふほどであつた。それで、鹿太郎は、「酒を呑まぬ様にしてもらひたい」と願つた。十七才のときといふから、文久二年にあたる。このとき教祖は、

「親の好きな酒なら、よそへ参つて買つてきてもあげるくらゐのものぢや。好きなものを『止めて下されい』といふては良うない。まあ、信心しなされい。おかげがあらうせい。よう参つて来られた。今年の二度の祭り(鎮守の祭り)を、安心に、させてやらう」

ときとした。このときから一心に信心をすすめたところ、おさとしのとほりに氏神の祭礼のときには、酒をやめてしまひ、祭りの客がすすめても一滴ものまず甘酒ばかりのんでゐた。そこで祭りのときに事故がなく安心して終へることができた。(樋口勝太郎談)

坂根利三郎　まへまへから教祖のことは聞いてゐてよく知つてゐた。肺病になつてから、運動かたがた参拝する気になり、玉島から四キロの道を安政五年三月十七日(この年月日は検討を要するが教祖の取りつぎの初期であつたと考へられる)に教祖の広前にまゐり、取りつぎを願つたところ、

「神は声もなし、姿も見へぬによつて、人をもつて言はせる。すなはち、医師として『薬を用ひな・薬を服んでも何の効もない』など言ふべきはずなし。」

神は、朝日医師をもつて言はせ、足下をして信心の道へ入らしていただいたのである。神のお導きになれば何も心配はいらぬ。心配する心で、一心にすがれば命は助かる」

と教祖はさとした。他の医師が薬を作つてくれいろいろ養生をすすめるのに、朝日医師は「自分の好むものをたべ、適宜の運動をしたら全快する」と指示した。これを教祖は「朝日医師の言」と指摘したのである。このみさとしを受けて坂根は真にありがたいと感じ、氣丈夫となつた。そして、この日から心地よくなり、日参しておいおいに快方にむかひ、五月に元の健康体になつた。(金光教学第八集)

渋谷せん　万延元年(一八〇八)の春、血の道でなやみ、人に教へられて教祖のところへ参つて来た。教祖は祈念ののち、「これは、はや、血の道が高じて、ひどうなつてをる。もつとはやけりや、神も、時日じじつが限れるけれども、もう、かうなつては、時日を限つて、どう、といふことができぬ。」

かういふ血の道には、サフランがよいものぢや。小銭こぜにを、もつておいでりやあよし。なけりやあ、ここにあるから、なんぼうでも、用立ようだつて(貸して)あげますけい。鴨方へまはつて、買うて、去いにんさればよい」

ときとした。せんはその教のままにし、「死ぬれば、死んでもよい」とおもふて一心になり、その夜から翌夜までのあ

ひだに百二十回におよぶ通<sup>つう</sup>じで、お取りばらひをうけ、まもなく全快した。

齋藤宗次郎 慶応三年(一八七六)に子供の眼病で、教祖の広前に参った。そのとき、

「それは、産むときに、みんなたれでも、明き方にむき、また、金乃大神さまへは尻をむけ、天地の恩を知らぬゆゑ、これまでのご無礼をいたし。今日より、これまでのご無礼をお断り申してご信心せよ。今日より、十四日を楽しんでお蔭をうけよ」

と教祖はさとしてゐる。宗次郎はこの教を受けて一心に信心をすすめ、両眼に七つあつた白星が、七日目には四つとなり、十四日目には全部なくなり、清眼のおかげをうけた。

片岡次郎四郎 神の方から導かれて、大森ウメの広前に参ったところ、ウメは、

「私が、ご信心しだしたのも、難がつよかつたからぢやが、ご信心しておかげをうけたのぢやから、あんたもご信心なさつたら、たたりや、さよりは心配するにおよびません。おかげがうけられます」

と教へた。それから、教祖のことを知らされ、また、信心のまことで誰でも生神となることができることを知らされた。そして、慶応四年二月、ウメとともに大谷に参拝したところ、教祖は

「今までは、金神といへば、ただ恐ろしきたり神と思ひめたれど、信心してみれば、悪神にもあらず、たたり神にもあらず。

天地には、ただ、われらの親神おはします。この神、氏子よりたよらば、みかげをたまひ、願ふことはききたまふ神なり。

信心して、世のかがみとなるほどの、みかげを受けてくれよ。やがて、みかげをかうむりて、神のみところをうかがひ得るに到るべし。福田(倉敷市)の方よりも、さる人いできぬらむも、そは一人にかぎらず」

とさとした。次郎四郎は、感激していかなる苦しみにもたへて修行にはげみ神徳をうけ、世のかがみとなるほどのみかげをうけ、わが家、わが身のお救ひをうけ、すすんでは世の不幸な人を助けようとの決心をかためた。

福島儀兵衛 慶応三年六月のころ、酒井佐吉より、「実意丁寧、信一心もって一切成就する」との話をきき、感銘

をうけて入信した。翌年七月一日佐吉とともに教祖の広前に詣でた。

「大阪の氏子、遠方より、ようこそお参りなされた」

との教祖の言葉に驚ろきもし、深い感銘をうけた。

荻原利喜三、同豊松 利喜三は、娘の須喜の二ヶ年に亘る眼病のため、明治六年(七三)十二月に教祖の広前に参つた。すると、

「そちらの娘(須喜)は、執念でうたがひぶかい。頼うでやっても、おかげは無あから、今日は頼うでやらぬ。また、つれそふもの(夫の豊松)も、こげも信心気が無あけん、二へんとはいはん、一ぺんだけ、つれそふものを参らせよう」と

とさとした。それからち、豊松がはじめて参拝すると

「お前、ひごろ、どのやうな信心をしてをるか」

と尋ねられた。そこで、豊松は、

「日本国中の、あらゆる神・仏、悉皆、信心します」

とこたへた。これをうけて教祖は、

「それは、あまりの信心ぢや。そのなかには、ここがありがたあ、といふところはないか。人にしても、この人が親切なとか、この人がたのみがひがある、とかいふことがあらう。

なにごとを人にたのむにしても、ひとりには、うちまかすと、その人が、自分、およぶかぎりの力をつくして、世話をしてくれる。二人・三人たのむと、相談にくれて、ものごと、はかどらぬ。また、大工をやとうても、棟梁がなげにゃならぬ。なんでも、心といふたら、ひとつはきやない。日本の国でいふと、天子が心。一国では領主が心。一家では亭主が心。草・木にしても、心といふたら、ひとつにかぎる。

神信心も、この一心といふものをだすと、すぐ、おかげがいただける。この金神といふ神は、建築するに、『知らずにすれば牛・馬七匹。知つてすれば、亭主より七墓つかす』とむかしから、いひつたへるぢやないか。そのやうなむつかしい神なら、たのみがひがある。ところやすくして、おかげをうける方が、良からうぢやないか」

とさとした。そこで豊松は、

「いまより、こなたへ、一心になります」

と申しあげると、教祖は、

「それはいけぬ。帰って、一家、相だんのうへでのことにせよ」

とさらにさとされた。そのとほりに一家みんなで信心をすすめて全快し、お礼参りをしたのであった。

小林財三郎 明治八年（七一八）旧正月に、浅野寅吉にみちびかれてはじめて大谷に参拝した。そのとき、教祖は寅吉にむかつて

「申の年は、よう聞かんせい。物に不自由なといふけれども、決して不自由なことはない。神信心さへすれば、不自由はないから、丑寅鬼門金乃神といふて願へよ」

とさとした。それを聞いて財三郎は、おかしがたい靈威を感じたが、それでも心から信心する気にはならなかった。

瀬戸廉蔵

眼病により氣病みをし床についてゐたが、明治八年十月一日、高橋富枝の取りつぎを願ったところ、

「この氏は、心配からいたく根氣を損じてをる。根を養ひ取りたてさせてから、おかげをただかせよ。お餅をさげて、雑煮にしていただけさせてみい。氏がありがたう箸をとるやうであつたら、おかげになる」

との神伝があつた。その年正月、少々の雑煮をたべて大変いたみを感じ、もう餅はたべぬときめてゐた廉蔵ではあつたが、神のみさとしとして、

「ありがたく頂戴いたします」

とうけてたべた。そこで、急に元氣づき、おかげをうけるまで帰らぬといふ氣になつたところ、

「雑煮と知つて、箸をとつたその心掛をさへわすれななら、おかげはただかされる」  
とさらにさとされた。

その月の八日、はじめて教祖の広前に詣でたところ、

「その方の家は、信心すればらくぢゃが、信心せねば荒野屋敷になつて、蓬が生えるぞ」

との裁伝をうけて信心にはげむこととなつた。



青井サキ 明治八年赤壁の金神とよばれてゐた難波ナミの広前に参拝して、一切の事情を話して取りつぎを願つたところ、ナミは、

「この方の信心は、一心すればなほる。私の話をきいて帰り、両親へ話をして、二人(両親)がとくしんがゆけば、おかげをいただく」と説いてきかせた。サキは、

「二人の病気がなほることなれば、どのやうなる信心でもいたします」

とこたへた。しばらく参拝をしながら、ナミの説くところに両親へも話すうちに、親の心も穏やかになった。そののち、大谷へ詣でたところ、教祖は

「どの神へでも、わが一心とおもふ神へ、すがりさへすれば助けてくださる。あの神へもたのみ、この神へもたのみでは、神のちからせきが知れぬわいの」

とさとした。これをきいて、サキは、

「やれありがたや。これまでどこへ行つても、このとほりの教をきかして下されしところはなし。あるひは、『金神のたてこみ、地がおどろくから、家のうちにおどろきがある』とばかりいつて、『なほる』といふて下されし神はなし。なほして下さる神さまなれば、一命いれてたすけねばおかぬ」

と思ひ、これから力一ぱいに一心に信心し、父親の十年間のいざりもぼつぼつと一人だちができるおかげをうけ、母親もよほど快くなった。(青井サキ自叙)

佐藤範雄 明治八年の秋のくれ、近所の土肥弥吉の話から道を知った。弥吉は、中村信次郎のぶの手引きで信心をはじめ、教祖の教のとほりに五十日目にいざりが立ったのだった。その話を、範雄の母に弥吉が話し、さらに、

「おうちにも、信心なされませ。皆次郎さん(範雄の幼名)が、大工をしてをられるが、これまでは普請・作事に鬼門金神・八将神のたたり、方位・方角の障り、三隣亡ぢゃの、縁談・縁組に相性・相剋のとがめなどと、おそれてをつたが、『この方の教をまもれば、勝手・自由にさせて、家繁昌・子孫繁昌をまもつてやる』との、み教であります」

と話してゐた。範雄は、その傍にゐていたく靈感にうたれ、ありがたいと感激して信心の心を起した。このとき範雄の両親は、

「今年も早く、このお道を知つてゐたなら、方位・方角のためにかかる難儀はせなんだであらうに」

と語りながら喜んだ。それからしばらくした、明治九年の旧正月十日に弥吉とともに大谷に参拝した。弥吉が、

「金光さま。今日は、また、はじめての若い氏子をつれてまゐりました」

と申すと、教祖は、

「よくおまゐりなされた。なんの願ひか」

とたずねた。範雄は、

「なんの願ひもござりませぬ」

とこたへた。すると、

「さうか」

といつてから、祈念があり、裁伝が下つて、

「辰の年、一心に信心せよ。大願成就させる。

人をたすける身となれよ」

とあつた。この一言で、範雄は打ちおどろき、帰り道で「生神さまが天にお通ひになる道がついてゐる」と感じ、これからいよいよ一心の信念おこり、月参りをするやうになつたのである。

難波幸<sup>こわ</sup> 明治九年七月二日より夫が脚氣でくるしみ、大変はれてこまり、十一日に初めて教祖の広前にまゐつた。

裁伝がさがつて、

「十五日・廿一日・廿八日がおかげ日ぢや。おかげがいただけるぞ。

おかげ日には、神さまがお立ちあひ下されて、ご療治あそばされるから、悪かったら、ご療治がはげしいのぢや。

悪うても、神さまが鉄かねの関をいれて、先へこさせぬから心配はすな。良かったら喜べい。  
あふ人ごとに、道をたづねたづね来をるが、今に人に道を教へるやうになるぞ」

と教祖からさとされた。それから、一心に信心をすすめ、十五日は悪かったが、二十二日には人の肩にすがって二時間も小便がでて胸がすき、八月一日にははれがひいて全快した。

秋山甲きのえ 明治九年九月二十一日、年に一度の祭り日に、十三才のとき、生家の平野の実母が血の道の病ひで困つてゐたことについて、はじめて教祖の広前に参拝した。そのとき

「子之年の氏子。願ひ、ききずみ申す」

との裁伝があつてのあとで、

「お母さんの病気がなほるがええか、なほらぬがええか」

と聞かれ、甲は何と答へてよいかわからずだまつてゐると、

「なほるのがええぢやらう。日本は神国ぢやから、神さまに信心すれば忠義になり、またお母さんの病気も信心すればなほるから、孝行にもなる」

とさとされた。これについて、晩年まで、

「なんともかんともありがたかつた。そのころ学校（高等小学校）で忠義の教があつた。そして、忠義といへば戦争にゆかねばできぬやうに思つてゐた。それが、信心すれば忠義になるといはれたので、ほんたうにありがたかつた」

と語つてゐる。このときから、平野家では一家そろつて信心をはじめて、八年ごしの病人が全快したのであつた。

伍賀慶春 明治九年にはじめて教祖のもとに参拝、十九才になる妻の病気を願つたところ、

「辰の年（慶春のこと）よう備前からお参りなされた。今日は、お祭りぢやから、よう信心なされ。家内の代参に來られたさうなが、一流ひとながれ信心すれば、ようしてあげるから」

とさとされ、一心になり全快のおかけをうけた。

利守千代吉 生来病弱であったため、父の弥代吉が、教祖に取りつぎを願ったところ、

「お日さまのお照らしなさるもおかげ、雨がふるのもおかげで、人間はみなおかげの中に生かされてゐる。すでに、今の今、おかげをいただいでゐる」

とさとされた。それまで病気がなほりたいとだけ願つてゐた千代吉は、床の中でこれをきいて大そうおどろき、心境が一変した。その後、母親が代参し千代吉もだんだんとおかげをうけ、明治十二年七月十五日はじめて教祖のもとに参つて深く神徳にうたれた。

角南佐之吉 生れた子供がつぎつぎに死ぬので、青井サキの広前に参つた。そのとき

「この神さまは、拜んで助かる神さまではない。話をきいて助かる神さまぢや。心で、何でも願へばおかげを下さる」

と教へられた。それでも何となく不安で、明治十一年の冬に教祖のもとにサキとともに詣でた。その途中、教祖は狐や狸をつかうのではないかと話しながら参拜し、子供の病氣全快を願つたところ、

「さうぢやのう。氏子ひとり、すてるわけには、ゆかぬわい。まあ、あとのおかげを、うけなさるがよい」とさとし、さらに

「この方が、狐をつかふ、といふものがあるが、狐をつかふなら、千人まるれば、千疋つかはねばならぬてやなあ、ハハハ……」とわらつた。サキはさらに、

「この人の家には、罪がおほいに相違ない、といはれるのでありますが」

といふ。教祖は、

「自家で、罪をこしらへぬやうにせぬといけぬのう」

といふ。サキが、

「どういふわけでありませうか」

とたづねると、

伊藤文助の熱心さにほだされて、白神新一郎の広前に詣でた。それでも、様子をみにゆくといふ程度のとさとされた。

「家のものが、夜ねて、からだはやすめても、お前（佐之吉）のために、夜、ところをやすめることができぬと、ご無礼になるわい」といませめた。家のものが佐之吉をもてあましてゐることを指したのである。佐之吉は、ここではじめて得心して、一心に神にわびた。そして、このときの子供は死んだが、次の子が生れて、のちのちのおかげをうけた。

島村八太郎 教祖の教を伝へきいて、明治十二年（一八七九）三月にはじめて大谷に参拝したところ、

「島村さん、ようお参りなされたのう。信心するものは、腹を立ててはならぬ」

とさとした。八太郎は、元来、短気なたちだったから、この一言がいたく身にしみ、その後はおこたらず信心を進めた。桂松平 明治十二年から十四年の三ヶ年のあひだ、明田角太郎より熱心に道をすすめられた。母親のシゲに角太郎が話したなかの、

「天地金乃神と申すことは、天地のあひだに氏子をおかけを知らず。神・仏の宮・寺、氏子の家・宅、みな神の地所。その理知らず、方角・日柄ばかり見て無礼いたし、前々のメグリアハセで難をうけをる。若いものが信心すれば、四十までに家のメグリ、身のメグリを、取りはらうてやる」

といふのをきいて心が動いた。そして金比羅さまにうかがひをたて、珠数の玉が十回が十回とも丁の数がでるところから神威にうたれ、一心に信心を進めた。病氣全快ののち、明治十六年の春はじめて教祖の広前に詣でたとき、神より

「氏子。水が毒、水が毒といふが、水を毒と思ふな。水は薬といふ気になれば、水の病はさしはせぬ。氏子。水あたりといふことを言ふなよ。水一滴無うても、日はたつまいが。大地は何とある。みな水が元。『稻の一穂も、五合の水をもつてしめ固める』といふではないか。水の恩を知れよ」

と裁伝があり、そのあと取次ぎの座にかへった教祖から

「周防の氏子。『狐ぢやらうか、狸ぢやらうか』とおもうたうたがひがはれて、結構でありますなあ」

ことであつた。だから、夫人の持病は願つたが、自分のことは願ふ氣にならなかつた。白神のねんごろな理解の中に

「備中国浅口郡大谷村、生神金光大神さまが、おひらきくだされたる御教で、神さまは、天地金乃神さまと申しあげ、天は日・月さま、地は金乃神さまがお守りくださる。天は父、地は母なり。むかしより、天は拝めど、地を拝せず。まことに、あやまりである。天恩をしようとにも、地恩の宏大なることを、知らねばならぬ……」

とあり、それに感じ、さらに「おかげは、和賀心にある」との教もいたく心をうった。そのとき、

「たとへあの人（白神）が山師にせよ、なににせよ、教は結構であるから、自分も一つ信心してみよう」

と信心がうごき、お祀りだけはしようとお宮を買つて帰つた。そして、妻の癩はピタリととまり、おかげを受けた。それなのに近藤は、すぐにうちこんで信心するまでには至らなかつたし、自分の病氣のおかげも受けることができなかった。

和田安兵衛 白神新一郎の取りつぎをうけて胸の病が全快し、明治十三年（一八七〇）はじめて教祖のもとへお礼参りをした。そのとき

「お前は、命がないのであるが、神がたすけたのである。お前がとられては、あとにおかげをいただくものがない。普請のとき、丑寅・未申の方角へ、ご無礼したのである。早く帰りて、家内一同ご無礼のお詫びするがよい。神さまは、願うてすれば、差支へなくさせていただき、その上まもつて下さる。悪いことをして、よけようとするから、しかられる」

と教祖からさとされ、その神徳に恐れいった。

堤清四郎 京都の定宿であつた相宗豊次郎の家の人が病氣になつたのを見て死ぬと思つた。その人が助かり

「病氣もなほり、商売ももうかる」

との話をきいて、「金がもうかる」といふのが氣に入り信用はしなかつたが、明治十五年五月四日、中野米次郎のところを訪ねた。そこで聞いてもなつとくが行かず、教祖のもとへ参つた。このとき大阪の川口で、海におちたことを指摘されてびっくりし、心服したのである。

徳水健次 明治十五年（一八八二）十二月十八日、はじめて教祖のもとに参った。そして、諄々と理解をうけた。すなはち、理解は、

「一心にご信心なされませ。おかげがあります」

にはじまって、「生神とは、神が生れること、日乃大神さまのこと、学問のこと、病気の食事のこと、灸・鍼のこと、曆の日柄・方角のこと、牛肉をたべること、畑の虫・棉作りのおかげ話」などに及んだ。健次はなっとくして販り、眼病全快のおかげをうけた。くはしいことは御伝記「金光大神」の「金光大神の取次、ある日の理解」の中にのべられてあるので省略する。

横つね 明治十五・六年のころの正月、はじめて教祖のところへ参った。そのとき、

「参るところが無うても、土地の氏神にお参りしてお願ひすれば、氏神が、天地乃神にとどけにくるから、氏神へ参って信心をせよ」との教をうけ、夜ごとに氏神に丑の刻まゐりをして、信心にはげんだ。

畑徳三郎 明治十六年五月、田畑五郎右衛門をまねいて病床にあって道の話をきいて入信したのであるが、このときのことを次のやうに話してゐる。

「私は、その（田畑の）話をきいて、私の氣に入つたことが三つありました。

その一は、この道は方位・方角・日の吉凶をいはぬといふことで、

その二は、加持・祈祷・禁厭といふやうなことをせぬといふことで、

その三は、精進や物忌み・物断ちなどするに及ばぬといふことでありました。（中略）

この道は、一切そんなことをするに及ばぬ、生神金光大神の教を守つて、好きなものをたべて、おかげを受けることができる」

といふことで、私は有難いといふよりはむしろ、『これは大変面白い。一つ信心してみよう』といふ氣になつて、早速神棚を設けて床の中から拝んでをりました。」（金光教学第六集）

田畑よりは、三週間のおかげと教へられたが、かえつて悪くなつたりしてなかなか全快せず、九月になつて決心がつい

て、おかげを受けたのである。

## 五

つぎに、教の内容を十分にうかがふことはできぬが、道理を説かれたものと思はれるものについて述べる。

高橋富枝　ある日、黒住福次郎より教祖の話をきき、ふかく感動し信仰心をおこした。それは、そのころの村の俗習と現在の生きた人間の魂とが、いかなる関係にあるかと問題にしてゐたことについて、理解できたからである。このことを

「日ごろ求めてゐたものに、たどりついた深きよろこびを感じた」  
とのべてゐる。しかし、そのころ

「大谷の金神は、ごはっこうぢゃが、あれは、狸をつかうのぢゃ」

との噂があつたので、大谷へ参拝、教祖が参拝の人に理解してゐるのをきいて、

「これは、四ツ足風情ふせいの説きうるところでない」

と神徳を直感し、ふかい感銘をおぼえて帰った。

そのあと、二十日正月に姉と二人で参つたところ

「亥の年。その方はおさない婦人ながら、千人に一人の氏子である。

神の取りつきをして、諸方の人を助けてやれ、その人の助かる功力によって、寿命長久・永生きさしてやる。

神門拍手をゆるしてやりたいが、一度ではあまり軽々しいにより、いま一度参拝して来い」

とあつた。その次に参拝すると、

「神門拍手をうって拝め」



と裁伝があり、

「神門拍手とは、拍手とともに、神の門がひらけ、その方の願を、神がききとどけてやる。今日より、下葉の氏子としてやる」とあり、

「出社 一乃出し（一の弟子） 子明神。正月二十五日」

とのお書きさげと、六寸ばかりの五色の幣をもらった。

津川治雄 二十一才のころから、ながい病気でやすんでいたところ、教をきいて入信だんだん快方にむかった。そして、はじめて教祖の話をきいたときのことを、

「お話は、下手なりしも、ご如才なく。少しのうたがふ余地もなき、ありがたきご講釈で、なるほどと思ひ、世のはやり神とはちがふわいと思つた」

と、のちのちまで話してゐる。

以上の二人は、年代は明らかでないが取次ぎのはじめのころと考へられる。

藤井吉兵衛 年来の病氣のところ、浅井岩蔵にみちびかれて、齋藤重右衛門の広前へ参つたのが、慶応三年（一八六七）

四月十日である。重右衛門が参拝の人に理解してゐるのをきいた吉兵衛は、教が尊厳で、道理が高遠なのに感激、大いに悟るところがあつた。その二十三日二度目の参拝をし、そこで多年くるしんだ病氣が、たちまちに全快したのである。

白神新一郎 明治二年（一八六九）に入信した。新一郎については、佐藤金造がつぎのやうに記してゐる。

「明治二年十二月十一日、師は初めてこの中島屋に参つて、わが生神の道をきかれた。本来信心に厚く、眼病のために一入精進して来られた師は、いまだかつて聞いたことのない道を、いかにありがたきかされたことであらう。その信心が、火の如く燃え盛つたこととが、僅に一ヶ月ほどで、翌三年一月十三日「一ノ弟子」の神号を喜惣次師からさづけられたことによつて、うかがはれる」

とあり、その後教祖のところへ参り教をうけ、

「信心は、いよいよ厚く、ありがたしい心は、深まりまさらした」

とある。(金光教学  
第十一集)

沢井光雄 明治十六年(一八八三)一月三日、近藤藤守の信心友達の老人から、御神米をもらひ

「天地金乃神さま、金光さまと一心にたのみなさい。この神さまは、金神さまであるから、恐ろしい神さまであるかはりに、お頼みすれば悪いことでないかぎり、なんでも助けてくださるから、一心にお願ひして、この御神米をいただきなさい」

との話をきき、苦しみのなはだしいときだったので「金神さま、助けてください」と一心に願った。おかげを受けて、一月十五日に藤守の広前に参拝、お礼をのべ、道の教をきき、天地の神恩を悟った。(沢井  
先生)

## 六

以上のやうすをうかがってみて、共通点とおもはれることがある。それは、教祖などの説くところはつねに道の本筋にもとづくものであることは明らかであるが、教をうける方の人々が、その本筋と思はれるところを受けとめてゐるといふことである。ともすると、目先きのおかげにとらはれて、教祖などが願つてゐる道の本筋といふことを受けかねる場合が相当ある。それなのに、これらの人々はちゃんと、教祖らの願つてゐるところを受けようとし、受けてゐるのである。教祖の理解のすがたは、「金光大神」にのつてゐる、徳永健次の伝へるところでうかがはれる。しかし、その他の前述の人に説かれたところを見ても、断片的にのこつてゐるものでも、これだけあつてみると、或程度わからせられると思ふ。

教祖取りつぎのはじめのところから「天理・道理」がとかれ「少しの疑ふ余地のない」理解である。それをうけた出版社でも、「教が尊厳で、道理が高遠」と感激するやうな話ができ、信者も「実意丁寧・信心」でおかげをうけよと未信者に働きかけてゐる。

具体的にはじめて参拝した氏子らが、受けとめたのをまとめてみよう。説かれてゐる教は「いまだかつて聞いたことのない」ものであり、「四ツ足風情の説」くものでなく、「話をきいて助かる」道である。「天の恩・地の恩」「天地の大神」をさとることができ、「人間は、おかげの中に生かされ」てあり、「おかげは、和賀心」にあることがわからせられる。また、信心すれば「忠義にも、孝行」にもなるのである。

細部にわたると、「親に孝、人に実意・丁寧・家業大切」にし「腹をたてぬ」やうにするとか、「親の好きなものは、買うてでもあげる」とか、「神の方にむいて産をする」とか、毎日「ありがたい心」で食事をとるとか、「水の恩を知る」とか、「ご無礼をお詫びせよ」とか「願うてすれば差支ない」とか、さとされてゐる。

さらに、日柄・方位については、旧暦にでてゐる「日のよし・あし」「方角のよし・あし」について教へられ、「鬼門金神・八将神のたたり、方位・方角の障り、三隣亡」などいはず、また、縁談に「相性・相剋」をいはず、「加持・祈禱・禁厭」あるひは「精進・物忌み・物断ち」などせず、教を守れば「勝手自由に」でき「家繁昌・子孫繁昌」のおかげが受けられるとさとされてゐる。

かくして、神信心は「一心をだすとおかげ」になり「不自由はなく」なり「らく」になるし、「一心にたのめば、助けてもらへ」「一心すれば、病氣もなほり」「一心に信心すれば、大願成就」し、難儀な氏子が立ち行くやうになることができるといふのである。

これらは、教祖の教が主になってゐるが、出社のもの、或は信者の人の口からさとされてゐる。いづれも、はじめの人に対してのものである。受けとつたその人その人の程度によつて、さとす方法・内容がちがつてゐるし、また受けとつた人の受け方で、ちがつてくる。しかし、このやうにならべてみると、みな金光教の道の本筋を説かれてゐると思はれ、その本筋はみな間違ふことなく受けとつてゐるやうに考へられる。この点は、大たいに、信者(家業をやめて取りつぎの御用に専念した方ではない)の伝へるところと違ふところであると思ふ。一般の信者は、道の本筋というところを伝へるより、自分自身が直接

に、であったことがらについてのみ伝へる場合が多いからであらう。

これら諸師の入信の姿をうかがふと、まづ、話をきいてなっとくして信心のこころを起し、さらに打ちこんで信心をすすめ、不思議なおおかけを受けてゐることに気づかされるのである。耳から耳へと伝はるよりほかに、伝はる方法のなかつた時代に、取りつぎの座にすわりこんで、外に出ぬ布教が生き生きとすすめられたことは、ただ道理になつた教をしてゐたといふだけではなかつた。必ずそこに、目に見えての奇蹟的なおおかけがあらはれてゐたからだと考へる。

人によると、話をきいてなっとくしたときから、すぐに一心になつて信心をすすめて、それぞれに奇蹟的におおかけを受けた人がある。なるほどと感じて入信しても、心から打ちこむことができなかつたが、教祖のところでは話をきいてからしやんとし、一心に信心するやうになつて、おおかけをうけた人がある。また、後述するが、近藤藤守や畑徳三郎のやうに一応なつとくしてのち、ぎりぎりのところまで追ひつめられてから一心になつて、おおかけをうけた人もある。大まかにいふと、話をきいてすぐに一心になつた人は、絶体絶命のところまで追ひつめられた人が多いし、ならぬ人はなんとなくゆとりのみられる人が多い。

いづれにしても、

(一) 話をきいてなっとくすること、

(二) 奇蹟的なおおかけを受けること、

この二つのことを、そのなかにうかがふことができる。さらにいへばこれらの諸師は、この二つのことを両方とも、身をもって受けた人といへよう。

(つづく)

(教学研究所囑託)

# 教会継承をめぐる問題について

米 本 鎮 雄

## 一 研究の目的及び方法

立教以来、百有余年の歴史を経た今日の金光教においては、個々の教会もその歴史年数の経過とともに教会長の世代継承が行われ、歴史の古い教会では八十年以上の教会史を有し、そこでは必然的に教会長の世代が三代・四代という時期を迎えている。<sup>①</sup>

図表A<sup>②</sup>(次頁)は金光教の教会の歴史的情况を表わしたものである。この図表が示す如く、教会の大半が夫々かなりの歴史年数を経ている。現教会長の世代が何代であるかについては未調査であるが、仮りにこれを一世代、三十年という見当で見れば、教会総数の六九%が二代以上の世代継承者による教会と看做することができる。

さて、以上のような歴史的段階にある金光教においては戦後の信教自由なる新憲法下に新たに認証された、いわゆる

(図表A)

昭和35年12月31日現在

歴史年数	教会数	%
61年以上	253	16
51 ~ 60	158	853
41 ~ 50	317	
31 ~ 40	378	
21 ~ 30	421	516
11 ~ 20	55	
0 ~ 10	40	
計	1622	100

(本部教庁・教勢統計より)

見てさしつかえないであろう。

ところが、既成宗教的性格にみられる問題には、教団体制の確立に反比例して生ずるやに思われる信仰心の欠如という問題がある。これがしばしば教会の形骸化或いは停滞化と指摘せられるところの問題である。

この点について、宗教社会学者小口偉一氏は「創唱者の唱えた当時、信仰者の集団は職業的なものではなかった。しかしその集団には、やがて階級組織が生じ、宗教を職業とする僧職者が形成されるに至った。特に僧職者を世襲とする集団は、本来は選択的、任意的集団たる教団に内的な矛盾を持たせるようになった」(「日本宗教の社会的性格」P.8)と指摘しているが、前述したような歴史的段階にある金光教においては、この点の反省吟味を行うことの必要性を痛感する。

さて、主題の「教会継承」とは右に述べてきたような、教会の歴史年数の経過とともに必然生起する教会長の世代交代のことを意味するのであるが、斯かる「教会継承」の規定の仕方は、教会を制度体として捉えての形式的な見方に立っているものである。というのは、ひきつぐ対象としての教会は単に制度体として捉えられるのみでなく、信奉者の信心が啓発育成される場といった教会の中身たる信仰的側面からも捉えられねばならない。また、教会には教会長を中心と

新宗教群とは教団的な性格を異にしている。たとえば、布教面についていえば、新宗教は、概ね新規開拓布教による教線拡大の方向を目指し、教団の社会的基盤の確立に急である。ところが、斯かる段階を既に経過している、いわゆる既成宗教においては新規開拓布教に重点が置かれるというよりも、既設教会(寺院)の充実とその展開性に重点が置かれる。金光教団においても、近年余り教会数は増加していない。そして、にもかくにも既に全国各地及び海外にわたって教会が一千六百有余から存在するという事実においては、金光教が既成宗教的性格を帯びていると

して形成せられる教会家族という存在があるが、そのような角度からも教会を考える必要がある。したがって、「教会継承」という場合にはきわめて広範囲な問題領域が予想せられるが、本稿では、前述の如く教会という組織体の中心的機能を推進すると考えられる教会長という立場の継承と、一応限定的に規定して考えてみたい。

さて、斯かる教会長の継承ということについては、それぞれの教会の特殊性から、或いは現代社会機構の上から様々な問題がかかわって、複雑な様相をもたらしていると思われる。

本稿においては、このような教会継承に関する問題状況を教内の既存資料、たとえば「教会長信行会」<sup>④</sup>「教内各機関誌」<sup>⑤</sup>「教会に関する実態調査」<sup>⑥</sup>等より整理検討し、且つその継承形態とそれのもつ問題性について、金光教の信仰的立場から考察を試みようと思う。

## 二 教会継承の問題情況

「教会継承」即ち教会長の継承と限定して考えると、教会長は、金光教においては「教規第二百八條」に規定せられているように、教会という組織体運営の責任的地位にあるというに止まらず、取次者としての信仰的人格をも合わせもった金光教独自の性格と機能を付与されている。したがってその立場や働きの推移変遷は、一般機能集団の長たる者のそれと違って、一際重要な意味がそこにあると考えられる。さて、このような教会長の継承ということにかかわって、とりわけ問題となるのは、金光教の世襲的傾向についてである。以下この点について前記資料を基に述べてみよう。

「本教では事実上、継承者は世襲的<sup>⑦</sup>になっているが、世襲的なことで真に道の継承ができるであろうか」<sup>(「教会長信行会」P.128)</sup>といった問題提起がある。ところでこの問題は一応二つの立場から分析的に考えることができよう。即ち、継承ということを媒介として「ひきつがれる側」つまり教会の立場からの問題と「ひきつぐ側」つまり継承者の立場からの問題で

ある。

### (1) 教会の立場からの問題

ひきつがれる側の教会の立場からの問題は、教会の存続展開を基盤として考えるところからの問題である。前記問題提起もそこからのものである。つまり、この問題提起の前提となっているのは世襲的であるということがとかく継承者の信仰的内容の欠如をきたすとの見方に立っており、結果、継承者による教会機能が停滞化乃至は形骸化を招来するといった問題を予測している。確かに世襲的であるということは、継承者に継承の中身たる信心の継承という精神面が稀薄となるという傾向がみられる。たとえば「教会の長男に生れたから」とか、或いは「親がすすめるから」とか、「教会子弟は殆んど教師になるから」とか、「教会を継げば生活が保証されているから」といった安易な継承者の継承態度においては、教会がその機能において停滞化乃至は形骸化を招くのは、必然であるといえよう。

世襲的であるということにおいては、以上のごとき継承者の無気力な継承による教会機能の形骸化という問題があるが、更にまた別の問題として、継承者と目された者の継承忌避により、継承者がなくなるという問題がある。これは、前述来のごとき教会の中心的な機能推進者である教会長の欠如というきわめて具体的な問題を惹起するわけで、教会の立場からは深刻な問題といわねばならない。

ところで、前者の問題、即ち教会機能の停滞化、形骸化という実情については、現在のところ客観的な資料にもとづいて把握することは困難であるので、その点についての立ち入った考察はさしひかえる。それに反して、後者の問題、即ち継承者と目された者の継承忌避については、昭和三十六年二月に金光教本部教庁が行った「教会に関する実態調査」より、その実情を知ることができるのでそれにもとづいて考察してみよう。

図表Bは、その集計結果である。先ず簡単にこの調査の実施状況を述べると、これは昭和三十六年一月三十一日現在



(図表B)

## 後継者について

	教会数	%
あ る	835	55.0
今はないが予定 されている	216	14.1
養子が要る	98	10.6
養女が要る	2	
養子・養女共に 要る	63	
子弟はいるが後 継したがる	76	4.7
未 記 入	240	15.6
計	1530	100

において一六二二教会(教会の総数)中、機能喪失教会(専任教会長が欠員または教会施設の欠如しているもの等)を除いた一五九五教会を調査対象として行われたものである。そして、その中一五三〇教会、96%(回収率)の回答がよせられている。したがって、一応教会の全体的な動向を捉えているものといえよう。

とところで、この調査結果が示す継承者忌避は、図表Bにみられる如く、全体の四・七%、七六教会で必ずしも多い数ではない。しかしここで注意を要するのは、この継承忌避者は継承者と目されたものに限っての調査結果であって、ここで子弟と呼んでいるのは、いわゆる教会子弟全体を指しているのではないということ、この調査には明

瞭でない点があるということである。前者は忌避数の内容についての確認であるが、後者については少しく説明を要しよう。即ち、図表Bにおいて「今はないが予定されている」という項が設けられているが、その内容がはっきりしないということである。何となれば、この事項に対する回答は恐らく、継承者が幼少であって、親たる教会長が、継承者が成人したあかつきには当然継承するものとの見込みに立っているものと推測される。もしそうとするならば、継承者が成人した折に継承を忌避する場合も当然予測されるが、その場合、これが未記入の二四〇教会と合わせれば、四五六教会となり、実に全体の約三割という多い数字となる。したがって、この中身如何によっては継承忌避数が七六教会よりも大巾に上まわることが予想され、この点を確認することは、継承問題を扱うに際しては重要な点であろう。

次に、以上の継承忌避を示している七六教会について、その忌避理由を考えてみる必要がある。それは図表C(次頁)のごとき結果がみられる。但し、この図表の総計は一六四になっているが、それは一教会で二項以上にわたって回答し

(図表C)

後継したくない理由	回答数
教会はいやだ	17
信心に関心を持たない	16
教会経済が不安定だ	53
自由な生活が出来ない	8
就職している	60
その他	10
計	164

多いことは、現代の社会状況との関連から当然の結果と思われる。したがって、「就職している」という項は他の事項の理由に比して、最も全般にわたる理由であろうと思われる。斯かる推測より「就職している」60は実数で、継承忌避七六教会の継承者はその殆んどが就職していると考えられる。しかも、教会経済の不安定乃至は就職を理由とする継承者の継承忌避は、一般生活水準が向上し、且つ物質生活に至上の価値を置く現代では、今後益々増加することが予想される。

## (2) 継承者の立場からの問題

次に、継承する側の立場から、教会継承についての問題を考察してみよう。それは継承者が継承を決意する以前の問題と継承を決意してから後の問題とに分けて考えられよう。

### イ、継承を決意する以前の問題

継承者が教会継承を決意するまでに当面する問題は、どのような事柄であろうか。ここに「教師を志願するよう親からいわれるが、みずからその気になれない」(「教報」昭和三十五年九月号) (「教会子弟の集い」P. 8) という教会子弟の訴えがみられるが、これは一応

ているためである。(例えば「教会はいやだ」と「就職している」という二項にわたってチェックしている—本部教庁教務課談)

ところで、この図表において「就職している」の項に対して60の数があれば、誰しも何らかの職をもつといえよう。しかし、教会継承を予定されている者が他職に従事するとなると、そこには何らかの理由がなくてはならない。それらの理由が「教会はいやだ」「自由な生活が出来ぬ」「信心に関心を持たない」「教会経済が不安定だ」ということとなるのであろうが、それらの中でも教会経済が不安定だという理由が一番

教師志願についての問題である。しかし教規第二百一十一條の規定によれば、後任教会長の資格は、当該教会の在籍または縁故ある教師でなければならぬという規定になっているから、教師志願の問題は、やがて教会継承の基本的な問題にも関連してくる。したがって、ここに端的に示されているところの「親の意志によって不本意な志願をする」という問題は、多くの場合、実質的には同時に教会継承の問題でもある。

さて、この問題を起してくる原因は、一つは教会子弟の親をして、なるべくならば我が子に後を継がせしめようとする金光教の世襲的慣行にもとづくものと考えられる。そしてこのような世襲的慣行は、後継者にとっては職業選択の自由が拘束され、気のすまない継承においやられる事態を招来する。

今一つは、教会子弟である継承者が親の気持ちにさからいたくないという心理、或いは自己の長年の生活環境の場としての教会家庭から離れたくないという家庭に対する人間の原始的な心理からの規制が考えられる。しかし、このような親乃至は家庭依存の心理は畢竟継承者に経済生活の基盤がないということにも深くかかわっている。この点、我が国の生活情況について次のような見解が述べられている。即ち「我が国の生活情況は、子女が独立の生活をたててゆく可能性をつくってやるだけでは十分ではなく、その可能性を現実化するところまで配慮しなければならぬ。一人前に達すれば、財産を分与して分業させるとか、営業の資本を与えて企業を起させるとか、あるいは運動して就職口を獲得するとかいう親の保護機能が必要である」(講座「社会学」第四巻「家族の生活保証の機能」森岡清美述)といわれている。もしこうした傾向を一般的とするならば、世襲的慣行意識を止めている金光教においては、教会長たる親に、以上のような親の配慮を期待することはできない。したがって、教会子弟の職業選択に当っては、このような教会子弟独自の教会環境があり、そこでは親の保護機能が必要としない独立心のきわめて旺盛な教会子弟は教外に去り、そうでない教会子弟は、多く家業世襲のごとくに教会の後を継ぐというような傾向がみられるのではあるまいか。

その他、継承者が悩みとしている問題には「教会子弟なるが故に周囲から特別視されることを感じいやな思いをする」

（「教報」同上）とか「教会子弟であることに誇りを持ってない」（同上）等の問題がある。これは、一般家庭と異なる教会という特異な環境より生ずる悩みであり、こうした悩みはやがて教会継承を忌避するに至る遠因ともなるものである。

ロ、継承を決意して後の問題

継承を決意してからの問題は、これを更に教会機能の上から継承者が在籍教師である場合の問題と、継承者が教会長になってからの問題とに分けて考えることができる。前者についての問題は「親先生と自分との信念の違いにより、信者に迷いが生じ、教会内に暗いかげが生じて悩む」（「教会長信行」（会）P. 98）。「若先生の働き場がないというのは場がないのか、意欲がないのか」（同上P. 98）といった問題提起に示されている。これらの問題は、親である教会長との世代の差、或いは信仰体験の差による信仰的な考え方の違いから生ずる問題、また教会という制度体では、教会長と在籍教師という関係は、当然職能的差異をもつものであるが、この関係が実は親子である場合が多いので、一般機能集団の如き機能分化が行われ得ないといった問題である。つまり制度体でありながら、制度体としての機能の発揮ができないといった問題がある。更にこのことは、より本質的には、凡そ教会機能の中心が結界取次という単一の場であるため、そこに教会長が恪勤すれば在籍教師は何をするのかと、在籍教師の機能が問われなければならないという教会布教の形態的特殊性にかかわって生ずる問題でもある。

また、教会経済のあり方をめぐって、継承者の問題が提起されている。即ち、「親先生が七十才、若先生が四十才、子供が十才というのは教会で普通にみられる家族構成である。この中にあって四十才になる若先生（副教会長である）が電車賃に至るまで親先生にお願いせねばならぬ教会が非常に多いと聞かされて驚かされた」（「金光青年」（昭和三十）五年十二月号、巻頭言）とあるように若先生と呼ばれる継承者の立場が、経済的に確立していない事実がみられる。このような教会の経済のあり方は、果してこの道の信仰の基本的な性質に起因するものであろうか。或いは各教会毎の特殊事情に依るものであろうか。それは兎も角として、金光教の教会には、社会の近代化にもかかわらず、未だに「主従関係」「徒弟制」「丁稚奉公」とい

ったような封建的な様相が、かなり深く残存しているように思われる。

継承者が教会長になってからの問題は「初代がしたような苦勞をせよといわれるが、生活条件の変っている今日では、そのまま通用しない。それであって、この時代に即した布教の仕方が分らず、心の重荷になっている」(「教会長信行」といった問題提起に集約される。即ち、初代、布教創始者、教会創設者ではなく、その継承者としての信心が基本的に問われる問題であって、これは今日の教会自体が抱えている問題と同質的な問題といえよう。

以上は本教の世襲的傾向に胚胎している今日の問題状況を若干整理して述べてみたのであるが、斯かる問題状況は教団の次のような反省とも合わせ、今日の教団においてきわめて切実な問題であろう。即ち、「人が助かりさえすればよい」といわれる本教でありながら、次第に庶民の実態からはなれていこうとしているのではないかとみられることである。教祖は当時の庶民階級にあって、庶民の苦しみをつぶさに体験し、したがって常に庶民のがわに立っていたのに、時代がうつるにつれて、そこからはなれて支配者のがわに立つということになってきてはいないか。小市民的な満足感におちいつているということがあるのではないか。それをさらに掘下げると教会長の世襲的などころにも一つの原因がありはしないか。二代、三代となると教会維持の上でもある固定した基盤ができ、教師と信徒の分業という傾向を助長しその職分を守るという意識でもっていかに取り次ぐかという技術的なものを求めることになる、それは取次の形骸化を招く以外の何ものでもない」。(「金光教報」昭和三十七年三月号「庶民の難儀が助けられるために」上原博士をかこむ円卓集より P.1)

ところで、この世襲的傾向ということは、金光教においてはあくまで世襲的傾向であって、制度上、継承規定はあっても、それは世襲規定ではない。したがって制度上からは、先に定まっているような継承者の存在はなく、そこでは当然、継承者の無気力な継承とか、その継承忌避という問題はないといわねばならない。しかるに、それがあえて問題となるのは、継承制度の規定よりも強力に現実を世襲的傾向にもたらしところの或る作用が考えられるからである。

そこで、次にこの世襲的傾向をもたらしものについて考究し継承問題の所在を確認してみたい。

## 三 世襲的傾向とその問題

継承形態が世襲的傾向を帯びるようになったことについては、金光教の成立発展史の背景たる社会環境を考察する必要もあるが（例えば、封建制度下における家族制度及び戦前までの国家制度であった謂ゆる旧民法下の家族制度等の考察があげられる）、ここでは先ず金光教の信仰の独自性―教祖の信仰内容を捉えることによって、この問題を考えてみたい。

金光教の抑々の成立は、教祖が立教神伝を受けて従来の家業である百姓をやめ、以後専心取次ぎ助ける布教生活に入ったことにある。ところがその生活の転換において、教祖はいわゆる仏教における出家生活、或いはカソリックの禁欲生活のように、血縁的な系類、つまり家族との縁を断ち切った単独者としての布教生活ではなく農業を営んでいた時と同じように家族をそのまま抱えて布教生活に入っている。金光教が成立するための基点としての立教神伝に「後家よりまし、物言われ、相談もなり、子供つれてほとほと農業しおってくれ」なる一節があるが、このように神伝といわれる性質のものに、家族に言及した内容が含まれていることはきわめて特異なことではなからうか。一般に、宗教といえば、聖と俗とに分けて宗教は聖に属するものといった考え方がなされ、そこでは自己の人間的側面を否定し、例えば、妻帯もせず、子女ももたないというような宗教家を尊しとしてきた。ところが、教祖においては最初から聖も俗もない。何となれば、教祖は家庭の人としての立場、具体的に云えば、妻に対する夫として、また子に対する親としての立場での生活的難儀を、教祖自身つぶさに体験するところから、その信仰が生まれているからである。以上のようなことは教祖によって成る教え、即ち、教典中の教えや、御伝記「金光大神」の内容に、親子、家族の在り方についての教え、また心が親から子、子から孫へ伝わることを願っての教えが、多々散見されることからも裏付けられよう。そして教祖自身、妻を始め五人の子供に夫々神号を許し、「子供五人、五カ所宮たて、それぞれの役をさする。……神の守役」（「金光縮刷版」P・203）という記述にもみられるように、教祖は取次者として、人を助け他を立ち行かしめると同時に、家族の上にも

信仰を及ぼして家族ぐるみの布教をめざしている。

さて、このような教祖の信仰を基として成立する教会は、社会学上の集団類型としては、機能集団というよりも第一次集団即ち家族集团的色彩を基底としている。即ち、布教といえば、概ね、対社会的な宗教活動として、外へ向う働きといえる。しかし金光教においては、先ず教会長たる者は、自己の信ずる信仰を己が家族成員に伝え、そのことによつて教会長自らの家庭全体が助かつていくことが、自ずと他の人々の家庭の在り方にも展開していく、いわばそうした筋合において始めて金光教の布教ということが成立つものと考えられる。斯かる布教の在り方から、教会は家族集团的色彩をもつものと考えられる。したがって、金光教がこのような家族集团的傾向を帯びるのには、わが国古来よりの伝承的な家族形態の影響を看過することができないとしても、今日ではそうした歴史的、社会的影響も含みこんでそのことが金光教信仰の独自の性格となつていくと考えられる。もし、そうとすれば、教会における継承者の継承忌避ということが、信奉者もしくは教会の布教機能の上に及ぼす影響はきわめて大きいといわねばならない。教師或いは教会長はそのような自覚において教祖の信心を神習い、率先してその信心を生活の上に具現実践すべき者である。されば教会長を中心として形成される教会家族においてこそ、先ず道の信心が具現実践されねば教会がその布教機能において十分なる働きをあらわすことができない。それはもとより世襲という形象的な事柄がなされたらよいというのではなく、信仰的精神を体しての自ずからなる姿としてのことである。以上述べたように、そうした教会における教会家族の信仰的な位置から規制されることによつて、教会継承は教会家族においてなされるのが自然なものといえよう。そこに教会継承は必然的に世襲的傾向を帯びるものと考えられる。

然らば、かかる信仰的規制をもつ教会継承ということとは、教団の制度たる教規において、どのように取扱われているであろうか。「教規」とは、いうまでもなく、金光教という一つの社会集団の制度である。したがって、教規は、教団

機構の成員である信奉者に守るべく定められているところの行為規範である。ところがその行為規範である教規においては次ぎのごとく継承に関する規定を挙げている。

先ず、教会継承の中心である教会長については、その資格を、

第二百九条 教師でなければ、教会長となることができない。

2 左の各号の一に該当する者は、教会長となることができない。

一 罷免処分後二年を経過しない者

二 謹慎処分の執行中又は執行猶予中の者

と規定している。この第二項は欠格条項であるが、その基本資格として教会長は教師であることが前提条件とされている。次ぎに教会長の選任方法として、

第二百十条 教会長は、本人の願い出により、教主が任命する。但し、設立当初の教会長は、設立者たる教師を任命する。

2 前項の任命を願い出ようとするときは、信徒総代の連署を要する。

と規定せられている。この規定によれば、本人の願い出（それには信徒総代の連署を要する）によって教主が任命するということが、つまり本人の願い出という継承者の継承意志とそれを信奉者（教師を除く）の代表である信徒総代が認知して、最終的には一教の統理者としての教主が任命するという手続になっている。ところで本人が願い出るについては、その願い出る場合の条件並びに本人の資格について、

（後任教会長）

第二百十一条 教会長が欠けたときは、二月以内に、左の各号の一に該当する者が後任教会長の任命を願い出なければならぬ。



一 当該教会の在籍教師

二 当該教会に縁故がある教師

三 前各号の規定により難い事情があるときは、その他の教師

と規定されている。即ち、右のごとく願い出る者の資格について限定があり、その序列は資格の優先序列になっている。さて、このように規定されているが、その規定の基盤には世襲的或いは法脈的というような考え方がなされていない。したがってこの規定は敢えていえば、継承事態の発生した教会の関係教師による自発的志願と、且つ教主の任命制という二つを基本の形式としているといえようか。

しかしながら、これらの教会長選任手続に関する一連の規定を貫いているのは「本人の願い出」ということである。その「本人の願い出」ということは、教規というものの性格が信仰内容を信奉者の行為規範として表現しているものであるから、当然本人の信仰的発露としての自発性にもとづくものである。しかるに前述したような教内の世襲的慣行意識にあっては、往々にして「本人の願い出」ということはそのような世襲的慣行意識の下になされるといふ実態がみられ、ここに継承問題の一大視点が有るといえよう。

即ち、教規における本人の自発性ということとは、信仰本来の主体的性格にもとづく当然の規定であると考えられる。しかし、世襲的慣行もまた、前述してきたごとく教会の家族集団的な信仰構造から必然的に生まれてきたものである。したがって、この両者の関係が教規の「本人の願い出」という規定の内容として統一的に取扱われねばならない。そのためには、教会家族集団的信仰構造の中において家族員個々に主体的な信仰が実現されてゆくことこそが、金光教における教会継承の基本要件であり、そこから世襲的慣行にもとづく教会継承も、いわゆる教会の形骸化を阻止する働きを実現してゆくものと思われる。

この問題究明の究極的な意図は金光教永遠の展開的基盤ともなる教会継承のあるべき姿を究明することである。しながら、宗教の制度と信仰の本質との間に横たわる問題が結局、これらのことを究明してゆく場合には、つねに永遠の課題として起ってくる。ドイツの宗教学者フォン・ヴィーゼは「宗教集団は宗教的超地上的なものと社会的地上的なものとの間における葛藤を余儀なくされるものであり、この葛藤は諸々の人間関係中、もっとも悲劇的なものである」（「宗教社会学」P・195）といみじくも述べている。また、松村克己氏は「教団は一つの社会的勢力として自己の存在を保つ為の必要から生じるが、そこに人為的な制度が始まる：（中略）：そこに外的な形態や組織が内的生命とその発展を阻止し枯渇せしめる危険が生まれる。併しこの危険は単なる危険として避けられるべきものであるだけではない。元来別の危険に対処するためにとられた方策に伴って出て来た危険である。茲に教団というものの極めて困難な問題がある」（「現代宗教講座第三巻」教団の本質 P・198）と指摘しているが、このような問題性が、教会継承という具体的現実的な事柄についても密接不可分な問題として考えられる。斯かる点の究明が、本報告では、十分にできなかった。それについては金光教の教会観或いは教会の制度機構等についての把握がどれ程も出来ていない現状においては、本稿全般にわたって、きわめて底の浅い報告に終ったこととも合わせ、今後の課題として究明していきたいと思っている。

（教学研究所助手）

### △註▽

- 諸教会は皆この時期の設立であり、これらの教会の世代継承は三代・四代に及んでいる。
- 1 立教神伝降下（一九五九）より教祖帰幽（一九八三）までの二十四年間に今日の教会の原初である「出社」は、既に凡そ二十程成立している。そして教会派生の本ともいふべき大阪・難波・芸備等の
  - 2 「金光教報」昭和三六年三月号の八年次別教会教師数表▽より作成

- 3 金光教本部教庁発行（昭和三十五年三月）これは昭和三十四年の立教百年の御年柄に当って、全教の教会長が本部に参集して（九回にわたって行われていた）語り合わされた内容を本部教庁が整理記録して刊行したものである。したがって、それは今日の教内の実情を把握する上に貴重な資料といえよう。
- 4 「金光教報」→金光教本部教庁月刊機関誌、「金光青年」→金光教連合本部青年会月刊機関誌等。
- 5 この「実態調査」については本文で後述している。
- 6 本稿では「継承者」という言葉に統一して用いている。継承者の他に後継者とか相続者という言葉があるが、これらと厳格な区別をして用いているわけではない。
- 7 「教典」中では御理解第七十八節「……身代と人間と健康と

が揃うて三代続いたら家柄人筋となってこれが神の気感に適うたのぢゃ……」或いは御理解第百節「……金光大神は子孫繁昌家繁昌の道を教えるのぢゃ」等。御伝記「金光大神」では「高橋小みと」の項において「この道は、一代仏をきらうぞ」との神のみさとしによって、高橋小みとを再婚せしめている記述がみられる（同縮P・15）。また「後継者に対するみさとし」の項で、白神新一郎の嗣子信吉が教会継承について教祖の許へ相談に来た時、「おやのあとを子がつぐが当然、おまえのところがけが結構じゃ。是非そうするがよかるう」と教祖は述べ、且つ信吉にその肚が決った時、教祖は「この方いきておるあいだに、はや二代目ができた」とよろこんでいる情景の記述がみられる。

（同縮P・246～247）

## 本教信者の教義理解の諸相

—— 実態調査にもとづく分析 ——

澤 田 重 信

この報告は信奉者の信心生活研究—実態調査によるその諸相の把握—の第三回報告である。この報告をもって一連の調査報告はおわることとなる。(昭和三十五年九月調査実施)

### 一 研 究 目 的

信心生活をすすめる上で教義のもっている働きというものはどのようなものであろうか。われわれ信奉者が、教義というものに触れるのは、おおよそ次のような場面においてである。

例えば、人生の途上で歩んでゆくべき道がわからなくなり、「取次」を願い出た場合、取次の先生から、どのようにすれば、悩み苦しみから解放たれてゆくことができるか、その道を教えられる。さらに説教、信者間の懇談等を通して、生活について反省させられるのである。信者はこのような場面で教義に触れている。そして教義は、生活指針をた

てる上でその内容となるのである。教義というものを通して生活体験に意味づけが可能となり、自己の生活のあり方というものが吟味される。このようなことができるのは、教義というものが、人間のあり方というものを全面的に、体系的・組織的に問題としているからである。この教義は金光教祖の信心生活の過程のなから生まれ、教祖の生き方を信じる信順者達にうけつがれ、その信順者達の生活内容となっていくのである。

信心する以上、この教えを聞く、聞くということが必然的に伴なう。そうして信者のなかに、その人個有の教義理解の体系というものができあがる。教義が問題になるとき、その人の信心は盲目的な信心というものではなくなる。そこではある論理が働き、信心内容を多少でも組織立てようとする努力がなされるのである。この信心の論理的吟味において教義内容が整備されるといえよう。

この場合、信者の置かれている環境によって、教義の理解の仕方に、なんらかの色の違い、深さの違いというものがあるように思う。つまり、教義のうけとり方、納得の仕方に個性がでてくるのである。ある人はAに、ある人はBに、信心の真髄を見ようとする。例えば、教義を説く場合、神の恩を中心にして本教の信心の内容を説く人、めぐりという人間のあり方を中心にして本教の信心内容を強調する人と様々である。場合によっては、解釈の違いという問題も起ってくる。

そこで、どのような教義理解の種々相がみられるか、を問題としてみたい。しかしながら、この研究の性質からいって、信者の中に保持される教義の論理的な首尾一貫性とか齋一性とかを問題にするのではない。ここでは教義のうけとり方の違いというものを問題にしてみたい。問題の重点は、教義内容の異同という点にあるのではなくて、その異同のあること自体の問題性を考えていくところにある。

この調査を試みた理由は次のような意見が教内にあったからである。

すなわち、本教の教義内容はきわめて多様に解釈されているという意見、教義の中心である取次、生神金光大神、天

地金乃神の関連がわからないという意見、さらに、教義が信者全般に把握されていないので教団外からの問いかけに対して答えがなされ難いという意見等々である。これらが真実であるなら、本教の信心構造、布教方式から、こうした事実が起きているのかどうか、その原因を追求することが必要であろう。その前にまずその究明の手がかりとして、信者の側で教義のうけとり方がどうなっているのか、その具体像をとらえてみる必要があると考える。

## 二 研究 方 法

教義内容について、神・人・取次・難儀・信心・おかげ・霊・社会という八項を定め、各項に三―二の答を用意し、それへのチェックのされ方をみて解釈する、という方法を採用した。質問文は表1のとおりである。この方法は一種の類型化の方法である。各項の質問文に数値を与え、得点によって教義のうけとり方の型を探ろうとした。この方法は既に試験的に実施して方法的限界もあるが、(金光教学3号掲載、信者の信心生活について―実態調査による問題把握の視点P. 151-152を参照されたい) あえてこの方法を用いたのは、性・世代・階層・入信後の年数別による教義のうけとめ方というものを課題として残してきているのでその面を把握してみることと、ある程度の標本数を用いて一応の問題の見通しを得たからである。

この方法で危ぶまれる点は、質問文に教典の諸内容を十分にこなし盛りこみえたかどうかという点である。調査結果を解釈する場合もこの研究者の教義解釈にもとづくのであるから、研究者の教義解釈が、この研究を实のあるものにするかどうかのキメ手になる。そこで解釈をすすめる場合次の四点に注意し、解釈の上で節度を保ってゆきたい。

1、本教教義の中核は「氏子あっての神神あっての氏子あいよかけよで立ち行く」という点にある。ところがこの「立ち行く」ということは、それが人間に即してのことである以上、それぞれその生活内容の違いによって人間のあり方にも段階がみられる。そして、その段階にはその段階としての妥当性というべきものがあるわけである。是・非の問題は

<表1> 質問文

項	質問文	御理解
神	Q <sub>1</sub> 神様はいつもお守り下さっている	11 節
	Q <sub>2</sub> 外国人も天地金乃神の氏子だ	51 節
	Q <sub>3</sub> 信心しないものは氏子とはいえない	21 節
人	Q <sub>4</sub> 努力のないところには神のめぐみもない	22 節
	Q <sub>5</sub> お願いとおりにならんのも御神意である	78 節
	Q <sub>6</sub> おかげは神様の下さるもので人間の努力のせいでない	7 節
取次	Q <sub>7</sub> お取次を頂くとは、何でも先生のいわれとおりにさせて頂くことだ	34 節
	Q <sub>8</sub> お取次を願わずとも自分で神様に願えばおかげになる	71 節
	Q <sub>9</sub> 自分でできることはお取次を頂くまでもない	71 節
難儀	Q <sub>10</sub> 自分のいたらなさが難儀のもとだ	信心乃心得 12 20
	Q <sub>11</sub> 人が苦しむのはその人の先祖が神に御無礼をしたからだ	3 節
	Q <sub>12</sub> 難儀はすべて社会がよくなればなくなっていく	
信心	Q <sub>13</sub> 信心は心をつくりかえるものだ	35 節
	Q <sub>14</sub> 死後のことよりも現世の生活を考える方が大切だ	51 節
	Q <sub>15</sub> 物が恵まれるように願うのは本当の信心でない	83 節
おかげ	Q <sub>16</sub> 信心は難儀にうちかつことを教える	52 節
	Q <sub>17</sub> 信心しておれば多少生活が貧しくともつらいと思わぬ	84 節
	Q <sub>18</sub> 暮しがよくなることが神様に喜んで頂くことになる	78 節
霊	Q <sub>19</sub> 信心すれば先祖が安心する	
	Q <sub>20</sub> 先祖をまつるのは霊の加護を願うためだ	44 節
社会	Q <sub>21</sub> 本教はもっと平和運動に力をいれるべきだ	
	Q <sub>22</sub> 政治の問題よりも信心に一心になる方が大切だ	

その段階の限界性というものが、自覚されたとき初めて意味をもってくる。人間が助かるということにはこうしたところがある。この点から言って、教義に対する理解の相違も、教義理解の一側面として、一応了承するという態度をとる。ただ教義の正当的解釈と思われる内容に即して、そうした相違した理解というものがもっている意味を考えてみたい。価値判断はこの立場に立ってのみ可能である。

2、右に関連するが、何が教義の正当的解釈かということになると、これが難しい問題である。ここに教義内容を体系的に

的に確にとらえて質問を構成したかどうかということが問題になる。質問は教義の様々な内容を提示したにとどまっていなかったから引き出せ

るものは、個人に焦点を絞って言ってみると、どのような教義内容をうけとっているかはとらええても、その教義内容間の論理的連関性というものはとらえられないのである。つまり教義理解の型の違いはとらえられても、この型の違いのもっている論理的構造はとらえられないという限界がある。さらにいえば、教義というものはなんらかの形で論理的表現体として、個人の中に定着するものである。そこで信奉者が教義を理解するときは、いわゆる観として組織的に整理されているものであろう。したがって問いの仕方としては、例えば「人間」を問題にする場合、人間の生き方そのもの、の違いを類型化する方法が考えられる。この報告ではこうした方法を探らず、人間の生き方の一側面にスポットをあてたにとどまっている。したがって回答者の答えを支える生き方の論理がつかめないのである。右の二方法は問題をヨコに切って類型化する方法とタテに切って類型化する方法の違いだといえる。

3、観として把握されるとき、そこには知的表現がともなう。それは知ることができるようになっている。けれども教義をいくら知っているといっても、それが生活と結びつかなければ意味がない。したがって、この報告においては、数値の高さが必ずしも信心生活の深さを意味しているとは限らない。予想的に言えばここに生活とのかかわりの中で教義のあり方を見出す方法を考える必要がある。

4、この調査研究には以上のような限界がある。ただこうした限界を補うのに研究者の体験を利用しうるかと思う。それは回答という言語表現の後にある人間の体験も、研究者の体験も同じ道の事柄だからである。

### 三 研 究 報 告

報告を次の順序でおこなう。

A、標本全体について各質問ごとに集計する。さらに、各項の教義内容を類型化してみる。そこから教義のうけとり方の諸相を分析



する。その際、男女別の違いが見出せれば、その内容を吟味する。  
B、類型化の方法から得られた得点の合計から平均値を導き出す。この平均値によって、性別、世代別、學歷別、入信後別に教義のうけとり方の特徴をとらえる。

#### A 教義理解の諸相

この項では教義としてうけとられている諸内容を表2にしたがって肯定回答の%から観察する。この%の内容を分析する上で類型化の方法からえられた表3の結果を参照する。表2の標本数は男一三八〇名、女一〇九七名である。表3の標本数は男九九三名、女七四八名である。(表2と表3の標本数の違いは調査紙の回収ミスから生じた。このことは金光教学5P・56に記した)  
なお表3の得点は各質問(表2参照)に点を与え、その点の合計を回答数で除したものである。しかし、各項のうち全てに〇〇〇とチェックすると、得点3になり、〇×〇の場合、×〇×の場合も得点3になるので、その差を出すため、それぞれ、3.5、3、2.5と区別をつけてある。

神に  
Q<sub>1</sub>・Q<sub>2</sub>・Q<sub>3</sub>

この項で問題にしたのは神と人間がどうとらえられているかということである。Q<sub>1</sub>は神の恵み、Q<sub>2</sub>・Q<sub>3</sub>は神と人間の関係をたずねた。Q<sub>1</sub>に対する答は表2によると、殆んどの人が、神は人間に守護的に働きかけているものとされている。男九三・七%、女九六・二%である。そこから人間はQ<sub>2</sub>のように、男九八・八%、女九九・一%が等しく神の氏子とされる。他方、同じ氏子という言葉であっても、信心するという条件が加わらねば充実な意味になり難いという、Q<sub>3</sub>の答にみられる含みがある。これは男一四・七%、女一七・二%である。このことは氏子という言葉に広義・狭義二様の意味があるということであろう。

表3からみてみると、最も多い得点は4であって、男八〇・四%、女八〇・二%である。これはQ<sub>1</sub>・Q<sub>2</sub>にチェック

<表2> 質問に対する回答 単位% 回答者 男 1380人 女 1097人  
 —印は男女で差のあるもの(危険率5%)

項	質問ナンバー	質問文	点	肯定		否定		答なし・わからぬ	
				男	女	男	女	男	女
神	Q <sub>1</sub>	神様はいつもお守り下さっている	5	93.7	96.2	1.0	0.6	5.3	3.2
	Q <sub>2</sub>	外国人も天地金乃神の氏子だ	3	98.8	99.1	0.1	0	1.1	0.9
	Q <sub>3</sub>	信心しないものは氏子とはいえない	1	14.3	17.2	79.6	76.7	6.1	6.1
人	Q <sub>4</sub>	努力のないところに神のめぐみもない	5	84.2	81.8	11.2	13.6	4.6	4.6
	Q <sub>5</sub>	お願いどおりにならんのも御神意である	3	86.0	87.8	5.9	5.4	8.1	6.8
	Q <sub>6</sub>	おかげは神様の下さるもので人間の努力の故でない	1	36.4	37.8	45.8	44.4	17.8	17.8
取次	Q <sub>7</sub>	お取次を頂くとは何でも先生の言われるとおりにさして頂くことだ	5	80.9	84.6	8.5	5.9	10.6	9.5
	Q <sub>8</sub>	お取次を願わずとも自分で神様に願えばおかげになる	3	13.7	13.2	66.7	68.3	19.6	18.5
	Q <sub>9</sub>	自分でできることはお取次を頂くまでもない	1	21.2	21.9	71.9	67.5	6.9	10.6
難儀	Q <sub>10</sub>	自分の至らなさが難儀のもとだ	5	89.0	90.3	4.1	4.4	6.9	5.3
	Q <sub>11</sub>	人が苦しむのはその人の先祖が神に無礼をしたからだ	3	34.9	39.3	35.4	29.7	29.7	31.0
	Q <sub>12</sub>	難儀はすべて社会が良くなればなくなっていく	1	32.5	36.9	52.6	43.9	14.9	19.2
信心	Q <sub>13</sub>	信心は心をつくりかえるものだ	5	94.2	94.5	1.7	0.9	4.1	4.6
	Q <sub>14</sub>	死後のことよりも現世の生活を考える方が大切だ	3	75.4	75.9	14.3	13.6	10.3	10.5
	Q <sub>15</sub>	物が恵まれるように願うのは本当の信心でない	1	45.8	51.9	39.0	30.2	15.2	17.9
おかげ	Q <sub>16</sub>	信心は難儀にうちかつことを教える	5	96.7	98.5	0.9	0.2	2.4	1.3
	Q <sub>17</sub>	信心しておれば多少生活が貧しくともつらいと思わぬ	3	88.0	93.1	5.3	3.3	6.7	3.6
	Q <sub>18</sub>	暮しが良くなることが神様に喜んで頂くことになる	1	89.7	88.1	4.9	5.0	5.4	6.9
霊	Q <sub>19</sub>	信心すれば先祖が安心する	3	84.9	88.7	1.5	1.2	13.6	10.1
	Q <sub>20</sub>	先祖を祭るのは霊の加護を願うためだ	1	65.6	74.8	23.5	15.6	10.9	9.6
社会	Q <sub>21</sub>	本教はもっと平和運動に力を入れるべきだ	3	60.4	52.4	14.3	8.3	25.3	37.3
	Q <sub>22</sub>	政治の問題よりも信心に一心になる方が大切だ	1	66.2	67.6	16.2	10.4	17.6	22.0

の間に棲む  
 一節『天地  
 御理解五十  
 きぬぞ』、  
 ることはで  
 やから離れ  
 天地の守ち  
 一節『神は  
 御理解第十  
 光教典では、  
 である。金  
 という内容  
 っている”  
 守って下さ  
 神はいつも  
 氏子であり、  
 は全て神の  
 “世界の人  
 したもので、

＜表3＞ 教義理解のタイプ別回答 単位% 回答者 男 993人 女 748人

項 タイプ	神		人		取次		難儀		信心		おかげ		霊		社会	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
5	2.9	1.7	7.2	6.4	61.5	60.4	40.6	38.2	12.4	12.3	2.0	1.4	×	×	×	×
4	80.4	80.2	40.9	42.9	5.0	5.8	17.3	17.8	31.8	30.2	6.5	8.8	×	×	×	×
3.5	12.3	15.1	32.7	30.3	4.9	5.2	13.7	18.7	38.2	37.6	78.7	82.9	×	×	×	×
3	2.9	2.0	2.7	2.8	10.5	13.1	16.7	15.6	10.6	12.2	8.9	5.2	27.1	20.9	15.9	15.1
2.5	0.8	0.3	8.1	3.7	1.8	1.7	1.3	1.1	2.8	2.1	0.4	0.4	×	×	×	×
2	0.2	0.4	4.9	7.0	1.8	0.9	1.2	0.7	2.3	1.9	1.8	0.8	57.7	67.4	45.6	38.4
1	0.1	0	1.4	0.4	2.8	2.7	1.6	2.1	0.4	0.5	0.7	0.4	6.6	6.4	22.3	29.9
0	0.3	0.3	2.1	1.5	11.7	10.2	7.6	5.8	1.5	1.2	0.8	0.1	8.6	5.3	16.2	16.6

各項—印の得点合計は29になる

人間は神の氏子身上に……（以下略）』がこの答の内容になる。次に多いのが、項全てにチェックしたもので、これはQ<sub>3</sub>が御理解第二十一節『信心せよ信心とはわが心が神に向うのを信心といふのちや神徳の中に居つても氏子に信なければおかげはない（以下略）』の内容にしたがったものとみられる。

人間について Q<sub>4</sub>・Q<sub>5</sub>・Q<sub>6</sub>

「神」の内容を人間に重点を置いて問うた。神とかかわる人間の働きというものをごどうみるかという点である。Q<sub>4</sub>は人間の働きと神の働きとの関係、Q<sub>5</sub>は人間が立ち行かない状況にあるとき、それをどう考えるか、Q<sub>6</sub>は神の働きの超越的なあり方、の問題である。

Q<sub>4</sub>は男八四・二、女八一・八%で、神の働きと人間の働きは相互的に働き合うものであるとされる。ここから人間の神に対するあり方が問題になる。Q<sub>5</sub>に対する肯定もこの線に沿ったものである。男は八六・〇%、女は八七・八%である。Q<sub>6</sub>はその神の働きの偉大さを表現したものである。男の肯定は三六・四%、女は三七・八%となっている。

表3によれば、この項のモデルは得点4である。『人間の努力が神の恵みを与える条件であり、しかも人間の力をこえた神のはからいを信じる』のである。教典御理解第二十二節『天地金乃神といえは天地一目に覽ておるぞ神は平等におかげを授けるが受物が悪ければおかげが漏るぞ……（以下略）』と御理解第

七十八節『神の気感に適うた氏子が少ない。身代と人間と健康とが揃うて三代続いたら家柄人筋となってこれが神の気感に適うたのじゃ神の気感に適はぬと……（以下略）』がこの内容になろう。次にきわめて接近した35は男三三・七%、女三〇・三%である。これはQ<sup>6</sup>に御理解第七節『天地金乃神は昔からある神ぞ途中からできた神でなし……（中略）……信心はせぬでもおかげはやってある』の内容を読みとったところからであろう。Q<sup>4</sup>とQ<sup>6</sup>は論理的には矛盾した内容であるが、ここに神と人間の関係について論理的に表現することの困難さが感じられる。

#### 取次について Q<sup>7</sup>・Q<sup>8</sup>・Q<sup>9</sup>

『取次を頂く』ということを実本教では最も大切なこととしている。御取次成就信心生活運動の要目に「生活の全面にわたり……」とあるように、取次というものは生活の全面にかかりをもつべきものとされている。そこから、取次の内容、取次者と信者の関係が大きな問題になる。

Q<sup>7</sup>は表2によると、男八〇・九%女八四・六%で、先生の教えを絶対的に承服すべきものと考ええる。Q<sup>8</sup>は神の働きと取次の働きとの関係であるが、取次はおかげをうけるためには、せひくぐらねばならぬ道だとはみられていない。男一三・七%女一三・二%と肯定されている。Q<sup>9</sup>をみると、現実の生活というものは必ずしも文字通り生活の全局面に取次を頂くという姿勢になれない状況にあるようだ。男二一・二%、女二一・九%で肯定される。

表3に従えば右は一層よく理解される。モデルは得点5であって、次に得点3となっている。得点5は取次者の教えのうけ方の問題であるが、男六一・五%、女六〇・四%である。御理解第三十四節『此所へ参つても神の言う通にする者は少い、皆帰ってから自分の好いようにするのでおかげはなし神のいふ事は道に落して……（以下略）』がこれである。得点3はQ<sup>7</sup>・Q<sup>9</sup>へのチェックのあるものでQ<sup>8</sup>・Q<sup>9</sup>は御理解七十一節の『ここへは信心の稽古をしに来るのであるよく稽古をして帰れ夜夜中どういふ事がないとも限らぬ……おかげは我家で受けよ（以下略）』という内容から導かれた

ものである。ただこの回答では、信心の稽古あつてはじめて人間の行いというものが意味をもつという点が理解されているかがわからない。さらに考えられることは、きわめて日常的な行為まで一々お願いできないという、現実からくる意見もあることである。

この取次で（わからない）（答えなし）が男女とも約十分の一あつた。これは質問文に多義的な解釈を許したことも問題であるがこの取次という言葉が多彩な内容をもっていることが感じられるのである。

難儀 Q<sub>10</sub>・Q<sub>11</sub>・Q<sub>12</sub>

人間が現実の生活をしていくとき、様々な苦しみ悩みに出会う。こうした事柄がどうして起るのかと問うところから難儀の意味把握が生まれるのである。そしてこの難儀のとらえ方は難儀に対処する態度と密接な関係をもっている。

Q<sub>10</sub>は難儀の原因を自己（人間）の有限性にみるものである。これは男八九・〇％、女九〇・三％と多い。Q<sub>11</sub>は難儀の原因が先祖にあるとするものであつて、男三四・九％、女三九・三％である。Q<sub>12</sub>は難儀には社会的な原因があるとする考え方であつて、これは男三二・五％、女三七・九％となつている。

この難儀についての考え方は本教人間観の内容を構成するものである。表3をみると、男女とも理解の類型が安定していない。このことは難儀というものを原因結果という視点からつかまえるということが難しいということ、したがって様々な原因づけが可能になることを物語るものであろうか。得点5が男四〇・六％、女三八・二％で最も多い。それから男は得点4、3、5、女は得点3、5、4、3と順序が逆になっている。得点5は信心乃心得の中の『我情我欲を放れて、真の道を知れよ』『障子一とへがまならぬ人の身ぞ』等の内容であろう。Q<sub>11</sub>は御理解第三節『天地金乃神と申す事は天地の間に氏子居っておかげを知らず神仏の宮寺氏子の家宅皆神の地所其理知らず方角日柄ばかりみて無礼致し前々の巡り合せて難を受け居る…（以下略）』に基づいてのものである。Q<sub>12</sub>は教典に表現としてあらわれていない。

近頃社会保障制度の発達等から問題が社会的に解決されている面もあり、そこで質問文に組んでみたわけである。ところでこの難儀の問題は教典、金光大神を通じて、難儀を原因、という視点からとらえた教説は御理解第三節だけである。その他は難儀の実態を表現した教説のようである。これは人生というものがいわば苦しみ悩みの連続であるから、難儀の実相をのべた方が難儀というものについて理解がされやすいからであろうし、そういう風に難儀をとらえるのが生き、生きとしたとらえ方になるのである。ただそこから、ときどきの問題に応じた解決に流され、御理解第三節のように、難儀を根元的にとらえる面がともすれば見落されることになる。その意味で難儀のとらえ方が明確でないと、人間観も弱いものになるおそれがある。難儀のとらえ方として、〃自分の我をはった生き方〃を指摘した人が得点5であり、それに得点4の〃先祖のめぐりが重なっている〃とした人は男で一七・三%女で一七・八%、さらに得点3<sup>5</sup>、難儀が社会のあり方と関係している〃を加えた人が男一三・七、女一八・七の%である。

信心 Q<sub>13</sub>・Q<sub>14</sub>・Q<sub>15</sub>

難儀から助かってゆくすがたには様々なものがみられる。信心の仕方は難儀に立ち向う態度によってさまってくるのである。

Q<sub>13</sub>は信心することによってどういう心の転換がなされるかということ、Q<sub>14</sub>Q<sub>15</sub>は信心がいかなるものであるべきかを問うた。Q<sub>13</sub>は男九四・二%女九四・五%の肯定である。Q<sub>14</sub>は男七五・四%、女七五・九%と現実的な助かりを求める姿がある。その反面Q<sub>15</sub>のように現実的な助かりを目的に立てた信心ではいけないとされる。

表3によれば項のうち全てをチェックしたものがモデル回答である。〃信心は心をあらため、現実の助かりというものに信心する意味を認める。ただ現実の助かりは大事なのだが、それを目的にした信心はいけない〃という内容である。これは男三八・二%、女三九・六%である。御理解第三十五節『信心は日々の改り、が第一ちや毎日元日の心で暮し……』

(以下略)『御理解第五十一節』天地の間に棲む人間は神の氏子身上に痛み病氣あつては家業出来難し身上安全を願ひ家業出精五穀成就牛馬に至る迄、子身上の事何なりとも実意を以て願へ』第八十三節『一年に分限者になるやうな心になるな先は永いぞ一文二文と貯めたのはみてる事はないが一時に伸ばしたのはみて易い神信心をすれば我慢我欲は出来ぬぞ濡れ手で粟の掴み取りの気をもつな人より一年後れて分限者になる気で居れ』がこの内容になる。次に得点4となつている。これはQ<sub>15</sub>がいわゆるおかげ信心という批判めいたいい方をされるところから意識的に回答が拒否された面があつたからであらう。

おかげ Q<sub>16</sub>・Q<sub>17</sub>・Q<sub>18</sub>

信心することによって難儀を克服していくとき、そこに「助かり」の境地が開かれている。それがおかげの世界である。この意味で難儀↓信心↓おかげは相関連したものといえよう。いかなる信心をすすめるかということはいかなるものを助かりとみるかということと結び合さっている。信心の仕方の中におのずからその指向する方向が示されている。

質問文は右の考えがあつたので、信心に関して問うた問いを裏づけするような問い方になつた。Q<sub>16</sub>は難儀に対処する姿勢の問題である。そしてQ<sub>17</sub>・Q<sub>18</sub>は生活における価値観の問題になつている。Q<sub>16</sub>の信心を難儀に対処する態度を培うものとみる見方は男九六・七%、女九八・五%と多い。Q<sub>17</sub>の辛抱・忍耐を指向するものは男八八・〇%、女九三・一%、現実の生活の安定についてはQ<sub>18</sub>で、これは男八九・七%、女八八・一%である。

表3から見ると、「信心」と同様に項全ての内容にチェックしたのがモデルである。これは、御理解第五十二節「信心するものは驚いてはならぬ、これから後どのような大きな事が出来て来ても少しも驚く事はならぬぞ」、第八十四節「驕りがましい事をすなものは細うても永う続かねば繁昌でないぞ細い道でも次第に履み抜けて通るのは繁昌ぢや道に草を生やすやうな事をすな」御理解七十八節(前掲P21)の内容である。この項は信心と同じような質問にもかかわらず

回答状況に偏りが少ない。これはおかげという場合には具体的な結果が問題になるので、回答し易かったと思われる。このことは信心にとっては、現実の助かりということが大きな関心事であることを示しているものであろう。

### 霊

霊に対する信仰は神に対する信仰といかに関連しあっているのかは、若干の論述があるとはいえ、まだ十分明らかにされていない。けれども現に霊祭が重視されているように、霊に対する信仰は本教信仰の上で重い位置を占めているように思われる。

Q 19 は自己と霊との関係を問うたものであるが、ここでは自己の幸せが先祖とのつながりの中で理解されている。男八四・九％、女八八・七％の肯定である。Q 20 は霊の働きを問うたものであるが、霊は助ける働きをもっているとされる。これは男六五・六％女七四・八％の肯定者がある。

表3で、このモデル回答は得点2で男五七・七％、女六七・四％である。教典によると、この霊の働きについて記した条はない。得点2の内容は、御理解第四十四節『狐狸でさえ神に祭られる事を喜ぶというではないか。人は万物の霊長なれば死したる後神に祭られ神になる事を楽しみに信心せよ、』にしたがったものであるが、他に、霊の問題にふれた条は御理解第二節、御理解第四十三節と道教乃大綱に一条『生きても死にても天と地とは、我住家と思へよ』あるのみである。これは教祖にとっては『死』という問題より『いかに生きるか』という問題の方が大事にされていたからであろう。霊に対する回答で（わからない）、（答なし）が男で八・六％、女五・三％あったのは、教典中に明確な霊の働きについての教えがないことにもよる。これは霊の信仰が事実としておこなわれても、それについての意義づけが十分なされていない証拠であろうか。



人間が社会という場で生きている以上、信心実践の上で社会的役割を果していくということは大切なことになってくる。そこにたえず信心にもとづく社会的実践のあり方というものが問われるのである。この問題を政治の問題に絞ってたずねてみた。

Q 21 は教団としては社会的に意義のある現実問題には積極的に働きかけていくべきだ、という意見である。これは男で六〇・四％女で五二・四％の肯定である。Q 22 はそうした問題を政治対信心という相対的に比較して問うと、信心が優位を占めている。

このことを表3によってみると、このモデルは得点2であるから、男四五・六％、女三八・四％が、社会的活動も信心も大事なこととしている。が、この内容的連関がつかめないのである。教典には御理解八十二節『大蔵省は人間の口を見たやうなもので其口に税金が納まらぬ時は四分板張った戸一枚で寝ては居られぬ何処の太郎やら次郎やら分らぬやうにならうぞ』、信心の心得の『信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり』、という社会的実践の意義は説かれているが、実践のあり方という具体的なイメージはこの内容を踏まえて生みださねばならないであろう。無回答が男一六・二％、女一六・六％と多く、この種の問題への対決の仕方というものが非常に難しい課題として残されているようである。この結果にはもちろん質問の出し方の単純さから回答の困難さを惹き起した面もある。

77

以上、主として肯定意見に示される教義内容をスケッチし、あわせて教義上の問題点を拾いあげて述べた。ごく特徴的なものを取りあげたので、見落した内容が多々あると思う。この項のおさえとして、とくに注意しておきたい内容を提示しておく。この場合、男女の置かれている文化的、社会的背景を解釈のてがかりとしたい。それは、教義を受けい

れる場合、教団外の世界のもののみ方なり考え方からなんらかの影響をうけることが皆無といえないと思うからである。この問題に接近するのに男女で教義のうけとり方に違いのあることに着目しよう。違いのあるのはQ 11 Q 12 Q 15 Q 17 Q 19 Q 20 Q 21である。

Q 11は難儀の原因の問題であるが、これは因果という思想に関連してとらえられるのである。〃因果はめぐり、〃と俗にいわれるように、めぐりは個人の働きとかかわりのない一種超越的、神秘的働きとしてとらえられているところがある。女性はとくにこの種の観念にとらえられやすく、そこから信仰の呪術的なあり方が生まれているといわれている。本教のめぐりにもこうした一般的観念が持ちこまれやすい。こうした傾向は男より女の方が強いのである。

Q 12は難儀がどのように解決されていくかを問うたものであるが、社会の改善とともに難儀がなくなっていくという見方は女の方が強いようである。これは社会と難儀の関係について女の方がごく常識的、楽観的な見方をしていことであろう。したがって女の方では、男とくらべた場合、人間の有限性そのものよりも、現実的な苦しみの姿がより問題にされやすい傾向があるといえよう。

Q 15は、信心とはなにか、という問題であるが〃信心を自己の目的達成の手段としてみない〃という態度は女の方に強い。信心の打算的あり方は本当の信心とはいえない、という風に一般にいわれ、それが信仰と呪術の違いをきめるポイントとされている。女の方でこうした打算的、方便的な信心のあり方がより強く否定されている。

Q 17は右に関連するのであるが、現実生活における辛抱、という点で女は男にくらべてこの態度が強い。これは、過去の社会の忍従を美德としていた伝統が尾をひいているのであろう。そこでは客観的な解決よりも気分的、主観的な解決でその拘束感から脱しているところがあつた。そして精神主義的な救いが高く評価されていたのである。いきおい、禁欲的な態度になりやすいのである。この態度がQ 15に通じる。たしかに信心というものは、外の圧力にたえる力を内部に形成する働きをもっている。それが人間のあり方にたくましさを与える面もあるが、一方下手をすれば解決しなければ

ばならない問題からも逃避する態度をも生みやすい。

Q 19 Q 20 は霊の問題であるが、男にくらべて霊というものを意識した回答である。この霊はめぐりと関係している。現実の不幸が過去の霊と結びつくのである。こうした観念に陥りやすいのは、生活における諸々の悩み苦しみは家庭の基部を支える女性により強いのしかかり、そこから、女性はできるだけ容易な具体的な形で生活の安定感をえようとするからであろう。女性はしかも結婚して違った家庭に入り、その家の祖先崇拜の、担い手になるから、霊に対する意識は一層促進されるのではないだろうか。

Q 21 に関して、一般に女性の社会意識、個人意識の低さがいわれている。これは過去において女性の社会的地位、役割について十分な位置が与えられていなかったところから、こうした問題が起ってきている。教団というものは男性ばかりがその構成員ではないから、この女性の信心のあり方は教団の現実的性格に大きな影響を及ぼすに違いない。社会的実践力の弱さはこの社会意識、個人意識の乏しさに関連するのである。

## B 教義の類型の生まれる要因

ここでは教義の内容がどの程度のま、と、ま、り、をもつてうけとられているかをみる。

今まで述べてきた各項のモデル得点を加えてみると男女ともその得点合計は29(P・T表3参照)になる。いわばこのモデル回答が教義の標準型として信者に承認されているといえよう。もっとも同じ29でも内容の差があるから、今はま、と、ま、り、方だけを問題にしたい。すなわち29から低いものは、その得点の中に多数に承認されなかったものが含まれていることであるし、29から高いものについてもそのことがいえるのである。

このま、と、ま、り、は個人の中に保持される教義内容を量的に表現したものである。このま、と、ま、り、の性質をみるため表5より平均値・標準偏差を求めた。以下この数値にしたがって考察をすすめる。(なお標準偏差は、平均値だけでは観測の結果

を十分表わすことができない。そこで平均値からどの程度偏よっているかを示すことが必要になる。つまり表4の得点が全体として散らばっている度合を示す数値であって、数値が小さいほど標本全体のまとまりがよいわけである。)

#### a 男女別の差

男の平均値は表5のように二五・一二、女は二六・一九、標準偏差は三・四四八と二・九九〇である。これは男と女で教義のうけとり方に差(以下、差はいずれも危険率5%で検定)のあることを示している。この差を生じるのは、表2のように回答内容に男女別で違いのあるものがあるからである。表のなかをこまかく表4のように分けたのにもかかわらず、標準偏差は小さいものであった。これは表4にみるように五〇名以上あるものが男で得点23から29までに分布し、九九三名の中七八・二%ある。また女では得点24から29まで七四八名の中七五・五%あることからの結果である。男女とも同じような得点状況になっている。ただ女の方が男よりもまとまりがよい。これは女の方に教義というものを規範としてうけとる態度が強いと考えたい。そしてこれはまた、教義というものの論理的な吟味の姿勢が男と女では違うのではないかということを感じさせる。

#### b 世代別の差

男の場合、二〇代と各世代で、また、三〇代と各世代との間でも差があった。二〇代の平均値は表6のように二四・二八、三〇代は二五・五四である。四〇代からは数値の上で離れたもので

<表5>  
男女別教義のまとめ

性別	平均値	標準偏差
男 993人	25.12	3.448
女 748人	26.19	2.990

<表4>

得点のちらばり

得点	性別	
	男	女
1	1	
8	1	
11	3	
13	1	2
14	4	
15	7	3
16	6	5
17	9	4
18	16	8
19	8	12
20	22	14
21	32	24
22	35	34
23	54	31
24	78	53
25	121	97
26	124	135
27	169	120
28	134	106
29	98	54
30	48	32
31	16	13
32	3	1
33	3	
合計	993人	748人

<表6> 世代別教義のまとめ

世 代	男		女	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
10-20代 男女 150人 116	24.48	4.276	26.25	4.365
30代 男女 177 130	25.54	3.999	26.19	3.427
40代 男女 209 174	26.57	2.944	26.26	2.829
50代 男女 242 184	26.92	2.273	26.45	2.667
60代以上 男女 209 132	26.67	2.626	26.64	2.150

いる。教義の理解の仕方に違いがでてくるのは、この問題把握の態度に関係があるのではないであろうか。

右を女について考えると、女では差があるといえない数値になっている。a、b、cの内容からこの数値をみると次のようにみられよう。つまり、女では教育内容が必ずしももの

はない。これは世代が低いほど教義のうけとり方に多様性があることである。それとともに、ここには教義内容を明確に把握しようとする態度が隠されているとみたい。表面をみると、混乱した理解のすがたになっている。世代が高くなると、教義は定着したすがたを示す。

女の場合は男と違っている。表6からは各世代の間に差があるとはいえない。断言はできないが、教義のうけとり方にたい共通性があるのではないであろうか。断言はできないが、これは男と比較してそういえるのであって、傾向的には標準偏差が男と同じ変化をみせているので、男の世代と同じ問題があるようでもある。

c 学歴別の差

この結果は表7のとおりである。男では初等（義務）教育の者と高等教育の者との間で差があった。初等（義務）と中等、中等と高等の間で差があるかどうかいえない。教育をうけるということは判断能力を身につけるということである。つまり判断能力は学習内容と関係して

<表7> 学歴別教義のまとめ

教育 人	男		女	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
初 等 男421人 女254人	26.12	2.896	26.51	2.502
中 等 男343人 女401人	25.96	3.447	26.08	3.119
高 等 男178人 女 45人	25.51	4.276	25.30	3.975

&lt;表8&gt; 入信後の年数別教義のまとめ

年数	人	男		女	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
10年まで	男女 330 291	25.70	3.603	25.91	3.168
11年以上	男女 615 405	26.48	3.070	26.43	2.824

ごとの創造という面に働いていないところがある。女では学習の面が強いようで、こうした受身的態度が、教義のまとめりの上にもあらわれるのではないか。したがって女の場合、教義内容が明確であれば、それを容易にうけとる精神状況にある、と考えたい。こうした態度は男の場合初等教育の人についていえそうである。

#### d 入信後の年数による差

表8には男女とも入信後の年数によって教義のうけとり方に差があることが示されている。年数を十年以下、十一年以上で分けたのは便宜的なものである。予想として、信心生活を通して教義に触れるにつれ、教義内容が定着することが考えられる。それがいつ頃からかはわからないにしても、年数と教義理解には関係がある。十一年以上の人がモデルに近い得点をしているし、標準偏差も小さくなっている。

#### 四 ま と め

以上、教義理解の諸相を質問文への肯定率と教えのうけとり方の類型、さらにその類型から導いた各層別(性、世代、学歴、入信後の年数)の平均値からみてきた。そこで得た内容をとりまとめの形で整理しておこう。

I 教義内容の解釈の上で難しい問題が多々あるようである。それはQ<sup>5</sup>の神の働き、Q<sup>6</sup> Q<sup>7</sup> Q<sup>8</sup> Q<sup>9</sup>の人間、神、取次それぞれの働きの関係、Q<sup>11</sup>の神の働きと過去の人間あり方とのかかわりの問題、Q<sup>15</sup>の信心と現実生活との関連の問題、Q<sup>14</sup> Q<sup>19</sup> Q<sup>20</sup>の霊について、さらにQ<sup>21</sup> Q<sup>22</sup>の政治の問題等である。これは(わからない) (答なし) 回答か

らこのことがいえそうである。質問文に表現の不明瞭な点があったとしても、本教の教義内容の特徴は左のようにみれないだろうか。

つまり、このことはおかげという現実的な問題では、その内容はきわめて明瞭である。ところが、おかげを得るまでの過程、すなわち、信心の意義や対象、難儀の意味把握の仕方に多様な理解がなされる。ということであろう。このことは、人間の現実生活の意義づけ、意味づけということが大変難しいことであることを示すものである。反省、自己吟味の作用があつて、この意義づけ、意味づけははじめて可能になる。その媒体となるものが教義なのである。したがつて、人間のとらえ方がいろいろあるということは、本教の、教義のうけとり方と教義それ自体に問題があることだから、若干この問題に触れておく。

(1) ここで提出した質問は実は分析的な考え方であり、現実の信心生活というものは、それが具体的に営まれているものだけにそこでは教義というものはきわめておおらかに理解されていると考えられる。そこから回答に困難があつたのではないか。教義というものは、教義の伝達の場面では信者の個性的な具体的な生活の中身に即して説かれる。そこからいきおい教義の全体の中の一部がクローズアップされて、納得されていくのである。それはきわめて個性的な了解の仕方であるから、(もっとも信心というものはこの個性的であることが強さをもつ面もあるが) 全体的に有機的に関連をもつた了解の仕方にならないのではないか。例えていえば、「前々のめぐり合せで難をうけ」といった場合、めぐりだけが強調されて、めぐりという事態を惹き起す人間のあり方については考慮が払われないのである。つまり、教典の各条間の連関が問題にならないからかたよつた解釈に落ち入るのである。調査結果でニュアンスの相違があつたのはかかる教義伝達、解釈の事情にも関連があろう。

(2) 教義理解の諸相の解説で示したように、本教の教義は多様な解釈を許すものようである。どう答えても誤りであるとはいえないという感がある。これは教義というものが教説になつたとき、それは一個人の生活の段階に即応した特

特殊性をになっているのである。教典の中にこの教説が編みこまれると、特殊な、段階の違うものが、同じ平面に並ぶことになり、言葉だけをみると矛盾があったりする。それだけに教義の論理性がどうなっているのかとらえ難いという問題がある。信心の段階のいろいろな人に説かれた内容が載っているということは人間という視点からみればいろいろな問題性が語られていることで、それは教義内容の豊かさを示すものであろうが、教義体系という視点から見ると、内容の豊かさがきわめて個性をもっているから、その内容を統一的、全体的につかむことが困難であるという面があるようである。そこで信者の側から「御理解等も余りに断片的で表現も簡にすぎるため、信者の多くの方が多年の信仰体験にも拘らず教の御教の中に一貫せる教祖の御精神を全体としてつかみ得ず、「金光教とはどんな宗教か」の質問に対して適確な答えができずに弱った、という声をいく度聞いたか」(金光青年昭和三八年一月号毛利正俊・「信仰の古びた革袋は変えらるべし」P.15)という意見もでてくる。これは教義理解が教典の文章表現と関わって問題になるということを示すものであろう。

(3) さらに、このことは本教現在の教義解釈の問題にも関連している。それは戦後の本教教義の鮮明化の方向とかがわりのあることである。御伝記「金光大神」が出版され、教祖の生活に即して本教教義の輪廓が浮び上ってくるにつれ、教典の内容について各条の意味を関連的にとらえることができるようになった。現在の本教は、神、めぐり、霊、取次等々教義内容を構成する要素について、いろいろに解釈がなされている。ここには手続きの流れ、そこから生まれてくる信心構造の違いが介在しているように思われるのである。現在の本教の教義的状况は、御伝記金光大神にもとづく教義再解釈の時期にあるといえよう。教典の再編成が問題になるのもかかる視点からである。

教義内容の特徴とそれを生みだしてきた教団的諸条件については以上のように考える。

II 次に教義をうけとる場合、そのうけとり方の違いがどうして起ってくるのか、その要因をさぐってみた点に関して述べよう。うけとり方に違いがあったのは、本教の教義そのものの性格にも由来するが、教義内容が受容される場合、一般の(教団外の)文化的、社会的な伝統に根ざしたものの見方が影響を与えるからである。教義のうけとり方はうけ



とる人間の置かれている環境と、そこから形成される生活内容と無関係ではない。そして、教団の伝統の中に長く身を置くほど、教義理解の姿はまとまりをもってくるのである。

Ⅲ 次に調査の形式面について反省したい。この方法は既に指摘したとおり、①教義を問う上で最も大切な論理的連関性と、②教義が現実生活をどう展開させているかという現実問題について問題点を残している。①については特色ある信仰構造を類型化し、その上にたって質問文を一連の関連質問として構成するという方法があるだろう。ここで注意すべき点は、一般に言われるように「教理学者の論じる教理は庶民にとって全く無縁といわねばならない。教理が最も庶民の生活に滲透したといわれる真宗教団の場合においてさえ、なるほど教理に用いられる仏教用語は庶民に徹底しているかもしれないが、教理内容の最も重要な点は庶民の考えにも生活にも殆んどうけとれていない」(高木宏夫日本人の宗教生活Ⅱ現代宗教講座V P. 2317) という見方があることである。こうした点も本教の立場から吟味していくことが大切な課題になるであろう。

②にも関連するが、生活の中での教義のあり方をたずねることが大切な課題となる。それは教義の生きている姿というものはそうした現実生活の中でこそ把握されていくべきものであるからである。

以上でこの報告をおわるが、この研究は方法の上で多くの欠点をもっている。根本的にいえば質問構成の際に教祖の信心内容に基づいて、教義の全体的なすがたを十分に盛りこみえたかどうかということ、さらにはこの程度の質問で十分に教義の全体をおおいつくせたかどうかという質量両面の問題がある。次に統計的に処理した点についていうと、教団全体という立場からのまとめ方であって、手続き、教区という視点は除いている。これは教義というものと伝統的信仰の関係を問題にする場合大切な視点となるであろうか、こうしたこまやかな違いを把握するにはまだ方法が大ざっぱである。現段階としては教義の受けとり方の表面的な姿を概観しえたにとどめざるをえなかった。

(教学研究所所員)

## 出社の成立とその展開（下）

—教団組織の問題をめぐって—

橋 本 真 雄

### 五 金光教会の設立と出社の結収<sup>①</sup>

すでに述べてきたように、明治十年（七<sup>一</sup>八）前後、教祖の取次活動のなかに成立してきた新出社は、教祖における生神金光大神の実現の意味を、集団的自覚にまで展開して把えるところから、教祖の出社を結合統一して、独立教団を組織しようとする構想を持つに至った。（研究所紀要第五号掲載、拙論「出社の成立とその展開（中）」の「新出社の展開と教団設立の機運」を参照） そうして、この構想は、明治十六年（八<sup>一</sup>八）十月十日の教祖の帰幽を契機として、いよいよ具体的な実行運動に移されることとなった。そもそも、この運動の発端は、去る十五年（八<sup>一</sup>三）八月、佐藤範雄が教祖に「金光さま、おわするあいだは、おおせのとおりで結構であります、おかくれののち、なにか、かいたものがありませぬと、世の、はやり神と、おなじようにおもわれます」と、願い出たところであった。その時においては、生神金光大神としての教祖の現実存在それ自体が、信仰の中心生命であり、集団存立の

依りどころでもあったが故に、もしそのような教祖の現世における取次が終るといふ事態が起こったならば、という仮説に立っての問題意識であったといえよう。ところが、その仮説が、いまや現実問題となったところに、「なにか、かいたものがありませぬ」といふ教義的内容の表明と同時に、その教祖の信仰を傳承し且つ、展開してゆく布教体制の樹立ということが、緊要なことになった。例えば教祖の帰幽に遭うた当時の心境を回想して、佐藤範雄は、「悲しみの涙を流すに代へて、これより愈々生神の御神徳は高く輝き、御道は広く開け、世界の人が助かる事になれり云々」と述べ、近藤藤守は、前項にも掲げたように「布教ニテ首ヲ切ラレテモ、先キへ行ツテ金光大神ニお目ニカカレルト云フ楽シミカ出来云々」と述べていることから、それぞれの布教意慾の烈しさをみることができよう。しかし、それは、個人的な布教意慾に止まらぬものがあつた。すなわち、彼等を取り巻く現実には、布教取締り政策という外的条件があり、集団内部には、各出社の孤立的乃至は独善的な布教態度がみられ、延いては、出社相互の誤解から対立・軋轢も生じていた。したがって、そのような現実条件の中でのかかる布教意慾は、各出社が統一・連携して布教の公認を得ようとする方向への動きを、必然的に伴なうものであつたといえる。いわば、教義の表明と布教体制の樹立こそ、当面の課題であつた。

#### (一) 出社の統合と布教公認との関係

しかしながら、その課題に取り組む具体的な方途は、出社を統合して布教の公認を得るといふこと、すなわち教団を設立することであるが、その出社の統合といふことと布教の公認といふことは、本来、別の問題であつた。出社の統合乃至は統一の理念は、すでに述べてきたごとく、「金光大神の皆一乃出子」と性格づけられた各出社が、「生神金光大神社を立てぬく」といふことである。すなわち、歴史的にも信仰的にも、根源的な取次者である教祖(金光大神)が、取次ぎ取次がれるという宗教的な手続関係によって成立している集団体制の頂点に立って、それを主体的な自覚作用の面か

らえば、取次集団それ自体の統一的存在として、またそれを実践的な活動の面からいえば、取次集団への創造的展開の生命力として、その歴史的人格を通して生神金光大神を具現してゆくところに、「生神金光大神社」とよばれる意味があった。もちろん生神金光大神社とよばれたのは、教祖の広前が神社として公認されていた時期のことで、いわば、単純な信仰的集団の段階でのことであったが、その意味する内容は、組織化され体系化された教団へと展開してゆく可能性と必然性とを、持つものであった。そうして、更にそのことを言うならば、教祖の「この方は、人がたすかることさえできれば、それで結構である」という言葉が示すように、どのような問題状況や現実条件のもとにあっても、取次によって「人がたすかること」を、飽迄も貫き通さねばならぬという取次の本来的な願いが、今や組織的な教団の機構や活動として具体化され、社会的にも定着することに、「生神金光大神社を立てぬ」くことの現実的意味がみられるともいえよう。したがって、各出社は、取次本来の願いを、地方的に展開してゆくものとして、成立してきた以上、組織的教団を構成する単位となることにおいて、「金光大神の皆一乃出子」であるところの本来性を、具体的に自覚し、それを表現することとなるわけである。

このようにみえてくると、出社の統合を促がす内面的な必然性は、すでに「生神金光大神社を立てぬき」との教祖の願いの中に発端し、出社は「金光大神の皆一乃出子」という取扱いを受けることによって、教祖の願いは新出社達の自覚内容となり、それが教団組織化の動きを起すこととなった。しかも、その動きを基礎づけるものが、教祖の「人がたすかること」への願いを、第一義とするという態度であった。それは、出社統合の理念を、より根源的に支えるものであろう。

一方、布教の公認ということは、国家の政治権力によって、その信仰集団がみずからの信仰を布教伝道する自由を保証されることである。しかしそれは、一面、国家権力によって、保護・監督という取締りの制約を受けなければならぬことであった。したがって、公認の規準は、一に国家権力の所有者であった明治政府それ自身の政策乃至は宗教理念に

かかわっていた。この点を、当時の現実に即してみよう。明治十年(一八七五)一月に教部省が廃止されるまでは、明治政府の対宗教政策は、国民の宗教乃至思想活動を、直接的に取締る政府機関としての教部省を設けていたことから、自ずから明らかであろう。しかし、教部省の廃止によって、直ちに政治権力の宗教干渉がなくなったのではなく、その政策は、内務行政を掌る内務省の一行政内容として、継承されたといえよう。そうして、官制的な教導職制度は、形骸化したとはいえ、依然として存続することとなった。明治十三年、四年になると、主として進歩的な仏教者の側から、この教導職制度と政治権力との結びつきが非難され、併せて、神社に対する政府の特恵的待遇が問題となるに及んで、明治十五年(一八八〇)一月、神官と教導職を分離して、神社を一般宗教の枠から除外することとした。更に、明治十七年(一八八二)八月に至って、教導職制度そのものを廃し、宗教に対する直接的な政治干渉と思われるものは、一応消滅した。そうして、教導職制度という宗教者の身分に対する国家機関による統制に代って、その権限を、各宗教派の管長に委任することとした。

以上のように、明治政府の宗教政策が、国教主義的傾向から公認教主義的傾向へと変転してゆく過程において、布教の公認ということの具体的な内容も変っていった。しかし、それらの政策の根底に一貫する理念は、国家権力による宗教の取締りということである。すなわち、国家の政治権力は、それ自体が最高のものであり絶対的なものであると、自他共に認めさせることにおいて、政治権力たる所以がある。つまり政治権力以外に、絶対的な力が現実に存在することを許さない。そこに、宗教的信仰のもつ絶対的性格も、政治権力の立場から認めるわけにはゆかぬという基本理念が、生まれてくる。しかし、歴史の現実場面においては、民衆の絶対的な帰依をうけて、社会的な勢力をもつ宗教も多くみられるのであるから、政治権力の所有者は、絶えず宗教を取締ると共に、逆に、特定の宗教を保護する形をとって、宗教に対する監督を行なうという政策をとってきた。明治政府も、またこの理念に立ち、歴史的伝統をもつ既成の仏教教団や政府の政治理念と直接的に結びついた神道教団に対して、保護・監督の態度をとったのである。

したがって、歴史的伝統のもとに既成の社会的地位も認められず、また明治政府の政治理念や政策とも直接の結びつき

を持たない宗教集団にとっては、保護・監督政策といえども、一方的な政治権力の取締り以外の何ものでもなかったといえる。それなるが故に、布教の公認を得るためには、自らの信仰と政府の宗教理念との或る程度の妥協も己むを得なかった。たとえ既成の公認教団に属することにより、布教行為の自由を得たとしても、既成教団自体が、そのような妥協の上に成立しているのであるから、基本的には、同様の結果となるわけである。

要するに、以上述べたことから明らかなように、出社の統合、統一ということは、「人がたすかること」を、根源的・究極的な願いとして、「生神金光大神社を立てぬけ」との教祖の精神を現実化しようとする、いわば純然たる宗教活動に外ならない。その意味において、このことは、教祖の信心の本来性に根差すところから、必然的に展開してこなければならぬことであつた。ところが、それに対して、布教の公認ということは、本来、政治権力が、それ自体を最高のもの、絶対のものとする理念にもとづいて、宗教活動を認可しようとするものであるから、その公認を得るということは、そのようないわば政治的理念を前提としなければならぬ。その意味においては、政治権力への妥協という反宗教的な態度も、また止むを得ないということになり、およそ「生神金光大神社を立てぬけ」という態度と、全く矛盾したことになる。それ故、出社を統合して統一的な形で、布教の公認を得るといふことは、相反する事柄、相異なる性質の問題を、同時に実施しようとすることであるといえよう。しかしながら、このような相矛盾する事柄を含みこんで、現実には、教団設立運動に着手されたのであつた。

## (二) 金光教会公認運動

金光教会創立の認可申請運動については、主としてその衝にあつた佐藤範雄が、その著『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P. 117~124)において、運動の経緯を詳細に記しているもので、それにもとづいて考察してゆきたい。

先ずこの実行運動の第一歩であると思われる教祖五十日祭(明治十六年十一月二十八日)後の協議について、同書は、

⑫ 教祖五十日祭を終るや、萩雄ノ君(註 金光萩雄のこと。明治二十五年に金光大陣と改名)、白神新一郎、近藤与三郎(註 近藤藤守のことの四人にて協議し、白神近藤両氏は、内に居て道を開き力を致す事となり、余(註 佐藤範雄のこと)は、教会創立に一身を捧げる事を約して、上と下とに別れたり。

と記している。また同書には、この協議に先き立って佐藤が、各方面の情報を蒐めて、準備をすすめていたことが記されている。すなわち、

⑬ 昨年(註 明治十五年のこと)秋頃より玉島羽黒神社(註 浅口郡郷社)の祠官大賀磐人といふもの、教祖の御道開きを悪口し妨害するとの事を聞きし事屢々ありたり。大賀氏は浅口郡の神職教導職を管轄し居る故、彼の手を経て、備中にて直様、教会を組織する事不可能なるに依り、直に上京し、神道事務局に出願せんと思ひ、教祖の御葬儀(註 明治十六年十月十三日)も済みて後、安那郡平野村神職安那郡神道支局副長たる長岡宣氏に事情を相談せしに、氏は「其は順序が違ふ。先づ広島へ下るべし。今神道は広島が一番盛で勢力あり、君は広島神道事務局の管内の者であるから、私も充分尽力する」といふ。ここに決意して出広の準備をなしつつ云々。

とある。勿論、これらの情報は当然、協議の内容となったであろうが、ここでも記しているように、教会創立という形で、教団の組織化のことが考えられている。その理由は、佐藤範雄の別著『金光教祖と教団史要』に、

佐藤は、神道の本管たる神道事務局に出願すべく東上せんと、此の旨を知人備後国安那郡神道支局副長兼小学校長たる長岡宣に相談せしが云々。(傍点は筆者註)

と記しているように、<sup>⑭</sup> 当時の神道事務局は、未だ神道教導職の統轄乃至事務連絡機関と、一般的には認められていたもので、その事務手続きに頼って、教会を創立することが、むしろ当然のことであり、また、いわゆる特定の教団のその場合よりも、その信仰上の制約を受けることが少ない、と考えられたからであろう。

しかし、佐藤は、直ちに十二月一日、広島事務局を訪づれ、分局長三上一彦や、翌日、宣教師野田菅磨に面接した際には、両者の積極的な協力の約束を獲得すると同時に、同事務分局所属の五等宣教師とならねばならなかった。また、

佐藤は、つづいて同局の神道教義係を命ぜられ、それらの資格において、神道教義宣布のための巡教にも従事することとなった。これらの事情から当然考えられることは、佐藤範雄を通じて持ち込まれてきた金光教会創設の話は、広島事務分局側にとっても、自己の勢力拡張の上から言って、好ましいものであった。とりわけ、明治十五年(一八八〇)の神道各教派の特立以来、その傘下の勢力を失った神道事務局にとって(勿論、当時において、後年の金光教会の勢力を予想さえしなかつたであろうが)このことは、有利なことであつたといえよう。

一方、佐藤にとっても、広島事務分局側の積極的な態度は、かねての念願を実現してゆく上に、有効な働きをしてくれるものと思われた。すなわち、神道宣教師となつた佐藤範雄は、同年十二月七日より十九日まで、野田菅麿に随行して、沼田・高田両郡(註 現在の広島県安佐郡にあたる)の巡教によって、彼は「出広前長岡宣氏の『今、神道は広島が一番盛なり』との言の如く、(中略)盛なる宣教の状況を見聞し、大いに知見を開きたり」との体験を得、この体験から、三上、野田両人の意見を聞いて、広島事務分局の統轄のもとに、広島県下における出社、信徒を結集して、統一的な布教公認の実現を図ろうと決断した。前にも引用した「金乃神社信徒取扱願」(註 明治十六年十二月二十日付)が、それである。その願書の中身である「規約」は、

第一条 金乃神社本県下信徒不残御局ノ御指揮ヲ可受事

第二条 信徒中ヨリ教職ニ拔擢候節ハ御局ヨリ御撰挙可被下候事

第三条 信徒中布教取扱世話係等ニ於テモ御局ヨリ御辞令可被下候事

第四条 信徒取扱員ヲ御局内ニ一名ヲ御定置可被下候事

以上

と取りきめてある。これは、明らかに、同分局との約定書である。そうして、第二・三条において布教資格を得るために、第一条における同分局への附属を認めている。

この約定は、同日付で分局も認可し、翌十七年(一八八〇)一月十五日付で、金乃神社々務所の名義で承諾されている。した



がって、この「金乃神社信徒取扱願」は、制度的には、金乃神社所属の信徒を、広島県下の者に限って、神道広島事務分局に転籍せしめたことになる。そうして、更に言うならば、金乃神社とは別個の信徒集団を結集し、事務統轄を広島事務分局に委ねたことにもなる。これが後に、金光教会創立によって、更に広島事務分局から転属して、金光教会の信徒となるわけである。したがって、佐藤範雄は、「この取締規約が本教会組織の端緒となれり」と述べている。今一つ、この「取締規約」について考えねばならぬことがある。この規約第二条にもとづいて、分局より教義係の資格を得た者は、「広前に奉仕して御取次が出来得る事とはなれり」と、佐藤範雄は述べているが、同時に、分局の布教拡張の一翼をも荷負うことではなからうか。換言すれば、布教資格を得ることによって、自ずからの信仰を伝道し得ると共に、布教資格を与えた者の信仰をも、宣布することを余儀なくされるのである。まして神道事務局が、この頃になると、単なる事務統轄機関から、神道教義を目的とする教団的性格を帯びるようになったので、上述の傾向は一そう深まり、更には、神道教義と本来の信仰との折衷乃至は混同も生ずる可能性をもった。しかし、当時佐藤範雄にとって、これらのことが、いささかも問題になっていなかったのではない。佐藤が、この規約の取りきめにあたって、

<sup>22)</sup> 教祖は「人の助かる事さへ出来ればよし」との御神意なれば、三上局長野田宣教師に種々協議の上、未だ教会にもあらざれば、金乃神社の信徒として取扱の規約を定むる事となせり。

と述べて、教祖の神意を「人が助かる事ならば、どのような形であろうとも、信仰を貫ぬいてゆかねばならぬ」と理解していたところからも、推察することができよう。

<sup>23)</sup> 明治十七年(八四)三月下旬から五月上旬にかけて、佐藤範雄は、再び野田菅磨に随って広島県下の佐伯郡並びに備後六郡(註 沼隈郡、安那郡、神石郡、深津郡、品治郡、鞆田郡)の巡教を行なった。この巡教の目的は、佐藤にとつて、単なる神道の普及のみならず、この地方における出社、信徒との連繫を図ることにあつたと思われる。その一つは、中島稻七の改式や浅井岩蔵の邸内社の廃止等に見られる信徒の結集であり、今一つは、備中巡教への手がかりを掴むことであつた。備中巡教の構想は、備中

事務分局と直接の関係を結ぶことによつて、前にも記した玉島羽黒神社祠官大賀磐人の職権を経ないで、金光教会創立の手続きをするところにある。やがて同年十月より十一月にかけて、野田と佐藤の両人は、備中一円を、後月郡高屋村にはじまり川上郡・上房郡・賀陽郡・窪屋郡を経て浅口郡に到り、小田郡を以つて終る六十一日間の巡教を行なつた。その間、佐藤は、野田の後楯もあつて備中事務分局長井上泰憲との親交をもつこととなり、井上から「備中国浅口郡大谷村に於て金光教会設立の件委任致候也」との委任状を受けた。これは、金光教会設立についての分局への事務手続きを、佐藤範雄を通して行ない、その出願も、直接分局へすることを諒承したことを意味する。また、この巡教の途中、十一月二十・二十一日には、金光菽雄の自宅でもある金之神社社務所で、野田菅麿をも交えて教会設立の準備計画を練り、昼夜の説教を行なつた。

明治十八年(一八八五)の一月を迎えて、すでに金光教会設立の基礎準備たる広島、備中両事務分局の諒解もとのうたので、佐藤範雄・白神新一郎・近藤藤守の三人は、金光教会創設委員を正式に依託された。次いで、佐藤範雄は、一月下旬より二月上旬にかけて、単身巡教を実施した。この巡教は、最早や神道普及のそれではなく、早くから教祖の信仰が伝えられていた備前地方の出家・信徒を、結集することが目的であつたと思われる。すなわち、上道郡福泊村の大瀬田喜三郎や同郡沢田村の長塩正雄の自宅における開教、岡山市内の秋山米造・山本金三・三宅某の三カ所における開教が、そのことを物語っている。そうして、この間に、慮らずも仏教徒との論戦を惹起し、そのことから岡山事務分局長佐々木元孫との協力関係が生まれて、金光教会設立に関する同分局の協調を得ることとなつた。これは、この巡教から得た予期せざる好結果であつたといふべきであらう。

以上述べてきたところは、『信仰回顧六十五年』の記述にもとづいて、佐藤範雄の金光教会創立の準備運動としての動静をみてきたのであるが、佐藤が「本教成立に直接精神的関係の箇所のみを挙げて」記しているとはいへ、多分に、主観的な理解からの記述もみられる。これらの点は、今後の研究に俟たねばならぬが、要するに、広島・岡山両県下に

わたる佐藤の巡教は、前にも述べたごとく、既成の地盤をもたぬ宗教が、教団的な組織を作り、布教の公認を得ることの困難な事情を、具体的に示すものであろう。

かくして明治十八年(一八八五)三月十五日、金光教会設立出願の手続をとることとなった。『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P. 118)には、

愈々本格的に金光教会組織に著手し出願前創設係一同揃ひて備中(事務の脱か?)分局長に挨拶する事とし、白神近藤両氏を伴ひ、連島通りを経て笹沖の井上分局長邸を訪問せり。かくて明治十六年教祖御帰幽後の協議方針の通り白神近藤両氏は内に居て御道拡張に専念し、余は外に出でて専ら当局との折衝に当り、山神ノ君(註 金光英雄のこと) 四神ノ君(註 金光宅吉のこと) 御二方と御協議しては、大谷と宮内の分局との往復頻繁を極めつつも、教会規約書類を起草し、分局顧問実吉賀之丞氏主典小野春発氏の校閲を得て稿成り、大賀磐人氏の手を経ずして直接分局に願書を差出す事となり云々。

と記されている。すなわち、四月十五日付で『金光教会講社結収之件御願』を提出し、六月一日付で金光教会結成願ニ付幣帛料参拾円を納付し、翌二日付、神道管長の認可と岡山県令への添書とを得た。次いで六月十日、岡山県令千坂高雅代理岡山県少書記官高津暉宛に『金光教会所設置願』を提出し、同十三日付で認可を受けた。ここにおいて、神道事務局の一地方分局である備中事務分局の指揮下に属する教会、つまり神道事務局の普通教会の一つとして、教団的な体制をもつことを認められ、その布教施設として金光教会所の設置を許された。

このようにして、神道金光教会の設立が認可されると、次に各地の出社・信徒を、その傘下に結集することが課題となった。教会本部は、直ちに神道管長に対して「金光分支教会所設立出願方手続之儀ニ付伺」書を差出し、各府県下の出社を、分教会所・支教会所として設置する手続方法を確めている。しかしながらその回答によれば、(一)分・支教会所の設置は、信徒・受持教職・金光教会長が連署した願書に、神道管長の添書を付して、それぞれの地方庁の認可を受けること。(二)そのような設置の出願の場合も、設置の認可を受けた以後も、普通教会の分・支教会所は、それぞれの当該地の

神道事務分局の指揮下に属さねばならぬこと、という点が明らかになった。したがって、形式的には金光教会の分・支教会所でありながら、実際的には、各地の神道事務分局の所属となるわけである。例えば、明治十七年(一八八四)四月から二十年(一八八七)までの『<sup>④</sup>酛金帳』と記された資料に依れば、備中事務分局(註 明治十九年一月以後は、神道教規にもとづいて備中分局と称することとなる。)管轄の金光教会所属の教師が年金を納めた記録が遺っている。その記載人名は、金光萩雄・金光宅吉・藤井鶴次郎・藤井恒治郎・東田光五郎・斎藤宗次郎・古川才吉・高橋藤吉・瀬戸廉蔵の九名である。これは、各地の出社が金光教会の教師となった場合、当該の事務分局に対して、その経費を負担していた証拠でもある。また、明治十九年(一八八六)四月五日の『<sup>⑤</sup>兵庫分局不明瞭ニ付直轄之件御願』と題する資料に依れば、神道兵庫分局の内部問題のために、兵庫分局管下における金光教会の支教会所設置の願が、宙に迷うという事態が起こり、布教拡張の上に障碍ともなっている。このような事務統轄上の繁雑なことはさることながら、神道事務局の制度のために、信仰を同じくする、分・支教会所(出社)が、統一的なあり方をする事が出来ないということは、金光教会の存立の上にも係わる不合理な実情の下にあったといえよう。そこで、この実情を打開するためには、金光教会自体が、備中分局の配下から脱して、神道管長直轄の教会に昇格する實力を持つより外にはない。そのためにも、各地の出社群を結集することが、いよいよ切実な問題となった。

### (三) 出社の結集統合運動

ところで、出社の結集つまり出社の統合ということは、前にも述べたように、信仰本来の自覚にもとづいたその自覚表現でもある。したがって、各地の出社が、「金光大神の皆一乃出子」たることによつて、「生神金光大神社を立てぬく」ことに、徹しなければならぬ。しかし教祖の帰幽後、出社の実態は必ずしもこのような自覚とそれにもとづくあり方をしていたとはいえぬ。そこでこの出社の結集という事業は、困難な問題と複雑な事情に、屢々当面しなければならなかった。明治十九年(一八八六)三月より着手した山口県金神組の結集、明治二十年(一八八七)六月より七月にかけての近畿各府

県下の出社群の結集という二つのことは、金光教会信徒講社結収とよばれたこの事業の試金石であったといわれるので、その事情を明らかにしつつ、問題性を考察してみよう。

山口県周防地方には、すでに述べたように、明治五年(一八七二)暮に藤井吉兵衛が出張布教をはじめて以来、その篤信者唐樋常蔵等が中心となり、すでに明治八年頃には、由宇・岩国・柳井等を拠点として、講組織が生まれていたと伝えられる。教祖帰幽前後のこの地方の布教状況については、徳永篤孝氏の論文「山口県東部初期布教について」(学院研究部編「金光」に、かなり詳細に記されているので、省略することとするが、その論文で注目すべきことは、周防地方の布教が、従来(学院研究部編「金光」「教学」第五集掲載)の社会一般に行なわれてきた組合自治的な「講」を中心とするものであったということである。したがって、講のもつ局地的な割拠性が濃厚であって、これを統一することは、極めて困難であった。しかも、これらの講を統一しようとして、教祖の広前に、直接の結び付きを求めたものもあつたが、教祖の広前自身にそのような組織がなかったところから、神宮教などの教団に属して、その目的を果そうとしていた。その中でも有力なものが三柱教会であつた。明治十五年(一八八二)十二月、徳永健次が教祖の広前に参り、親しく取次を受けた教の中に、「今日かえりますから、御本社(一八八二)の御講社へ、御加入いたしとうございます」と願ひ出たところ、「ここには講社ということはありませんから、国もとへおかえりなされて、そのうえ、講社をとりたてて、信心なされるが、よろしゅうございます」との言葉がみえる。このことも、その当時の消息を物語るものであろう。

ところが、金光教会の設立をみた翌年、明治十九年(一八八六)頃になると、三柱教会に属する信徒の中に、いずれの教会に属すべきかの問題が生じた。この問題の解決について、尽力した佐藤範雄は『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P・224~226)に次のごとく記している。

当時、山口県由宇村には、神宮教附属として、藤井ヨシ(44)、金神組三柱教会といふを設立し居りて、金光教会本部附信者との間に、複雑なる關係を生じ来り、(中略)神宮教の名越長易氏と初対面をなし、其の際、藤井ヨシの事につきて、高森の坂本善三郎・村田熊治

等と交渉せしが、同人等は、(中略)「金神組は金光教会本部より前に成立して居れば、山口県下の信者は、金神組にて管轄せん」とて喰って掛り、(中略)結局、藤井ヨシ一派丈切り放す事とせり。

斯くて九日(註 明治十九年三月九日のこと)、由宇村に移り、唐樋常蔵と打合せ、十二日、(中略)分局長林寛治氏を訪ひ、神宮教との問題を述べ、唐樋常蔵外九名、教師の選挙手続きをなし、山口県下の交渉は済み、二十二日帰領(註 佐藤の居住地御領に帰ったこと)二十三日本部に帰り教長(註 金光教会長のことを教長と称し、金光教雄が就任していた。)に復命せり。

簡潔な記述ながらも、以上によって問題の概要を知ることができよう。かくして、三柱教会から脱して金光教会に復帰することとなった出社について、『唐樋常蔵師』(由宇教会編)には、

唐樋師が、周東地区全体の責任を一身に引きうけて苦慮されている間にも、師のおられた由宇を除いた他の地区の信者は、比較的早く金神組の羈絆から去り、各地に神道金光教会所属の講社を設けていた。田尻村には瑞穂組、伊陸村には敬神組、上の関村には神国組等それぞれ正式な手続きをとって本教(註 金光教会のこと)に復帰し、更に明治二十一年(一八八八)には、玖珂郡中山村に神道金光教会第二等中山支教会所(担当教師後藤光次郎)同郡日積村に神道金光教会第二等日積支教会所(担当教師明田角太郎)が相次いで設けられた。

と記されている。この記述内容からみて、前掲の『信仰回顧六十五年』に佐藤範雄が述べているように、山口県下の結集問題は、藤井ヨシ一派を切り離すことによって単純に解決したとは思われない。むしろこの問題の中心は、唐樋常蔵の去就にかかっていたのではなからうか。何となれば、三柱教会に属する者も金光教会に復帰した者も、畢竟、唐樋常蔵の教え子達であって、彼はその間に立って、「周東地区全体の責任を一身に引きうけて苦慮」したのではあるまいか。前掲のごとく佐藤範雄が、「唐樋常蔵外九名、教師の選挙手続きをなし」と記しているが、唐樋の神道教師拜命は、更に後の二十一年九月十九日付であることから、しかあり得ることであろう。しかもその後においても、唐樋に対する三柱教会側の働きかけもあって、遂に明治二十三年(一八九〇)三月、由宇分所を設置し唐樋常蔵を分所長に推すことによつて、山口県下の出社群は、完全に金光教会に属することとなったとみるべきであろう。要するに、明治十九年(一八八六)から始つ

た山口県下の出社結集の問題は、四九年の経過をへて、由宇分所の設置をもって解決し、この地方における金光教会所属の出社群を、分所長唐樋常蔵の徳望のもとに統一することが出来た。ここに「本部より西が統一出来るか出来ぬかの分るる所なりし」問題も解決することとなった。

明治二十年(一八八七)六月より七月にかけての近畿二府二県(註 大阪、京都、滋賀、兵庫)における出社・信徒の結集事業は、山口県下のそれにも比して、複雑困難な実情にあった。山口県の場合、ともかくも唐樋常蔵という先覚的存在があつて、その手続きの流れを汲む出社群であつたが、近畿各出社の場合はその手続関係が幾系統にも分かれ、信仰の実態も布教体制のあり方も、錯綜していたからである。すなわち『信仰回顧六十五年』の記述を借りれば、

<sup>49</sup> 当時、大阪市内に御広前を設け、御取次をして居るもの三十七ヶ所もあり。夫々神道分局附、神宮教附、御嶽教附といふ有様にて、金光教会成立せしも、中々、統一する事能はず。白神・近藤両氏も困難し居たり。

という実情である。しかも前項(『教学研究所紀要第五号掲載、拙論「出社の成立とその展開(中)」の「新出社の展開と教団設立の機運」』)にも述べたごとく、初代白神新一郎が大阪に教績を張る以前から、布教を行なう者があり、また、初代白神の手続きを汲む者であっても、その帰幽後は、夫々に独立割拠して布教する者も少くなかつたので、二代白神や近藤を以つてしても、これらを統一することは困難であつた。ここに記されているように、当時、大阪市内のみでも三十七ヶ所の出社があつたかどうか、またその出社は誰であるかなどの点は、未だ明確ではない。しかし、近畿各府県に拡張すれば、相当数の布教者がいたことは想像に難くないであろう。したがつて、これらの人々を、金光教会の傘下に収め得るか否かは、金光教会が神道本局直轄教会となるための十分に必要な条件であり、延いては、金光教会の全教的統一も可能となる程のことにかかわつていた。

そこで、佐藤範雄は、金光教会長代理として上阪し、大阪府警察本部長高崎親章の協力を得るといふ非常手段をもつて、大阪市内の布教者を個々に吟味し、金光教会に属することを誓約した者には、認証を与えて、警察の取締りから除外する保証とした。更に六月十五日より、大阪・京都・滋賀・兵庫の各府県にわたつて実情を調査した。佐藤範雄の調査

出張日誌によれば、六月十九日より二十三日まで、大阪・難波両分教会所及び中之町支教会所の三カ所。六月二十四日より三十日まで、京都府下の五カ所。七月一日より三日まで、神戸市内二カ所。越えて七月二十八日には、大阪市内の布教者二十名を神道大阪分局(註 府社座摩 神社内)に集合せしめ、その去就を確認した。この際、佐藤範雄等が面接を求めた調査対象者は、次の人々であった。

○中野米次郎、○杉田政次郎、○田畑五郎右衛門、○畑徳三郎、○井上カメ、芦田道之輔、田中庄吉(以上、京都府在住者)

○吉田綾子、○有田儀助、○桧皮安兵衛、○泉谷京、○寺田茂平、○甲島伊三郎、○石田清七、○平井寛造、○福嶋儀助、○阪井安治郎、○藤田新祐、龍田利右衛門、井上与八、中西嘉七、○萩キミ、高橋喜平、川上安兵衛、川井平五郎、佐伯文次郎、長谷川呉平、笹島タキ(以上、大阪府在住者)

○井口市兵衛、○杉原功、○松尾源次郎(以上、神戸市在住者)

○高阪松之助(以上、滋賀県在住者)

以上三十三名の内、現存の資料で明らかに金光教会に属したことが確認される者は、○印を附した二十名である。しかも、その殆んどが、二代白神、近藤両人の手続き関係にあるものであった。

このような事實は、一体、何を物語るものであろうか。教祖の在世中、その取次を受けて助けられた人々が、みずからその働きをするようになり、社会的にも信仰的集団を成立することとなった。ところが、それらの所謂出社は、明治二十年(心七)頃になると、集団としての既成事實を作り、その布教の地盤を持つようになっていた。したがって金光教会という統一的な組織体制が成立したからといって、単なる教祖との個人的な信仰のつながり、換言すれば、教祖に対する信仰が、個人的意識として停滞している実情では、直ちに既成の集団やその実態から脱却することが、できなかつたのではなからうか。殊に、その既成事實となっていた内容は、(1)取次者を中心とする本来的な出社のあり方から、組合集团的なあり方に変質していたこと。(2)金光教会よりも既に早く、公認の布教組織をもち、且つその規模も大きくなっていたこと。(3)その布教組織を作るにあたって、それぞれの任意にまかせ或は特定の事情によって、神道各教団に属



していたこと。しかも、これらの神道各教団側も、当時、教団勢力の拡張に奔命していたことと相俟って、所属団体の離脱を極力押えたこと等である。勿論、この事實は、それぞれの集団によって、多少異なるものがあったが、金光教会に帰属を諾んじなかったものに、共通する性格であった。

それに反して、二代白神・近藤兩人の手続関係をもつ出社群が、こぞって金光教会に属することとなった理由は、一応、この兩人が金光教会設立の主唱者であるからであると考えられる。しかし、これらの出社群について、一步、考察をすすめるならば、その多くのもの、殊に、一・二のものを除いた京都・兵庫・滋賀各府県の出社は、明治十七年(八四)以降に成立したので、教祖との直接的なつながりを殆んど持っていない。そのことを更に云えば、教祖の現実存在に接して、その信仰内容に触れ、取次の働きを受けるといふ体験がなく、その師である白神・近藤の信仰の中で整理され、純粹化された教祖を、教祖そのものとして認識している。しかも、その認識が、抽象化されたものとしてではなく、取次継承者金光宅吉の取次の実際にふれ、また師の信仰的な言動によって、具体的なものとして受け止めるというすがたをとっている。そこに、これらの出社達の教祖に対する信仰は、個人的意識としてではなく、最初から、いわば教団的意識としての性格をもっている。例えば、畑徳三郎は、教祖について、その著『生神金光大神』の冒頭に、「生神金光大神を知らざれば、本教信仰は知り得ず」と題し、

我が金光教の信仰を、ほんたうに体得し、神様を、ほんたうに体認しようとするものは、まづ以て、生神金光大神を、ほんたうに知らねばなりません。(中略)なぜ、私は、かういふかといふと、生神金光大神おでましになって、はじめて天地金乃神も、御頭れあそばされたのであって、生神金光大神の御出現がなかったならば、天地金乃神の御神徳といふものは、永遠に知ることができなかったのであります。したがって、生神金光大神を知れば、天地金乃神も、おのづから知れ、ほんたうに、天地金乃神がわかれば、本教の信仰もわかるのであります。それゆゑ、本教の眞の信仰を、させてもらはうと思へば、どうしても、生神金光大神を知らねばなりません。(傍点は筆者記す)

と述べている。この短文の中に「知る」という言葉が多いことから、畑徳三郎にとっては、教祖は自明のものではなくして、知らねばならぬものとしての意識が強いといえよう。そうして、かかる知的な認識こそ、普遍性を意味するものであるから、彼の教祖に対する信仰は、個人的意識を超えた教団的普遍的意識に立っているといえよう。このような傾向は、前にも述べた出社達(明治十七年以降の)に共通するものであった。そうして、かかる意識に立っての教祖に対する信仰が、彼等が、「金光大神の一乃出子(弟)」という本来の出社の性格を、おのずからにして備えていたといえる。白神・近藤の手続関係にある出社群が、彼等の師とともに、金光教会に属することとなった根本的理由は、ここにあったのではなからうか。

以上、明治十九年(一八九)からはじまった山口県並びに近畿各府県における出社の統合―信徒講社の結収―という問題を、その事実の経過に即してみてきたのであるが、出社の統合という事業は、教祖の本質である生神金光大神に対する信仰を、教団的意識に立って受けとめるところから、各出社が、出社本来のあり方を自覚し、その自覚にもとづいて、金光教会の組織体制に参加し、全国的な統一体制―教団体制―を実現しようとする信仰的な運動であった。そのことは、出社たる自覚や機能を、喪失するか或は変貌していた布教者が、この統合から、みずから脱落していったことに徴しても、いい得るであろう。

#### 四 直轄教会への展開と全教的統一

さて、山口県周防地方や近畿地方の出社の結集が終ることによって、かねて金光教会に加入していた広島・岡山両県下の出社と併せて、金光教会は、神道本局直轄の教会組織を持ち得る実態となった。明治二十年(一九〇五)七月、神道管長に對して直轄教会昇格の願がなされ、八月五日付にて、「権大講義金光萩雄ヨリ金光教会直轄出願ニ付協議之次第有之候条本人出京候様云々」との通達に接したが、十一月二十二日に至って、金光萩雄・佐藤範雄・藤井恒治郎ら一行三名、

が上京して、六等直轄教会證章を受けた。このことについて、佐藤範雄は、

⑤⑦ この證章を受けし時は、後日（註 明治三十三年 六月十六日）、独立請願の御許可指令を受けしと同様の感激なりき。この直轄教会となりてよりは、各府県下に自由に發展する事とはなれり。

と述べている。かくして、全国的な組織をもつ教団体制が成立し、明治十五年以来の独立教団の構想は、更に一步、実現への態勢をとることとなった。

次いで、直轄教会としての機構をもつために、規約・制度の検討が行なわれ、明治二十一年（一九〇六）三月一日、従来の『神道金光教会規約』並びに『教会神徳大意』を廃して、新たに『神道金光教会条規』が制定せられた。このことについて、佐藤範雄は、次のように述べている。

⑤⑧ 昨二十年、大阪・京都・滋賀・兵庫等の各府県を、（中略）視察巡教し大いに感ずる所あり。直轄教会となりしを機とし、教内統一を図る為に規約改正の急務なる事を教長に進言せしに、御同感ありて、改正条規起草の命を受け、着手すると共に、部下支教会所、説教所、講社事務所等の新設を中止する事とせり。

また、

⑤⑨ 此の改正は本教統一上、捨置けぬ事情ありたればなりと。

ところで、ここで「教内統一を図る為に」とか、「本教統一上捨置けぬ事情」などと述べていることは、その前後の事情からみて、出社の結集事業が、予想外の困難に当面したこと、就中、教祖の信仰に対する理解と出社の自覚とに欠ける点があったという事情であると、推測される。したがって、ここに統合結集された出社が、既往のそれぞれの流儀による布教態度や方法、教義的な理解の不統一を解消して、教祖の信仰を正しく伝承し、具現してゆくことが望まれるということであったのではなからうか。このことを、新たに制定せられた『条規』の主なる改正点について、吟味してみよう。

(1) 従来の『規約』の冒頭に掲げられていた「<sup>⑩</sup>教会神徳大意」は、奉斎神の神性を敘述したものであるが、極めて一般神道的内容であって、教祖の信仰的特色が殆んどみられない。例えば出雲大社の「<sup>⑪</sup>教会神徳大意」と、その敘述の形式内容が類似している。そこから『規約』立法の精神が、神道各教団の規約類を範として、神道的な普遍性をもつことに重点が置かれていたのではあるまいかと考えられる。ところが『条規』においては、かかる一般的な「<sup>⑫</sup>教会神徳大意」を廢して、従来「規約緒言」として掲げられていた金光教会の成立由来・目的・教旨等を更に補充し、「<sup>⑬</sup>金光教会大意」と題して掲げた。

(2) 『規約』においては、主神を「日乃大御神・月乃大神・金乃大神」とのみ表記していたが、『条規』は、「日乃大御神・月乃大神・金乃大神、此三柱ノ大神ヲ天地金乃神ト奉称ス」と改め、教祖の信仰に現われた天地金乃神という神名を表明している。

(3) 従来、教師の職責・職分については、『規約』とは別に、『職制表』として定められていた。ところが、『条規』では、このことを取り入れ、しかも単なる職務規定ではなくして、教師の<sup>⑭</sup>信仰的意義内容をも表現しようとしている。これは、教師(布教者)の自覚を深め、その布教態度の基本を示そうとするものであると考えられる。

以上の諸点から、『条規』が意図していることは、金光教会の独自性、すなわち、教祖の信仰内容とそれにもとづく教師・教会制度を表明し、以って、教会の統一と結束とを図ろうとするのであった。もちろん、当時の神道本局下にあって、独自の内容を十全に表明することは不可能であったが、その現実条件の許で、少しでも本来の内容を示そうとしたことで、この『条規』は、興味あるものである。そうして、そのような態度をとらざるを得ぬ必然性も、併せて考えさせられることであろう。

以上、本項において考察してきたところを要約すれば、教祖の帰幽を契機として、具体的な運動に入った金光教会設立運動は、既に成立していた各地の出社の統合結集ということと、統一的な教団として布教の公認を得るということが、その内容となつてすすめられた。そうして、前者のことは、教祖の信仰本来のあり方から必然的に起こってきた信念的運動であり、後者のことは、当時の宗教制度乃至宗教政策という点から要請される運動であった。そうして、この両者が、一つの運動として展開されたところに、金光教会設立運動を性格づけ、意義づけるものがある。すなわち、出

社が出社本来のあり方を自覚するという出社の結集が、金光教会の公認運動によって、積極的な成果を齎らすことになり、金光教会公認運動が、出社の結集運動によっていわゆる政治権力の一方的な強制に妥協せざるを得ない現実状況の中で、信仰的立場を明確にする依り処となった。したがって、この両者は、理念的には、相異なる性格をもちながら、現実的には、相互にかかり合って、金光教会設立という教団の組織化を実現したといえよう。換言すれば、金光教会設立という金光教史上の劃期的な事実は、もとより制限付きのことではあるが、布教の自由を得た―教団公認―という意味において、その意義をもつものであるのみならず、今一つ、教祖本来の信仰にもとづく出社の自覚運動の展開―出社の結集―という意味を、そこにみることができるといえる。そうして、この意味においてこそ、金光教会設立のより重要な意義があるのではなからうか。何んとなれば、信教自由の時代を迎えた現在の金光教団にとって、教団公認ということは殆んどその意味を問題にする必要はなくなった。しかし、教団組織の成立ということが、生神金光大神の信仰を立てぬく出社の自覚運動でもあるということとは、今日、重要な意味を持っている事柄であると、考えられるからである。(了)

(教学研究所所員)

△註▽

- 1 結収という言葉は、一般に結集と書かれているが、金光教会の場合は「結収」という文字があてられている。その理由は明らかではないが、単に出社を集め結合するのではなくして、教祖広前の働きの中から成立した出社が、教祖広前の延長・展開である金光教会に収容せられるという意味で、このように用いられたのではなからうか。
- 2 『金光大神』(縮刷版P・88)参照。
- 3 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P・115~116)参照。
- 4 『教典編纂委員会資料』参照。
- 5 研究所紀要第五号掲載、拙論「出社の成立とその展開(中)」参照。
- 6 『金光大神』(縮刷版P・88)参照。
- 7 明治十年一月十一日付をもって、「教部省被廢候事但従前ノ事務ハ内務省へ被仰付候事右布告候事」(太政官布告第四号)と達せられた。教部省は、明治五年三月十四日、太政官布告をもって、「神祇省ヲ廢シ教部省ヲ被置」たが、その権掌する事項は、同月廿三日の布告をもって、次のように達せられた。

「今般教部省被置候ニ付テハ左ノ件々願伺届等総テ同省へ可差出事

一 社寺廢立及祠官僧徒等級格式等ノ事

一 新ニ祠官ヲ置キ僧尼ヲ度スル事

一 教義ニ関スル著書出版免許ノ事

一 教徒ヲ集会シ教義ヲ講説シ及ヒ講社ヲ結フ者ニ免許ノ事

一 教義上ノ訴訟ヲ判決スル事

更に同年四月、第三百三十二号公布によつて、「教導職ヲ被置」と、「教部省管轄ノ事」とせられた。

8 明治十四年一月、本派本願寺赤松連城は、「自分が教導職にあるのは自分の生活信条と相反する。故に生活上の矛盾を除き去るため、特に有名無実なる教導職を廢止せられたい」旨の建白を行ない。また同年三月には、大谷派本願寺渥美契縁・鈴木慧淳等も「神道又は国家と宗教との關係を判然せしむべし」という建白を行なった。(概説書編纂資料に依る)

9 豊田武著『日本宗教制度史の研究』(P.25)参照。

10 明治十七年八月一日、太政官布達第十九号をもつて、「自今神仏教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ、更ニ左ノ条件ヲ定ム(下略)」と達せられた。

11 この「委任」という辞句の解釈については、従来国家の有していた神道教師・寺院住職・任免等の権利を、依然、国家に留保

し、単にこれが行使を各管長に委任したとみるか、或は、国家は右の権利を放棄し、寺院住職・神道教師任免等は、各教宗派の自治に任せられたものとするかは、議論のあるところである。但し、判例は前説を固持し、その後の政府のとつた政策からは、この考え方が實際上行なわれてきた。(長谷山止観著『宗教法概論』

P.88参照)

12 『信仰回顧六十五年』上卷ノ一(P.11)参照。

13 右同書(P.116~117)参照。

14 神道事務局の性格については、現在、二つの考え方が行なわれている。一は、神道事務局を以つて、三条の教憲の宣布を目的とする教導職(神道關係)統轄の機関であり、教派乃至教団と称すべきものではないという説、二は、神道事務局を以つて、神道の教義を標榜し、分局・教会を統合、教師によつて布教をなす教団であるという説とである。

両説の当否については、神道事務局の成立から明治十七年の管長設置に至るまでの変遷を、考察してみなければならぬ。

『神道事務局創建大意』(明治八年四月七日)によれば、

「(前略) 明治二年朝廷新ニ宣教使ヲ置テ、神祇官ニ属シ給ヒ、五年三月更ニ教部省ヲ置キ、三条教則ヲ立テ給ヒ、神官以下官國幣社ヨリ鄉村社ニ至ルマテ神官タル者尽ク神道教導職ニ補セラレ、此他華士族平民等、各其所能ヲ以テ其職ヲ得ル者アリ、方今在職ノ多キ殆ト幾百千人、此ニ於テ諸宗教導師ト協議シ、大中教院ヲ設立シ、以テ教ヲ全国ニ遍布セントス。而モ斯ノ道

ヲ奉シ此職ニ居ル者、亦汚隆頭晦一ナラサルノ後ヲ承ケ、神道ノ神道タル所以ヲ明弁セサル者多ク、或ハ固陋ニ失シ或ハ偏僻ニ流レ、各自彼我ノ見ヲ異ニシ、群論百出、四分五裂、上官國幣社ヨリ下府県郷村社ニ至リ、其一社ヲ限画シテ布教ノ氣脈相通セス、偶々官國幣社多キノ府県ハ、甲ハ乙ヲ压制シ丙ハ丁を凌侮シ、或ハ奉仕ノ社格ヲ挾ミテ互ニ相軌ルアリ、又県郷村社而已ノ地方ニ至テハ往々萎靡振ハス束手シテ自ラ立ツ能ハス、甚キニ至テハ無識卑陋自ラ嘲侮ヲ取ル者尠カラス」という状況に対して

「苟モ神道教導職タル者ハ、宜ク衆志ヲ集メ群力ヲ合セ、全国ノ力ヲ以テ相共に維持興隆ノ道ヲ尽シ、朝廷、教則ヲ立テ教導職ヲ置キ給フ所以ノ盛意ニ酬ヒサル可ラサル」(傍点は筆者記)

ことを表明している。したがって、神道関係の教導職を統合し、朝廷より天降りの与えられた三条の教則を教義として、これの普及を図ろうとするところに、神道事務局の性格がある。それ故、本来、一ならざるものを、権力乃至は朝廷の權威によつて、統合した結果、明治十三年以来の神道大会議にみられる派閥抗争が表面化したのは、当然のことである。更に、明治十五年一月の神官教導職分離に伴ない、各教会講社が、事務局の統轄下から分離・独立していったことは、事務局が、所謂独自の教義をもつ教団ではなかったことを意味している。しかるに、神道各教派が分離独立した結果、神道事務局は、弱小な講社や教会をかかえて、對抗的に教団化せざるを得なかった。その傾

向に拍車を加えたのが、明治十七年八月の太政官布達第十九号による教導職の廃止である。すなわち、神道事務局は、各神道教派と同様に管長設置、教規制定を認められ、明治十九年一月、神道教規の認可とともに教団の性格をもつこととなった。しかし、その成立の性格は、その後依然として「神道」の機構・運営・活動のあらゆる面に、影響を与えている。

15 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.128~129) 参照。

16 右同書 (P.128) 参照。

17 右同書 (P.123~124) 参照。

18 佐藤範雄著『金光教祖と教団史要』によれば、次の通り記されている。

(ママ)  
客臘広島県神道分局より認可を受けし信徒取締規約に対し山神御自筆にて分局宛回答左の通り

一、本社信徒御下ノ者ニ限り過般佐藤範雄手通りヨリ請願候次第モ有之万般事務該人へ委託候条此段御了承被成下度候也

岡山県備中国浅口郡大谷村

金乃神社社務所

明治十七年一月十五日  
広島県神道事務局

正副長御中

19 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.128) 参照。

20 右同書 (P.123) 参照。

21 註14を参照。

22 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.128) 参照。

- 23 右同書 (P.134~138) 参照。
- 24 中島稻七については、右同書 (P.134) に「三原町内にて本教のお広前を開き居る中島稻七氏の家の祖先を神道に復式する祭事を行へり。此の中島氏の妻コメ (笠岡手統の信者) が奉仕者にして、之が三原町における本教の初なり」と記されている。なお、同書 (P.133) によれば、中島コメは、広島神道事務分局より神道教義係を命ぜられている。
- 25 浅井岩蔵の邸内社については、本論の「初期出社の動向と金神社存置運動」の中で述べたが、『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.135) には、「浅井岩蔵氏邸内に小さき金山彦神社といふ祠を建てて我が御道を開き居るにつき、其の受持たる神崎 (龍馬) 氏と懇談す。初めは異論ありしも、結局廃止を承諾せり」と記されている。ここで金山彦神社となっているのは、出願の際の金神社という社号が、忌避されたからであろうか。
- 26 備中巡教への橋渡し役を努めたのは、小田郡入田村神職兼神道教導職並びに黒住教教師・関藤努であった。同人のこのことについて、佐藤範雄は、「関藤努氏は、(中略)殊に入田瀬戸廉蔵先生の広前を援助しつつありたれば余と親交あり。関藤氏二十五日来福野田先生に面会し、本年秋季を待ちて備中一円の巡教をなすべく約し、備中分局長井上泰憲氏への交渉を約したり云々」と記している。(『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 P.135~136 参照。)
- 27 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.139) 参照。
- 28 この委任状は、次の通りである。
- 委任状
- 備中国浅口郡大谷村に於て金光教会設立の件委任致候也  
明治十七年十一月二十五日  
神道備中事務分局長井上泰憲 囑
- 29 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.154) 参照。
- 30 右同書 (P.153~158) 参照。
- 31 大熙田喜三郎は、明治初年、難波なみの広前に取次を請い、後、教祖の広前に詣でて教を受けた。明治十八年一月三十一日教導職試験を授けられた。(『金光大神別冊』人物志 P.55 参照) 後、明治二十八年七月十五日、訓導にて教師を免ぜられた。(『神道金光教会議案綴』参照)
- 32 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.156) には、「二月二日 (明治十八年) 続いて上道郡沢田村信者長塩正雄氏宅にて昼夜開教」と記されている。人物については不詳。
- 33 秋山米造は、明治二年、九才のとき、腹痛に悩み、父甚吉の信心により快くなり、このときから教祖に帰依のところが起った。明治七年、兄熊吉とともに教祖の取次を請い「酉歳は信心が好きであるから人を助ける身となれ」という神命を受けた。明治十年のころから、おのずから「金光様の道が京屋敷に開けた」という噂が広まるとともに、参詣するものが次第に多くなり、いつとはなしに取次に専念することとなった。明治十九年



二月四日、金光教会天瀬支教会所を設け、支所長になった。(『金光大神別冊』人物志P・▲参照)

34 『信仰回顧六十五年』には、「西中島町山本金三氏宅にて、三原藩士石原元之助氏」が取次をしていた旨が記されている。

山本金三は、明治十九年二月三日、金光教会中島支教会所を設けた。(『説教所設置願』参照)

35 『信仰回顧六十五年』には、単に「紙屋町三宅某」と記されているのみであるが、教祖伝記奉修所資料「金子大明神三宅多源次の事」(高橋博志誌)によれば、教祖の所謂「出社神号帳」に記された「岡山紙屋町・金子大明神浜屋太源次・巳ノ年」は、「紙屋町百三番邸平民三宅多源治、文政四巳年二月廿三日生」と戸籍に記された者同一人ならん旨の記述がある。因に、同人は、明治二十五年十月十七日死亡した者であるから、この三宅某は、おそらく三宅多源次であろうと思われる。

36 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P.156~157)に、次のごとく記されている。

「夜席開講中、昨一日(註二月一日)沖田神社にて開教の時より若僧(多くは学生)三十人ばかりを連れ来り居りし岡山真言宗中學校校長僧侶和田大円氏、質問を發す。時に十二時を過ぎ深夜なれば、更めて岡山にてその質問を受ける事を約せり。三日、岡山に帰り、神道岡山事務分局長佐々木元孫・神宮教岡山本部長岡崎成勝両氏と協議し、幹事に神職松村信胤、受付には余の随行金岡村の神職小松原時久、後見に佐々木・岡崎、立会には

神職光岡豹治・太田正賢の諸氏と、夫々部署を定む。四日、岡山区栄町神宮教本部に於て開会す。和田大円氏は三十有余人の若僧を率ゐて来る。質問応答終日に亘り、結局仏教側敗勢となりて終る。五日は多数の僧侶を前に昼夜二回開教す。(中略)予て前記の太田正賢氏が中心となり、光岡豹治・松村信胤氏等と岡山にて金光教会を組織し、大谷をもこれに引入れんとの計画を立てをれり。之をこの機会に停止せしむべく、六日、佐々木分局長に議りしに「貴殿が大谷に於て教会組織をせらるるならば、当方は止めて貴殿方に御援助申上げん」と約せり。」ここに記されている岡山に於ける金光教会設立の計画と同様なことが、京都や山口県下にもすでに行なわれていた。

37 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P.156)参照。

38 右同書(P.156~157)参照。

39 右同書(P.157~158)参照。

40 この伺書並びにその回答は次のごときものである。

金光分支教会所設立出願方手続之儀ニ付伺

第壹項

神道金光教会ハ既ニ御許可相成候所直チニ実施着手仕度就而者各府県下所在共分支教会所等願出ノ節ハ当教会教長ヨリ各府県エ対シ添書シ不苦儀ニ候哉又ハ本部教会所ノ如ク管長ノ添書ヲ其都度御回送可被成下儀ニ御座候哉

第貳項

各府県下ニ於テ設立スル金光分支教会所之儀ハ渾テ各神道事務

分局エ照会済ノ上ニテ実施候モノニヤ又ハ結収方ヲ届ケ置ク迄  
ニテ不苦儀ニ有之候哉

前書記載スル式項ノ件ハ将来所在共実施着手方ノ都合モ有之候  
間至急何分之御指揮被下度此段奉伺候也

右教会創設係り

訓導 佐藤範雄 ㊦

同 係り

権少講義 近藤与三郎 ㊦

白神新一郎代印

同 係り

少講義 白神新一郎 ㊦

明治十八年六月

神道管長從四位稻葉正邦殿

第五百五拾三号

第老項 分支教会所新設ノ節ハ

其地方信徒並受持教職教会長連署ノ願書相認メ管長ノ添書ヲ  
請ヘシ

第二項 直轄許可不相成教会ハ総テ神道事務分局ノ指揮ヲ受ヘ

右之通可相心得事

明治十八年六月廿三日

神道事務局 ㊦

41 この資料は、『明治十七年』『明治十八年』『明治十九年・

廿年』の三冊から成り、現在、芸備教会に所蔵されている。明  
治十七年の分には、金光萩雄・高橋藤吉・金光宅吉・瀬戸廉蔵  
の名がみえ、明治十八年の分には、右の外に藤井鶴次郎・藤井  
恒次郎・古川才吉・東田光五郎の名が挙っている。明治十九年  
・廿年の分には、齋藤宗次郎が加わり、以上九名が備中分局所  
属の金光教会教師であったことがわかる。

42 この願書は、現在、芸備教会に所蔵せられているが、その内  
容は次の通りである。

兵庫分局不明瞭ニ付直轄之件御願

今般当教会講社実施着手之都合ヲ以テ兵庫県兵庫神道分局エ第  
老号写之通り照会致候処則チ第式号写之通り回答有之因是参考  
スルニ該分局ハ消滅之姿ニナラン哉ト被為存候ニ就テハ該地方  
所在之信徒ヨリ当教分支教会開設致度旨統々申出候共何分分局  
之義右之始末ニ付実施着手方ニ甚タ困難罷在候間該地方ニ限り  
分支教会開設手續出願方当本部ヨリ直轄致度候条御差支之義無  
之候哉何分之御指令至急ヲ要シ奉伺候也

神道金光教々長

少講義 金光萩雄 ㊦

明治十九年四月五日 神道管長從四位稻葉正邦殿

第五百五拾号

書 書面願之趣聞届候事

朱 明治十九年四月十六日

神道管長稻葉正邦 ㊦

(第壹号写)

未夕拝眉を不得候得共愈々盛務奉遙賀候当金光教会創設ノ義其筋へ出願仕候処別紙写之通り夫々認可ヲ得候ニ就而ハ自今御県下内所在当教信徒講社結収手運ビ等別冊規約及結収大意ニ準シ実施仕度候間道ノタメ宜敷御尽力御保護被成下度則チ別紙写相添へ此段御依頼申上候也

神道金光教々長

明治十九年一月九日

少講義 金光萩雄 ㊦

兵庫縣神道事務局 御中

(第貳号写シ)

未得拝顔候得共一書拝呈仕候陳ハ先般金光教会御設立之義其筋ニ御認可相成候趣ニテ書類当分局へ御廻し相成付テハ本県下ニ於テ御結社等之節ハ保護候様御依頼之旨承了然ルニ当分局ハ先年拙者辭職役諸役員等も未定夫故貴答も等閑ニ打過居候義ニ有之然レ共御教規拝見愚考スレバ当地ニテモ御開教相成候ハ、追々御盛大ニ立至ルベク奉存候何分右之訳柄ニ付急度御答ハ難申上候得共当地ノ景況申上度旁以如此御座候 頓首

旧兵庫神道分局詰

三月十六日

旧権少教正 和田大猪 ㊦

神道金光教々長

少講義 金光萩雄殿

43 『金光大神』(精编版P・315~316)参照。

44 藤井ヨシについては、藤井吉兵衛の『明治八年ヨリ山口県周

防国岩国城下長州城下村々』と三行に表書きされた帳面に「出家宮 藤井内室」とある。この帳面に「出家宮」(出社の意か)と附記されているのは、四十八名のうち唐樋常藏と藤井ヨシの二人のみである。これによって推測すれば、同人は、周防国において唐樋と並ぶ有力な出社であったのではなからうか。

45 金神組三柱教会の結成事情については、『唐樋常藏師』(由宇教会編)に、次のごとく記されている。

(前略)そこで唐樋師は、明治十六年七月二日神宮教の教導職試補を授けられ、一応、師自身の教師資格を得られたが、さらに周東全般にわたる布教上の組織を確立したいとの願いから、由宇を中心とした信者の協力のもとに、由宇村郷社の神官であった三上清作氏の紹介を得て、その頃、周東地区における有力な神官であった岩国白山神社祠掌名越長易氏に解決の方策を立ててもらおうように依頼した。そして、その熱意はついに名越氏を動かし、明治十七年の中頃、神宮教第十五番教区(本部長藤井稜威)管下の神風講社に属して布教することになり、唐樋師が中心となつて従来の講社を結収し、これを金神組と称して、その本所は由宇に置き、唐樋師を始め住川啓太郎氏・藤井ヨシ氏等が世話人となつて、総長には名越氏が就任した。(中略)名越氏は、さらに明治十八年八月、岩国地方を中心として神宮教直轄三柱教会を組織し、その本部を新しく岩国に設置するまでに至り、唐樋師も、名越氏の恩義を感じて、これに加入された。

(P・24~25参照)

46 唐樋常蔵外九名の人名は明らかではないが、徳永篤孝氏論文「山口県東部初期布教について」には、唐樋常蔵をも含めて、明治三十二年までのこの地方における教師を掲げている。それに依って、唐樋常蔵と相前後して教師に補命された者を挙げる。と次の通りである。

野村徳次郎	明21・5・16	久保	ハナ	明21・11・9
奥林 弥重	〃21・5・16	勝田藤左衛門		〃21・11・9
唐樋 常蔵	〃21・9・19	蛭子崎嘉吉		〃22・1・12
米中千代槌	〃21・9・19	河内松之進		〃22・1・12

なお、この外に、熊谷喜太郎が明治19・7・16に補命されて居り、明田角太郎は現在その補命年月日が不明であるが、唐樋の最も優れた後継者とみなされている。

47 「周防国各支所・講社に対する指令」(神道金光教会会議案綴)によれば

一、明治廿三年五月六日ヨリハ周防全国ニアル神道金光教会ニ係ル一切之事務ハ神道金光教会由字分所ヲ經由シ上伸下達ヲナスヘシ

と指令している。

48 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P.285)参照。

49 右同書(P.30)参照。なお、白神新一郎と近藤藤守とが、大阪地方の出社結集にあたっていたことは、次のような依頼状が出されておるところから明らかである。

金光教会結収御届

当教会名称之義別紙写ノ通り出願則チ許可相成候ニ就テハ御府下内へ講社結収手運ヒ等別冊規約及結収大意ニ準シ御局部下少講義白神新一郎同近藤与三郎兩人ヨリ万般御協議可申上候間宜敷御保護被成下度此段御届ケ申上候也

追而白神近藤兩人へ百事申付置候間此段為念申添候也

金光教会本部詰

少講義 佐藤範雄 ㊦

金光教会教長

少講義 金光萩雄 ㊦

明治十八年九月十三日

大阪神道事務分局 御中

50 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一(P.301-302)には、次のごとく記されている。

余ハ教長代理として左の書面を携へ上阪せり

嘗テ貴府下へ当教会分教会所設置爾後追々信徒増員シ就而者間々教会ノ旨趣ヲ誤リ候者モ有之猶本会ニ加盟セサル者ニ於テ当教会ノ名称ヲ濫称シ本会ノ教旨ニアラサル浮説ヲ唱エ終ニ法官ヲ煩シ候輩モ有之趣ニ伝聞致候ニ付右等取調ノ為メ専掌佐藤範雄ヲ以テ拙者代理トシテ派出為致候間本教会ノ旨趣等親シク御聞取之上何分ノ御保護被成下度此段及御依頼候也

岡山県備中国浅口郡大谷村

神道金光教会本部

明治二十年六月

教長 権大講義 金光萩雄

大阪府警察本部長

## 高崎親章殿

右書面に規約書類をも添へて提出し当時大阪の信仰状態を陳述し統一を期し度しと述べしに高崎本部長「何うするのか」と問はる。「本教会の旨趣に副ふ者には拙職より即時許可證を与へその許可状なくして金光教会類似の行為をなす者ある時は御手許にて取締方を願ふ」と述べたりしに「宣しい出来得るだけ御力添へ致す。いづれ所轄警察署長を集めて能く申聞かせます」との事であった。右により余は白神氏と共に各広前を巡廻し出張の要旨を懇示したり。

51 右同書 (P. 252~254) 参照。

52 右同書 (P. 255~256) 参照。

53 ここに掲げた三十三名について、若干の説明を加えると次の通りである。

中野米次郎—京都市下京区第十組麓町三十三番戸在住。金光教会麓支教会所長。(拙論「京都市内布教初期の研究」—学院研究部編『金光教学』第八集掲載)

杉田政次郎—京都市下京区島原出口菜園町二十二番戸在住。金光教会島原支教会所長。(同右拙論参照)

田畑五郎右衛門—京都市久世郡寺田村在住。金光教会寺田支教会所長。(拙論「寺田村に於ける本教の布教に就て」—学院研究部編『金光教学第四集』掲載—参照)

畑徳三郎—京都市府紀伊郡伏見京町三丁目在住。金光教会講社藤守組集会所担当。(拙論「本教の伏見布教初期の研究」—学院研究部編

『金光教学』第六集掲載—参照)

井上カメ—京都府葛野郡下嵯峨村在住。金光教会講社藤守組事務所担当。(『信仰回顧六十五年』上巻ノ一参照)

芦田道之輔—京都市下京区第七組中之町三十一番戸在住。明治二十一年十月、神道御金教会に所属す。(拙論「京都市内布教初期の研究」—参照)

田中庄吉—京都市上京区第廿七組押西洞院町七番戸在住。明治十六年十月六日、御金神社を創建して布教す。(同右拙論参照)

吉田綾子(アヤ)—弘化元年七月十五日生。大阪市南区置屋町に在住。金光教会講社真玉組事務所担当。初代白神新一郎の教え子。(大阪分所資料並に信仰回顧六十五年参照)

有田儀助—大阪市南区順慶町三丁目在住。金光教会船場支教会所長。初代白神新一郎の教え子。(大阪分所資料参照)

松皮安兵衛—天保九年六月二十五日生、大阪市北区中之島五丁目在住。初代白神新一郎の教え子。(大阪分所資料参照)

泉谷京(きょう)—初代白神新一郎の大阪布教当初からの教え子。後、大阪分所に属したが、布教場所は不明。(大阪分所資料並に佐藤金造著『初代白神新一郎師』参照)

寺田茂平(茂兵衛)—初代白神新一郎の大阪布教当初からの教え子。天保三年十二月十五日生。その妻ちう(天保二年八月廿二日生)と共に、大阪市東区高麗橋筋二丁目百十一番邸にて布教。(同右資料並に『初代白神新一郎師』参照)

甲島伊三郎—大阪府堺市中之町西二丁目十六番屋敷在住。天保十

三年六月十五日生。金光教会中之町支教会所長。(大阪分所資

料参照)

石田清七—大阪市南区高津町四番丁九番屋敷在住。初代白神新

一郎の教え子。(大阪分所資料参照)

平井寛造—後に大阪分所に属したが、経歴等不明。(大阪分所資

料参照)

福嶋儀助—福嶋儀兵衛の男。福嶋儀兵衛については、本論「新

出社の展開と教団設立の機運」の項において、註2に記した。

阪井安治郎—叔父藤田新祐によりて入信。大阪市東区農人橋二

丁目四十二番地在住。金光教会講社金広組事務所担当。(東堀

教会編「七十年の跡」参照)

藤田新祐—大阪市南区高津町一番丁在住。(右同書参照)

龍田利右衛門—初代白神新一郎の信者。妻ツルと共に布教す。

経歴等不明。(佐藤金造著「初代白神新一郎師」参照)

井上与八—不明。

中西嘉七—本論「新出社の展開と教団設立の機運」の項におい

て、近藤藤守の布教につき教祖に中傷した伝えを記したが、

経歴等不明。

萩キミ—本論「新出社の展開と教団設立の機運」の項の註2を

参照。

高橋喜平—『信仰回顧六十五年』上巻の「高橋喜平氏(尾

道の人)は松屋町に広前を設け御嶽教の附属となり居りしが、

出張の旨趣を伝へたるに『お前方若い者か何を知って居るか。

金光の御紋章の起りを知って居るか。あれは五流の山伏が御幕や御供物を奪って帰ったので、その後で私が御供へしたのである云々」といふ権幕にて聞き入れざりしかば其れには證を与えず」と記されている。

川上安兵衛—不明。

川井平五郎—不明。

佐伯文次郎—明治十九年二月廿四日の『朝日新聞』に「加持祈禱にかかる違警罪犯者、南警察署にて処分三件」との見出しで、「同区久左衛門町二十一番地齋藤周次郎方寄留当府平民佐伯文治郎(31)にて、同人は近頃大流行のかの金神とか云えるを信じ自身も神にでもなりし心地にて前同様(註 医薬をたたせて水を与える)の異説を以て人を惑わすこと数回に及びたるかど」と記されている。本論「新出社の展開と教団設立の機運」の項において、註28に記した齊木文治郎も同一人かと思われる。

長谷川呉平—不明。

笹島タキ—不明。

井口市兵衛—文政十一年五月廿五日生。神戸市兵庫魚之柵町七

番屋敷在住。金光教会魚之柵支教会所長。(大阪分所資料参照)

杉原功—神戸市北長狭通七丁目十一番屋敷在住。近藤藤守の教

え子。金光教会長狭支教会所長。(神戸教会連合会編「金光教神戸

布教史の概要」参照)

松尾源次郎—神戸市兵庫川崎町百六十五番屋敷在住。天保十三

年十二月十六日生。金光教会講社松尾組事務所担当。(大分版

所資料並に『金光教神戸布教史の概要』参照)

高阪松之助—滋賀県滋賀郡大津上北国町第九拾六番地在住。金

光教会講社藤守組事務所担当。(『信仰回顧六十五年』上巻ノ一参照)

54 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.116) に「教祖御帰幽後五

十日間は金子藤井駒次郎氏 (向明神の亭主) 御取次を勤め或る時

はその長男恒次郎氏 (教祖の長女くら刀目の亭主) 奉仕せし事もあり

五十日祭後は山神ノ君御神勤なりしが内外多端となり四神ノ君

(註 金光宅吉のこと) 御手代りと立たせられたり」と記されている。

なお、教祖帰幽後に成立した出社達によって、金光宅吉の取次

の内容や態度についての資料が、多く遺されているが、現在、

それらについての研究的成果は殆んどみられない。

55 昭和三年一月、東京教会所における畑徳三郎の説教を、昭和

八年九月に出版したものである。

56 『信仰回顧六十五年』上巻ノ一 (P.257) 参照。

57 右同書 (P.263) 参照。

58 右同書 (P.273) 参照。

59 右同書 (P.274) 参照。

60 「教会神徳大意」は次の通りである。

「天照日大御神は日界の大主宰にして日球中に永遠に大座々て  
日々高天より此大地上に御陽氣を降り給ふ是に依りて四時行は  
れ人類万物悉皆成長せり如此大神の御照ありて人となり物とな  
れるなれば大神の洪恩に洩る物とは一つとしてある事なし」

月の大神は月界の大主宰にして日に次ぎ座して夜を知らせ給ふ  
是に依りて昼夜の分ちありて万の物なれり然れば人類万物悉く  
大神の恩沢に洩る事なし

金の大神は此の地球の真機とも仰くへき御徳に座々て国土人

類万物の締り固むる原素なれば大地の限り此大神の御威徳充滿

せざる所もなく有りて在らゆる物此大神の恩徳を蒙らざる物も

なし故に吾教祖此の御三方の大神を天地金乃神と奉称て何事も

神慮の随々と教諭せられたるは是全く大神等の御鴻徳の尊厳な

る事を普く世上に知らしめんかためなり

産土神は各地の幽政を分掌し給へは其氏子たる者一日も愛恵の

恩徳を蒙らざるはなし

右御神恩を日夜蒙らざる事なき所以を能々心得生死不二信頼す

る所を定むへし」

なお、傍点を附したところは、「出雲大社教会神徳大意」と同

文の箇所である。

61 「神道金光教会大意」は次のごときものである。

夫レ神道金光教会ノ名ヲ以テ世ニ教ヲ伸張シ信徒ヲ結収スル所  
以タルヤ吾金光教祖三拾有年ノ星霜一日ノ如ク斯道ノ為メ  
真誠ヲ凝ラシ以テ天地之神慮ヲ奉シ下ニ揚クル慎誠十二条ノ教  
旨ヲ立ラレ以テ教諭セラレタルヨリ千有年来ノ迷夢ヲ覚シテ  
天地之真理タル惟神ノ正道ニ帰シ神恩ヲ拝戴スルモノ日一日ヨ  
リ巨多ナリ之レニ因テ金光教会ト称シ教祖ノ遺訓ヲ拡張シ倍々  
敬神ノ信義ヲ奮起セシメントス抑親睦協和怡モ一家同胞ノ如ク

吉凶禍福ヲ同フシ危難相互ニ救護シテ一視同仁ノ神慮ニ悖ラス  
 同胞ノ信義ヲ欠カサルハ人道ノ主眼ニシテ 神皇ノ恩報謝ノ要  
 務ナリ故ニ信徒タル者ハ天性稟所ノ善念ヲ拡充シテ神徳 皇恩  
 ヲ報酬シ以テ文明ノ治ヲ翼賛シ神州固有無上至尊ノ国体ヲ明ニ  
 シ天地ノ公道世界ノ精神タル惟神ノ大道ヲ遵奉シ妖教邪道ニ惑  
 溺セラレス盛衰榮枯吾神明ニ信賴シ衆心合力以テ顯ニハ一身ヲ  
 行政官ニ隸シ皇民ノ本分タル敬 神尊 王愛國ノ大義報本反始  
 ノ誠意ヲ明ニシ人タルノ通義ニ達シ幽ニハ神政ニ属シ教祖ト共  
 ニ神タルノ榮光ヲ輝シ顯幽一致安心立命ノ地ヲ得テ無究ノ幸福  
 ヲ享センコトヲ欲ス冀クハ各自定分ノ義務ヲ尽シ黽勉從事シテ奉  
 教ノ実効ヲ奏センコトヲ

#### 神道金光教会本部

右の文中。傍点を附したところは、『規約緒言』にはない文字  
 である。これによってみると、『条規』の「教会大意」は、金  
 光教会を積極的に主張しようとすると同時に、神道本局なり国  
 家政策なりへ歩調を合せようとする意図が見られる。

62 『職制表』には、「教師ハ左ノ等級（註 正準一等級教師より正準七  
 等級教師まで十四等級に分れている）ニ準シ当器ノ者ニ教長之ヲ命ス。  
 教師ハ教祖ノ教旨ニ基キ惟神ノ大道ヲ懇諭シ諸民ヲシテ吾教理

ニ入ラシムルヲ要トス」と規定されている。

ところが『条規』においては、

本教会講師ヲ二種トシ第一種ヲ脩信講師ト称シ第二種ハ特派講  
 師ト称ス（第拾五条）

と、二種に分ち、前者は正準七等より正準七等の十四等級、後  
 者は正準七等より正準六等の十二等級に分けている。（第拾六条参  
 照）  
 恩そうして、脩信講師は伝習・特選の二方法により、特派講師  
 は試験・伝習・特選の三方法によって任命される。（第廿六条参照）  
 更に、それぞれの職責については、

脩信講師ハ本分支所或ハ教区講社内ニ在テ教祖ノ遺訓ニ因リ神  
 事、祈念、神占、等ヲ執行シ本教会ノ神理ヲ懇諭シ諸民ヲシテ正道ニ  
 導クヲ以テ専務トス（第拾四式条）と定め

特派講師ハ本部ニ在テ府県へ派遣シ教祖之遺訓ニ基キ神理ヲ講  
 シ惟神ノ大道ヲ擴張シ神事祭祀ニ関スル諸儀式等ニ従事スルヲ  
 以テ専務トス（第拾四式条）  
 としている。

なお、脩信講師の規定中「神占」の語については、佐藤範雄は  
 「神占とあるは、氏子の願を取次ぎて御神意を氏子に伝ふるの  
 意にして、所謂世に云ふ占とは異れり」と説明している。



## 神道金光教会講社気多組成立の要因について

前田正紀

今日いろいろな姿で教会の問題が提起されているが、中でも教会の組織・運営の問題については、これを明確にする必要がある。その場合、教会の成立の事情なり、要因を考察することは、一つの問題解決への糸口になると考えられる。本論は、神道金光教会講社第六十四番教区気多組の成立の事情を調査し、そこにみられる要因なるものを探ることによって、その講社の性格を明らかにしようとするものである。

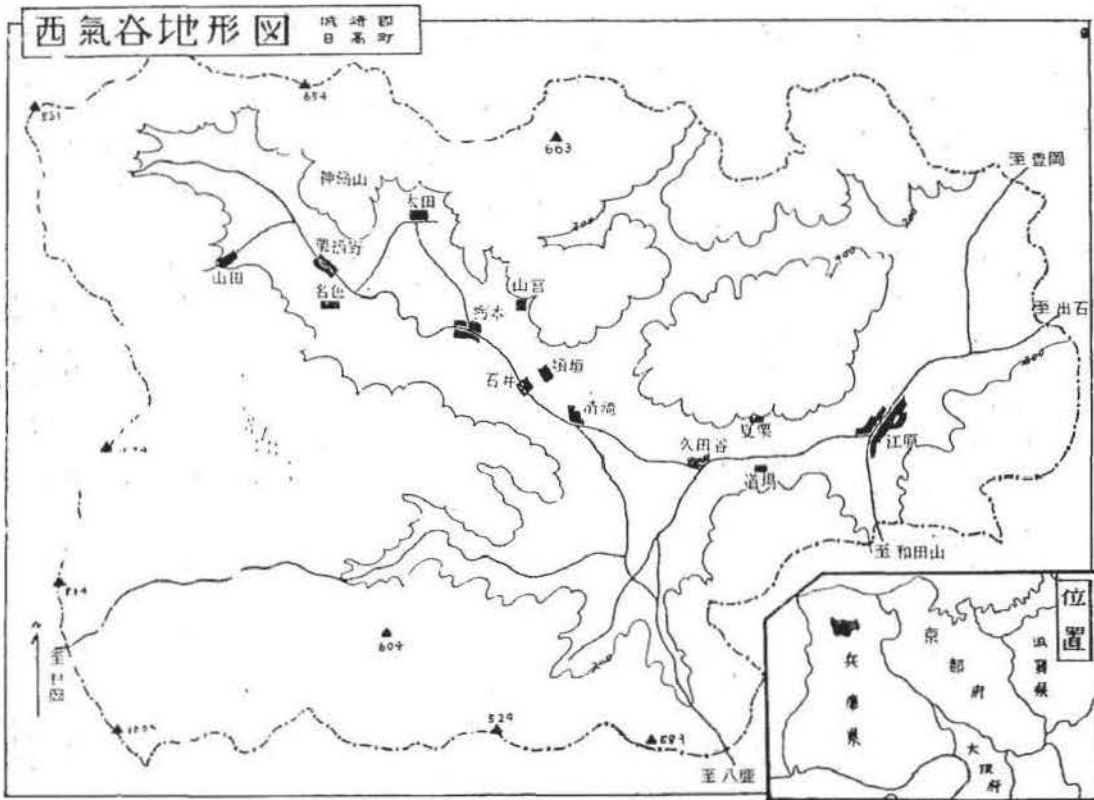
ここでとり上げた気多組講社は、金光教団の創立当初にすでに成立をみ、しかも、いわゆる信仰的な手続き関係から受ける援助も乏しい中にあり、また交通、文化から隔った山間の地にあった。このような特殊な条件のもとにあって、信仰が伝わり、信徒の集団が形成され、さらに教会へと展開したのであるから、その事情なり要因を究明することは如上の問題をきわやかに把えることにもなるであろう。

## 一 増田市三郎と気多組講社設立の経緯

気多組講社設立の事情をみてゆく場合、その中心になった増田市三郎について明らかにしなければならぬであろう。増田市三郎は、但馬国気多郡西気村の内山田村(現・兵庫県城崎郡高町山田拾参番地)在の人である。市三郎は、嘉永二年八月二十四日、先代市三郎の長男として生れ、母をむるといった。幼名を喜一郎と呼んだ。増田家は同国同郡同村の内栗栖野村臨濟宗大円寺の檀徒で、村内でも旧家として知られ、父の代に分家した<sup>①</sup>。そうして、二棟の倉や田畑など相当の資産があったと伝えられている。喜一郎は、裕福な家庭で、順調に生い立ったと思われる。

しかし、喜一郎は十四才になった文久元年一月十九日に、家督を相続している<sup>②</sup>。これは父市三郎の死去によるものであろう。その後、襲名して市三郎と改めた。ときに家庭は、母一人子一人の心淋しいものであった。そこで、市三郎は、将来の生計を考えると、農業のみに依存するわけにはいかず、他に現金収入の途を求めずにはいられなかった。それは、当時、次第に貨幣経済が農村にも滲透するようになり、但馬地方でも、麻や、柳ごおりの材料である柳の栽培などが盛んになりはじめていたので、市三郎はいちはやくそれに着目したのである。家を継いだ翌年十五才で、農業の傍ら麻や柳を買い込み、自宅で麻糸や柳ごおりを作って、その製品を主として山陽地方へ販路を求めて出かけることをはじめた。毎年秋の穫り入れがすむと、早速、麻をつむいだり、柳を編んだりすることにとりかかり、冬中かかって製品を作り、雪が解けて春の陽差しがなごむ頃になると、荷馬車をやとって、その製品を積み込み、行商に出かけた<sup>④</sup>。

但馬国気多郡西気谷(旧、西気村、清滝村、三方村、日高村の一部)は、まわりはすっかり山に囲れている。西は千米余の山を背にし、南北も険しい山で閉され当時隣村との交通は急峻な峠の山道しかなく、わずかに東に細く長く十数軒にわたって伸びている西気谷を下って、但馬国を南北に貫ぬき日本海へ注ぐ円山川流域の平坦地に通じる農道がある程度であった。また気候条件も、裏日本特有のもので、春秋はほとんど毎日雨か曇か霧の日が続き、冬期は一米余の積雪があり、年に快晴の日はわずか



一カ月足らずである。そのような極度に悪い自然条件の中で、三カ村千戸・数千人の人々は、祖先伝来の狭い耕地にしがみついて、文字通り但馬牛のように営々とねばり強く生活していた。

増田家はそのような条件をもつ西気谷の一番川上の高原にあった。市三郎はその谷を下り、円山川畔より商品を定便の荷馬車に積み、南へ川を遡り播磨国の国境である生野峠を越して姫路へ出ていた。当時、交通機関としては、荷馬車や人力車以外になかったと伝えられている。

年毎に行商に出かけ、十年余にして経済も次第に豊かになり、戸主として村人の信用も得た頃であろうか、市三郎は明治七年一月十五日、二十七才の年に、本家の伯父に当る増田仁左衛門の長女ぬを、と結婚した。ぬをはそのとき二十一才であった。そして翌年十一月四日に長女あうを、明治十一年三月五日には二女あめを、十四年六月三十日には長男市郎を、十六年三月八日には二男市平を、さらに、二十年五月一日には三女すゑをあげて、一家もにぎやかになった。市三郎は、骨身を惜まずよく働き家を治めながら、いち早く時代の曙を感じ、商人として身を立てたのであった。そうして、商売の

取引などによって、他部落や隣村との交際もかなり拡って行った。

かくするうちに、市三郎は岡山へ行商に行ったとき、近藤儀三郎という人によって、初めて生神金光大神の教えを耳にすることとなった。<sup>⑦</sup> 近藤儀三郎は、荒物屋を営みながら、当時の神道金光教会天瀬支教会所の信徒総代をしていた。それで、おそらく、市三郎は商売の取引の関係で親しくなったのであろう。そして、はやくから父親に別れて、今日まで苦難の人生を経てきた身上話をするにもなり、信心の道の力強さと、生神の教えの尊さを聞くに及んで、心の琴線に触れるものがあつたと伝えられている。

その後まもなく、市三郎は近藤儀三郎に連れられて天瀬の広前に参拝し、明治十九年三月一日付をもって、天瀬支教会所所屬の信徒に加入した。<sup>⑧</sup> その当事の天瀬支教会所は、専掌佐藤範雄によって、同年二月三日に設立され、秋山米蔵が担当教師として常時奉仕していた。また佐藤範雄の説教も度々開かれていた模様である。<sup>⑩</sup>

次いでその頃、市三郎は初めて本部広前に参拝し、金光四神の君にまみえ、御教を拝聴し、強くその神徳に打たれた。それ以来、行商の度毎に足繁く本部広前へ参拝しつつ自分の信心の中身を培うとともに、この道の教えと靈験を、郷里の人々へ語り伝えることとなった。それにつれて、人々は自身の悩みや苦しみを、市三郎に話して、金光四神の君の取次を願うようにもなった。かくして、但馬国気多地方にも信心する者が次第に増えていった。<sup>⑪</sup>

前にも述べたような自然・風土のもとにあつた西気谷の家々は古くから土着し、その戸籍簿に徴しても、真言宗、禅宗を宗旨とする家が多かつた。<sup>⑫</sup> また難儀な事態に出遇えば、加持・祈禱等の方法によって解決を求め、冠婚葬祭、普請作事などの場合は、方位家に指示を求めるのが常であつた。<sup>⑬</sup> ところが市三郎は、行商という職業柄、各地を回行して国・社会の変動の激しさをまのあたりに見聞し、人々に世情の移り変りを伝えることもあつた。<sup>⑭</sup> その中でも、とりわけ佐藤範雄の説教を聞くことが重なるにつれて「日柄方角の迷妄からめざめ、天地の大恩に報ゆる道」とか「忠孝にまこととを捧げる道」として、この道の信仰を理解し、人々に伝えたのである。<sup>⑮</sup> このような信仰は、人々に大きな波紋を投げ

かけたと思われる。かくして、市三郎を中心として、その信仰を求め人々の集団が自然と生れた。

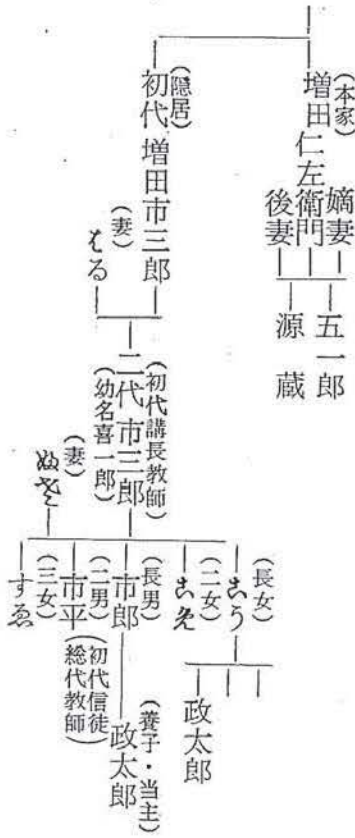
あたかも、当時、教団は先に明治十六年十月十日、教祖の帰幽をみ、金光四神の君によって取次の業が継承され、佐藤範雄たちが中心となって、教団組織の機運が高まり、明治十八年六月十三日、神道金光教会が設立された。そうして、全国各地に分教会所、支教会所の設置が認可され、教勢大いに上りつつあるときであった。<sup>⑩</sup>

このような事情もあって、但馬国のこの信徒の集団も、金光教会の組織の中に正式に加入する動きが起こり、信徒各戸の「教会講社加入願」を綴った署名簿に、講社加入初穂金を添えて、神道金光教会本部へ差し出した。そうして、明治二十二年七月三十日、神道金光教会直接事務取扱いとして、「神道金光教会講社第六十四番教区気多組」の設置が許された。<sup>⑪</sup> 増田市三郎はその講長を命ぜられ、自宅である西気村の内山田村十三番屋敷（現・城崎郡日高町山田）に講社事務所が設けられた。<sup>⑫</sup> その頃であろうか、市三郎は安部喜三郎のすすめで神道管長より教導職試補に任ぜられた。<sup>⑬</sup>

△註▽

1 日高町役場蔵「明治十年度、西気地区戸籍帳第一種」参照。

(増田家系図)



- 2 木村より(増田市三郎長女)談。
- 3 1に同じ。
- 4 2に同じ。なお1の戸籍帳には「骨柳商」とある。
- 5 当時「西気谷千軒」と俗称されていた。
- 6 1に同じ。

7 「前田重太郎談話記録」並びに佐藤範雄談話記録(前田豊誌)参照。佐藤の談話中「増田市三郎ガ御手引ヲ頂イタノハ、天瀬教会ノ信徒総代デ岡山ノ荒物屋近藤儀平ナラン」とある。しかし本部教庁蔵「教会原簿」によれば、天瀬教会の初代信徒総代中に近藤儀三郎の名をみる。

8 気多組講社整理名簿参照。

- 9 本部教庁蔵「教会原簿」参照。
- 10 佐藤範雄談話記録（前田豊誌）。
- 11 「氣多教会略年表」中「氣多組講社成立ト記録」参照。
- 12 日高町役場蔵「明治十年度戸籍帳」並びに「兵庫県宗教法人名簿」参照。
- 13 日高町公民館蔵「但馬読本」参照。
- 14 前田豊（二代教会長）談。
- 15 氣多教会蔵、「前田重太郎覚書」並びに佐藤範雄の著作、講演記録類参照。
- 16 本部教庁刊「金光教年表」参照。
- 17 現在、氣多教会には、明治二十三年七月より三十一年四月までの「神道金光教会講社第六拾四番教区氣多組署名簿」が十五冊保管されている。
- 18 「講社加入初穂金領収証」によれば、十三人分合計壹円七錢が記されている。
- 19 「氣多教会の手續の概要」中「太田市郎治談話記録」参照。
- 20 「氣多組署名簿」並びに「氣多教会略年表」参照。
- 21 「氣多組臺帳」中「役員名簿」並びに「氣多教会略年表」参照。
- 22 「前田重太郎覚書」参照。

## 二 講社の進展

すでに述べたように増田市三郎は、岡山方面の行商の途次神縁を蒙ることとなった。それによって遠く但馬国に生神金光大神の生命が伝わり、人々の難儀が行商の度毎に本部の広前へ取次がれるようになり、やがて講社成立の機熟し、明治二十二年その設立をみた。その後、講社は日を追ひ月を重ねるごとに盛んになり、信徒加入者は急速に増加していった。

いまその進展の状況を神道金光教会講社氣多組署名簿にもとづいて調べてみよう。明治二十二年七月講社設置願提出の際に添付された信徒加入願の署名者は、増田市三郎を除いて五戸・二十六人であった。その後二十四年までに、通計百十九戸・五百七十八人に増加している。（図表一）この信徒の分布は、講社の発祥地である山田部落周辺の西氣村は割合に少なく、むしろ隣村の清滝村に多くの信徒が集中し、また西氣谷全域四カ村にわたっている。（図表二）このことは、

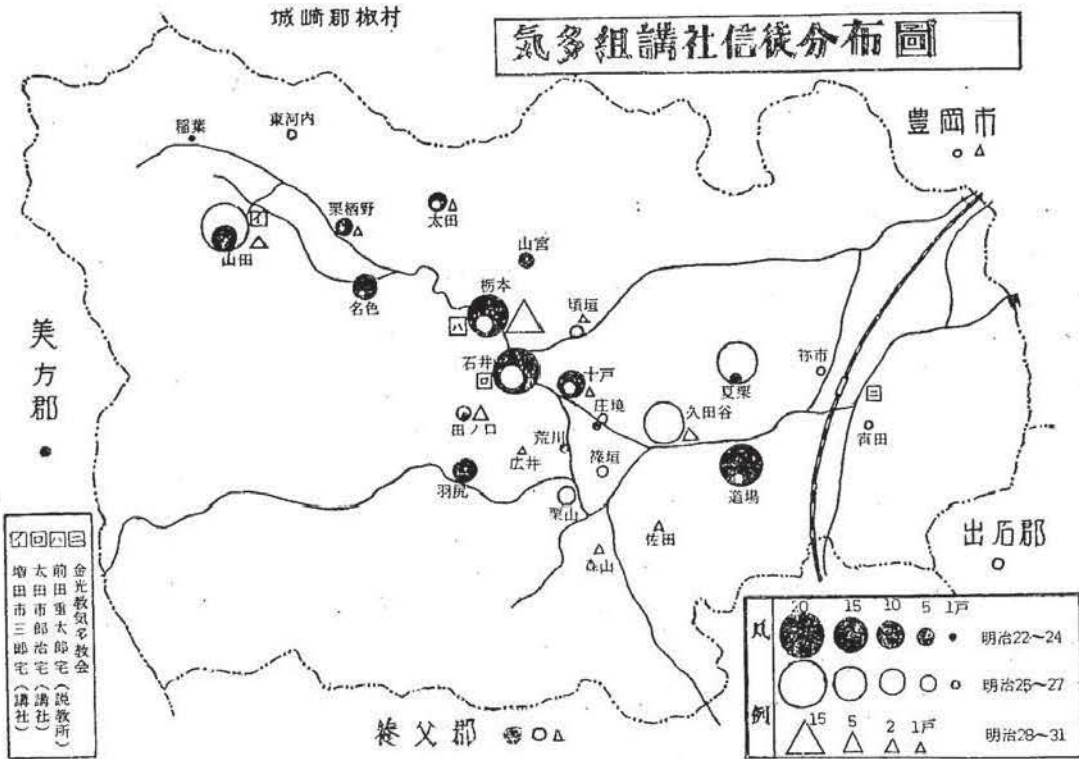
明治二十四年の夏になると、更に大きく講社の展開する出来事があった。かねてより市三郎は佐藤範雄の説教を聞く機会が多く、彼の革新的、信念的な説教は強く脳裡に焼き付き、なんとか郷里の人々にその教えを直接聞かせたいものと願っていた。明治二十年のある日、佐藤範雄の説教を聞いた市三郎は、その夜、佐藤範雄の常宿である岡山市船着町の某旅館を訪れ、「是非但馬にお出で下され、開教を仰ぎたい」との旨を懇願した。そしてその旅費として、二十円を

市三郎が商売上の柳・麻の原料買込みなどの取引関係を通して、広く他村の人々と親交を結んでいたことによるものであろう。

図表(1) 気多組講社信徒増加一覽(署名簿に拠る)

旧村落	地区	明治22~24加入		明治25~27加入		明治28~31加入		加入者計	
		戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
旧西気村ノ内	稲葉	1	5					1	5
	東河内			1	10			1	10
	山田	8	49	22	106	2	7	32	162
	栗栖野	5		1	4	1	4	7	29
旧清滝村ノ内	名色	9	44	1	6			10	50
	太田	5	29	2	10	1	6	8	45
	栃本	18	68	4	19	14	66	36	153
	山宮	4	24					4	24
	石井	21	95	7	36			28	131
	頃垣			2	7	1	5	3	12
旧三方村ノ内	田ノ口	1	2	2	12	2	13	5	27
	羽尻	7	45	1	3			8	48
	広井					1	8	1	8
	栗山			5	23			5	23
	森山					1	6	1	6
	佐山					1	3	1	3
	篠垣			2	12			2	12
	庄境	2	10	2	7			4	17
旧日高村ノ内	久田			18	86	2	10	20	96
	夏栗	3	16	17	85			20	101
	道場	19	85	3	8			22	93
	彌市			1	3			1	3
	宵田			1	3			1	3
旧国府村ノ内			2	8			2	8	
旧八代村ノ内			1	5			1	5	
旧椒村ノ内			1	8			1	8	
養父郡	4	26	3	15	1	4	8	45	
出石郡			2	11			2	11	
美方郡	2	12					2	12	
城崎郡			1	2	1	5	2	7	
計		119	578	106	511	29	142	254	1231

備考 明治31年迄の加入者総数



その旅館にあずけておいたのである。<sup>①</sup>

やがて、市三郎の誠意は本部に通じ、佐藤範雄が森政謙吉を随  
行として、京都方面へ巡教に向うという多忙の身でありながら、  
途中、金光教会長の命で姫路より人力車に乗り、生野で一泊の後、  
但馬の氣多組講社へやってきた。明治二十四年七月九日のこと<sup>②</sup>  
である。その日の夕刻、増田宅へ到着したが、たまたま市三郎は行  
商に出かけて留守であった。それで太田市郎治<sup>(二代)</sup>をばじめ世  
話人の斡旋で、同夜増田宅で泊った後、翌日同所で、昼夜にわた  
って説教が開かれた。同夜も同所で泊り、翌十一日の夕方には、  
隣村の清滝村の内石井村<sup>(現・日高町石井)</sup>の太田市郎治宅に着き、同夜一  
泊し、翌日再び昼夜の開教があった。<sup>③</sup>「本部より大先生がはるば  
る来られて、ありがたいお話を聞かせて下さる」といって、<sup>④</sup>近郷  
近在より人々は会場へつめかけ、両所とも聴衆が溢れ熱心に聞き  
入った。佐藤範雄は、明るる十三日早朝に、太田宅を出発し、人  
人に送られて一里余もある辺坂というところで、再び人力車に乗  
って京都へ向った。<sup>⑤</sup>そのとき佐藤範雄は「一信者の請によって、  
態々参ったことは他にないが、但馬には深い御神縁があり、今に  
私の力が強く入る」といっていることからこのことは特異なこ  
とであった。<sup>⑥</sup>



そうして、この巡教は、講社発展の途上にあつて、大きく進展する契機となつた。すなわち、かねてより信心をしてきた者は、おぼろげであつた自身の信心が、一層明確な形で自覚されることになつた。また、一般の村人の場合、例えば、このとき入信の機縁を得た前田重太郎（初代教会長）は、追懐して後年「覚書」の冒頭に「私は、明治二十四年、佐藤大先生、山田村増田市三郎氏依頼によりて（こられた。）但馬布教の始めでございます。其歸りに石井村太田市郎治氏の宅にて、夜、栃本村前田利蔵外二・三の人と『方角日柄の良し悪しを忌むに及ぬ』という事柄と、十二支のゑとの講義を聞きまして、なる程と、善き道なりと、有難く信心させて頂きました」と綴り、また「長夜の眠りから醒めた」とも語っていることから想像できるであろう。

こうした佐藤範雄の巡教受講の結果、明治二十四年には、新たに講社に加入した者は、七十八戸・三百七十八人を数えることとなり、飛躍的な増加をみた。（図表一、）なお信者の分布状況も、西気谷一円に拡がり、信者の集中した部落は、一つの独立した拠点を形成しはじめた。例えば、五戸以上の信者を有する部落は、西気村四部落の中、山田、栗栖野両部落が、清滝村七部落の中、石井、栃本、十戸、名色、太田の五部落が、三方村十部落の中、羽尻部落が、（この村における信者の比率が低いのは、西気街道より入り込んでいたため伝播しにくかつた故である。）更に谷の入口に当る日高村の中、道場部落が指摘されるが、それらの部落は、信者の小集団を形づくっている。（図表二、）

そして、それらの信者の集団をもつ部落では、俗に「金神講」と呼ぶ集會を度々持っていた。多いときには月一回くらい開かれることがあり、会場は信徒の家庭を輪番にしまわっていた。当番に当たると、その家の正面の床に、神道金

月乃大神	産土神
日乃大御神	
金乃大神	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           神道 金神 長光 教会 章         </div>	

光教会長より下附された上のようなかけじくを掲げた。<sup>⑩</sup>  
 このかけじくは、前回の会場より移したものでその前に八足を設け、三宝にお供物を盛って祀った。神具、器物（拜礼のめあてであるかけじく、八足、三宝、教紋入りの食器皿など）は、その集會のためにそれぞれの部落で備えていた。集會には世話人が信者の家庭に

知らせに歩き、一同出揃ったところで祭事が行われ、御祈念がなされたと伝えられている。⑩。そうして、礼拝のためのかけじくを入れる箱の表蓋には「金光教会講社・天下泰平、社員安全、武運長久」と書かれている。御祈念の後は、み

兵庫県但馬国気多郡西気村之内山田村	増田市三郎	神道金光教会 講社気多組講長 増田市三郎印
第六拾四番教区西気組	講長	
全県全国全郡全村	第六拾四番教区西気組	
副講長	増田源蔵	
全県全国全郡同村之内栃本村	取締	
第六拾四番教区西気組	前田常吉	
全県全国全郡日高村之内道場村	副取締	
前田瀧三郎		
全県全国全郡西気村之内栃本村	世話係	
田中定平		
全県全国全郡日高村之内道場村	取締	
伊藤惣兵衛		
(講社員名簿)		
但馬国気多郡西気村之内山田村十三番地	増田市三郎	
全	栃本村	
明治廿二年六月五日加入	田中定平	
三方村之内羽尻村		
全	百合作右エ門	
(全以下明治二十五年までの加入者の戸主百四十一名略)		

なで米、野菜などを持ち寄って作ったささやかな膳を出したり、簡単ににぎり飯を出したりして、和やかに日頃の慰安をかねて宴がはられていたようである。今なお、老人たちが子供の頃の思い出を語るころによると、その当日は女、子供一家揃っての集いであつたので、みんな楽しみにして待ちわびていたとのことである。またあるときは、一般の人も含めて一部落ほとんど全部の人が集まるようなこともあつた。⑪。そうして、それが縁となつて、入信加入する人も少なくなつた。⑫。こうして、講社の規模が大きくなるにつれて、今までの自然発生的なものにゆだねているだけでは、各部落に点在する集団の統一がとりにくくなつた。従来は、加入願を本部へ提出し、講員たる身分を証するものとして「講社鑑札」が渡されていたが、それだけでは相互の連帯感を盛り上げるには不十分であつた。そこで、新たに組織づくりがなされねばならなくなり、先ず原簿である署名簿にもとづいて、その後の婚姻、出生、死亡、加入などの異動を訂正加筆した「講員整理名簿」が作られ、また地域別の「講員戸主名簿」も作られた。次いで副講長以下主だった役員も決定をみた。そのことを示す「臺帳」(上掲)が遺っている。

この「臺帳」の冒頭には、次のように教祖の遺教を掲げて誓約している。

御遺教拾式ヶ条

教祖金光大神三拾参年間

道之為国家之為に教諭せられ

たる御慎誠左之如し

真道之心得

一、神国に生れて神と皇との大恩を知らぬ事

(以下条文のとおり)

右条々の旨本会信徒たる者能く心得誤る事

有るべからず。

更に信徒が講社に加入する場合には、次のような一定の書式によって加入願を提出している。

教会講社加入御願

今般御教会講社ニ御加入被成下候

上者更ニ生死不二惟神大道之御

教ニ帰順シ教祖御遺誠ノ旨ニ不背

人タルノ通義ヲ達シ最モ御規約ノ趣

キ堅ク相守可申候也

但馬国気多郡西気村大字栃本二十三番地

明治二十二年旧六月六日 戸主 田中定平 印

寅七十二才

妻

田中シカ<sup>⑩</sup>

子六十二才

田中コト<sup>⑪</sup>

子廿六才

このようにして、講社に加入したものは、金光教会の一員として、教義を理解し、また平常の生活の中でこれらの教えを實踐することに努めた。

講長である増田市三郎は過日教導職試補を受け明治二十五年十二月十五日には、気多組講社付本部教会所々属教徒に加入し、同日付にて、金光教会長より準六等脩信講師に、神道管長より権訓導に補任された<sup>⑩</sup>。すでに、明治二十二年には、講社設置を機として、自宅の玄関脇に、新しく八畳の神殿を増築し、正面に四神の君お書下げを神璽として奉斎した<sup>⑪</sup>。そして、毎朝早くから一心に大被詞をあげて御祈念していた。次々に訪れる人達とも、道の話を中心にあわしていた。更にこの頃になると、年幾度となく本部広前に参拝し、大勢の信者の様々な願事に取次を受け、またことづけられたお供えもかなりあったと伝えられている<sup>⑫</sup>。

しかしながら市三郎はこうした中で度々家を空け、土地を離れて行商を続けていくことになる、ここまで大きくなった講社をその中心になって世話することは、次第に困難となってきた。このことについて前田豊(二代教會長)は、「かくも御比礼が輝いてゐるのか、はらず増田氏は一身一家、商の事に心ひかれて、専ら御奉仕の身になる事が出来なかつたやうである……」<sup>⑬</sup>と述べて惜んでいる。その故であろう、明治二十四年十二月二十二日をもって、市三郎は講長を辞することとなった。そして、同日、二代講長として太田市郎治が後を継承した<sup>⑭</sup>。

太田市郎治は、明治二十四年四月十日、三十七才のとき気多組講社に加入している<sup>⑮</sup>。市郎治は十七年一月五日に父市良助が隠居したので、三十才にして家督を相続し代換戸主となった。そのとき、家族は妻さきと、弟源一郎との三人で

あった。太田家は、浄土宗の檀徒で、家業はかなりの田畑をもって農業をしていた。<sup>20</sup> 市郎治は村総代などの重い役にも立たされて、その才気と手腕をかわれていた。また、常に新たな事業意欲に燃えていたようで、市三郎とも同年輩で、共に事業のことばかりでなく、人生の生き方などもよく話が合っていたと伝えられている。<sup>21</sup> 市郎治は前に述べた二十四年の佐藤範雄の巡教の際、講長市三郎が不在のため、かわって一切の世話に当った。そのときは（七月十三日）、あたかも村総代として、村民の賦銭割をするための村役員の定期総会を開く予定であったが、それを日延べしてまで増田仁左衛門と開教のための聴衆を集めることに努めた。このとき佐藤範雄は幣を切って市郎治に与え、「太田、この講社は本部直轄ぞ」と述べた。市郎治は以後その幣を自宅に奉齋していた。<sup>22</sup> 巡教後、市郎治在住の石井村では、講社加入者が急激に増えてきている。（図表一、）かかる事情によってであろうか、市郎治が市三郎に代って後任講長に就くことになった。その後、市郎治は、明治二十五年十二月二日に、気多組講社付本部教会所々属教徒に加入し、<sup>23</sup> 同時に神道管長より教導職試験を受けた。<sup>24</sup>

このように、気多組講社は、市三郎が主として本部広前の願主となり、市郎治は常在して講社全般のことを受けもつことになった。明治二十五年以降二十七年に至る三カ年間に、名簿に連署した信徒をあげると、新たに百六戸・五百十一人増加し、通算すると二百二十五戸・千八十九人となり過去三カ年間の倍近くの多きを数えるに至った。かくして講社成立以来六カ年にして、西気谷のすみずみにまで信仰が伝わり、更に遠く隣りの郡部まで講社に加入する者が十余戸も生れるありさまであった。（図表一並びに二参照）

### 〔註〕

- 1 佐藤範雄談話記録（前田豊誌）並びに「気多教会略年表」中「佐藤範雄師巡教ト前田重太郎ノ信心ノ動機」参照。
- 2 佐藤範雄談話記録中「西気の増田方に行ったのは明治二十二年

年、旧七月十四日」とあるが、前田重太郎談話記録には「私の講社加入は佐藤先生の説教を頂いて、その年に増田さんに手続きを願った。加入は明治二十四年十二月十一日」となっている。また太田市郎治談話記録には「九日に着かれ、盆の十三日に帰

られ」とある。

- 3 1に同じ。なお、太田宅での説教に用いた机が気多教会に現存している。
- 4 「前田重太郎談話記録」参照。
- 5 「気多教会の手續の概要」中「前田重太郎の談話」参照。
- 6 「気多教会の手續の概要」中、「太田市郎治談話記録」参照。
- 7 4に同じ。
- 8 「前田重太郎覚書」参照。
- 9 4に同じ。
- 10 気多教会蔵、なお容器の右側面には「明治二十六年旧十一月新訂」とあり、左側面には「日高村之内夏栗村組」と記されてある。
- 11 前田喜一（前田重太郎長男）並びに岡竹蔵談。なお集会に用いた教紋入り食器皿が気多教会、前田喜一宅にそれぞれ現存している。
- 12 前田喜一、岡竹蔵談。
- 13 気多教会蔵「教会原簿」中「教師名簿」参照。
- 14 前田豊筆「四神様と気多教会との関係」参照。
- 15 14並びに増田政太郎宅神璽参照。
- 16 木村よう談。
- 17 14に同じ。
- 18 前田重太郎筆「太田市郎治辞令写」参照。
- 19 「気多組署名簿」参照。
- 20 日高町役場蔵「明治十年度、清滝地区戸籍帳第一種石井村」参照。
- 21 前田喜一談。
- 22 6に同じ。
- 23 13に同じ。
- 24 18に同じ。

### 三 講 社 の 難 局

以上述べたように、気多組講社は信仰的にも組織的にも充実、拡張がみられるようになった。また、増田市三郎は商売にも成功し、自分の代に十二畳敷の倉を二棟も増築し、かなりの資産を有するようになった。<sup>①</sup>ところが増田市三郎は明治二十八年の春、岡山の旅先で、突然客死した。この事件について、長女あうは、次のように語っている。

「明治二十八年の年、父は事業の規模が次第に大きくなるにつれて、今までの麻の緒をつむぐ作業場だけでは手狭となったので、作業場の新築にかかった。その工事が予定より手間どつたので、行商に出かける時期が遅れた。それでも、いつものように、父は近隣、知人、取引先に挨拶をし、村役場に届け、更に信者の願事やお供物をこつかつたりして出発の準備を進めた。このたびの商用は主に集金であった。そのとき、父は普請や農事で大へん疲れていたもので、みんなが案じていろいろいうと『わしは車ではかり行くから心配してくれるな』といって押して出かけた。

ところが、突然旅先から便りがあり、父が急病で命が危いということであった。一同はびっくりし、急いで本家の増田仁左衛門の長男五一郎と、二男源蔵と、私の三人で岡山へ旅立った。三人が長い旅路を父の病状を案じて到着したときには、すでに、父は前夜、息をひきとつたことであつた。しかも、伝染病の疑いにて面会も許されず、本人が持っているはずの集金したかなりの金銭も、持物も、どこへやらなくなつていた。そこで、私は前後の事情を聞くと、岡山では橋本シヨウ一郎という旅館を常宿にし、主人ともかなり親しい間柄であつた。そのときも丁度、岡山近辺で商いをしてしていると、急に吐気がしたので、その旅館で静養することにした。早速、医師三谷時太郎に診てもらつたら『コレラの疑いがあるから、すぐ避病院に入院せよ』とのことであつた。父は『今に女房子供が来るからしばらく待ってくれ』としきりに頼んだが、主人シヨウ一郎の態度は急変し、医師の命ずるままに、強引に避病院へ連れて行つた。病院で主人の余りの態度に、父は『旅館には何も礼をする必要ない』といつていたということであつた。私は旅館の主人や医師の非情も加わつて、限らない悲しみを感じ、たまらない気持にならされた』

かくして、三人は市三郎の遺骨を抱いて郷里へ帰つた。③当時、コレラが流行していたので、このようなこともあつたと考えられる。④こうして、市三郎はふとした病魔に侵されて、明治二十八年八月三十日、岡山県上道郡三擢村大字綱ノ浜の避病院にて死去した。⑤ときに四十六才という働き盛りであつた。市三郎の葬儀は、近郷各地から多数の人たちが集つて行われた。葬祭は、親族家族の者たちの相談で、仏式をもつて執行され、隣接寺の僧侶も参列し、同村の内栗栖野村の臨濟宗大円寺に葬むられた。⑥

市三郎の死後、母親と妻と十八才の娘あうを頭に、二男二女の幼い子供が残された。長男市郎は十五才になつたばかりで、六里余り先の豊岡の中学校に、下宿して通つていた。このように、女子供ばかりでは、市三郎が築いた家運を守

ってゆくことがむつかしいので、何くれと親族に頼ることとなった。しかし、親族も頼りにならぬことができ、また商先の多額の掛金も手に入らぬ始末であった。家族の者は、養育盛りの子供たちを抱えて、収入の途もなかったが、市三郎が残したかなりの財産と、生前人から受けた信用とによって、かつがつも生計を立てていくことができたということである。<sup>⑦</sup>

先に市三郎の葬儀の際、遺族の者から「本人が死去したのであるから、この辞令は本部へ返す」ということで、教導職の辞令を前田重太郎に手渡したことがあった。重太郎は創草期の講社とはいいながら実に残念に思ったが、託されてそれを本部に持参したとき、佐藤範雄から「それでは増田の家は立たぬ。前田、お前は常に心に懸けて増田宅に参り、増田宅の往先をよく見守ってやれよ」と諭された。重太郎はその言を心に銘じて、以後ときどき増田宅を訪れ、力を尽していたということである。<sup>⑧</sup> なお、市三郎の長男市郎は成人するに及んで、明治三十一年説教所設置の際には、筆頭の信徒総代となり、また後に教師となって再び本教へ改式するまでになった。<sup>⑨</sup>

こうした増田市三郎の急死によって受けた打撃は、ひとり増田家の人々のみではなかった。増田家の商売は、廃業になり、それによって取引先との交渉はなくなり、同業者や生産者とのつながりも切れてしまった。そのことは、気多組講社の上にも大きな影響をもたらした。すなわち、増田家所在の山田村はもとより、各所に成立していた講社は、その集会の役員や世話人などの主だった人の中には、市三郎の職業を通しての関係者が多く、また講員の中には、親方・子方の関係や、地主・小作人の関係や、本家・分家の関係などさまざまなつながりをもって成り立っていたところもあるからである。

さらにそれにも増して講社の創設者である市三郎の死は、信者たちにとっては自身のさまざまな難儀を取次ぎ願う手続きも、彼を通して受け入れてきた本部広前の金光大神の教えも、時代・社会の動向についての知識も、もはや求めても与えられなくなってしまった。その年の正月、市三郎の手続によって教導職試補を受けた前田重太郎は、この事態に



直面して「私程親に縁のない者はないな、と思いました。父母には早くはなれ、又力と申す御神縁ある人にも別れて……」<sup>⑩</sup>ともらしている。

このような中であつて、更に講社の前途に暗い影をおとす事件が起きた。すなわち太田市郎治の失脚である。市郎治は前にも述べたように、講長として市三郎に代つて人々の尊敬を一身に集め、西気谷一円を金光教色に塗りかえるほどの業績をあげていた。ところが、弟源一郎が当時の零細な農民経済の救済の方法として、人々へ資金を与えて現金収入のある事業を興させようとして金融業をはじめたことからつまづいた。もとより太田家はそれほどの金銭もなく、そこで当谷随一といわれた三方村の内芝村の谷岡家より資金の調達を受けて農民に貸附を行った。しかし、その貸附金の償還もできず、ついに、戸主である市郎治がその責を負わねばならなくなって破産宣告を受けてしまった。また、この事業を共同でやって零落した資産家もあつた。当時、破産宣告を受けた者は公職に就くことができず、市郎治は村総代も気多組講長も、事実上その職責を果すことができぬようになった。しかし、市郎治自身、このような痛手を負いながらも講社を愛する心に変わりはなく、また、人々も市郎治の人となりをよく知っている上に事情が事情だけに、必ずしも悪くはいわなかったようであるが、何としてもはや信者の中心に立つことはむづかしくなつたといふことである。<sup>⑪</sup>

かくて、気多組講社は増田市三郎を失い、太田市郎治が失脚して、ここに大きく動揺せざるを得なくなつた。かつて盛大に開かれていた集会も回を重ねるごとに次第に生気を失つていった。明治二十九年より三十一年にかけての三カ年間に新たに信徒に加入した者は、前田重太郎宅周辺の清滝村の内栃本村の十四戸・六十六人を除いては、他部落をすべて合せても十五戸・七十六人を数える程度にすぎなかつた。<sup>(図表一)</sup> <sup>(参照)</sup> なおその増加した以上に今まで信徒であつた者でも、この一連の事件がもとで信仰的には脱落した者がかなりあつたと推測される。

### △註▽

1 木村あう談。

2 後に木村あうが悲しみのあまり、口よせをしていた西賀たま(講社員)にうかがいを立てたときの問答の内容も含まれていて、

真偽のほどははっきりしないが、「三谷時太郎医師は『この際早く殺した方がよい』といって、父に熱い毒薬を飲ませた」とも、もうは語っている。

- 3 1に同じ。
- 4 資料名わからず。

- 5 日高町役場蔵「戸籍明治二十二年一月ヨリ同三十一年七月マデ除帳簿」参照。

- 6 1並びに「気多教会の手続の概要」中「増田市三郎氏の帰幽」参照。
- 7 1に同じ。

- 8 「気多教会の手続の概要」中「増田市三郎氏の帰幽」参照。
- 9 気多教会蔵「霊鑑簿」参照。
- 10 「前田重太郎覚書」参照。
- 11 前田喜一談。

#### 四 前田重太郎の家庭と入信について

このように、増田市三郎逝きて、その柱石を失った気多組講社は、そのまま放置すれば衰滅の外なき危機に直面した。<sup>①</sup>この機に至って二百数十戸の中には、全盛時代の講社を夢みる人も少なくなかったが、道のため家業をなげうっても講社再興の決意を表わす者はほとんどなかった。そのような中で、太田市郎治と前田重太郎だけは、増田市三郎の遺志を受け継ぎ、信徒結集のことを興そうと願っていた。<sup>②</sup>ここで、前田重太郎の前半生のことどもについて、一応ふれておかねばなるまい。

重太郎は、但馬国気多郡清滝村の内枋本村四拾番屋敷(現・城崎郡日高町枋本)にて、安政四年七月十三日、前田善治の長男に生れた。母はみつとって同村の内頃垣村の奥田五左衛門の長女であった。万延元年五月二十五日、重太郎が四才のときその母と死別した。そのとき、家族は祖母と姉が三人(長姉やゑ、次姉たか、末姉そま)であったが、頑是ない子ばかりであったので、父は同郡日高村の内久田谷村の瀬崎孫左衛門の九女ちゑを後妻に迎えた。やがて、その義母に一男二女(弟作太郎、妹さと、末妹はる)ができた。それで家族十人という大世帯になった。しかも、慶応二年三月十七日夜の十一

時頃、突然火災にあい、家屋家財すべて焼失した。そのとき、重太郎は十才であった。更に、明治五年七月十四日のこと、父善治が死去したので、重太郎はわずか十六才にして家督を相続し、一家の柱として立つことになった。<sup>③</sup>

前田家の総本家は屋号を上<sup>カミ</sup>といい、古くから領主に苗字帯刀を許され、江戸時代には大庄屋をしていた。その頃は相当地な素封家で、領主出石藩の千石家へ金銭の用立てまでしていた。また総本家五代孫左衛門は代官の租税のとりたてがあまりに厳しく、農民一揆を起す寸前に農民を代表して江戸表へ直訴に行き、代表者の一行斬殺されたが、一人ことを治めて無事帰着したと伝えられている。<sup>④</sup>この総本家より分家したり隠居したりしたわかれ家は三十三戸も系図にのぼっていて、そのほとんどが村内に居住している。総本家は昔を物語る土蔵の建ち並んだ家屋敷の面影をそのまま残している。前田重太郎の家は、総本家の先の孫左衛門が二男弥三郎を連れて隠居し、その弥三郎が更にその子の孫左衛門を連れて隠居したため、屋号を上隠居と呼び、重太郎で四代目になる。<sup>⑤</sup>倉は二棟、田畑は二町歩余りあり、その頃子方という出入人を数戸抱え、小作人もあり、作男や手伝い女も置いていた。<sup>⑥</sup>寺は同郡三方村の内荒川村の曹洞宗隆国寺に属していた。<sup>⑦</sup>

その重太郎が、すでに述べたように十六才で戸主となった。年老いた祖母に、継母や弟や妹、更に嫁入り近い姉三人を抱えての生活は、並々ならぬものがあった。その上、父と死別して三年目になる明治八年五月十八日に祖母が死去し、その葬儀の準備中に、次姉が二日後の二十日に急死して、一度に二つの葬式を出した。肉親を次々に失った悲しみもさることながら、かなりの入費をした。次いで、翌九年の冬より春にかけて雪の間の野良休みに、二カ年間、当地の夜学校で手習いをし、学業を卒えた年の十一年八月一日には、伊勢参宮の旅に出た。そのとき二十二才である。重太郎は、二十五才になった明治十四年までには、姉二人をそれぞれ十分な仕度をして結婚させた。そして、その年秋より、被災後粗末な建物であった母屋の建てかえの普請をはじめた、そして翌年春、養蚕の時期までに完成した。<sup>⑧</sup>

重太郎は五尺六・七寸、二十貫余の逞しい体軀を有し、十八才の頃すでに、六斗入り米俵を両手に一俵ずつつかみあ

げ、肩にかついで次々に倉まで運んだという挿話が残っている。こうして重太郎は勤勉に実直に働き続けた。母屋の新築成った明治十五年十一月吉日、重太郎二十七才のとき、同郡三方村の内野村の瀬崎伝治の六女せん<sup>⑩</sup>と結婚した。せんは二十四才であった。やがて十七年四月一日には長男喜一<sup>きいち</sup>をあげ、二十一年三月二十一日には二男重之祐<sup>しげゆき</sup>が生れた。その頃になると一家もゆとりができ、自身も家の主として万事に行届いて治めていくこととなって、長年の緊張から解かれた。このように若くて、今日の基礎を築くことができたのは、継母の陰の力があつたからである。すなわち、継母は「上隠居のおかみさん」といわれて親生まれ、敬われていた。いつもものごし柔らかく笑をたたえて、親族、村人の応対はもとより、多くの出入人の世話に當つた。また義理の間柄にもかかわらず、重太郎を心から頼りにして、実子作太郎が分家するとき、人々は一緒に出た方が気楽でよからうにと奨めたが、「私は重太郎の世話にはなつても、作太郎の世話にはならぬ」ときっぱり断つたことである。<sup>⑪</sup> 重太郎は明治二十四年に作太郎に妻を娶つてやり、大道ばたに宅地八畝と桑畑その他を与え、家を建てて分家させた。<sup>⑫</sup>

こうして重太郎は、傾きかけた前田家を興したが、ここでやつと経てきた苦難の半生について落着いて考えてみるようになり、これから先の生き方についても思いをめぐらした。後年語るところによると、

「およそ親のないことほど悲しいことはない。……私は今日まで家族のため、家のために一身を投げうってきた。しかしこれではいのだらうか、『虎は死して皮を残し、人は死して名を残す』というが、人と生れて世のため人のために役立つことほど尊いことはない。人の役に立つといつても、この丈夫な身体にしても、自分の知恵にしても限りがある。人が求めているものは金だ。だが、今のままいくら農業や養蚕に精を出しても、生糸を売り歩いても、たかだか一家が暮していくのでせい一ぱいだ。そうだ、何か大きな事業をして金をもうけよう……。」

と、ひそかに願いを立てたことである。<sup>⑬</sup>

重太郎は先に述べたように、たまたま明治二十四年の旧七月十二日のこと、佐藤範雄の開教を村内の前田利蔵たち信者から聞き、すすめられるままにその夜、石井村の太田市郎治宅へ行った。そのときすでに座敷は聴衆で一ぱいで坐れ

ず、土間に立って話を聞いた。話の筋道は十二支のゑとの説明をしつつ、「方角日柄の吉し悪しを忌むに及ばぬ」という、いわゆる天地の道理にもとづく「立教の神因」とでもいうような説教であった。このときの重太郎の心境を後年の言行録より引用すれば、「今まで聞いたことのない尊い道であると感激して、この道なら信者にして頂こうと思うた」また、「なる程善き道なりと有難く信心さして頂くことになった」更に「長夜の眠りから醒めた思いがし、血湧き肉おどり、勃然としてこのとき教師志願の萌芽をした。その後、事に当り、物にふるるにつれ、求道の念燃え、家業も手につかぬ思いがした」等々書き綴っている。このことは、先に述べた金でもって人の役に立とうという自身の考え方に大疑團を抱くこととなった。すなわち「これからは一心に信心して、もっともこの道をわからせてもらおう。そしてこの尊い道を人に伝えることによって、人の難儀を助けさせてもらおう」という願いに回心したとも伝えられている。

この巡教があつてまもなく、市三郎がつねに講社の世話役に當っていた前田利蔵（麻の仲買人）宅を訪れた際、重太郎は直ちに講社加入を願ひ出た。かくて、その年の十二月十一日付で市三郎の手続きによって、神道金光教会本部から信徒として認められた。以後一里半余ある市三郎宅に足繁く参拝し、市三郎と親しく交わり、とくに正月などはゆくりして帰った。そして、信心の話はもとより、市三郎の事業や世の中の動きを聞くことが重なつた。明治二十六年と二十七年頃に、継母が大病にかかった。そのときのことを、重太郎は「医師と種々いたしましたがおかげ頂きました全快いたし、難有こと身にしみ、その頃山田村増田氏の宅へお参り仕り、種々御理解頂き、夜十時過ぎより帰宅いたしましたことある」と述べている。

その後、ある日、参拝すると市三郎は「貴殿は熱心であるから、教導職を頂きなさらぬか、私も頂いておりますから、太田市郎治様も頂いておられる」といった。重太郎はその場で「私もお願いいたします」と頼んだ。すると市三郎は「これからはなあ。教導職願いますと、神様に毎日毎夜お届下さるよう。私もなあ。安部様がさういうて下されて、御届をして居たらなあ。頂きました」と、丁寧語りかけ、更に言葉を続けて「私はなあ。少し気分が悪うてなあ。少し善

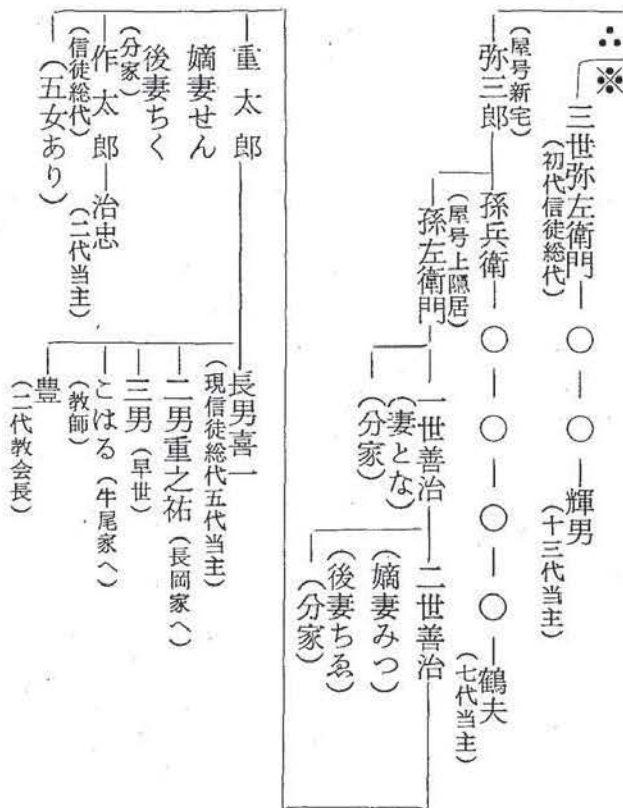
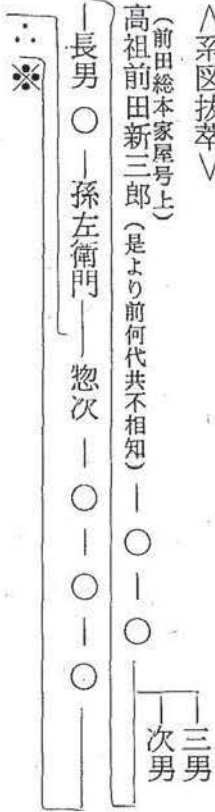
くなったら、お礼参りや岡山辺に商法で行きますから、そのときお願いする」と、いった。重太郎は「そのときから毎日毎日お届申し上げて居りました」と、書き記している。なおそのとき市三郎は「この本を持って帰って見て下され」といって、重太郎に神道の葬儀式の本を三冊手渡した。

やがてその年、市三郎は本部へ参り、重太郎の教導職の願書をさし出した。明けて二十八年一月十日付にて、重太郎は神道管長稲葉正邦より教導職試補に任命され、ここに初めて教師としての一步をふみ出したのである。ところが、その年の春のこと、先に詳しく述べたように増田市三郎は、行商に出たまま再び異郷の地から帰らぬ人となった。重太郎にとって、先の市三郎との談話は、その顔の見おさめとなり、葬儀式の本と教師の免状はかたみとなってしまった。このことを重太郎は「私程、親に縁のないものはないな、と思いました。……」と痛惜の思いを述懐している。

△註▽

- 1 「気多教会の手続の概要」並びに「気多教会略年表」中「気多組説教所設置」参照。
- 2 「気多教会の手続の概要」中「気多説教所設置」参照。
- 3 自筆「前田重太郎履歴」並びに日高町役場蔵「明治十年度、清滝地区戸籍帳第一種栃本村」参照。
- 4 前田喜一他談。
- 5 前田総本家蔵（前田輝男）「前田家系図」参照。

△系図抜萃▽



- 6 前田喜一談。
- 7 「明治十年度、清滝地区戸籍帳第一種栃本村」参照。
- 8 「前田重太郎履歴」参照。
- 9 6に同じ。
- 10 8に同じ。
- 11 4に同じ。
- 12 8に同じ。
- 13 牛尾こはる（重太郎長女）談。
- 14 「前田重太郎覚書」参照。
- 15 「気多教会の手続の概要」中「前田重太郎の談話」参照。
- 16 15に同じ。
- 17 14に同じ。
- 18 「前田重太郎談話記録」参照。
- 19 13に同じ。
- 20 木村よう談。
- 21 15に同じ。
- 22 「気多組署名簿」参照。
- 23 20に同じ。
- 24 14に同じ。
- 25 14に同じ。
- 26 気多教会蔵、前田重太郎の「辞令」並に本部教庁蔵「独立前教師名簿第七号」参照。なお、教導職志願につき幣帛料として五十銭を、次いで明治二十九年度教職教資金前半として二十五銭を、神道本局へ納め、その領収証が気多教会に残っている。
- 27 14に同じ。

## 五 気多組説教所設置をめぐる

以上述べ来ったようなわけで、気多組講社は全く有名無実の状態となり、組織的な機能は完全に失われてしまった。しかし太田市郎治と前田重太郎は、講社再興の望みをすてなかった。といっても二人とも一度も本部広前へ参拝したことがなかった。教団の動向も、教務の運営もわからず、途方にくれていた。

明治二十八年秋のこと、前田重太郎は、気多郡の西隣りに当る美方郡の矢井谷にある妙見堂に居住していた居万右衛門という知人の所へ、蚕の種の相談で度々泊りがけで行くことがあった。ある日、その近くの福岡村役場の下手の辻の

所に、金光教会説教所という看板が掲げてあるのを通りすがりにみつけた。重太郎は立ち寄り拝礼すると、そこに大林文蔵(後の出石教会初代教会長)が奉仕していて、種々お道の話の話を聞くところとなった。重太郎は自身のことども紹介すると、大林文蔵は「昨年(二十七年)石井村太田市郎治様がこられて『但馬にも金光教の信者あることを始めて知った』ということであつた。それから後重太郎は、この縁によって美方郡の神道金光教会藤森組説教所へ度々参拝するようになった。」

その頃のことであろうか。気多郡の東隣りの出石郡田結庄(たいのしよ)という所に、縁続きになる小幡久治郎という人があり、その人の大病のことでおかげを受けるといふことがあつた。重太郎は前に義母の大病のおかげを受け、更にまた久治郎についておかげを受け、神のありがたいことをしみじみ感じた。そこで、本部へお礼参拝が一度したくてたまらなくなり、そのことを大林文蔵にしきりに頼んだ。やがて、明治二十八年十月二十六日、重太郎に宛てて、大林文蔵より葉書で「私は今日本部へ立つから、お参りなされば、宿は大谷、吉備乃家、大阪真砂とたづねてこい」との知らせを受けた。折悪しくその夜は義母の実家の仏事に向く予定であつたが、取りあえず「私はかような次第で御本部へお礼参りいたさねばならぬが……」とことわり置き、金三円を持って一人で旅立つた。その日のうちに徒歩で十数里離れた生野峠を越え、追上という所で一泊し、翌早朝出立して播州鶴居まで行き、そこから汽車で姫路を経て夜七時頃鴨方駅に着いた。そうして九時か十時頃吉備乃家に安着した。<sup>②</sup>丁度その二十七日は、日清戦争の終つた教祖大祭並びに凱旋祝祭の当日であつた。<sup>③</sup>

重太郎は大林文蔵に会い、吉備乃家で真砂支所長の福嶋儀平に挨拶した。すると福嶋儀平は「ようお参りなされたなあ」といった。そこで大林文蔵は傍らにいて、「しかし、この人は但馬の人で前田様という人です。この人は六十四番教区気多組の信者であります」と説明した。福嶋儀平はその言に対し「どこの人でも取次いでやればよろしい」といった。次いで教導職出願の手續きについて談合した。



本部より帰って重太郎は、早速藤森組説教所の大林文蔵のもとへ行き、前田与左衛門を保証人とし、そこで書類をし  
たためて、神道金光教会本部へ教師任命願を提出した。<sup>⑥</sup> 明けて二十九年一月十日付にて準七等脩信講師を申し付けられ、  
このとき初めてこの道の教師となった。こうして重太郎は次第に本教々師としての自覚をもつようになった。

しかし、重太郎は大林文蔵という良き教兄を得たものの、千米余の山坂を越して美方郡の広前へ参拝することは困難  
なことである。かつて講社華やかな頃は信心仲間も多かったが、今はたずねてくる人も栃本部落のほかあまりなく、  
また自身信心を求めてたよっていくところがなかった。ただ一人自宅の神前へ向かって祈念をこらすのみの日常であっ  
た。しかしわずかではあるが村内の信者とともにときどき集会を開いて機の熟するのを待ち、内に信心を燃やしていた。<sup>⑦</sup>  
また太田市郎治においても同様であつて、家庭的には苦難の只中ではあつたが、講長としての責任を感じていた。ある  
日、島原教会の所属教師という人が市郎治宅を訪れ、講社の譲渡を懇望したことがあつた。市郎治はこれを固く断つた  
とのことである。<sup>⑧</sup>

かくて、時あたかも増田市三郎が死去して三年目を迎えた明治三十一年のこと、前田重太郎は太田市郎治をたずね、  
いよいよ説教所設置のことを興そうといろいろ相談をはじめた。その結果、市郎治を筆頭に推して重太郎が連名し、二  
人して願書をたずさえ、勇躍本部へ参り、安部喜三郎にはかつた。しかるに喜三郎は「一度太田様より説教所設置のこ  
と御願ひがありしことあつたが、さしつかえることありて、其ままとなりおるが、前田様も年数が経って居るから権訓  
導に昇進して御願ひになりますよう」ということである。<sup>⑨</sup> かつての太田家の財産処分の問題によって、市郎治はやむなく退か  
ねばならなくなり、はからずも重太郎が担当教師として願書を提出する運びとなつた。

そこで、明治三十一年四月「仮説教所設置願」<sup>⑩</sup>を大林文蔵に書いてもらい、兵庫県知事大森鐘一宛に提出した。しか  
し、この出願は神道管長認可の手續きを経ないで直接県知事に出願したからであらうか、再び改めて六月十五日「説教  
所説置願」を神道管長宛に提出した。なお説教所の担当教師は権訓導以上の職級を必要としたので、六月二十二日付で、  
<sup>⑪</sup>

重太郎は神道管長稲葉正邦より権訓導に補せられた。<sup>⑫</sup>この間の手続一切安部喜三郎の尽力に負うところ大きい。ちなみに願書に連署した信徒総代をあげると、増田市郎(市三郎長男)と前田弥左衛門(前田総本家)と清滝村の内十戸村の西田文吉の三名であった。<sup>⑬</sup>

かくして、多年の悲願成就した。すなわち、明治三十一年八月二十九日付にて兵庫県知事の認可を受けて、清滝村の内本村三十九番地の前田重太郎の自宅に、神道金光教会気多組説教所を設け、重太郎はその担当教師に任ぜられた。<sup>⑭</sup>ときに重太郎は四十一才であった。こうして気多組講社はいろいろな曲折を経ながらも、太田市郎治、前田重太郎をはじめとして信徒たちの道を求め講社を愛するまことはさることながら、大林文蔵、安部喜三郎たちの側面からの教示を受けて、発展的に気多組説教所として生神金光大神の広前が現出したのである。

そして、その年の九月二十四日に開教式を迎えた。齋主は美方支所長(前、藤森組説教所)大林文蔵、齋員は八鹿説教所々属の児島菊之助と太田市郎治と前田重太郎であった。前夜は増田市三郎の霊をはじめ前田家の霊の改式祭が行われた。当日はかねて通知していた講社時代の信徒たちと前田家の親族たち大勢の参拝者がつめかける中に祭典は盛大に執行された。参拝者へ色餅を二つ重ねて直会として下げた。<sup>⑮</sup>そして同日付にて、「開設届」を本部と神道本局と知事宛に提出した。<sup>⑯</sup>こうして気多組説教所は形式的には一切完了したのであるが、その間の前田重太郎の心境はいかなるものであったであらうか。

「右のような次第で、太田様と私と二名の中で担当教師を命ぜられた家を教会にする事といたして、二人御本部出願したのであるから、神様、御上様は御道開きは準備はできても、未だ家法(家のしきたり)と心の準備については、子供四名もある。老母もある」というような事情の中で開式を迎えたのであった。それで開教後半月余り大林文蔵が広前の勤めをしたのであるが、重太郎はいよいよ腹をきめて「家法、取引もそこそこにいたしましたして、その後受け継いで、一心に御取次のおかげを頂きました」ということで、自身専心御用に当った。<sup>⑰</sup>また当時のことを次のようにも記している。

「福岡教会所（美方支所のこと）新築できたが、其地固めも行き、遷座式にも御蔭頂き、普請に付献金も多分御蔭頂き、月参り仕り、冬雪道にても金山峠越し、或は山田峠を越して月一度は御参りを欠した事はなかつた。或時、山田峠の頂上少しくだり、道より下、東一目望みて見るに、府中、中筋（気多郡の内）豊岡城山の太木迄一望ながめて、私しも教師となり、教会所（説教所のこと）設置し、教会長（担当教師のこと）となる。なれば一目瞭全の主神天地の親神様・生神金光大神様御手替りに御引立て下さる事と、其時小さき望心に浮み、職命を頂き、教会所認可をたのしみに思うた事もありました。かような次第、神一心の信心にて、思いや考えよりもっと大御蔭頂きましたが、一方家法の方は思う通りゆかぬが、無事で教師職命も頂き、教会所認許も頂きました。しかし広前に座して居りても、御参りはなし、修行なし、学問なし、徳もなし、教えをする事も出来ず、困難をし座し、神様に向つて御届帳も、御届する事もちんぷんかんぷんやみの夜同然、其時胃病が出て口よりにがきつばが出ると云う様な有様、云々」<sup>26</sup>

と。またそのことを四男前田豊（二代教会長）は、

「専心御取次の道に奉仕するということは、立教神伝を頂いたことなのである。村でも重要な位置に居り、一族も多く、養母もあり、十五才を頭に四人の子あり、齡は四十一才の真盛りの大黒柱であるものが、家業を廢めて座つたのであるから前田家に大異変が起つたのである。内外共に驚いたも無理はない。四面楚歌の聲に座つていたのである。ところで初代は余程の決意を以て座つたものの、不徳非才で信心の内容も貧弱である。教を求むるも良き師匠もない。二十貫余りの体軀も見る見るやせて十五、六貫となつたと。初代の胸中察するに余りある。ひもじき身に坂路を登る思いがしたであろう」<sup>27</sup>

と綴っている。

当時、この但馬地方において取次の業に従う者は、明治二十六年九月十一日に美方郡に藤森組説教所として、更に二十九年十月には美方支所として認可を受けた真砂支所の流れをくむ大林文蔵、次いで大林文蔵は出石郡に移り、明治二十七年九月四日に、その認可を受けて新たに出石説教所を設けた。また、その大林文蔵は明治三十年二月十七日には養父郡に八鹿仮説教所を新設した。<sup>28</sup> その常在教師は大林文蔵によって手引を受けた、児島菊太郎であった。<sup>29</sup>

一方、豊岡町には、京都島原支所より足立正信が来て布教し、大海徳蔵という気多郡三方村出身の人を導いて担当教師とし、明治三十一年三月三日に豊岡仮説教所を設置した。<sup>30</sup> 次いで当気多組説教所が開設された。

このように各支所、説教所が、地理的にも年代においても接近しているにもかかわらず、信心の系流を異にするためさほど交流はなされず、気多組講社は十年近くも孤立したまま独自に発展をとげてきた。

以上詳しく述べ来った気多組講社の成立の事情なり要因から、自づと明らかとなったこの講社の性格を、ここでとりまとめ論述してみよう。

神道金光教会講社気多組は、風土的には、陸の孤島ともいってよいような交通・文化から隔った山間に点在する農業一本の村落社会を地盤として成立している。したがって人々はつねに閉鎖的な共同体意識によって支えられていた。また歴史的には、明治中期に位置し、この地方へも遅まきながら農村分解が進行しつつある状況であった。このような背景をもつ変革期に当たっていたので、講社の中心となった人たちは、最初は経済的にも思想的にも指導的な役割を果していた。そして一般の農民からも信頼を受けていた。また、それ故に、変動の直接の矢面に立されたため、結果的には、その変動の渦中に埋没せざるを得なかった。

このような閉鎖的な村落社会に、外の思想・経済世界を持ち込んできた篤信者が存在したことによって、その人を中心とする集団が必然的に形成され、更に、このことは教義的な信仰の導入によって、一層明確な形で集団の結束をもたらしした。すなわち、従来の因循な封建的生活と、その崩れんとする不安に対して、斬新な生き方を明示した。そのような新しきものの導入が、閉鎖的な社会を基盤としているこの集団において、個人的な内容にめざめさせ、それら個人に対等の場を与えたが、一面そのことは、既成の関係を親密化する方向をとったのである。

当時、教団は創立当初であって、組織体としても未成熟であったので、各地の出社の連繋も、いわゆる手続関係を中心としてかろうじて可能な状態であった。しかし手続関係も確定していないこの講社の場合、孤立化せざるを得なかった。しかも山間の地域社会にあっては一層その傾向が強かったのである。

(教学研究所研究生)

△註▽

- 1 「前田重太郎覚書」参照。
- 2 1に同じ。
- 3 教学研究所蔵、佐藤範雄筆「信仰回顧六十五年」(上巻)参照。
- 4 1に同じ。
- 5 1に同じ。
- 6 気多教会蔵、前田重太郎の「辞令」並びに本部教庁蔵「独立前教師名簿、第七号」参照。
- 7 前田喜一談。
- 8 気多教会蔵、前田豊筆「手続関係報告書」参照。
- 9 1に同じ。
- 10 気多教会蔵「仮説教所設置願(控)」参照。
- 11 気多教会蔵安部喜三郎筆太田市郎治・前田重太郎宛「説教所設置に関する安部喜三郎の書翰」参照。
- 12 6に同じ。
- 13 10に同じ。
- 14 気多教会蔵「気多組説教所知事認可証」参照。
- 15 「気多教会の手続の概要」中「増田市三郎氏の帰幽」参照。
- 16 1並びに前田喜一、岡竹蔵談。
- 17 本部教庁蔵「支所説教所開設届(綴)」参照。
- 18 長男喜一、二男重之祐、長女こはる(明治二十五年一月生) 四男豊(明治二十九年十一月生)の四名のこと(三男は早世)。
- 19 1に同じ。
- 20 1に同じ。
- 21 「気多教会の手続の概要」中「布教の苦勞」参照。
- 22 「金光教年表」参照。
- 23 本部教庁刊「手続関係表並教会開設順位一覧」参照。
- 24 22に同じ。
- 25 1に同じ。
- 26 1に同じ。しかし「金光教年表」には、担当教師は足立正信と記してある。
- 27 22に同じ。

初代白神新一郎

## 「御道案内」について

福嶋真喜一

### 一 序

白神新一郎著「御道案内」は、本教に関する、本教信奉者による著述の嚆矢である。その著述の主旨、経緯、本書の体裁、内容等については、教祖伝記「金光大神」<sup>①</sup>によって、一応知ることができよう。

本書は、著者自らの筆述である。入信後一年余りにして、その初稿を世にあらわしたが、その後、生涯を終わるまで、時々加筆増補してやがて上中下三巻に編んだ。信奉者たちの間に広く読まれたものは、その後年の筆述である。

初本と、その最終本の間には、十余年の歳月が流れ、その立場も、一信奉者から、金光大神の手代りとして社会に道を伝える布教者とかわり、その生活体験なり、信心内容も、大きく進展した。それらが、著者の執筆の態度、ひいては加筆増補の上に働き、本書に、その実と力を加えずにいなかった。

今日現存する本書乃至本書に類する各本について、それぞれの世にでた時期が明かになり、その時順が見きわめられるならば、著者の信心内容なりその進展の跡をたどることもでき、さらに著者の布教意欲なりその姿勢を、より深く、明かに把握することができるであらう。

△註▽

1 「金光大神」縮刷版(P・230～233)参照

2 この間の事情なり、著者の全貌については「初代白神新一郎師」(佐藤金造著)に、その大略が記されている。

## 一一 現存する筆写本について

「御道案内」ならびにそれに類するもので、今日に伝わり現存するものの、その所在の明かなものは次の通りである。

- 1 大阪教会にあるもの
    - a 白神文庫に收藏せられてきたもの、五本(蔵書番号四四三、四四四、七一)  
一の一、七一の二、無番号
    - b 西大寺の伊原小松所伝のもの、一本
    - c 総社の藤沢家所伝のもの、一本
  - 2 桃山教会にあるもの
    - d 近藤藤守所伝のもの、一本
- なおこの他に「御道案内」に類するものとして、
- e 「御道晰略記」、二本(白神文庫蔵四)  
一五、四一八
- がある。

「御道案内」は各本とも同文の序文と一打書の本文からなり、処々に自作の和歌が挿入されている。a・e項の七本は、三代白神新一郎がその散逸をおそれて、大阪教会白神文庫に収蔵したもので、何れも著者の自筆ではなく、写本である。

a項の四四三号、四四四号の二本は、何れも「神道金光教会大阪分所」と記された美濃十二行野紙を用い、本文に上中下の巻別がなされている。ただし前者は二十七丁に全文を筆写しているが、後者は「巻の中」の終り近くで、筆写をとどめている。七一一の一号本は、無銘の半紙八行野紙を用い、上中下三巻それぞれ別冊とし、表紙に「御道案内」と表題を中央に、その左側下に「三冊之内上(乃至中、下)」と、さらに左下隅に写本した筆者を示す「巳」の文字が記されている。七一一の二号本は無野の半紙十七丁に、序文と本文「巻の上」を筆写したもので、表紙には表題が記されているのみである。無番号本は、美濃十行野紙八十六丁の本文と白紙の数丁からなる一冊で、行文中で上中下の巻別をしている。なお同書には、同一の用紙に「御道案内は初代大阪□□白神□□故白神弥広真道別命撰教祖生神金光大神様御直信の実状を其儘後信の為に御書残し給ひし宝書玉条なり。尤も原書は大阪□□白神家の御宝蔵にして云々」と認められた破紙が、さしはさまれている。

b項の所謂「伊原本」は著者の五女にあたる伊原小松が、晩年大阪教会に寄贈したもので、兄にあたる葵勝吉(著者の四男)が、著者の晩年、その側近にあって筆写し、後に小松が譲りうけたものである。上中下三巻それぞれ別冊となり、各巻とも、おもて表紙の中央に表題を、その左側に「三冊之内上(乃至中・下)」と記し、左隅に筆者勝吉のえと「寅」を記名している。「巻の上」は三十一丁、「巻の中」は三十七丁、「巻の下」は三十六丁で半紙一丁につき十六行に、筆者の父、著者の運筆にいた筆跡で認められている。

c項の所謂「藤沢本」<sup>②</sup>は昭和二十五年頃、新たに見出されたものである。どのような経緯をもって藤沢家に伝わったものか、明かではないが、著者の自筆本であり、かつその最初の筆になるものであることがみとめられる。後に述べる「近藤本」と全く同筆であり、「御家流」のきわめて達筆の書である。表紙上部には「日月金神」を象徴した図柄が画



かれ、中央に表題を堅書きし、その左下に「下書」と書き抹消された跡がみられる。さらに左下隅に「卷乃上」と記されている。しかし本文内には上下の巻別はなく、巻末に、この書の完了を意味する一句が記されている。全文美濃半紙十六丁に納められ、八丁うら左下と十六丁おもて右下の二カ所に符箋がある。なおうら表紙に「仁王町備中屋」と著者在住の町名とその屋号が記入されている。他本にはこのようなうら表紙の記入はない。

d項の所謂「近藤本」は、その奥書に、白神弥広真道別之命我教父之御筆也、藤守」と記されており、さきにふれたように「御家流」の達書である。大正初期、桃山教会の井上定次郎が、近藤藤守より直接譲りうけたものである。表紙上部には、藤沢本と同じ図柄があり、表題を中央に堅書きし、その左下に「卷之一二三」と記されている。美濃半紙四十六丁の一冊である。その十六丁目をもって「卷乃上終」とし三十四丁目において「卷乃中」の区別をたてている。なお四十六丁おもて左下に符箋がある。

e項の「御道晰略記」は、著者が後年、「御道案内」が大部になったところから、初信者のために、新たに筆を起し、簡潔に信心の要諦を記したものである。序文はなく直に本文に入る。「御道案内」と同じように一打書であるが、単なる抜書ではない。四一五号本は半紙十一丁、四一八号本は野紙十一丁で、後者は、表題が「御道の晰略しるす」となり、うら表紙に「明治十八年吉日、広田所持」と記されている。なお「御道案内」が一度も上刻されず、筆写によってのみ伝えられたに反し、本書は、<sup>④</sup>神道金光教会時代、本部の出版書目の一つとして、印刷され、教会講社の求めに応じて配布されている。

### △註▽

- 1 伊原本うら表紙に「大正二年六月西大寺伊原小松氏より寄則」
- 2 藤沢本は昭和二十七年四月その写真縮刷版が大阪教会より、
- 3 最後の条項末尾に「余は小子如きの愚成筆紙には尽しがたし、委しき事は御道に入、御神心して知るべし」とある。
- 4 「神道金光教会講社結収手續大意」の第十八条に「当教会講

著者の七十年靈祭記念に出版された。

社ノタメニ出版スル書目ハ左ノ如シ。

。神号。金光教神徳大意。教祖遺誠(中略)。先師白神先生ノ遺筆文御道嚆略記。

右書籍ハ本部ニ参詣シ取次係ヲ以テ願出ル時ハ其都度授クベシ、但シ各地教会所ニ下渡ス「モアルヘシ」とある。

### 三 各本執筆の時順

さて、各本を通覧し、その構成なり、各条項を省みてゆくとき、次のような事柄に気付かされる。

序文は、各本とも同文であるが、本文には可なりの相異がある。何れも一打書であるが、さきにも記したように藤沢本はその丁数もつとも少なく十八丁であるが、伊原本は上中下三巻をあわせて百四丁もあり、その内容もつとも豊かである。近藤本は四十六丁で、その中間に位する。しかも藤沢本にみられる符箋の加筆事項は近藤本において、また近藤本のそれは伊原本において、それぞれ本文に組み入れられ、さらに加筆増補されている。これらのことは、著者が初本を世に出して以来、時々加筆増補していった事実を如実に示すものである。

他の白神文庫本をみると、その四四三号、四四四号の二本は近藤本に、七一一号の一・同二・無番号の三本は伊原本に、二三の語句の相異を除いて、ほとんど同文に等しい。しかも、そのいずれもが、他者の筆写によるものであることを勘案するとき、これらは、それぞれ近藤本なり伊原本を乃至それに類するものを原本としたとみられ、流布本として扱ふことが許されるであろう。

さらに、そのことから現存する「御道案内」各本を、(A)藤沢本、(B)近藤本とその流布本、(C)伊原本とその流布本の三種に類別することができる。また、その筆頭にあげた三本を、その筆跡や所伝の明確度からみて、各流布本の原本乃至中核本として取扱いうると考えられる。なおこれまで述べてきたことに基いて、右中核本の筆述された時順を、(1)藤沢

本、(2)近藤本、(3)伊原本と一応推定しえられる。このことは、さらにこれら三本の内容につき、それを示唆すると考えられる諸事項を求めることによって、一層確かめられるであろう。

藤沢本については、さきにもふれたように、著者の自筆本であり、本書の初本とみられている。ことに表紙に「下書」と記され抹消した跡のみられることから、その初稿と考えられる。したがって、この書の執筆時は、序文にみられる年月「明治四辛未歳晚春」であると判定される。それを証す事項として (1) 本文の教祖(三丁) ならびに向明神一(藤井きよの) (十丁) に関する事項において、それぞれ当年の年令を記入しておくが、他本ではそのことがはぶかれていること、また、(2) 神名、ことに教祖が信奉者に神拝のめどとして頒ち与えた所謂「御書付」についても(五丁) 明治六年四月の神伝による「天地書附」以前のもので記されていることなどをあげることができる。

近藤本を見るに序文中にある神名が、「金乃御神様」(藤沢本序) から「天地金乃御神様」と書き改められている。<sup>②</sup> 「御書付」の項(十三丁) においても同様である。このことと併せて、近藤藤守が、本書を著者より直接授かったものであると記していることから、この書が、神名確定の明治六年以後、著者が大阪布教に着手した前後の、尠くとも近藤藤守の入信した明治十三年以前の筆述であると考えられる。

伊原本は、大略近藤本の巻別なり筆順に従って、その筆述がなされているが、採録されている「お蔭ばなし」の中に、西南の役に参加した軍人(中の巻五丁) なり、近藤藤守(下の巻十丁) などに関するものが、新に書き加えられている。このことからしても、本書が近藤藤守入信後の筆述であることが明かに看取せられる。

なお「御道晰略記」はさらに伊原本以後、著者のいよいよ最後の筆になるものであろう。そのことは、本書の執筆されるに至ったゆわれからも推定されることであるが、これまでの「御道案内」に見ることのできない事項が認められ、そこに著者晩年の切なる心情が明かに表白されている。一例をひけば次の如き文言がある。

③ 「広大無二新の御道、諸人の為お晰し致度く候得共、無智不才未熟の信徒等広き世間へ行届き不申。何卒吾輩に勝りし有志の御方、

幾千万人も有まほし……」(二四項)

以上述べてきたことから、ここに改めて各本執筆の年次を次のように想定する。

- A、藤沢本―視力回復後まもない明治四年晩春の筆述
- B、近藤本―大阪布教に着手した明治十年前後の筆述
- C、伊原本―近藤藤守入信以後、明治十四年前後の筆述
- D、御道断略記―伊原本筆述後の著者最終の書

△註▽

1 藤沢本に示されている御書付は次の通りである。なおその下に「御元社御書下如此」と書添えられている。神名ならびに神号の肩に朱書で、それぞれの祭日が書き加えられている。

廿四日 金光大神  
日天四丑寅 御縁日廿二日御祭礼九月  
廿三日 きもん金乃神  
月天四未申 のこらず金神

2 近藤本に示されている御書付は次の通りである。肩書ならび

に下記の日付は朱書で、それぞれの祭日を示している。

廿四日 生神金光大神  
日天四 御会式 毎月廿二日  
廿三日 天地金乃神 御祭礼 九月  
月天四 のこらず金神

3 その他、第八項の文中に「一人助くれば一人の神、十人助くれば十人の神」の教語がある。「人を助けるが神なり」との教語は「御道案内」にも述べられているが、この教語は、この書においてはじめて認められている。

#### 四 加筆増補について

##### (1) 藤沢本について

藤沢本は、著者の最初の筆稿本として、他の諸本の原本であることはすでに述べた。そのことからして、他本の加筆の跡を見る上にも一応、その大要を顧みておく必要があるであろう。<sup>①</sup>

著者は、本書を執筆するに至った経緯や意図、さらには筆述の態度方法などについて、その大略を次記の如く序文に認めている。

「神儒仏孰れに愚かはなけれ共、爰に金乃神様の、其新多なる事を聞けり。小子近頃御道に志し、御影を蒙らんと欲して、日夜神心の真似せし所に、忝くも日増に其験しあり。新參未熟の小子、御道の兄達には憚り有といへども、余りありがたさに、三ツの宝の、有余りある御影を知らぬ貴賤の御氏子と共に戴ん、と誘んが為に、御道案内と表題し、不知不才の小子、文々句々前後混乱たりといふども、見聞する処、思い出の儘、其荒ましを書記す而已。過不足有所は、見る人憐み許したまへ」

ここに明かなように、本書は、著者が教祖の取次によってうけてえた信心のありがたさに促され、世の難渋する氏子の助かりを求め、ともにこの道を歩み、人生を生き抜こうとする切実な願いからの筆述である。入信一年有余、開眼のおかげをうけ、その感銘新なるままに、自己の浅信を自覚しつつも、白濁の瞳を輝かせながら筆を執った。教祖よりうけ、自ら体得してきた信心の要訣をふりかえり思い出しつつ、日を重ねて書き記したものである。そのことは、本文の筆の運びから察知しえられる。

一打書の本文に書記する諸事項をみるに、初項より四項にわたり、教祖・神・信心と序を追うて、信心の要義を明かにし、五項より九項にかけて、この道を信ずるものの平生の心得を示している。十項十一項において、あらためて日柄方位その他、世の俗習について、この道の考え方、あり方を説き、十二項より十九項において、信心して助けられた人たちの実話を採録し「御影の事は書記にいとま非ず。為す所の願として成就せずと云事なし」といい添えている。二十項より末項にわたって、「食禁・毒養生」「寿命・宿業」「普請作事」「御気障り」「取次・祈念」「宗旨嫌い」「御元社」「神心家」⑤「御礼・御道弘め」「朝暮御祈念」などについて、またそれに関連する事柄にふれつつ、教祖の教をひき、この道の信心のあり方を述べている。そして最後に「委しき事は御道に入り、御神心して知るべし」と結んでいる。全文を通してみると、そこには、これという筋立った筆の運びをみることはできない。序文に断っているように思

い出による羅列的記述になっている。しかしその書きだしの数項、信心の要義や信奉者の平生の心得の項などは、言葉通りに羅列的記述とのみ見ることはできない。そこには、やはり著者のこの書によせる意図による筆順のあとが伺われる。しかし日をかけての筆述のため、全体としておのずからに、羅列的記述になったものと考えられる。表紙に「下書」と認めていることは、著者が、そうしたことを自認し、その完成を他日に期していたことを示すものであろう。それは、また、二カ所<sup>⑥</sup>に符箋し加筆していることから察しえられることである。

△註▽

1 和泉乙三述「初代白神先生と御道案内」は藤沢本をとりあげ解説している。

2 「三ツの宝」とは、本文(三丁)に「天地日月金神様合せ三宝様なり」とあると同意にして、「日天四・月天四・金乃神」を意味する。

3 「神心家」とは「出家」を意味する。本文(十五丁)に「御神心家は何方にも御元社に交る事なし。初心の人、参詣致ても

何によらず心安く、心配致さたし」とある。

4 このことは序文に「文々句々前後混乱たり」と自ら述べていることによっても明かである。

5 一つは本文八丁、日柄方位その他旧習について説いた項の下に「自由自在に致すの御道は、天ケ下に有べからず」云々と加え、二つは十六丁、「御礼届肝要なり」と説いた下に符箋し、「初穂無て神心ならぬものなら(中略)助る事出来ぬ」との御理解を付記している。

(2) 近藤本について

著者の「御道案内」を執筆するに至った意図は、現実に入を取次ぎ助ける働きとなって現れ、大阪布教へと展開していった。また一方、藤沢本への加筆となり、さらに増補して、新に「御道案内」(近藤本)を世に出すこととなった。しかもこの両者が、相前後して進められ、その時期を同じくしていること、これらの事柄は、近藤本が、単に藤沢本への加筆にとどまらず、大幅に増補されていることと関連する、見逃すことのできない事柄である。さきにも述べたように、この書においてはじめて、上中下の巻別がなされ、組織だった構成となり、筆述内容も充実してきている。

まず「巻の上」についてみるに、藤沢本において、もっとも筋立った最初の九項の筆順をそのままに、教祖・神・信心の本義などについて述べ、次に信奉者の日常心得るべき生活態度を記している。ここで項を新にして、信心の様式に筆を進め、奉斎・祈念・参拝などの仕方について、藤沢本の末尾、廿三・廿四の二項ならびに廿七項中の一部を含みこんで、これまでのさまざま世間のしきたりにこだわらぬ信心であることを述べる。そして「本社」への参拝や取次の頂き方などにふれて、「信心一心を以て願うならば速に受取る」「御蔭は我心に有」(十五丁)などの教をひき、この道は無条件無差別に誰でもがおかげを受ける「廣大無二の御道」であると、提言している。要するに、著者はこの巻において、教祖よりうけたこの道、その信心の根本義を説述し、全く新なる道であることを明かにし、進んでその立前なり教風を明かにし、信心の本筋を初信者に十分会得させようと試みている。

「巻の中」は藤沢本の十項より廿二項の諸事項を、次に述べる筆順に依じて分記し、大きく加筆されている。まず「御道未だ不案内の人」、未信者と「御道信厚(仰)のもの」とは、その生き方に「表裏の違い」(十七丁)があることを述べ、「疑はず迷はず濁らず、我を捨て身の上のことは一切あなた任せ、と力を入れて信心なる時は、御蔭は速に顕然なり」(十九丁)と説く。そしておかげをうけた人たちの具体的事実を列記し、その間に信心によってもたらされるであろうこの世の理想像<sup>①</sup>を述べ、著者自身が日夜その実現に精魂を傾け祈念をこらしていることを明かにしている。次に、一般世人の日常生活に纏綿し、たえず問題を起し、苦悩の種となっている因習(縁談・家柄・血伝等に関するものなど)を取りあげ、「人は則天ケ下の御賜ものなり。天地の神と同根にして、皆神なれども神の道を用ひず、種々に迷ひて色々悪業し、自然苦しむ事を、天地の御神様には御歎き給う」(廿五丁)と訴え、旧来の陋習より脱皮し、この道によって生きることを勧めてやまない。なお続いて、婦人の身上に筆を進め、おかげ話をまじえながら、妊娠・出産・育児について、信心による新たな生き方を示し、人間生命(寿命)の問題に筆を進めている。そこに著者自身が神よりうけた「千金出しても命は継げまい。諸人の命を継ぐ分別を致すべし」との教を記し(三十二丁)、人間の尊貴を詳述し、隠居気を捨て万難を凌いで「生き

る覚悟」(三十四丁)を堅持すべきであると述べ、長命のおかげをうけて、「天地の賜物」としての働きを世に現わしゆくが、神意に適うと力説する。

以上のように、この巻を筆述する著者の視点は、おおよそ上巻のそれと異ってきている。ここではもっぱら、庶民の日常生活にみられる具体的な問題に視点をあて、その現実の難儀な諸相に即して、この道の要義なり信心の仕方を把えなおし、解説している。

「下の巻」は、さらにその視点をあらたにして、筆述が進められる。前二巻に記述洩れになった藤沢本の事項(廿五・廿七の各)が、その新たな視点から把え直されて載せられていることはいうまでもない。筆頭において、「世界第一広大な明けし此御道を(中略)何の弁へもなき愚かなるもの、恥もせず(中略)証拠もなき空悪口を云い触し(中略)色々嘲るものあり」と、この道に対して悪評をたて嘲笑する世人の存する現実を直視する。しかしそれに対して、いたずらに非難し抗弁することなく、「大功細瑾を顧ずと雖、大神様の御艱難の程、恐多くも勿体無次第なり」(三十五丁)と神の悲愛を述べ、神へのあなどりは、「御無礼御疎末御気障り」(三十七丁)であると憂いている。また、そうした行為が、みずから災禍や苦難を醸し出してゆく基となるものであり、「利口才智」では人は助からぬと断言し、「正直・信」をもって、神を神と信順してこそ、真の幸福を恵まれると説得する。次いで、藤沢本に記した「御元社」及び「神心家」の事項にふれ、献納財に対する、この道の扱いぶりを明かにするとともに、教線の拡大に伴い「神を煮出し」(四十丁)にし「道を穢し妨げをなす」出社のあらわれてきた事実②をあげて、財にからまる禍誤につき、信奉者を戒めている。終りに、世相を顧みつつ、神儒仏三教に従う人々のあり方につき、見聞するところを記し所見を述べて、この道の広大にして唯一無二であること、「天ヶ下、外にはあるべからず」といい、信心するに躊躇すべきでないと言説。「信心仕徳、御蔭は取り勝ち、信すべし仰ぐべし」との文言でこの巻を結んでいる。

以上、この巻にみる増補の二三にふれて述べたが、何れも、この道が社会に弘通するに伴うて、当然出あわされる問



題をとらえ、それに焦点をあてての筆述である。しかも、そこに、それらの問題を通して、改めてこの道を把握し信念を深めつつ、詳述を進めていることに気付かせられる。

なお、この書全巻を通してふりかえりみると、各巻それぞれに視点を新にして、筆陣が進められ、内容も豊かに、説述また適切懇切である。その上、上巻は教理編・中巻は実践編・下巻は教判編の如き内容を備え、表題にふさわしい構成を持ったものとなった。けだし、このような体裁なり内容を持つに至ったについては、さきにふれたこの書と時期相前後する大阪布教の着手、すなわち、藤沢本執筆後に引続く数年の、著者のなめた深い信仰体験<sup>③</sup>によるものであることは、論をまたないであろう。

### △註▽

1 二十一丁、農作の上に信心の徳のあらわれることを述べ、「秋の田の刈穂淋しく悲しきは己が信の足らぬ恥なり」の和歌を記して、

「猶、耕すにも畔を譲り行ものは道を譲り、御氏子一統貴賤和睦し、天地の御神様にも感応在して、一切災もすくなく世界も嘸順風順雨、それも夜降て昼快晴し、年々万穀豊熟し、山は茂り池川海に魚鳥沢山なりし、自然人氣も寛々として、天ケ下平穩成べし。訴訟等もすくなく、御上様にも御機嫌成就御安堵被為成べし。是一統忠義とも成べし。其身の徳なり。謹て信仰すべし。小子平生是を祈念するのみ」といつている。

2 「神心家」についての記述は、四十丁に次の如く記されてい

る。

「御神心家は何処も御元社に変わる事なし。然るに御道も次第に開けるに随ひ、御神家も出来増し、多き中には終に、御元社には御存じも無、色々の勸化猶帳など拵へ、或は御道には無御祈禱の御守りのと種々の事をこしらへ、世間を惑かせ集るもの有よし、風に御聞ありと、金神を煮出しにすると宣し。御道は前にも申す如く人に心配懸ぬよう安心さすよう助けるようの事のみにて、勸化の無心がましき事は勿論、何によらず貪り欲がましき事は兼ねての御禁めなり。此の明かなる御道を右様の曲者出て、御道を穢し妨げをなすものあり。」

3 著者の信心体験の進展については、金光教学第五集掲載の「初代白神先生の御信心について」の拙文において述べた。

## (3) 伊原本について

伊原本は、近藤本の構成に従って執筆されているが、上中下三巻が別冊になっているとともに、それぞれに巻頭文と結びの一文とを備えている。いうまでもなく、その説述は、近藤本より更に懇切丁寧となり、内容も増し、御蔭ばなしも、明治十年以後の新たなものが、多数中下二巻に、分割採録され、全体として初信者の諒解をたやすくすることに意が注がれている。なお、他本に比べて、この書を著しく特色付けていることは、その筆述の姿勢が一段と積極性を帯びてきていることである。そのことは、全文に通じていいうることであるが、とくに各巻の巻頭文なり結尾文<sup>①</sup>に著しい。たとえば中巻の巻頭文は、次の如く述べられている。

「諸葛武侯は風を乞祈て魏の八十万の軍を皆殺しに亡さんと為す。小子は、もし干魃の時は、雨を乞願て世界中を潤し、幾万人を助んと欲す。又平生は、如何なる憂難病人も、一河の流を汲むも袖の振合も他生の縁なり。假令逆縁の者たりとも順縁と為し、御道を不知人に、何卒縁を求めて御道を以て、小子、助んと心を尽す」と、その切なる願いを記し、あるいはまた、下巻の結びが、

「世界無二広大無辺の御道、外に不可有。文明開化御一新の御時に至り、此道も同然、万事従前に異也。天地開闢己来、当代に到つて此御道初て開けし、最も、かしこくも神国の神験相顕るるもの哉。皇国の名誉、古今外法多し雖も不可及。今御仁恵の御代に生会し、人民の幸福や仰くべし信すべし」

と記して、定め難い現世において、又とない道に巡り合うことのできた喜びを述べているが如きである。

また、各項の説述においても、たえず初信者のおかれている場に身をおき、時勢の動きなり民情をとらえて、その姿勢は極めて積極的である。たとえば、上巻十三丁の

「大本社には御締りと云事なし、夜中御明放しなり。是は御規則の諸方の木戸門々を御取払御廢し相成、女人禁制の山々に至る迄勝手次第、広く自由自在登山せし事此御道と同然なり。御仁政の御時御道も流布し、一統関の戸ささぬ御代こそ樂しめり。然るに外々にて調伏とか夜の時参り、生木に釘を打とか、呪咀の色々の願事有由、ひたすら難しき事なり」

とあるが如く、あるいは全卷十六丁の

「何を断ちます、何を喰ませぬと左様の不自由難儀をする不及（中略）此御道は何成とも好物を喰て力を付、体を丈夫に可致と宣い、是沙門に精進御廢し、肉食妻帯御免、博き御政事と同意なり」

と述べているように、全卷至るところで「文明開化御一新」の動きを把え、この道による生き方を積極的に説き進めている。そこには、この道を信ずることによって、はじめてこの新たな時世を真に生き切る力が与えられるものであるとする著者の思念が充溢れている。

また近藤本と同一事項を記述するにも、極めて懇切丁寧である。さきにあげた「人は則天ケ下御賜ものなり云々」(近藤本)の項について「天地の神と同根にして是皆神なれども」とあるを、「是皆神なり」と切り、次に「若人の難儀成所へ出会憐み救ふ時は、其人歛び後に彼の人こそ時の氏神なりと云事あり。人を助る神なる身を持ちながら」と加へ「神の道を不用」に続けて、「無理非道種々悪業し、人面獸心とか云れて後悔し苦むこそ、自業自得歎きて猶余りあり。是を歎かせ給ひて、何卒信の神に御執立たしとの御誓なり」(中卷十)と結んでいる。このように、その筆の運びは委曲を尽し、人の心情を打たずにいないものがある。

これら二三の文言をもつてしても、著者が、如何に新たな思いをもって、この書に向い、その一言一句に心血を注いだかを、うかがい知ることができよう。もちろん、その加筆の跡には、重複があり、繁雑に過ぎる節もみられる。しかしそれも、単なる贅言ではない。その根底には近藤本の執筆以後、さらに積み重ねられた、深い布教体験が大きな働きをなしていると考えられる。大阪布教に専念して数年、その間、変動する経済都市のただ中であって、厳しい官辺の取締りをうけ<sup>②</sup>、思わぬ信者の軋轢に出会いながらも、ひたすら、この道を正しく伝えんとするその腐心、或は、御一新とはいえ、依然として旧習になじみ、新旧の谷間に落ちて悩みを増している庶民に接し、しかも容易にこの新たな自由な道にふみ切りえない固くなな心情やその実生活への痛恨、またそうした心の痛みに促され、日夜精魂を傾けて捧げる

祈念、それらが渾然一体となって、この書を形成していったと、考えられる。そうした心境を物語る一つとして、次の文言が省みられるであろう。<sup>④</sup>これは、儒道に対する所見を述べた項(下卷三)中にみられるものである。

「博学多才の先生衆にも此難有神世を勿体なくも見限るものか、又身を安楽に過さんとか、知徳を懐にして、山林幽谷に陰道閑居し世捨人と成もある由、略小ならずや。愚昧の人民を教授する事をせず、天下の為に不正は何事か」——(中略)——「此道の者は無学文盲不知不才の老若男女ともに、我を捨て身を不厭、只信一つを以て病氣にも不限、世に難渋の人を慈愛し救助するを、御道の本意信仁となす。我事是不願とも神や守らんとの御誓御教なり」

以上述べてきたように、著者は、遠く心を馳せて世を憂い、深く人を思いその助かりを念願するままに、加筆増補に心を用い委曲を尽して説述した。そこにこの書の他本にまさる積極性がみられる。それはなお、この書をとじるにあたって、「此書綴しかば委しき事の様に思う御方有とも、中々左に不非。釈尊孔子の書経だにも、幾万巻有ることか、その数を不知。其根元、天地王御神様の御道の御事、追々何程増補致て書尽すと雖、小子如き愚なる筆には追も書尽し難し。爰に書記せしは、譬は百万石の米蔵の土穂を雀の拾た如くなり。広く大けき委しき事は、御道信厚して知べし」と断わらせることになった。

このように、「御道案内」各本の加筆の跡を尋ねて、改めて考えられることは、序文についてである。しばしば稿を新たにしながら、著者は、序文にこれという筆を加えなかった。そればかりでなく、普通よくみられる改稿についての言葉も書き添えていない。それは、本書執筆にあたって、最初いただいた意図なり、とった態度に、いささかの変わりもなかったためであろう。事実、その意図なり態度は各本執筆にあたって、一貫して持ち続けられ、立て抜かれている。その実意にして思情細やかな、しかも一心な著者の相は、年を追うて高まり深まってゆきいささかも後退するところがなかった。したがって本文を加筆し増補してゆくにつれて、序文に述べていることがら、いよいよ真実をあらわすものとして、痛感せられたのであろう。そこに、終始、同一序文を用い続けたわけがあったものと考えられる。

著者は、伊原本に続いて「御道断略記」を夜に日に続く「取次」の間を縫うて著していった。しかも、その後ほどなく、教祖の厚き祈念をうけつつ、その生涯をとちたのである。しかし、本書はやがて他者の手によって筆写され、世に流布していった。そのことは、著者の、藤沢本以来、本書にかけた思いなり、加筆増補の努力が、著者の死によって終りを告げるものでないことを示すものであろう。

(教学研究員)

△註▽

1 筆題文ならびに末尾文について、未掲のものを左に記しておく。

(一) 上巻筆頭にあたり「文明開化御一新の御時にいたり、この御道同然旧習を廃し、天地開闢以来、世界一統第一大氏神天地大御神様の御道はじめてひらけ……」と書き出し、巻末に儒教にていう「智仁勇」の三徳に倣うて「御道の三徳」を説く。そして「平生深き淵に臨むが如く、薄き氷を踏む如くに心得」この三つの信徳を積むよう努力すべしと述べ、「神乃戸を開きて人の真心を教へ導く金光の神」の和歌で結んでいる。

(二) 中巻の巻末には、「文明開化とこの御道も同然なり。従前とは万事格別なり。……なお世界一統貴賤の差別なく御氏子。前に申す如く……勝手次第自由自在の御道なり。……金乃大神様にも開化御一新に御座在すことを不知や。あるいは口には誰

も御一新とは申ても、矢張旧習の事を云う人あり。終には疑ひ云崩す人もあり。当時御規則と此御道と万同じ事を得考へ思ひ競べ合て見るべし。……初心の人御道を不知に疑ひ、終に不浄の事を申せば、其人の罪なり。又御道の穢れなり。余は御道信仰して天然自然に知べし」とある。そして「人は皆身儘気儘の世の中に己が心で憂なげくかは」の和歌を添えている。

(三) 下巻の筆頭は「文明開化御一新に、此方御道にも信一心を勧め給い、一心も一信も文字は違ふ共一しんは皆同音にて変る事なし。旧習の事を廃して、得考へ弁うべし。……」と記している。

2・3 前掲の佐藤金造著「初代白神新一郎師」の(P.37-38)参照。

4 前掲の註1の(二)参照。

資料 小野家文書 (5)

金光真整 編  
三矢田守秋

(965)

役用並天象出行日記 — 天保九年十月—十年五月 — (解説・凡例は四号一  
四四—一四五頁参照)

九月

朔日(陽曆十月十八日)。雨。清水村(総社市)庄屋相頼、善城寺(五号  
一五六頁八月廿八日の条参照)並村方より願書本紙調今日差上申、控  
別ニ有之。御普請願差上申。

二日。善城寺御呼出し御糺御座候て、三須(領主蒔田家分家の役所所在  
地・総社市)御役所へ御掛合ニ相成候。右願式通之写差上候様被ニ  
仰付、清水村庄屋相頼写候て差上候。

八月廿七日より今日迄、拙者並清水茂登右衛門賄ハ善城寺より  
払候筈也。

三日。朝、善城寺帰寺致され候。連夫捨五郎。五ツ過小野光右衛  
門儀、称屋秀平処ニ参、池上御氏並灰屋紀蔵呼寄、縁談一条結  
納婚姻等之諸式申談、晩下会所(領主役所)へ帰申。

四日。暁七ツ立ニて帰村。連夫紋吉。

八日。夜、雨。

九日。昼頃出立、矢田(吉備郡真備町箭田の土師家・小野氏の親戚)え参。  
土師氏家内不和之義有之、右異見ニ罷出逗留。

十二日。今日迄、右介・助五郎・岩五郎なとと度々申談、双方へ

利害申入候得共難ニ落合ニ考中ニて、四ツ前矢田出立、又串(船  
穂町・渡船場)ニて宮内(吉備郡高松町)定右衛門・占見新田(金光町)  
太郎右衛門(富山氏)ニ出逢寛談。暮頃玉嶋(玉島市)黒田え帰  
る。右矢田一件内尋申、咄及ニ深更ニ逗留。

十三日。朝五ツ半頃帰宅。寺社出入いまだ埒立不レ被ニ仰付、明  
日賀茂宮(大谷村氏神)神幸之節、大和(神田氏・神職)参候ハ、ハ及ニ  
狼藉ニ可レ申、右様之事致ニ出来候節、村役人取計方之心得相窺、  
並当日警箇足輕ニても御出被レ下候義ハ相成間敷候哉之願旁、  
五ツ過出立四右衛門(長男・庄屋代勤)中郡(領主役所)え致ニ出勤ニ  
候。連夫吉五郎・善吉。暮過林蔵(西沢氏・酒造家)処へ参、酒飯  
饗応。来十五日御用召御差紙至来。

十四日。暁八ツ半頃、四右衛門帰村。大和義ハ祭日参勤差留置候  
間、足輕差遣候義ハ成不レ申。尤万一罷出神勤致候ハ、くくり  
置可ニ訴出ニ被ニ仰付ニ候由。依レ之当日ハ村役人・有増百姓、非  
常為レ防神幸御供相勤申。朝、社参、寺へ寄朝飯後帰宅。

十五日。曉七ツ頃出立、中郡出役。連夫三藏・又串迄連夫半四郎・

新藏、善城寺同道。御役所より被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候は、大和より返答書差出し御廻しニ相成候間相渡候條、熟覽之上再返答書差出候様被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>候。七ツ前、連夫三藏差返申候。

再返答書致候ニ入用之品有<sub>レ</sub>之、十六日村方へ飛脚ヲ以申遣候。飛脚幸十。

十八日・九日・廿日。加藤(名は要平・大庄屋)下会所え出勤を相頼、再返答書加談。

十九日・廿日・廿一日。清水庄や執事ニ頼。

廿一日・二日。井尻野(総社市)勘右衛門同断。

廿一日。朝飯後より小寺(総社市)年寄(村役人)三郎右衛門同断。

右逗留中、度々縁談一件ニ井手屋へ参。

再返答書廿二日ニ三須へ御差送ニ相成候。

(廿日。立冬)

廿三日。早朝出立。善城寺ハ駕ニて被<sub>レ</sub>帰候。但又串ニて継ニ取成候。拙者ハ飯後出立、暮頃帰宅。連夫捨五郎。

廿四日。飯後出立、独歩矢田え参。土師一件ニ付逗留。

廿五日。暮過惣社え着。井手屋え寄、金屋へ立寄候處、佐藤道之

丞逗留ニ付、及<sub>二</sub>深更<sub>二</sub>迄咄、拙者も逗留。

廿六日。早天下会所え参致<sub>(さかやき)</sub>三月代<sub>(さかやき)</sub>井手屋引請ニ付、飯後出立、真

壁村(総社市)逸藏處へ参。同人方引渡中宿ニ付待合せ、嫁女一同晚七ツ前着ニ付、用も相濟六ツ頃井手屋へ参。

廿七日。朝五ツ半頃下会所へ帰。夫より十月朔日迄、土師氏一件ニ付、玉嶋より黒田も見え、富士之丞も逗留罷在。小倉様(時田氏家中)えも度々御談示、御同人よりも富士之丞え厚御利害有<sub>レ</sub>之。右一条ニ相掛り其間々井手村へも兩三度参り、佐藤ニ逢<sub>二</sub>金屋へも罷出、当夏より頼有候に付、井山(総社市・宝福寺か)へも一同罷出候。

### 十月

三日。曉中郡出立、矢田え寄、富士之丞離別一条談示ニ滞留。人足直ニ宅へ返ス。伊八□□□□召連候。

四日。九ツ前矢田出立、八重(金光町)仁節へ寄、暮頃帰宅。

五日。夜、七・八月分入用改(村費の月計)印形取<sub>レ</sub>之。

六日。晚、時雨。御収納窺ニ兩村(大谷・須恵)より遣し、飛脚三藏。右便七・八月入用改帳上<sub>レ</sub>之。金藏(中嶋氏)娘縁起願書も差出置申候。

八日。晚・夜・時雨。

九日。御収納ニ付、御支配亀山伊藏様御出張御止宿。

十日。曉、時雨。五ツ半頃、御支配所須恵村え御越被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成候。

十五日。飯後出立、玉嶋喜市並黒田え寄、中嶋村(倉敷市)庄屋

(三島氏・光右エ門長女の婚家)へ暮頃着滞留。

十六日。早天中嶋出立、中郡出勤。右ハ御免状(年貢の賦課状)御渡  
ニ付罷出る。荷持喜代七四ツ過着、滞留。今日より御巡見様入  
用割賦ニ取掛候。

十七日。朝、荷持喜代七ヲ差返ス。今夜九ツ頃迄ニ御巡見様入用  
割賦相済。

十八日。朝、帰村可<sub>レ</sub>仕候処、清雲寺(総社市・浄土宗)再建立、家  
相取調致具度旨、両御頭役様より厚御頼有<sub>レ</sub>之、直ニ清雲寺へ  
罷越し。尤分間(測量)同日片付候て夜引取。下会所ニて図面調  
候て廿日ニ相渡置候。

右滞留中、二階堂様、森川・東二階堂御両所(いずれも蒔田氏家中)  
へも罷出候。猶又、東戎屋縁談帰熟為<sub>レ</sub>致具度亀山様より御頼  
有<sub>レ</sub>之ニ付、西鍋屋・清水屋等え度々相談ニ罷出、井手屋えも  
立寄申。

廿日。雑用相済、廿一日ニ帰村仕候趣、中嶋様(蒔田氏家中・代官)  
へ申上候処、寺社一件ニ付、明日御用向有<sub>レ</sub>之間、滞留候様ニ  
被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候。

廿一日。晚、御役所え被<sub>ニ</sub>召出<sub>一</sub>、被<sub>ニ</sub>仰聞<sub>一</sub>候は、大和より差出候  
通ニ返答書三須御役所より被<sub>ニ</sub>御差送<sub>一</sub>候得共、善城寺態々呼出  
し相糺候程之方条も無候間、其方へ右口書都合四通相渡候間、

善城寺へ申聞、同人考之上申出度存寄も有<sub>レ</sub>之候ハバ、書附差  
出候ハバ、三須へ差送り遣可<sub>レ</sub>申、同寺より此上掛合不<sub>ニ</sub>願出<sub>一</sub>  
候共、常右衛門身上之義ニ付ては、当役所より今一応掛合可<sub>レ</sub>  
申心得も有<sub>レ</sub>之趣被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候。

廿二日。曉出立、矢田え寄、晚八ツ過帰宅。連夫芳五郎ハ子位庄  
(倉敷市・津津氏・庄屋・小野家親戚)へ廻し、晚七ツ頃着、直ニ差返申。

廿三日。朝、佐方(金光町)荒木与右衛門(佐方村庄屋)来。右ハ当  
(あつかい)夏暖破談ニ相成候窪所砂置場一件、今一応拙者暖ニて下済可<sub>レ</sub>  
致之旨御趣意御座候故、相頼度との事也。別ニ御巡見様御通行  
之節、聞合万端役介ニ相成候由ニて、肴料持参致、受納候。

晚、寺え参、廿一日御役所ニて被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候義申達並大和・常右  
衛門再々返答書合四通相渡置候。

廿六日。曉出立、四右衛門儀吉備津宮並高松地藏え参詣。

廿七日。早朝より中津池御普請ニ取掛候。私用有<sub>レ</sub>之、飯後引取。  
晚寺え参。右ハ寂光院(大谷村檀那寺・天台宗)後職願之義、本寺  
(鴨方町明王院)より沙汰有<sub>レ</sub>之趣ニて、両村役人登山候様、善城  
寺より廻状被<sub>レ</sub>出候ニ付。暮過四右衛門帰宅。

廿八日。朝、占見新田富山へ参。同家孫死去悔。  
昼、御普請出役。

廿九日。朝より御普請出役。



晦日。朝出立、中郡出勤。連夫多八。

## 十一月

朔日(陽曆十二月十七日)。曉より雨。

三日。朔日より今日迄大割(領内諸村の組合費の割りつけ)ニ付出勤。

四日。私用有之滞留。

五日。善城寺大和一件ニ付再宿。

六日(冬至)。曉より曇、五ツ頃より雨。曉中郡出立、八ツ前帰宅。

七日。去ル五日、半兵衛居室焼失。同日御支配所須恵村へ御出張

ニ付、四右衛門より御届申上候処、六日、御月番様へ御届ニ相

成、当日早朝ニ御支配所御見分有之、当人・判頭・組合御吟

味之上口書御取被成、半兵衛義追込被ニ仰付候て、四ツ半頃

須恵村迄御引越被成候。

八日。晚八ツ過、御支配所当村へ御引越収納。

九日。収納。

十日。今日より賀茂池堤しめ直し、中津池底樋据替御普請ニ御取

掛り。新御立物書上、式力村より飛脚遣之。当村文治(教祖)。

十一日。昨十日戌中刻出御役所より御支配様え之御状、曉七ツ半

時至来。右ハ当村市三郎倉敷村(倉敷市)ニて博奕致し御召取ニ

相成、同所御役所ニて御吟味有之、今日巳刻御仕置被ニ仰渡

御座候由ニて、村役人之内老人罷出候様ニと当御役所え御掛合

御座候趣被ニ仰越候。依之老人早々用意罷出候様、御支配所

より御申渡、則御添書白木御状箱御渡被成ニ付、曉六ツ半頃

四右衛門致ニ出勤候。連夫綱藏。

十二日。曉より朝兩度時雨。昨日倉敷御役所ニて市三郎御仕置之

上御渡被成、当御役所へ召連帰候処、直ニ入牢被ニ仰付。四

右衛門夜四ツ頃帰宅。

十三日。牢番ニ多七(市三郎と同じ組内のもの)参。

十五日。同断藤十(市三郎と同じ組内のもの)参、夜多七帰村。四ツ過

より雨降、御普請相止。

十六日。雨。御普請残候分、両所ニて人夫三百人御渡ニ相成。飯

後御支配所御引取被成候。又串迄送人足三人、中郡迄式人差

出候。朝、笹池内繰御普請所御見分。

十七日。曇小雨。曉、富五郎(市三郎と同じ組内のもの)牢番ニ参。夜

藤十帰村。

十八日。御普請四右衛門出役。飯後、光右衛門明王院(鴨方町・寂

光院の本寺)え、入院歎兼寂光院後住職願之儀内談有之罷出、

入院嘉儀彦朱志ツ遣之。晚、同所より口林(里庄町)助右衛門

方へ寄、国次郎も参、飯酒饗応ニ成滞留。

十九日。曉、小十郎(市三郎と同じ組内のもの)牢番ニ参。御普請四右

衛門出役。昼後光右衛門帰宅。連夫藤吉。

廿日。御算用目録（年貢徴収の明細書）御渡被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成ニ付、曉八ツ時  
 出立四右衛門出勤。連夫藤十。夜四ツ前藤十帰村。右ハ市三郎  
 御呼出之義申来候。

廿一日（小寒）。曉七ツ時立ニて年寄並市三郎判頭藤之丞・同組合  
 六之丞ヲ遣<sub>レ</sub>之。

廿二日。昼、時雨。晚四右衛門外一同帰村。市三郎義、御察計之  
 上入牢御免。

廿三日。御普請四右衛門出役。晚茂右衛門方へ參、佐方・須惠川  
 掘一件暖中諸入用取しらへ、夜八ツ頃帰宅。

廿四日。御普請四右衛門出役。昼後式カ村割（大谷・須惠ニカ村組合  
 費の割つけ）ニ付、須惠村庄屋え立会。

廿五日。拙家講式会目入札、但当落札占見新田村伝太郎・川手与  
 十郎兩人也。

廿六日。小割（村費の割りつけ）。但取立相場百四拾七匁（米一石にっ  
 き）、割掛り（村民税率）三拾七匁。

廿八日。寂光院先々住五十年忌執行ニ付、四右衛門罷出る。  
 廿九日。曇小雨。中郡え出勤。連夫文治（教祖）。寂光院後住職願、

十五年己前本寺へ差出、後間もなく本寺無主ニ相成、是迄申付  
 無<sub>レ</sub>之、当年本寺住職有<sub>レ</sub>之ニ付、右催足ニ当年行事（組合寺の当番  
 安養院（玉島市黒崎）へ須惠庄屋並四右衛門兩人差遣申。

## 十二月

朔日。二日。兩日村用ニて滞留。朝文治（教祖）帰る。

四日。晚、御役所ニて御酒被<sub>レ</sub>下。右ハ掛屋（領主公認の両替屋）より  
 差上候御酒也。

五日。善城寺返答願書下案、御役所入<sub>レ</sub>御内覽候処、御用多ニ付  
 今日御下ケ無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候。三日より今日迄、右下書認ニ加藤相頼  
 申。今日朝飯後より清水庄屋右用向ニ相頼申。三日より今日迄  
 の賄代諸入用善城寺へ相掛り可<sub>レ</sub>申事。

六日。晚方・善城寺願書下案御被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>下候。依今日迄之入用善城  
 寺より受取可<sub>レ</sub>申事。

七日。朝、寒見舞廻勤。朝飯後加藤へ寄寛語。夫より子位庄へ立  
 寄、同所暮前出立、又串より駕雇候て夜四ツ過帰宅。連夫徳右  
 衛門。

八日（大寒）。瑞応院殿（時田権佐定行公・元禄三年一月十四日死去）御法事  
 ニ付、寂光院え登山。御上御代香中嶋伝七郎様御出張被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成  
 候。

九日。朝、中嶋様ニ掛<sub>レ</sub>御目一度ため新田（金光町）へ參。  
 十一日。残銀掛屋へ上納並御利銀松尾へ払上、外ニ大和一件村役  
 人より之返答願書、江戸行状共下会所へ差出候。飛脚文治（教  
 祖）。当日善城寺当病ニ付、使僧究輪房出勤滞留。

十二日。暮頃文治(教祖)帰村。究輪房ハ滞留。

十五日。善城寺並須惠庄屋並伴四右衛門・須惠檀家惣代礖吉案内

ニ付本寺へ罷出候処、寂光院後住ニ善城寺良恢被ニ申付候。跡

善城寺ハ当分寂光院より兼帯ニ相成候。但住職願聞届ニ相成候。

結縁銀壹枚檀家両村より本寺へ差上並罷出候三人より式朱老ソ

菓子料として差出候。右住職申付候届書御支配龜山伊蔵様へ明

王院より差出之。庄屋四右衛門へ同断明王院々代より相送候。

十七日。未明出立、須惠庄屋同道、四右衛門寒見舞並寂光院住職

被ニ申付候故、村方より之願書、本寺より御支配所へ之届書等

持、中郡出勤仕候。両村御残米御困(備荒貯蓄)ニ相成、須惠分

大谷蔵え取越預り置候様被ニ仰付候趣、加藤より被ニ申渡候。

寂光院住職願之義ハ御支配所御預りニ相成、近日臨時御出勤有

レ之ニ付取次、否可ニ申遣旨被ニ仰付候。右之条々十九日四右

衛門帰宅後、同人より承レ之。

十八日。曇小雨。

(廿二日。立春)

廿三日。寂光院住職願御聞濟ニ相成候旨、御支配所より四右衛門

え御書状被レ下候。其序明王院え之御返書、須惠庄屋え之御状

共、廿四日村方便りニ御達御座候。

廿七日。小雨。

廿八日。曇。

廿九日。曇。終夜雨。

晦日。

天保十己亥

正月

朔日(陽曆二月十四日)。雨。晚晴。

二日。曇。朝小雨。

三日。半晴。

四日。曇。朝雪。雪止後四ツ過出立、四右衛門中郡出勤。連夫源

七。

五日。半晴。

六日。終日雪。

七日。夜五ツ頃四右衛門帰宅。同人儀、四日矢田へ寄、中郡え夜

五ツ頃着。六日年始廻勤、七日朝中郡出立、中帯江観音(倉敷

市中帯江)え参詣、児嶋彦崎(児島郡灘崎町の下野氏・四右エ門妻の実家)

へ参滞留。七日朝彦崎発足、中嶋え寄候よし。

九日。早天出立、年寄武右衛門年始廻勤。連夫八百蔵(古川)。右

便江戸大坂え之年始呈書遣レ之。去御切手御売米(現金売買をせず、

切手で売買する米)違有レ之、書付認御目錄式通相添、龜山様へ差

出置申。

十日。晚七ツ前年寄帰村。

十一日。終日雪積六寸。

十三日。曇。飯後清四郎(中嶋氏)処より御堂(中嶋氏開祖の祠堂・金光

町)墓参、新田(金光町)両家(中嶋新田開發の本家並に分家、共に中嶋姓)年始勤。

十五日。曇。年始出勤可<sub>レ</sub>致所存ニテ、人足馬申付候処、曇天ニ

付延引。下会所より飛脚来ル。右ハ二階堂義左衛門様御目見(おめみえ)

(領主に親しく調しうる格式)被<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>仰、来二月中江戸御着之積り御

発駕被<sub>レ</sub>成趣申来。小寺報恩寺仕法講え一口致ニ加入ニ居候処、

今年より終着迄、口々割合ニ餘銀預ケ呉候様申来、則請取訳別

紙ニ有<sub>レ</sub>之。

十六日。朝出立年始出勤。又串迄連夫治平・民蔵・常平、中郡迄

同八右衛門(森田)。晚御役所内御年始勤、龜山様迄参候処、御

酒被<sub>レ</sub>下隙入夜ニ成帰候。(ひまわり)

十七日。朝、八右衛門帰村為<sub>レ</sub>致候。中嶋様へ罷出、御同所貸付

銀一件其外申上、役用筋内咄隙入。飯後二階堂様へ御年始、御

同所ニても役用筋御内咄隙入、夫より北通り町迄年始済。晚、

去割帳取しらべニ加藤・吉富出勤有<sub>レ</sub>之、右致ニ手伝ニ候。

十八日。朝、小倉様へ参、役用筋内咄隙入。飯後、加藤へ参、役

用筋内咄隙入。八ツ過頃帰掛候処、金蔵(大谷村・中嶋氏)より聳

入日限之義ニ付、態飛脚差越候ニ付、右一件井手屋へ参緩談、  
及ニ深更ニ歸る。

十九日。朝、守安節郷方位撰之義ニ付、態々被<sub>レ</sub>参緩談。右同断

之用向ニ付、小寺屋安平参。飯後、井手庄屋年始、夫より西鍋

屋頼之義ニ付罷出、暮前歸る。右家相撰之義。

廿日。朝、塩屋へ参。右同断之用向ニテ隙入九ツ頃帰り、夫より

下会所発足、帰路表(屋号・大谷村中嶋氏本家)聳入立宿之義ニ付又

串へ帰り、中嶋へ寄一宿之積りニ候処、二万(吉備郡真備町)よ

り雨降候ニ付、又串ニ逗留。今朝表へ用向有<sub>レ</sub>之、飛脚差越。

廿一日。井手屋参候迄又串ニテ待請、同所より同伴ニテ晚七ツ頃

帰宅。

廿二日。朝、新田表え参。

廿三日。曇、晚・夜雨。御日待ニ付登山。

廿四日。夜、雨。

廿五日。雨。廿六日。雨。廿七日。雨・雪。

廿八日。晚、お猶連候て爪崎(玉島市)井上え参、逗留。晚小雨。

廿九日。朝、爪崎より歸る。月改ニ付、年寄・保頭(村役人・古川八

百蔵)立会。

二月

朔日。本谷・小田有増え年始勤。式力村申談、去割後(十二月分)

並正月分入用改帳差<sub>三</sub>出之。其序兎狩之儀御届申上候。飛脚綱藏。

二日。晚、飛脚綱藏帰る。右ハ此方用向ニ付、帯江並倉敷・中嶋え廻り候故隙入候。辻請御運上山(領主より村民共同で委託をうけてい  
る山林)下草苧。四右衛門出役。

三日。下草苧。光右衛門出役。

四日。御条目(五人組帳前書き)御読聞ニ付、四右衛門出勤。連夫綱藏。但当日、去申酉(天保七・八年)凶年中、貧者を救候者有<sub>レ</sub>之候ハハ書出候様、昨三日大庄屋中より被<sub>三</sub>申聞、認<sub>二</sub>罷出候処、麦石数失念致候ニ付、日帰りニ致<sub>三</sub>帰村<sub>一</sub>候。晚、寺え参。

五日。雨。両村飛脚、須恵村より差立。右麦石数大庄屋へ申遣候。四ツ過より暮過迄雪降。

六日。

七日。朝出立、中郡出勤。独歩、又串より河手又五郎(足軽・大谷村住)と致<sub>三</sub>同伴<sub>二</sub>九ツ頃着。追々須恵庄屋も参、三人同伴、二階堂様え御出府御見立ニ罷出、兩人ハ早々帰り、拙者ハ御差留ニ付相滞候処、御役人中様方御相伴ニ御酒被<sub>レ</sub>下、夜五ツ過下会所え帰候。

八日。暁七ツ時、国府御境目迄、二階堂様御見立ニ罷出。晚、昼、中嶋様・小倉様へ参。

九日(春分)。朝、亀山様へ参、兼て御頼有<sub>レ</sub>之候建物場所繩張致置、御酒被<sub>レ</sub>下隙入。九ツ頃中郡出立、小屋村(郡窪郡清音村)庄屋へ先達より頼出候家相之義ニ付立寄。同所迄連夫繁藏。小屋にて酒飯取持ニ相成。晚七ツ半過同所出立、夜五ツ頃中嶋庄屋へ着。同所迄連夫小屋与平。

十日。追善ニ付中嶋ニ滞留。夜雨。

十一日。雨。朝中嶋出立、子位庄え参。同所迄連夫中嶋下男。八ツ頃別府(倉敷市)名主加藤太参、同人同伴別府へ参滞留。

十二日。晚八ツ頃子位庄へ帰る。滞留。

十三日。子位庄より矢田迄参、滞留。但独歩。

十四日。朝矢田出立、九ツ頃帰宅。

十六日。夜雨。

十七日。小雨。晚晴。

十九日。追善有<sub>レ</sub>之、儀左衛門(遠藤氏)処へ参。

廿日。御前宮(おんさき)黒崎村本村・屋守及び大谷村津・夕崎の氏神・黒崎村)え参、

江木善兵衛方へ寄、暮前帰宅。

廿二日。雨。四ツ過より晴。

廿四日。伊勢講ニ付、元屋(川手氏)え参、八ツ頃帰宅。

廿五日。塚村氏(三女の婚家)追善ニ付、晚より四右衛門参逗留。

廿六日。晚四右衛門帰宅。

廿七日。早朝、横池ニ溺死人有之趣池番より申出候由、年寄より届出、同人召連四右衛門見分ニ罷出候処、歳三十計之女にて、追々聞伝最寄之者罷出及見候処、惣吉姪鉢嶋(玉島市)役四郎妻之由申ニ付、掛合遣候処、病人躰にて引取度旨申出候故、書付取申相渡申。

廿九日。月改、年寄・保頭立会。

晦日。新田表ニ追善有之參、晚帰る。

### 三月

朔日(陽曆四月十四日)。早天出立、四右衛門中郡出勤。連夫兼吉ハ彦崎より倉敷子位庄え寄せ候ニ付、七ツ半過出立為致候。

寂光院本堂屋根替願上並浅五郎甥十兵衛大阪え奉公願書差上候処、御聞濟ニ相成候。極貧者御救願書両村分差上候処、下会所ニ預り、村々一同ニ差出候様、加藤より被ニ申聞候。

二日。烈風。晚四右衛門帰宅。

三日。風吹。

四日。大雨。

五日。分間(測量)出役。連夫柳太郎・六之丞。武平養子徳右衛門除帳願書(除籍願書)差上。飛脚文治(教祖)泊り。加藤より頼ニ付、金七両林蔵ニ借、差ニ遣之。

六日。分間出役。連夫六之丞・仁市。晚飛脚(教祖)帰る。

七日。雨、雷鳴。

八日より九日。智雲大姉(先妻琴・天保八年四月九日死去)三回忌取越執行。來客矢田お愛・為次郎、中嶋お柳(長女)・広次郎(外孫・後の三島中洲)、地頭(鴨方町・塚村氏)貞治夫婦(二女夫婦)、芳賀魯三郎(三男)、子位庄(二男濱津武七)ハ役用差支不參、儀左衛門(遠藤氏)、金蔵(中嶋氏)。

十一日。雷雨。

十二日。雨。御分領摂州熊野田(大阪府豊中市)御役所御頭役小寺喜太夫様、三須御役所勤番被蒙仰候由にて、当月同所へ御着被成、此度御廻村並窪所御普請御見分として佐方村え御出張有之ニ付、四右衛門御挨拶ニ罷出候。

十三日。午正刻、嫁出産、男子(禎一郎)誕生。

十四日。曇、昼より風雨。

十五日。御支配所え宗門御改下帳引合願上、縁起願四通添差上之。須惠、庄屋にて連状認、廿三日より廿六日迄之内御改(宗門改)願上候。飛脚同村より差ニ出之。飛脚日帰り。御改廿三日須惠、廿四日大谷と、御返書ニ被ニ仰下候。

曇。八ツ頃出立、中嶋娘並孫召連同所へ參、逗留。

十六日。曇、晚晴。四ツ頃中嶋出立、船尾(船穂町)庄屋八右衛門、

高徳寺・道越(玉島市)寿介・八重(金光町)仁節え寄、晚帰宅。

十七日。朝飯後寺え參。追善布施持參。

十八日。雨。觀音祭ニ付、新田表え參。

廿日(八十八夜)。抜參宮(主家や両親等の正式の許可を得ず伊勢參宮すること。

江戸時代一般の風習) 人願書差ニ出之。飛脚治平。

廿三日。須恵村人別宗門御改ニ付、龜山伊藏様御出張。晚、同村へ罷出。

廿四日。雨。当村御改。

廿五日(立夏)。朝五ツ頃、龜山御出立。又串迄駕人足三人、中郡

迄合羽籠持老人差ニ出之。

廿六日。曇・小雨。晚、丹波(丹波龜山松平家) 御領分村々庄屋之使

ニ上成(玉島市) 肝煎(村役人) 左平と申者来ル。右ハ乙嶋村(玉島

市) 海面新開御目論見、榜示木(地境の標示木) 建候段、内々及見

候処、大川流末之事故、水行故障ニ相成、古田圃堤障ニ可ニ相成

間、丹波領堤及ニ破損ニ候て悪水湛候村々先規も有之義ニ付、

御達申、近々惣村致ニ会合ニ候て御相談ニ及度申之候故、右古

田圃堤障ニ相成候義ハ古例も有之義ながら、当上向へも窺候

上ならてハ返答難及旨相答候処、近々玉嶋村庄屋迄返答申越

呉度、何分ニも串ノ上下御新開之節も、御一同故障申立、其先

ニも御同意有之義、今般も旧例之通承知致呉度、入用方之義

ハ先例も有之之間、心配ヲ掛ケ不申趣申之罷歸る。

#### 四月

朔日。未明出立、中郡出勤。連夫綱藏。右ハ御改(宗門改) 御礼並

乙嶋新開一件窺、月改帳差出。当日御支配様御不動ニ付、森川

郷左衛門様ヲ以新開一件相窺候処、何卒品能申取、一同を除キ

入用不ニ相掛ニ様可致ニ心配ニ旨、尤御隣領様も先々兩度一同ニ

致ニ訴訟ニ候訳柄も有之義故、入用のみを厭、不ニ筋立ニ断ハ被

申かたく候旨被ニ仰聞ニ候。晚、寂光院当病祈祷ニ吉備津宮へ日

供願之。使綱藏。右ハ両村檀中より致候義也。

二日。四ツ過、綱藏差返申。晚、龜山様並井手屋へ參、小寺屋へ

寄、夜下会所へ罷歸候。

三日。雨。朝飯後ニ階堂義左衛門様へ御留主見舞ニ罷出、小寺庄

屋え寄。右ハ小寺屋直兵衛父子不和合一件ニ付、龜山伊藏様よ

り御内意有之義也。依て久吉を呼被ニ具候て利害及ニ長談、

晚七ツ頃歸り掛ケ金屋へ立寄、直兵衛を呼候て右一条申聞置候

て下会所へ歸る。

四日。朝飯後龜山様へ罷出、直兵衛一件、小寺にて庄屋並久吉え

申談候訳申ニ上之。御同氏様御頼ニ付、御同伴申林屋へ參。右

ハ同家宅相之事也。戻り清水屋へ寄り、晚迄咄、直ニ山南え他

行。

五日。曇。未明、晚、二度雨。朝五ツ過下会所へ歸る。両村飛脚

須惠岩二郎、銀細工もの取調持参、即当日差上申候。

六日。未明より小寺法城寺へ参、正満寺と内談、帰り掛ケ龜山様

へ寄。九ツ頃帰村可仕と用意致居候処え、御領分(領主藤田氏

所領)撰州多井畑村(不明)元庄屋正木伝兵衛参、当御役所え訴

訟有之旨、矢吹喜平申出候由にて、拙夫義逗留之上、右伝兵

衛へ利害申聞候様ニ中嶋様より被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>逗留。

七日。村方より用向申来候故、右伝兵衛利害ニ手残り有<sub>レ</sub>之候分、

加藤要平へ相頼、及<sub>三</sub>引合<sub>二</sub>置候て、四ツ半頃飛脚ニ参候治平召

連中郡出立、帰路玉嶋村庄屋守屋貞左衛門へ寄、乙嶋新開故障

申立ニ同意可<sub>レ</sub>致筋合ニ候得共、村方より申出候埒有<sub>レ</sub>之、及<sub>三</sub>

内談ニ相願置。黒田へ寄、夜五ツ頃帰宿。

八日。

九日。雨。

十日。曇。飯後、四右衛門矢田へ参、逗留。

十一日。雨。林蔵より案内ニ付、昼罷出、酒飯取持ニ成、晚帰宅。

晚四右衛門帰宅。

十三日。早朝出立。玉嶋へ寄、銀札両替、矢田え参逗留。右八土

師平兵衛寺社人遷宮一件ニ付、出訴御吟味中、平兵衛外ニも氏

子之者引合有<sub>レ</sub>之、御召下シニ相成、出府仕候ニ付、及<sub>三</sub>見立<sub>二</sub>

罷出申。

十四日。曇、小雨。朝矢田発足、子位庄より別府へ立寄、中帯江

観音寺へ参詣、児嶋郡彦崎え着、逗留。

十五日。曇、朝雨。飯後彦崎出立、(ゆかさん)瑜伽山(児島市・蓮台寺・由加神

社あり)え参、中嶋迄暮過帰<sub>リ</sub>逗留。

十六日。曇。飯後中嶋出立、爪崎井上へ寄休息、七嶋(玉島市)名

主へも寄、晚七ツ頃帰宅。

十九日。夜小白雨。

廿日。朝白雨、昼より晴。

廿一日。晚雨。

廿二日。雨。月改立会。

廿三日。雨。晚晴。四ツ半頃出立、年寄武右衛門中郡出勤。右八

貧者え御救米被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候御礼也。其序ニ丹波領より掛合来

候乙嶋村海面新開故障之義、同意不<sub>レ</sub>仕候様ニ丹波領え掛合相

濟候趣御届申上候。

廿四日。曇。

廿五日。雨。

廿六日。雨。晚七ツ頃、鍛冶屋下池堤破損致、早々出役。村方

不<sub>レ</sub>残罷出、廿七日晚八ツ過迄ニ漸仮防いたし引取申。

廿七日(入梅)。早天より右堤仮繕ニ取掛り申。四ツ頃出立、右破

損御届ニ大庄屋中へ書状遣<sub>レ</sub>之。飛脚八右衛門(森田)。



廿八日。飛脚八右衛門四ツ半頃帰村。

五月

六日(陽曆六月十六日)。雨。来七日、二階堂義左衛門様御帰郷之趣、

去四日吉富より申来ニ付、飯後出立中郡出勤。連夫六之丞。

七日。晚八ツ過、二階堂様御着。金井戸(総社市)御出迎場より直

ニ御宅へ参候之処、御酒被<sub>レ</sub>下て夜九ツ頃下会所へ帰る。六之

丞朝中郡出立、彦崎・中嶋へ寄せ差返申。

八日。朝帰村可<sub>レ</sub>仕と存候処、龜山様御出勤にて、御台所へ被<sub>三</sub>廻

召<sub>二</sub>被<sub>三</sub>仰付<sub>二</sub>候は、福井村(総社市)芳平・勇治郎田地売候一件

差纏候て、先般芳兵衛より出願御吟味之上、双方へ下濟申付被<sub>レ</sub>

置候処、兎角濟寄不<sub>レ</sub>申、根付(田植)ニ差競候間、同村庄屋兼

帶吉富十右衛門老年故、差添申付候間、同村へ出役いたし、双

方へ利害申聞下濟為<sub>レ</sub>致候様、可<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>旨被<sub>三</sub>申聞<sub>二</sub>候。右論地、

去戌(天保九年)暮足輕角田坂太郎へ売渡候事ニ付、同人え内々

利害申聞候義、矢吹治平へ御支配所より被<sub>三</sub>申付<sub>二</sub>候義も有<sub>レ</sub>之、

猶下拙よりも申合今日及<sub>三</sub>掛合兼、同人一応掛合否内々承候上、

出役可<sub>レ</sub>致と存、下会所へ差控罷在候。

九日。飯後、矢吹内掛合候訳も相聞候ニ付、福井村年寄弥五兵衛

方へ出役。吉富と立会、双方並坂太郎共度々呼出利害申聞、夜

九ツ半頃迄二下濟致<sub>三</sub>納得<sub>二</sub>候ニ付、夜更疲候故弥五兵衛方ニ逗

留。

十日。朝、濟口請書(契約書)相認、飯後双方一緒ニ呼出し読聞候

上にて印形取<sub>レ</sub>之。九ツ過下会所へ帰る。吉富ハ御支配所へ下

濟御届ニ被<sub>レ</sub>参候。右濟書之控吉富所持ニ付、此方へハ留置不<sub>レ</sub>

申候。今日於<sub>三</sub>寂光院<sub>二</sub>殿様御法事執行之義、一昨八日晚七ツ半

頃御申渡御座候ニ付、同日夜通シ以<sub>三</sub>飛脚<sub>二</sub>申遣候。

十一日。雨。飯後より晴。昼九ツ過迄小倉様と寛談。晚龜山様へ

参、同伴有<sub>レ</sub>之吉備津参詣。

十二日(夏至)。矢田へ寄、晚帰宅。連夫井手米蔵逗留。

十六日。朝五ツ半時、中嶋金蔵・川手秀太郎・林蔵御召出ニ付、

年寄武右衛門召連罷出候処、金蔵義永代父子苗字帶刀御免、林

蔵苗字御免、三人共御酒御收物御目録等被<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>下置<sub>二</sub>候。右訳

ハ御用帳ニ委記置候。右御差紙持参飛脚ハ前夜須恵村ニ致<sub>三</sub>逗

留<sub>二</sub>候。

十九日。根付御注進ニ四右衛門出勤。連夫文治(教祖)。

廿日。晚四右衛門帰宅。

廿二日。判頭寄合申付候。右ハ今般格別之御慈悲ヲ以、貧者にて

相煩候節、医療難<sub>レ</sub>致程のものハ時々願上候ハバ、治療御上よ

り被<sub>三</sub>仰付<sub>二</sub>候趣、並作物肥買入代差支候もの願出候ハバ、吉カ

月四朱之利付にて拝借被<sub>三</sub>仰付<sub>二</sub>候趣、右夫々申渡置候。御年割

銀(年賦金)残り拝借銀、当年より利留年賦(無利子年賦)ニ被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候。林右衛門義(天保八年十二月の条参照)ハ同人名前拝借之分ハ其儘御猶<sub>二</sub>相成、質物熊藏へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候。右之趣、十六日於<sub>二</sub>御役所<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候。去ル十三日より今日迄曇・晴不定之天氣にて、折々雷鳴も有<sub>レ</sub>之候へ共、微雨にて根付の足り並山畑之潤ニ成候程ハ降不<sub>レ</sub>申。廿四日。朝曇小雨。飯後出立中郡出勤。連夫綱藏。廿五日。森川様・二階堂様え御飲ニ罷出、福井庄屋へも飲ニ寄。

九ツ頃連夫差返ス。  
廿六日。井手屋・西鍋屋・同出店鍋屋へ飲ニ參、清水屋両家へ見舞ニ寄。  
廿七日。倉敷へ參逗留。  
廿八日。吉備津宮參詣、阿曾(総社市)鳥越(足守藩木下候家中)に逗留。  
廿九日。子位庄へ寄、晚帰宅。

金光教学第五号正誤表

(行数の太字は後から数えてのもの)

109	82	33	29	6	目次	頁
				16		段
9	4	9	9	13		行
Q <sub>32</sub>	概説	成り得い	よれば	あり限り	輪廓	誤
Q <sub>33</sub>	概観	成り得ない	よれば	ある限り	輪廓	正

彙報

—昭和三七、一、一と三十八、三、三一—

総論	一七五	頁
第一部研究会	一七六	
第二部研究会	一七六	
第三部研究会	一七六	
第四部研究会	一七七	
教義資料の蒐集・整理	一七七	
布教活動記録の蒐集・整理	一七七	
第四部資料の蒐集・整理	一七七	
教学方法論の研究	一七八	
教団自覚運動に関する研究	一七八	
信心生活記録の蒐集・整理	一七九	
教統者に関する資料調査	一八〇	
金光大神御覚書研究会	一八〇	
御覚書演習	一八一	
信心懇談会及び時事懇談会	一八一	
原書ゼミナール	一八一	
教学研究所総会	一八二	

総会準備文献講読会	一八三
教学懇談会	一八三
研究報告	一八五
「とりつき」誌の編集	一八六
研究生の養成	一八六
第一回研究生集会	一八八
評議員会	一八八
職員懇談会	一八九
金光教概説書編纂会概況	一八九

総論

本所は、昭和三十七年度において、つぎの諸点を活動の基本方針としてかかげた。

- (1) 研究者個々の実質研究の充実
- (2) 教学方法論（教学の意義・分野・課題）の究明
- (3) 本所全般にわたる資料の整備、確認
- (4) 概説書編纂における最終稿の脱稿
- (5) 運営方式の確立（教団と研究所、所と部、部と研究者、研究事務等の有機的関連性の樹立）

これらの方針は、教団における教学研究の総合機関としての本

所の性格と、本所の現段階に対する認識及び三十六年度における反省などをふまえて立てられたものである。

ところで、全体としてみると、本教概説書の草稿執筆などのこともあり、当初願われていたところが、十全に実現されたとはいえない点が反省される。

しかし、こうした困難な事情のなかにも、できうるかぎり本来の活動を促進していくことにつとめ、実質研究の充実に重点をおいて、このことに対する本所全体の態勢をととのえていくとともに、集中的に資料の整理を実施し、また本所の特殊性に即した運営のあり方を確立していくことについても、まず基本的なところから明確にすべく努力した。

つぎに、昭和三十七年一月から三十八年三月までの間における本所の活動の概略をかかげる。

### 第一部研究会

第一部研究会は、第一部の研究領域である教史、伝記研究の側面から、教学の意義・分野・課題を解明するためにすすめられている。昭和三十七年度は、この目的に迫る一方法として、部員の「研究報告」並びに「研究報告要項」を手掛りに、研究過程に生じた、研究の立場、意義及び課題等に関する具体的問題性を把握

する方向で、会合をもった。

第一・二回 研究報告を中心に

「教祖における死の意味」―宮田真喜男

第三・四回 研究報告要項中心に

「高橋茂久平の信心について」―高橋 一邦

「布教者の性格、機能、役割」―宮田真喜男

「明治期における宗教政策の研究」―長野威真一

### 第二部研究会

昭和三十七年度においては、教義資料蒐集のための研究会を数回もった。その他講読形式の研究会は、昭和三十五年より「精神現象学」(ヘーゲル)の研究であるが、これは本年度は実施できなかった。

### 第三部研究会

第三部の研究の基盤を培うため、信心生活記録の蒐集方途を考究する研究会、布教の実態把握の方法を検討する研究会、三部の教学の意義・分野・課題を究明するための研究会をそれぞれ企画した。しかしながらこの企画は年度はじめにおいて部員の移動があり、そこからまず部員相互の研究姿勢の調整点を見出すことに

力がそがれたため、研究会の成果としてはまとまったものを生みえなかった。さらに概説書の執筆に時間をとられる部員ができて、研究会そのものをもつことも困難な状況を生じた。

#### 第四部研究会

第四部は、一般文化、諸宗教を本教としていかに見、いかに位置づけるか、ということ課題の一つとして進めていかねばならない。それには先ず深い専門的素養を培いながら、文化、諸宗教の立場、内容を十分に理解していくことが大切である。このような意味から、この研究会では主として各宗教の原典について、その講読をおこなってきたが、昭和三十七年度は「歎異抄」（岩波文庫版）をとりあげた。

その講読にあたっては、できるだけ原典そのものの生きた実感をくみとることを第一とし、問題点の把握にとめた。特に、親鸞における念仏と人間生活との関係について、念仏がどういう構造をもつものなのか、また、それがどう現実化されていくのか、という二つの視点が問題の中心となった。

#### 教義資料の蒐集・整理

資料整理の面については、諸種の事情により進捗していない。

この整理は主として索引カードの作成である。蒐集面については、対人格的蒐集を三十八年八月に行う予定で交渉をすすめていたところ、蒐集対象者の希望により一年延期し、昭和三十八年度に実施することとなった。

#### 布教活動記録の蒐集・整理

この資料の蒐集整理は布教の本質なり、あり方を究明する上に欠かせぬものである。従来より蒐集してきているものは、①教庁、教務所の通牒、教区報、各種団体の通牒及び会合記録②研究所職員による教内各種会合傍聴の記録等である。現在は、各機関より送付せられてくるものについて機械的、受動的な蒐集にとどまっている。

資料の整理は、それぞれの書類綴を設けて、年度毎にまとめ、簡単な目次を付している。しかし、現在の整理では各資料は十分活用できる形になっていない。

#### 第四部資料の蒐集・整理

教学は広範な資料にもとづき、着実な方法によっておこなわれるものでなければならぬ。第四部資料の蒐集・整理は、その意味で、教外の資料すなわち諸宗教や広く一般の学問、文化等の資

料を蒐集し、その内容、研究方法を撮取して、教学を確かなものとするためにおこなうものである。

昭和三十七年度は、前年度蒐集した家永三郎氏及び安田理深氏による資料の整理に重点をおき、そのことをおこなってきた。

家永氏より聴取した資料は、宗教が人間の生活においていかなる位置を占め、いかなる役割を果してきたかを歴史的に解明したものであり、「近代における宗教の位置及びその役割」という表題のもとに、印刷、製本の形にとりまとめたが、その内容、方法論についての検討は次年度に引継いだ。

安田氏よりは、浄土真宗の「教学の意義、信心と教学、教団と教学」について聴取したが、その講話、懇談の内容は現在、印刷に付すべく整備をすすめている。

### 教学方法論の研究

本教教学が真に実質的内容あるものとして深く掘り下げられるためには、研究の基礎がつねに確かな資料にもとづき、確かな方法によって適切にすすめられることが必要である。この意味において、昭和三十七年度においても、前年度同様、教学方法論の研究を所全体の課題としてとりあげ、教学の意義、分野、課題の研究を行った。その方法としては、各部の資料をもとにしてそれぞれ

レポートを作成し、全体の検討に附することとした。

しかし、各部の研究状況は、右の視点からの資料の蒐集という程度にとどまり、いまだレポートにとりまとめるまでに至らなかつた。

このことについて、概説書執筆という事情もあったが、根本的には各部の研究態度が、レポート作成ということにこだわり、方法論研究をそれ自体としてとりあげることとなっていたこと、したがって各部の実質的研究と相即的にすすめなかつたことのために、結局あまり研究を進展させずに終らしめたということが反省された。

なお、以上のこととは別個に、従来、教外の諸文献をテキストにして、所全員による方法論の研究会をもってきたが、このような形式による方法論の研究は、各部の研究段階に照らし、ある程度限界に達したものとみ、昭和三十七年度からはとり止めることとした。

### 教団自覚運動に関する研究

#### ○第二十回（昭和三十七年一月二十七日）

金光家血脈訴訟事件の関係資料を蒐集するために、今回は、主として教内関係者による会合を開いて、その事情並びに意義を明

らかにすることに努めたが、今回は、この事件に直接関係の深い長柄金吾（弁護士野中徹氏の事務長）、吉川壇（弁護士）両氏を中心として、会合をもった。

資料蒐集の主なる問題点は、(1)血脈訴訟事件に対する法的立場からの見解、(2)宗教教団と血脈問題、(3)金光教団と金光家との関係等であった。（出席者—長柄金吾・吉川壇・高橋正雄・古川隼人・竹部慶男・竹部寿夫・研究所職員）

○第二十一回（昭和三十八年二月二十四日）

昭和九・十年事件によって、本教の中心生命である御取次の働きが、教制上にも明文化されて、大教会所神前奉仕と称せられるようになったが、このことの意義・精神を、全教信奉者が自覚・体認することを願いとして、昭和十一年以降、御奉仕神習会をはじめ各種の会合がすすめられた。昭和十三年夏以来、数カ年にわたり、全教の各地において、順次、実施せられた「地方教師会」も、又この教団自覚の一つの動きであった。そこで、この地方教師会の事実についての資料を蒐集し、その意義を具体的に明らかにする目的をもって、地方教師会に関する会合を開催した。

その主なる問題点は、(1)地方教師会実施の動機及び理由、(2)地方教師会の経過と全教の態度及び状況、(3)地方教師会が、その後の本教の動きに及ぼした影響等であった。出席を予定されていた

堀尾保治氏（当時、教師会の講師で現存者として唯一人である）は、事故のため欠席された。—高橋正雄・大淵千仞・長野良助・研究所職員）

#### 信心生活記録の蒐集・整理

本教を現実的側面から明らかにしていくについて、欠くことのできない一つのことは、教祖の信心を継承し、歴史的、伝統的に展開してきている信奉者の信心生活の把握とその究明である。

三十七年度までに蒐集したものは、とりつぎ誌に掲載することをお前提とした主として対談によるもの、概説書編纂のために蒐集したものの、信心懇談会に招いた講師の信心生活の記録、等であるが、これらは必ずしも本格的な蒐集方式にのっとったものではなかった。とりつぎ誌が十四集をもって休刊になったため、従来の蒐集方式から離れて、この記録蒐集の本来的なあり方を図ることとなった。

しかしながら、かかる方面の研究が未だ充分なされていない状況にあり、そこから蒐集方式についても改めて吟味することが必要となった。その場合、この記録蒐集は生きている信仰者にふれていくのであるから、実際の人格にふれて、そのなかから蒐集の方式を見出すことが妥当であると考えられた。そこで本格的蒐集準備の意味を含ませて三十七年度においては、鈴木章之氏（東京

教会在籍) について蒐集を行なった。

蒐集には、福嶋真喜一、竹部教雄両所員があたり、昭和三十八年二月廿六日同氏を自宅に訪ね、午前九時より夕刻にかけて、同氏の入信及び入信後の体験を通して、そこに推移し展開していった信心生活の具体的な内容について、聴取した。

### 教統者に関する資料調査

本教を今日あらしめた中心生命である、教祖・金光四神・金光攝胤君の三代百四年にわたる取次の働きを、事実にもとづいて明らかにする目的をもって、昭和三十六年度より、全教にわたり、お三方のあらゆる資料の調査・収集に着手した。

昭和三十七年度は、前年度の調査で報告された資料のうち、一般的にいつて資料価値が高く、亡失のおそれの多い、ご自筆資料と、ご言行についての聞き伝え資料について、その内容的な調査を行なった。すなわち、第一次調査で右の資料がある由を報告された向きに対して、九月に調査票を送付し、資料の内容(ご自筆資料については、①どういう文字が書かれているか、②何を使って書かれているか、③何時書かれたものか、④どういう事情で書かれたものか、⑤誰が最初に頂いたのか、⑥現在誰が所有しているか、等。ご言行資料については、①どういう内容の事柄か、②

直接の見聞かどうか、③間接の見聞とすれば、誰から聞いたか、④他にも同じことを知っている人があるか、等)の報告を求めた。この調査票配布先は二三五人で、昭和三十八年三月末現在における回答者は一八八人。その回答資料数の内訳は、左表のとおりである。

	教祖	金光四神	金光攝胤君	計
ご自筆資料	35点	15点	226点	276点
ご言行資料	38件	28件	179件	245件
計	73	43	405	521

### 金光大神御覚書研究会

本教の根本典籍ともいふべき、御覚書を誰でもが正確に読み得るように、訓詁註釈を施すことを主目的として、昭和三十年九月より実施せられてきた。当初は、右目的達成のほかに、全職員が御覚書に習熟するようにという配慮のもとに、全職員による研究会をもち審議検討がすすめられた。しかし、職員相互の間には、御覚書の読解力にかなりの差があり、ために審議に渋滞をきたすことが屢々であったところから、昭和三十四年度よりは、御覚書



に習熟せるもの六乃至七名によって研究会を構成し、そこで審議検討せられた内容は逐次全員に報告説明し、新たな視野からの問題点を吸収するという方法をとることとせられ、今日におよんでいる。

かくて昭和三十六年度末までは、年平均二十四・五回、通算百六十回の研究会がもたれ、御覚書全百八十一頁のうち、百四頁まで検討がすすめられた。

しかるに三十七年度は、年度当初より、研究会のメンバーの殆ど全員が、本教概説書執筆のことにたずさわらねばならぬこととなり、研究会の実施回数はわずかに二回、検討せられたのは一頁（百五頁）のみという状況であった。

そこで反省的に、この研究会が御覚書に関する最も基礎的な研究であるだけに、これにとりくむ態勢の持続乃至は確立がのぞまれ、たとえ実施回数は、他の研究業務との関連で減らさざるを得ぬとしても、次年度よりは、年間少くとも十回は実施することとせられた。

### 御覚書演習

当所においては、去る昭和三十五年度から、毎月二回の予定で、各回毎に、領域をきめ、記述の解釈に重点をおいて、御覚書の演

習を行ってきた。ところが、本教概説書編纂作業、多忙のため、この期間においては、三十七年一月と、三十八年一月及び同三月とに各一回宛開いたのみである。

そして三十七年度の実施を通して反省されたことは、この演習が、あらかじめ、頁数を限定してのものであったため、記述の解釈に全体的な視野を欠くこととなり、また、演習全体の方向が、とかく論理的追及に傾きがちであったという点である。

そこで今後の進め方としては、御覚書全体についての考察、また部分に即しつつ、全体からの研究解明ということが願われることとなった。

### 信心懇談会及び時事懇談会

信心懇談会は、本所職員の信心進修を目的に開かれるもので、講師を迎えて実施された。時事懇談会は、教内外の諸問題について、その認識をふかめ、問題の所在などを明らかにしていくことをねらいとして行なわれた。

実施回数は、信心懇談会二回（講師は第一回芳野百次郎氏、第二回吉川定治郎氏）、時事懇談会四回である。

### 原書ゼミナール

教学研究者の学的素養を培う意味で原書の講読と内容理解をね

らいとする演習を行っているが、昭和三十七年度も、前年度に引き続き、『*Faith, Reason and Existence*』(J.A.Hutchison)をテキストにして実施した。

かくて、昭和三十七年度末現在、第三章の中途まで読み進んで、およそ著者の宗教についての基本的な考え方や用語などを一応知ることができ、以下の章については各自読みすすむことによって大体理解が可能であるとの見通しが立ったため、このテキストを用いることは、この年度をもって一応打切ることとした。

### 教学研究所総会

研究所が本教教学の総合的研究機関としての目的、使命を達成するためには、研究者相互の連繫をはかり研究方法の確立、研究内容の交流、相互批判を行うことが必要である。このような意味で、研究所総会がもたれることになり、年二回(六月及び十二月)開催して、講演聴講、共同討議、発表、懇談などの諸形式によって研究の進展をはかり、とくに教学の意義、分野、課題などの方法論的究明を重要な課題として総合的な形においてすすめてきた。その実施に当って、六月総会(前期総会)は、新採用の研究生を迎えての最初の総会でもあり、その研究方針、指導方針をたてるためにも、学問研究の意義、態度、方法についての理解を深め

るということが必要とせられるので、教縁につながる学識経験者を招いて講演を依頼してきた。十二月総会(後期総会)は、本教教学の方法論を明確にし、内容を豊かにするためには、ひろく教外の教学、神学、宗教学その他一般諸学問の方法論を学び、またそれらの学問の内容を理解するということがおろそかにされてはならないと考えられるところから、教外学識者を招いて講演を依頼し、討議を行ってきた。

しかし、その後研究生の所内実修による成果が次第にあがってきたところから、前期総会の主たる目的とするところは実修において果されつつあることが反省せられるに至り、昭和三十七年度よりは前期総会を取り止め、年一回(十二月開催)のみとなった。第十八回教学研究所総会(昭和三十七年十二月一・二・三日)、今回の総会は、とくに「仏教」に焦点をあわせ、仏教学の内容、方法論の理解及び摂取ということを中心課題として行った。

第一日は仏教の概要について理解を深めることを目的として、「仏教の人間観を中心として」というテーマのもとに、第一・第二会場に分れて共同研究を行った。

第二日は講師増谷文雄氏の「聖典の成立過程」と題する講演を聴講し、講師を中心として懇談した。

第三日は、第一日、第二日の内容をふまえ、そこからの問題意

識をさらに本教の教典や教義上の諸問題にも展開せしめて、「教典の結集と教義の展開」というテーマで共同討議を行った。

この共同討議で話し合われた主要な問題点は次のようであった。先ず教典という概念を、本教で現在規定せられている教典ということに限定せず、広く一般的に教典といわれている概念から考えなおして問題にせられた。その場合、教典には教義を中心とするものや、儀礼的なものや、あるいは語録、教えなどいろいろの形態が考えられてくるが、結局それは、その教団の信仰あるいは宗教的な働きのよりどころとなる典籍ということではなければならぬ。したがって、そのような教典というものはその宗教その宗教の本質から生まれてくるものである。

そこで、本教の教典という場合、もとより教祖の信仰に発するものではあるが、その信仰が後々の時代の人間の具体的な問題に即しての生き方になるところが根本的な性格にある。そこで、本教の教典は、ただ教祖の言葉や文字のみに限定しなければならぬということではなく、「展開していく可能性をもっていると考えられるのではなからうか。

さらに現実の本教の教典についても教典が編集された際の政治的な制約の問題や、方言その他表現上の問題や、さらに外国語に翻訳する問題など、それらは時代とともに必ず起ってくる問題

であって、そこに正しい教祖の信仰にもとづくあらゆる角度からの考察が必要になってくる、ということが問題にせられた。

#### 総会準備文献講読会

この講読会は、研究所総会を真に効果あらしめるための準備として、その年度の総会に予定している講師の著作を中心にした文献を講読していくという意図のもとに、昭和三十七年度から実施されることになったものである。

三十七年度は、総会講師に増谷文雄氏が予定されていたところから、同氏の「仏教とキリスト教の比較研究」「仏教経典の歴史と形式」「仏教の名著」「仏教の体系」「日本仏教の価値」「日本仏教の性格」等の著書や論述をテキストとしてとりあげ、五月より十一月まで計六回実施した。実施にあたっては、主査の部においてテキストの内容についてあらかじめ問題を提起し、それを中心に全員で討議をすすめた。

#### 教学懇談会

全教の教学研究の実態、内容にふれ、これを摂取していくことを目的とする。具体的には本部における大祭時等の教学講演会の講演内容の理解吸収と、さらにそこから浮上する諸問題を展開的

に究明していくことを目的とする。

開催回数は年二回とし、第一回は大祭・教団設立記念式における教学講演会の内容について、第二回は教祖大祭、布教功労者報徳祭におけるものについて実施する。

昭和三十七年度における第一回懇談会は、昭和三十七年七月二十六日に「家庭生活と信心―信心のある家庭とない家庭―」をテーマとして行った。第二回は昭和三十八年二月二十三日に「組織の中の人間―主体性の確立はいかにしてなされるか―」がテーマであった。

#### 内容

第一回の「家庭生活と信心」テーマについては、まず高橋正雄氏の講話があり、それを手がかりとして懇談に入った。懇談の概要はつきのごとくである。信心のある家庭とかない家庭とかわれるが、家庭というものが筋の通ったものとして、その概念が規定できるものであろうか。また信心といわれることも、口でいうほどはつきりしたものであろうか。家庭をどうならせることが、本教の信心ということになるのか。したがって、信心があるとかないとかいうのは、何によってそういうのであるのか。

これらの問題について、確たる結論的な解答が出たのではないが、われわれ自身、それがわかってもらわなくても、取次を願

う、願わざるをえない、人間であることにはちがいない。教会であれば広前と家庭、一般であれば職場と家庭ということになるが、いずれに第一の重点をおくか、おけばよいかという問題でも、何か固定した一つの定ったものをもって押しきれないし、押しきつてはならないところがある。そこには限りのない難しさがあるのではないか。教祖はその限りなさを常にもって、神に向い、取次を願うておられるところがある。そこからそれをどこまでも主体的に問題にしていこうとせられたところがあったのではないか。

かかる態度が家庭を問題にしていく場合、きわめて大切なことと思える。かかる態度で問題をみつめ、生きていくところに、家庭に信心のよさが現われてくるのである。そのよさは現実的物質的なものによって、意識的に作ろうとして作れず、表現せんとして表現できないものでもある。さすれば、それは人間の自覚という外なきものであろう。ではその自覚はいかにしてなるか、それはかかる自覚を醸成せしめる場があり、信心はつねにこの場を生まみだすものではないか。したがって、家庭がその場になり、職場がかかる意味の場となつてこそ、人間をして真に人間たらしめていくことになる。おおむね懇談の方向としては、以上のごときものであった。

出席者―高橋正雄、森博、徳永篤孝、須寄良作、太田和光。

所内出席者—大淵千仞、高橋博志、三矢田守秋、畑愷、米本鎮雄、内田守昌（司会）、江田道孝（記録）

第二回は「組織の中の人間」をテーマとし、高橋行照氏のペーパー発表を手がかりに懇談をすすめた。主な問題点は以下のごとくである。まず、組織の概念理解からはじまり、機械主義的な組織構造が人間をいかに変革してきたか。そこに人間疎外の問題が起り、人間の主体性を回復せんとする現実的な努力があるのであるが、信仰はその問題の局面でいかなる働きをするものであるか、本教の信心は人間の主体性をどう考え、その回復の方向をどこにすえてくるであろうか等について論議が集中された。

近代社会においては、すべてが機械化される方向にあり、個人は、全体的な組織機構の中で、全人的な機能を果すのではなく、つねは部分的に機能も意味も規制されている。つまり、人間は一つの歯車の役割を果すにすぎないといわれる。このような社会の大勢は、否定すべくも否定しえない歴史的必然であるが、しかし、人間がただその必然に流されるままに流されて、自らの主体性を失っていいはずもない。そこでこの近代社会において人間の主体性の回復が、いかにすればなしえられるか。抗しうべくもないこの大勢であると認識しつつ、なおかつ否定の矢を打ちこみ、抵抗それ自体に主体性の存在と意味をみるか。あるいは、時代の流れ

をそのままに肯定し、それを積極的に援用することによって、逆に主体性を確保するといういき方をとるか。それは重要な問題である。かかる問題状況に立って、本教信奉者はどのようないき方をとってきたかを反省し、また本教の信心はどのようないき方を指教し、人間のたちゆきを実現せしむるものであろうかを自覚しなければならぬ。その場合、信仰的な解決を明確にする必要から、科学的合理的な解決方法とは何かが論議された。この論議の過程で、方法は科学的合理的ないき方をとるも、その動機及び態度は信仰それ自体から発するものでなければならぬとする意見あるいは態度が信仰的なものであれば、自らその方法にもその信仰独自のものがあるべきではないか等、種々意見が開陳され、この問題は今後の課題として、各自の立場において考究していくこととなった。

出席者—大久保義隆、藤原隆夫、吉川信雄、玉井清、高橋行照。  
所内出席者—橋本真雄、内田守昌、沢田重信、瀬戸美喜雄、岡開造（司会）。

#### 研究報告

本所は、その研究成果を、つねに広く内外に問うていく義務をもつ。ところで、そのような本所の研究成果は、基本的には、研

究者個々の実質的研究にもとづく成果をおいてほかにない。そこで、昭和三十四年度より、研究者全員、各自の実質研究の成果を、年度ごとにとりまとめ、研究報告として提出することになった。

昭和三十七年度は、三十六年度提出の各報告について、それぞれ検討を行ない、また、三十七年度における、各研究者の研究構想についても、その要項をプリントし、検討会をもった。

なお、これらの検討に当っては、それぞれの研究報告を、本所全体の立場から意義づけることにつとめ、実質研究への各自の姿勢が、真に主体的なものとなっていくよう配慮した。

本教概説書草稿執筆のこともあり、年度当初の意図を十全に実現することは困難であったが、各自の実質研究の促進について、自覚をふかめることに留意した。

三十七年度の研究報告は、別記一覧表を参照。

### 「とりつぎ」誌の編集

昭和三十七年三月に十四集を刊行して以後、編集を行なっていない。その理由は以下のごとくである。本質的にいえば、研究機関たる本所が、直接、教学啓蒙という教团的布教活動にかかわることが問題なのである。したがって、当研究所本来の調査・研究が漸次すすめられるにつれて、本誌を編集することに、具体的、

現実的に困難な状況が生まれ、編集の続行が難しくなってきた。十四集の内容を次に掲げる

- 。教学論文 人間・神・宗教による救い 矢代代次
- 。随想 おわびとゆるしと 河合正道
- 。対談 信心について 今西光寿
- 先生の信心、信者の信心——鈴木信雄
- 。読書のページ 子と親と（高橋正雄著） 田淵德行
- 。金光大神のことば 松井 一
- 。教学講演 お金と私 正木 保
- 。先覚のあゆみ（杉田政次郎師） 金光真整

### 研究生の養成

#### 実修

研究生養成の目的は教学的人材の育成と、それがもたらす研究的成果によって、教学の研究内容が充実・展開せしめられることを期待するところにある。

かかる願いをもって、研究生の所内実修を実施したが、研究生の全期間（二ケ年）所内常在という懸案は三十七年度も所の態勢がととのわないうところから未だ実現しえなかった。

三十七年度研究生は、高橋修義（東山教会）長野威真一（番丁

教会)の二名であり、六ヶ月間の所内実修を行なった。その実修状況について次の点が反省された。①概説書の執筆段階にあるところから、職員がその方にかかりきる事態が生じ、研究生の指導に十分当りえなかった。②ここ六年間研究生の指導を行なってきた過程を総合的に反省してみると、養成の方法そのものがやや形式化され、指導内容について全般的に反省すべき点が多々生じていることに気づいた。これは一面からいうと研究所の内容が充実してきたところから、指導の方向が明確になったことでもある。

### 概況

#### (1)講話

①研究所における実修の趣旨、目的、あり方②教学研究の歴史と研究所設立の意義③教学研究現況説明④教学について—a 教学の意義と分野について、b 各部の研究目的・方法・課題⑤金光教とはなにか(本教についての基礎的知識の修得)

#### (2)研究会

##### a 基礎研修

(イ)「金光大神」講読 (ロ)御覚書講読

##### b 教養研修

(イ)研究論文講読——テキスト——本教における信心生活——信徒層と入信にみられる諸問題(沢田重信) 西欧文明とアジアの

近代化(尾鍋輝彦) 社会科学入門(高島善哉) わが生活と思想

(アルバート・シュバイツァー) 人間の尊さについて(吉野源三郎) 誰

でもの信仰(ジョン・デューイ) (ロ)原書セミナー ション・エ

ー・ハチソン著「信仰・理性・実存」 (イ)所内各種研究会参加

並びに所外各種会合の傍聴

#### (3)実習

(イ)研究論文作成 (ロ)文献解題(文献に対する正確な理解力を養うことを目的とする) 第一回——星野元豊著「宗教哲学」(高橋研究生) 務台理著作「現代のヒューマニズム」(長野研

究生) 第二回——佐藤範雄著「信仰回顧六十五年」(上)(高橋研究生) 藤谷俊雄著「国家神道の成立」(長野研究生)

——この第二回目は研究題目に即したものである。(イ)御覚書

用字索引作成

(4)懇談その他

職員との懇談、研究題目についての打合せ、文献解題検討会、

#### (4)懇談その他

職員との懇談、研究題目についての打合せ、文献解題検討会、

研究論文構想検討会

#### (5)研究生の研究題目(三十七年度生)

高橋修義「本教における社会事業—発生とその歴史」長野威真

一「明治期の宗教政策と本教について」長野研究生は所内実修

終了後研究所助手に転じた。なお高橋研究生の委嘱は昭和三十

九年五月三十日までである。

(6)その他

市川耀子研究生は昭和三十七年五月十四日付、花籠元雄研究生は同十一月二十日付で研究生委嘱期間を満了した。

なお、八山法一研究生は同五月十四日をもって所内実修延長の期間を終了した。

第一回研究生集会

研究生の育成指導を積極的にすすめるために、研究生を中心として、教学研究の基本的態度の修得、研究方向の確立をはかり、もって以後の研究が十分に促進されていくことを意図として、昭和三十七年六月一、二日の二日間おこなった。

その主な内容は次の通り。

○所長挨拶

教学の意義について、一、教学とはどういうことなのか。二、教学を要請する歴史的現実における条件、事態。三、教学の今日における役割、使命、などの視点から話された。

○特別発表

「神道金光教会の性格と二、三の問題」橋本真雄 神道金光教会は、本教が神道事務局に属し、神道的な制約のもとで、布教活

動をおこなった時代であるが、その性格、構造を、神道本局との関係及び神道金光教会の内部の実態から解明された。

「わが研究の歩み」 沢田重信 教学とはなにか、その意義なり方法について、現在、自身が取組んでる研究―信奉者の信心生活について―を素材として、さらに、その背景となっている生活環境や信心の形成過程を顧みながら究明された。

○懇談

各自の教学研究と実際の場での御用とがどう関係し合っているのか、という点を中心にして話し合わされた。

○研究生研究報告書検討

A、B二グループに分かれ、終了報告書及び中間報告書について、それぞれ検討がおこなわれた。

評議員会

本所の運営は、研究機関という性格よりして教務教政の直接支配をうけてはならないが、しかしまた、教団の機関である以上教務教政の立場としても十分にその責任の負い得るものでなければならぬ。

このような両面の意味合いが考慮され、公正な運営をはかるものとして、一つの具体的な仕組みをもつことになったのが、この



評議員制度である。従って評議員は、本所の研究や運営に直接たずさわる職員ではないが、全教的視野から所の重要事項に関し、評議に与り意見を開申するという重要な役割をもつものである。

この制度は、昭和三十六年四月、新たに設けられたもので今日までに三回評議員会が開催された。(評議員現在数四人)。

#### 第一回 (昭和三十六年七月二十四日)

評議員の職責内容及びそのあり方等について協議、懇談。評議事項の内容として、現在考え得るものは、研究所運営の基本方針、年度計画の大綱、予算の大体の骨組みといったもので、次第に実践的にその内容を固めていかなければならぬとせられた。また、評議員会は議決機関ではないが、そこで生み出される内容は適正であつて、必ず教团的に尊重される、というような伝統を次第に築きあげることが大切であるとされた。

#### 第二回 (昭和三十六年一月二十八日)

昭和三十七年度の方針及び計画の大綱、予算の骨組み等について協議。

#### 第三回 (昭和三十八年一月二十日)

昭和三十八年度の方針及び計画の大綱、予算の骨組み等について協議。

### 職員懇談会

本所の職員が、職員として出あつて一切の問題を出しあつて、本所全体の立場から、それらの問題性を確認し、相互に意志の疎通をはかり、つねに全体として問題にとりくんでいこうとする姿勢を生み出していくことを目的に開かれるものである。

実施回数は、二回。反省点としては、問題の提出の仕方に、具体性を欠きやすく、したがつて、話しあいが抽象的になりがちであつたこと、問題の所在が明らかとなり、具体的な方途を講ずる必要のあるものについては、その運びがつけられていかねばならぬが、そのはたらきが不十分であつたことなどが、あげられた。

### 金光教概説書編纂会概況

(昭和三十七年三月より三十八年三月まで)

本教概説書の編纂について、前号報告以後の状況は次のとおりである。

概説書編纂のことはじめてすでに七年を経過し、当初の想定に比し非常に遅延している現状にある。遅延の根本的な理由は前々来の報告中にすでに記した諸点にあると考えられる。しかし、その困難な状況にあつても、現段階として可能な限り推進したいとの念願から、昭和三十七年度においては、ある程度所内の業務

を犠牲にして、左のような経過でとりすめられた。

### 経過及び現況

- 1、昭和三十七年三月一日  
各班による第一次修正案のプリント作成（一部未提出のま  
ま）
- 2、昭和三十七年三月二十七日  
各班連絡会議  
各班のもっている共通の内容や問題点について相互に検討  
し、さらに各章の構成、内容を書きあらためることを確認。
- 3、昭和三十七年五月七日  
各班連絡会議  
甲、丙、丁班提出の原稿内容について検討
- 4、昭和三十七年六月九日  
各班連絡会議  
乙班提出の一部原稿の内容について検討
- 5、昭和三十七年八月一日  
右の検討にもとづき各班において修正した原稿を提出（一  
部の班は原稿にならず、要項のまま提出）  
昭和三十七年八月十日  
右原稿のプリント作成
- 6、昭和三十七年八月二十九日  
各班連絡会議  
この会議は、提出原稿について全体調整者から調整上の問  
題点について意見を述べるということでもたれたのである  
が、なお一部の原稿が未提出であったため、関係者全体で  
問題にしあうことに変更せられた。すなわち、原稿にもり  
こむべき内容が全教的な立場からみて必要かつ十分にもり  
こまれているかどうか、またどのような方もりこみ方になっ  
ているか、などの諸点について論じられた。  
その結果、この検討によって出された意見を考慮して、  
今一度原稿を再修正することとし、未提出の分については  
すみやかに原稿の形に仕上げることを確認した。
- 7、昭和三十七年十月一日  
各班連絡会議  
再修正段階における各班の現状確認と意見の交換が行われ  
た。
- 8、昭和三十八年三月  
各分担班による第一次草稿再修正案の提出及びそのプリン  
ト作成
- 9、昭和三十八年三月二十八日

## 各班連絡会議

この会議は、各班の再修正原稿について、全体調整上の諸問題の検討及び今後の調整の仕方を中心にもたれた。

しかし、再修正案は各班それぞれなりの内容的な一貫性はみられるが、これを概説書全体としてみるとき、全体を貫く基本線が見出し難いということであった。

そこで今後の調整の仕方としては、次の二つの方法が考えられた。

①関係者全体の合議により、各班草稿の全体にわたってその構成を検討し、骨格をたてなおし、それによって改めて各班において草稿を検討改稿する。

②全体調整者が各班草稿をもとにして基本線を出し、大体の調整を行い、それを各班或は全体の検討によってまとめあげていく。しかし、研究所の研究業務全般との関連を考慮するとき、

①によれば研究所本来の研究業務が、なお今後長期にわたって大巾な制約をうけることをまぬがれぬので、この際②の方法をとってすすめることとせられた。

以上のような経過をたどって、昭和三十七年度末現在、一応各分班による第一次草稿の再修正の作業を終了したが、今後その

原稿を全面的に統一調整して第二次草稿に仕上げなければならぬ段階にある。

## 今後の見通し

そこで、今後さらに稿を改めて最終稿にまで仕上げるには、なおかなりの時間を要し、それが何時頃になるか確たる見通しは立て難い。それまでに経なければならぬ作業としては次のようなことが考えられる。

1 現在の第一次草稿再修正案について、全体調整者が全面的に統一調整して第二次草稿を作成する。

2 右第二次草稿を全関係者に送附して検討に附し、さらに総会にかけて全体的に検討する。

3 総会の結果によって第三次草稿を作成し、これをさらに総会にかけて最終稿に仕上げる。

右の段取を経て、できるだけすみやかに完成のはこびに至りたいと念願している。

## 第五回教学研究研究会

昭和三十七年二月十二日から十四日にかけて、第五回教学研究研究会が開かれた。

第一日の午前は「本教教学の歴史的展開」と題して小野敏夫氏の講演があり、同日午後より第二日にわたって研究発表が行なわれた。第三日は「現代の社会的問題に対して、本教の信心はどのような働きをもつか」というテーマのもとに共同討議が行なわれた。

なお共同討議は二会場で行なわれた。その発表者、質問者、司会は次のとおりである。第一会場——発表者—宮尾肇、質問者—沢田重信、司会—岡開造。第二会場——発表者—江田道孝、質問者—松井雄飛太郎、司会—藤井記念雄。

つぎに、講演、研究発表の要旨及び共同討議の概要をかかげる。

### 講演 本教教学の歴史的展開

小野 敏夫

こんにち、本教教学についての考え方は次第に明確になってきているが、この教学ははじめからあったのではない。もとになるものがあって、それが展開し、こんにちの教学の概念が成立している。しかもこれで完成したというものでなく、一応の形をなしたとしても、さらに展開していくべきものである。それは、本教の信仰そのもの

のが、そういう展開性をもっているからである。

ところで教学の概念規定であるが、教学とは、本教の信心がどういうものであるかということを表示したものと、しておく。原初的な形で考えるとき、これは本教の信仰の初めからあり、それがこんにちに展開し、今後においても展開をつづけていくものである。

この道の信心においては「人が助かる」ということがはじめからの問題であった。

教祖は「世間になんぼうも難儀な氏子あり取次ぎ助けてやってくれ」との御神伝をうけられ、家業をやめて取次に従われた。御晩年には「この方は人が助かりさえすれば結構である」とおっしゃっておられる。この「人が助かる」ということは、人間とひき離して難儀を問題にしたり、病気とか災難といった事柄を、人間ときり離して考え、と道の本当の姿は見失われる、立教神伝はこの道の信心を端的にあらわされた最初の表明であろう。

「人間が助かる」というその人間は、それぞれ個性をもって生活している。人間の生活であるという点で共通する面も多いが、一人一人特殊条件のなかで生きておるのであるから、その助かり方も人人で違っている。そこが教祖のところでは「一人がおかけを受けたので千人も万人もおかけをうけるようになるから善い手本になるような信心をせよ」とあるように、一人の助かりが違った内容をもった他の人の助かりになっている。すなわち、この道の信心には、個性をもちながら次々に助けられていく性

質があるということである。神の言葉が絶対的なもので、その神の言葉に従うこと以外に人の助かりはないということであると、人間の個性というものは神の絶対性の前には存在がゆるぎられない。また、真理を追求していく信仰であれば、一つの真理に到達すれば、それが唯一絶対となり永遠不変の信心という性格をもつ。絶対のものに到達すればそれ以上の展開はないことになる。本教においては、そういった考え方は全く違い、教義そのものは常に変転する。それは単なる変転ではなく一定の内容をもち、内容そのものが必然的に段階を追って展開する。それはこの道が、人間の現実生活が助かるという内容をもつからであって、展開をぬきにして本教の信心は考えられない。展開の根源となるものが人間生活の助かりである。その意味で教祖の信心なり助かれ方がどのようにに表明されていたか、他の面からいえば、教祖の助かりをほかの人がどのようにうけて助かっていったかを考えていくことが大切である。

○

教祖御自身は御伝記にみられるような展開をなさっている。これは御伝記をいただいて初めてわれわれにわかることであって、御伝記をいただくまでは、こんにちのような内容をもって教祖をみることもこの道を考えることもできていなかった。それでいて教祖の道が伝わってきている。教祖四十二才の時にどのように生活の中に新しい働きが生まれ、生活が変っておられる。それがどれほどのものであったかということは、教祖が表明されなにかぎり誰にもわからない。しかしそれはおのずからにあらわれてくるもので、形に現われ生活に変化が起ってくる。それはすでに何らかの表明をしておることであり、それは周囲の人に知覚され認識されてくる。たとえば久蔵さんが、教祖の仕事の真似をしたということは、教祖の生活の変化を見たからである。日々の農業の上で他の人の仕事の仕方と違っておって、それがすべてよい結果になるので人の目につき、真似をしようということになったのであって、教祖の生活の助かりがそういう形で表明されていたと

いうことになる。のちになると、仕事の真似でなく、教祖の生活の上に現われた助かりを求めて願ひ出るものがだんだん出てきた。お広前に坐られてから人が助かるということが顕著になった。そこでは教祖が御自身のおかげをうけたことを話され、この道が話によって表明されるということがはじまっている。

この道の信心はまず教祖御自身の生活に表明され、さらに話によって表明されるということになった。信心を受ける人たちがらえば、この道の信心というものを教祖の生活によって感じとり認識し、感動をもつてうけとっている。そういう宗教体験が基本にあつて、さらに話を聞くことによつて、その宗教体験の内容が明確に自覚されていくという、そういう道の伝わり方ができていった。

そこで現実の問題として、教祖のところへ参った人たちがどういうものとして、この道をうけとっていたか、教祖はどのような当時の人々に伝えておられたかを知る上に、御伝記の他に教典編纂委員会資料があ

るが、これらはその全部ではない。こんなに残されているものは、教祖が現実には話された一部にすぎない。その教祖の御言葉は、その根底に生活体験というものがあって、そこからでてくる御言葉であるから、われわれに教祖の生活体験を追体験することができていけば、教祖の助かりをわれわれが具体的にうけとっていくことができる。この道の信心を伝えるとか、伝わるとかいうことはそういう形でできておったともいえるよう。

そういうことからして、教祖の御時代における道の伝わり方について、大体われわれが知りうるものは、この教団を組織し展開させた明治以後に入信された方々についてである。これは教祖御自身の信心が展開していかれたことにもよるが、教祖のほんとうの信心をうけるものが育ってきて、それらの人々の求めに応じて、教祖の御言葉も表明の仕方でも漸次変っていったからである。教祖の信仰内容を深くうけとり、自覚的にそれを表明することができ人が育ってきた。それが出社ができたということ

で、そこでも教祖のお広前と同じような姿でこの道が伝えられていった。この表明のされ方もこんにち伝えられていないことは非常に惜しいことである。

## ○

この道の表現において、明治四年初代白神新一郎先生が「御道案内」を書かれたことは、大切な意義をもっている。これが書かれたのは、先生が文筆の素養があられたことと、教祖のところであうけられた感銘を人に伝えて、この道の信心をすすめずにおれない願いを起こされたことによるものであって、明らかに布教文書であるが、同時に当時における教学の第一著作である。布教ということは道を伝えるということであるが、そこには道の表明表現ということが必要である。布教によって教学は生きた内容にもとづくことができ、教学によって布教は自覚的に展開する。その基本には助かるという生活の体験がなければならぬ。それを言葉をもって表明するには明確な自覚を要するが、文字に書くとなると、一段と自覚が鮮明になることがある。そういう

意味からも明治四年にそれが書かれたことには大切な意味があり、布教文書であるとともに教義書であると考えたい。

この「御道案内」で一番大きくでているのは神と氏子のことである。「金神という人が恐れるのは間違いである、天地の徳によって一切が生まれ、人間生活全体がその徳のなかで守られている。まこと一心をもって御信仰すればどのようなおかげも蒙ることができ、と書かれている。取次という言葉もつかわれているが、それはどういうことかはつきりせず「神はものを言わないが金光大神をもって伝える」と金光大神、教祖というものが表現されている。教祖が生きたがら神になられたことは前代未聞のことだといわれているが、そこに力が入れられておらない。

これは「御道案内」の性格からくると思われるが、しかしこれは書物にされるとともにくり返しくり返し話されることの基調となっていたものと思われる。どういう神様を信心するのか、神様と人間はどういう関係か、どういっておかげを受けられるのか、

ということが当時の人々の求めておるところであり、これまでの信心と大変違ったところに非常な感銘をうけたものと思われる。近藤藤守先生は白神先生のお広前で信心をうけられたが、「地の恩」と「おかげはわが心でうける」ということの二つに感銘して信心することになった。当時においては取次よりも、信心のめあてである神様の性格、おかげのうけ方が問題であつて、そこを明らかにしていくことがこの道を伝えることであり、伝えることで道の信心の他と違う特色を明らかにすることにもなった。初期の布教時代は教学の問題がそこにあり、道の表明の仕方もそういうことであつたのではなからうか。

後に、佐藤範雄先生の「天地の大理」によつて、当時の教学の問題である神徳が一層根拠づけられ、系統づけられている。こゝでも天地の大理、天地の大神といふことが中心となつている。手続き、人によつて、教義の表明の仕方は違つても、全体的には初期の教学は以上のような性格があるといえよう。

## ○

このようにして初期布教がすすめられていくにつれて、必然的に教団公認の問題が起きてきた。それは教祖の御時代からあつて、御晩年においてどうしても公認をうけて一教を組織せねばならぬことになつた。それには信条がなければならぬということ、佐藤宿老が教祖に願われ、こうして神訓、神誠が書きとめられた。かくして、神道金光教会が独立にすすんだが、教団組織をするということは、国家の宗教政策をうけていくということであつた。明治政府の指導精神は大体国学の考え方であつたから、本教の教義の表明の仕方も、そういう国家の思想動向に向つて順応し整備されていった。

こんにちの教典も教団の展開とともに整備されてきたものである。神道金光教会ができたときに、「教祖遺教、真道乃心得」十二ヶ条が発表されたのがその最初である。明治三十三年独立のとき初めてこんにちいう神訓七十条が発表された。このとき所依の典籍として「神誠正伝」「信心の心得」

「道教の大綱」があげられているが、御神誠でなく、神誠正伝が所依の典籍のなかに取りあげられていることは注目すべきである。

神誠正伝は佐藤範雄の手に成るものであるが「金光教管長金光大神故教監金光貫行共著」という教団としては最も公式的な出版となつているものであるが、このなかで第一条の「神国の人に生れて神と皇上的の大恩を知らぬ事」について、神国とは記紀の神話のままの神の造り給うた神の国であり、皇上とは「天子さまの御事なり」と明確にしるされてある。また独立当時の教規には本教の目的を「本教ハ教祖金光大神立教の主旨ニ則リ左ニ掲グル神ヲ奉祀シ礼典ヲ修行シ信神ノ正理ヲ講シ天地ノ大理ヲ明ニシ愛国心ヲ養ヒ顯幽一致死生ノ安心ヲ宣伝スルコトヲ以テ目的トス」と規定されておる。こういうようなことが教規で定められておるといふことは、教団の組織、運営が国家の枠に従わねばならぬというだけでなく、教義や信仰内容までも当時の国家の動向、方針というものにも、もとづいて

いかねばならぬということであった。この傾向が教義的に整理されたのが「信忠孝一本の信心」である。

こういうように布教面では天地の大神という教義を中心として神徳の顕揚と教勢の発展の一筋に邁進していったが、教団運営面では神と皇土との大恩を中心に国是、国策の順応に実意をつくしてきた。

この間において、大正十年、教祖三十年記念大祭に際して、金光教祖御理解が刊行された意義は大きい。神誠神訓は信条という点からか、格言形式に編集されているが、御理解は一、二の神伝を除けば、みな教祖の取次の言葉である。この御理解が各教会の日常の教導の上に及ぼした影響は大きい。が、それだけでなく、教団全体が改めて教祖の信心を見直すことにもなったと思われる。

この神徳顕揚の布教面と国策順応の教団運営面との矛盾が、教団全体の問題となつたのが昭和九・十年のことであるともみられる。このとき初めて取次が本教の信心の中心生命であり、本教の布教や教学の原理

であり原動力であることが自覚された。それまでは大体、儒教や国学の考え方を本にして本教の信心を表明しようとした。初代

白神先生には儒教的な教義が素地にあつたし、佐藤宿老は、教団組織の必要からすすんで国学を勉強された。こうした国学や儒教の東洋的思想構造ができていた。ところが明治三十九年に金光教青年会が創立され、青年会運動が次第に盛んになったが、この運動は欧米思想による教育を受けた人々によつて始められ、すすめられてきたので、それまでと変つて、欧米的な思想構造をもつて本教を表明しようとする努力が起つた。

いずれにしても、本教の信心を表明するのに、その原理、原動力を本教の信心そのものに求めるのではなく、東洋的な思想または欧米的な思想のなかに求めていた。特に欧米思想は、文明開化の流れを受けた当時の社会に呼応するものでもあつたので、その弊が甚だしく、例えば近藤良助氏の「金光教要義」などでは、欧米の神の考え方としておのずからにできた一神と多神、内在と超越などの範疇をみな含むのが天地金乃

神であると説明しているのは、その代表的なものである。

この時期の教学を集大成したのが、昭和八年十月、教祖五十年大祭記念出版の「金光教大要」である。この書は、教風一斑、教祖編、教義編に分れ、教義編では、天地の大神と信忠孝一本の信心と信心生活とが、それぞれ要素となつて本教の信心が総合的に述べられている。教祖編のなかに神勤奉仕、教義編に教祖の取次という項はあるけれども、その取次は極めて形式的な説明だけであり、教祖だけのこととして敘述されているのは、当時の教団事情としてやむを得ぬことである。

○

昭和九、十年のことが起つて、初めて取次がこの道の中心生命であり、この道は取次の道であるという自覚が全教的にできた。そこから取次の道の内容を求め、明らかにし、すすめていこうとする動きが起つて戦争中を通ってきた。この動きがあつたから、宗教自由の機運に遭い、教主様の全教一新全教一家の御祈願を次々に実現していく道



が開けた。

そのなかでも教祖伝記奉修のことがすめられ、御伝記「金光大神」が刊行されたことには特別の意義がある。戦後、世界が大転換していくなかであのような御覚書の内容をもつ教祖を初めてわれわれがいただくことができたのである。その意味で、本教は戦後に生まれ直したということができ、従って本教の信心が展開していくのはこれからである。

本教はその革命の第一歩を踏んでいるということが出来る。それがあらゆる面にあらわれてきている。教学にも現われてきている。原理、原動力を他に求めるのでなく、取次そのものが原理、原動力となって、本教独自の教義体系、教学が樹立されていかなければならない。しかもそれは、現代の人間が助かっていく道であるから、現代に通用する教学でなければならぬ。しかもなお、どの時代の人間も助かっていく道であるから、その時代人間生活の条件をふくみながら、常にどこまでも展開していく教学でなければならぬ。(文責編者)

## 研究発表

### 問題にぶつかっての姿

市川耀子

ある夫婦が経済的な大きな問題にぶつかって非常に苦しんでいた。毎日々々親戚の人々が集りお金の工面をしていたがなかなかかほかどらない。主人は問題にぶつかってその解決をこうこうという具合にさして頂き度いと現実的に問題を整理し、一つ一つ出来る限りの事をさして頂いて次の段階へと御取次を願っていた。一方奥さんは唯不行届の出来事と一切を我身に受けて申し訳ないとお詫びの信心を進めていた。こういう大きな渦中に入るとなかなか見通しも立たず困った困ったという日が続く。次々と手続をとり、お金を集めたりしていても追つかない。誰しも自分が裸になる事を怖れ、僅かなぬけ道のみを求めて四苦八苦している。奥さんの神様にお任せしておけばというその言葉の中にも、強い信心のようであるが、それは自分の気分を安心させ

ようとしている言葉にすぎない。そして自分の為すべきを打ち出されることを怖れている一面がはつきり見えている。いよいよ自分達の思うようにならないと失望し、直接関係のない事柄までも成り立たない方向に向けてしまい、今解決しなくてはならないのは何かと考える力も失なってしまふ。

信仰生活の中にもこれと同様に、外部からの出来事、又自己自身の中からの目覚め、両面から屢々こうした大事に出合う。安心もあり期待も持っていた人生が些細な出来事から自信を失い失望が生れ、今までの自分がくつがえるような事態が起る。人間は自分を保証してくれる事柄を望み、次々起る出来事を自分の考え思いで切り捨てたり、選択したりして生きてしまふ。しかしくつがえされようとしている自分を直視しくつがえされる事から逃れようとしてはならない。その関わりの中に人間の姿があり目覚めなくてはならない自分がある。自分を捨てるという事を他人の前にも怖れ自分自身も怖れるが、怖れて逃げ出る事の出来るものではない。自分だ自分だと抱いている自

分の為に苦しめられていく事になる。道に生かされ、教の光に照されて本当の自分の姿を見出してそこに生きる。問題の結果の善悪のみで事柄が解決されたというものではない。自分本来の姿になり新しい自己の成長を道に求める時信仰が生きそして働き、問題にぶつかり、かげを背負った自分を救い出し、育てられ成長して助かっていくことになる。

### 「たちゆき」の意義

内田守昌

本教における「たちゆき」とは、それが善なるがゆえに求めらるべきものであるのか、あるいは悪を積極的に否定して生きることを称して「たちゆき」といつているのであろうか。「たちゆき」ということが、もしも道徳的現実的価値から導きだされる最善最美の状況であるというならば、「たちゆき」の道は方向として自滅を意味する。それは必ずや神否定に立つか、人間否定の立場をとるかの何れかに帰結するがゆ

えにある。

しかるに教祖に開顕しきたったこの道において、そうではなかった。一例をあぐれば、元治元年の神伝である。この神伝において、神は教祖に現実のお上(社会的法)に徹底して順応しゆくことを示すと同時に、法にかなうか否かに拘らず、その法の下に規制されざるもの、それがこの道の神であることを宣言する。いい換えれば、かかる天地金乃神なるがゆえに、いかなる法の現実にも入りうるし、その中に「生きる」神であることを示したものであろう。

そこを表現して「氏子あつての神神あつての氏子」といわれるのであって、かかる「あいよかけよ」性において「たちゆき」が実現されるのである。ゆえに人は神を目的とし積極的に神にすべてを委任して、しかも自己の人格的自律性、自主性を失わず、社会的現実的人間に生きて神否定にならずして、現実的道徳的価値を全一的に統一する作用を起す人格として現成する。この人格こそ「生神」といわれるものであって、生神はかかる「あいよかけ」の「たちゆき」

に現成し、また、かかる「たちゆき」を生み出す人格といえるのではないか。

この作用が、本教の「取次」であるといわねばならない。つまり、「たちゆき」とはかかる人格(生神)として、生きることを意味する。

教祖における「願い」の構造について

内野 健

覚書中にみられる、「願い」という語を抽出して、その周辺にある助詞を中心として、標題の問題を明確にしたわけであるが、結論を先に述べると、天地書附の確定を通じて、神名の確定がなされ、教祖の願いの構造の確定をみることになり、生神金光大神取次の働きの明確化がなされ、それと同時に神の願いである、氏子の助りとしての願いの構造、目標、方法が明確になったわけである。

以下、この結論が引き出される理由について述べてみよう。

先ず、教祖の願いの構造は、弘化四年九月のおちせさんの病気の項は、文章の中にみられる、医師二人もつけ、の「も」が示すように安心感があるのに死にまわられるという結果になるし、嘉永三年五月の榎右衛門さんの病死の時でも、医師の診断に対して、それから驚き祈念、願いと願いの出発点が発断の結果にある。つまり、願いと願いのものが一般的考え方としての応病与藥的行事の域を脱し得ていない。ところが、安政二年四月の喉氣の時は、心実正神仏へ身任せ、心境の変化を来たしている。更に立教神伝以後取次に専念されるようになる。と、教祖の願いは、教祖個人の願いだけでなく、地理的には家族は勿論、親族から村人の願いを包括した願いへ歴史的には過去をも包括したものへと変っていく。それは、私願いとか単に願いと、主体性の所在が不明確になっている点である。なおその内容を明確にしてくれるものは、明治五年七月の天地乃神の道を教える……というお知らせである。お願いするといわず、お届け致すというのがそれである。それを図式化

しているのが天地書附であるといえる。

次に教祖に直接関係はないが、願いという語の出て来る所を調べてみると、氏子の願いを引上げようとしている。それは、まず家族から親族へ、親族から村人へと、瞬間的なものから永続的なものへと拡げられる。しかも、願いの内容が「願へ」と命令調に転化している点にある。明治五年七月のお知らせは、天地金光乃神の道を教えるとして、まず、氏は生神金光大神社をたてぬき、心の持ち方としては、喜びやわらぐ心におかげがあることを、神は生神金光大神を運してお知らせ下さっている。その意味において、天地書附こそは、氏子の願いの目標であることがいえるし、おかげもここにあるといえる。

結局天地書附こそは、氏子あつての神、神あつての氏子のあいよかけよで立行く姿、願いの構造の図式化されたものといえる。

「文治大明神」の意味

岡 開造

安政二年、四十二才の大患及び安政五年、

「一乃弟子もらいうけ」の二つの時点に、神のはたらきが、どう展開的に発現しているか、また、この時点において、教祖の信心生活は、内容上、どう進展しているか、これらについての考察を折りこんで、表題の究明を行なった。

(1) 四十二才の大患時——神は、その機能発現の面で、従来の *negative* なあり方（不幸をもたらす神としてのあり方）から、*positive* なあり方（助ける神としてのあり方）へと展開している。しかし、教祖においては、この神の *positivity* を、積極的に受けとめていくだけの信心内容を形成するにいたっていない。

(2) 「一乃弟子もらいうけ」の時点——四十二才における大病全快の体験を経て、教祖に、この神の機能の *positivity* をみずからにおいて主体的に受けとめ、その発現を積極的に願っていく信心の姿勢が生まれてきている。そして、教祖において、この姿勢の充実化、具体化がすすめられていくなかに、さらに複数の氏子に

対する神の機能の発現展開が求められて、「一乃弟子もらいうけ」となる。

「文治大明神」は、この神号が生み出されてくるまでの、以上二つの段階的展開の身を内包しつつ、さらに、その後の、より一だんの進展を志向して成立したものといえよう。

なお、安政五年十二月二十四日のお知らせに対する考察にも留意しつつ、この神号の意味を考えてみた。

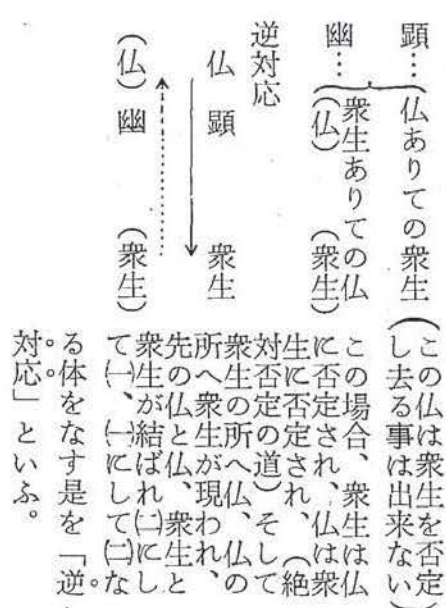
### 金光教と絶対矛盾的自己同一

影浦 允章

西田哲学に「自己を内省し深く掘り下げて行くと、個をして個たらしむる絶対者に撞着する」という意味の言葉がある。「個をして個たらしむる」とは真に個性を持った人間たらしめようとする事であり、言わば深い神の愛が潜んでいるわけである。撞着とは少しもその様な絶対者（神）とはよう感じない、何の親しみも感じぬ、突き離されている神に出合うというのである。こ

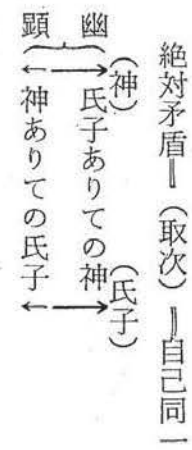
こに神と人間との間に容易ならぬ溝があり此の溝に橋を掛けて自己同一（個と全の一致）の救いに達したのが「絶対矛盾的自己同一」である。

西田哲学



### 金光教の信心の構造方式

我が金光教に於ては絶対矛盾（神と人との間）が取次によって自己同一となる。即ち神人の合一であるが此場合に於ける神（全）は天地金乃神である。カントは「人生は奇蹟（飛躍）なくして助からない」と言っているが此のカントの言葉を実演したのが金光大神である。



動的無体（私の造語）  
（生神という第三世界の實現体）

永遠的なるものは、空間的なるものであり道の救いとは取次によって自己内の眞実が空間に躍り出る事である。（限定の超出）即ち内と外、主と客の一致である。即ち外なる客観が自分の中に現われて来る、是を内的客観という。我道の信心に於ては、この内的客観は、金光教団であり、従って金光教団は自己の中にある。一方、外なる主観（外的主観—私の造語）は即ち血族の者に及ぶ働きであり、是が救いの根本方式である。

## 教義史についての予備的考察

高阪 松太郎

教義史とは、いちおう、本教々義の歴史の展開の組織的理解であるといえる。ところでこの場合、本教で教義とよばれるものが、どういう性質のものであるか、その歴史の展開ということが成り立つかどうか、成り立つとしてどういう意義をもつか、さらに、それらの組織的理解の方法はいかにあるべきか、ということが、まず問題とならざるをえない。

はじめに、教義というものの一般的性質、諸宗教を通じてみられるところの教義の概念内容を取りあげる。その結果として、教義について本教にも妥当する普遍的な意味がはっきりするとともに、他方、ひとしく教義とよばれながらも、それがそれぞれの宗教に於てしめしている位置や、はたしている機能は、まったく独自のものであり、しかも、この独自の特殊性のなかに、かえって本質的に重要なものが存在するということがいえる。いいかえれば、たとえ、教義

が表現せられている形だけに注目した場合、共通性類似性を見出しうるとしても、それらが、それぞれの信仰の中において、教えとして現実に生きて動いている場やそれが語られ受けとられる仕方、等々には、非常な個性が存するということである。

つぎに、教義を最も組織的に捉え表現しているものは教典であるという見地から、教典の性格、個々の宗教に於てそれがしめる位置、教典と教義の関係等について、主として仏教の仏典や、キリスト教の聖書などと比較しつつ、本教の教義と教典の在り方を問題とする。

教義の源泉はいうまでもなく教祖に発するが、その教祖のもとにおいて、教えというものが、いかなる形のもとに、いかなる意味においてなされていたかを考え、教祖の宗教的活動の中核である取次との意味連関において、教義がいかなる性質をになっているか、ということを取りあげる。

本教教義史の研究の基礎的内容としての「本教における教義の意味と働き」を理解するためには、教祖の教導、とりつぎの中

味である「裁伝」や「理解」の働きの性質、すすんでは、教祖の信仰の構造、特色の理解が要請される。

## 教祖における難儀について

江田 道孝

今回は、右のテーマについての発表はできなかつた。そこで、何故できなかつたかということについて反省される問題二つをとりあげてその所感を述べた。その一は、教学的態度の問題であり、その二は、資料解釈にまつわる問題である。

前者は、教学する者にとって必須の前提条件である信心を、切に求めようという姿勢になれず、それゆえにまた自からの内に生々とした信心の働きの少しも感得されず、従って、吟味し、説明する教学的営みの基本的態度に欠けて、心虚ろであったところに因るであろう。

後者の資料解釈にまつわる問題については、教祖は四十五才で人間というものは本来難儀な氏子であるということ天地金乃

神のお知らせによって自覚せしめられたと思われる。しかし、御覚書の中には何処にもそのような自覚を決定づける記述はない。そこでそれを理解するには研究者の心眼による視界が広がってこなければその難儀は明らかになってこないであろうと思われる。資料をいかに解釈するか、そこにも亦教祖の体験に迫る自分自身の追体験の未熟という困難な問題が横たわっていると思われる。

### 金光教教典についての問題

#### 金光真整

金光教教典は、立教神伝・天地書附・神誠・神訓・御理解からなりたっている。これはみな、教祖金光大神から出たものである。これの持っている問題点をとりあげてみたい。

#### 1 立教神伝

神より金子大明神に、取次のことをたのまれた神伝である。昭和十六年に教典に入ったという歴史的理由があるが、冒頭の「金子大明神」の一句がぬけているのは、何

といっても残念と思われる。

#### 2 天地書附・神誠・神訓

何れも金光大神から直接のものである。天地書附は戦後に加えられたもの。これに對して、神誠・神訓は金光大神の御在世中に完成した。筆記したものを一々神にとどけ、ときには元の形の全くなくなるまでに、神意が加えられたものもあったという。

もちろん、教団組織の準備という目的の爲であるから、教義全体がその中に含まれているかどうか問題はあろう。しかし、金光大神をとおして直接に神意をあらわしたものと見られる点を、見のがしてはならぬ。

#### 3 御理解

教祖三十年大祭の際に、公にされたものである。この中には、明らかに神伝と見なされるべきもので、御理解とはいいたくないものがある。また、編纂者の手によって削除や加筆がある。例えば、第三節には「氏子信心しておかけ受け」という句が除かれている。また、神は「天地金乃神」と「神」の二つに統一されている。神訓に「金乃神」「天地乃神」などがあるのとは、明らか

かに違っているところがある。

このように、金光大神直接のものとは、相違が受けたものを編纂したものには、相違がある。教典を素材として研究をすすめるうとしても、このような素材の整理ができていないので、困惑する場合すらある。

一言一句を大切になさったという神誠・神訓ならば、一字の使い方によってでもその意を求めて行くことができよう。それ故、神伝・神誠・神訓・天地書附などと、御理解とは区別しなければならぬと思う。この意味からしても、教典の再編成を切に願うわけである。

(なお、御伝記「金光大神」の中のものとの相違、個々のものとなると、神誠・神訓の中にさえ問題となるものがある。これらにまでふれる餘裕がないので割愛する)

#### 教会と信者をめぐる諸問題

##### ―教会への態度調査を

もととしての考察―

沢田重信

本誌第五号「教会と信者の対応関係にみられる諸問題―信者の教会への態度の分析」参照。

本教教義における「真理」

の性格

瀬戸 美喜雄

御伝記「金光大神」の「刊行の言葉」に「金光大神によって初めて体现されたこの道による生き方が、本教の教義であり、道そのものなのである」と述べられており、また同じく「まえがき」に「わが道にあっては、金光大神の事跡が、ある意味で、そのまま教義である」といわれている。このようにいい方は、一般の教義の概念をもつてすれば、少しく奇異に感じられるであろう。奇異に感じられなくても、少くとも、ではそのような教義において真理はどのようなものとして示されているか、といった疑問が当然湧いてくるであろう。

教義がこのようにいわれたり、神は人間とのあいよかけよでその働きを現わし得る

といわれたりするとき、あたかも本教の神には、人間に対して語りかけるべき永遠絶対の真理は何もないかの如くみえる。それは一面確かにそうなのである。真理というものを客観的に存在するものとみ、そのあるがままの把握をもって真理の把握と考える限り、そうなのである。本教においては、かかる絶対真理が神の言として客観的に存在し、それを人間が自己の中に受取り、服従していくべきものとしては垂示されていない。形は似ていても、やはり意味が異なるようである。

例えば、本教においても人間の非力さ、有限性について数多くの教えがなされている。確かに人間性の否定ということは、信仰者の向うべき目標である。しかし、その人間性の否定ということも、人間を初めから否定するべきもの、罪ある存在と措定し、人間はそれに絶対的に帰服していかなければならぬという形で説かれているのではない。そうではなくて、神の働きにおいて、人間が自らの限界性の自覚を一段々深めていく過程で、おのずからそこに自己の非

力さがわかり、人間性が否定されていくものとして説かれているのであって、神とのあいよかけよによる自覚の深まりが無限を志同してやまぬが故に人間は、非力、有限な存在とされているのであると思われる。

このように、本教教義における真理は、動的に考えられるべきではないだろうか。すなわち、それは、人間の難儀性についての主体的実践的自覚の深まりということに、真理をみていくことである。かかる自覚が深められていけばいく程、我々は真理を把握したことになる。そこに真理性の基準がある。そういった真理が本教の真理といわれるものではなからうかと思うのである。

宗教（本教も）の偏倚性について

高橋 博志

生神金光大神の取次は、本教信心の中軸である。それは、「此方金光大神あって天地金乃神のおかけを受けられるやうになつた……まさかの折には天地金乃神というに

及ばぬ金光大神助けて呉れといえはおかげを授けてやる」という神のお言葉に最も端的に表わされている。そこでこの、「生神金光大神の取次」の意義を体験的にまた理論的に、なるべく的確に、また明瞭に把握すること程、我々にとって大切なことはい。

しかし私はここでは、「神と氏子と生神金光大神との関係」という点について、時間の関係もあり極簡単に触れてみたいと思う。

昔から神学、宗学において、「神（仏）と人」或は「神と人と仲介者」との関係は、考えぬかれ、論じ尽された問題であつて、これは周知の如く、「二にして一、一にして二」とか「三にして一、一にして三」とかいわれておる。即ち多くの場合、真理は中庸にありとして、偏倚せぬよう、中道を、中正をと目ざして来たのであるが、実際には多くの場合、一つの極へ偏倚していると思われるのである。他宗のことは、よくは分らぬのであるが、キリスト教は神（キリスト）と人とを立てており、「一」よりは

多に偏し、「平等」よりは「差別」に偏しておると考えられる。

仏教では、釈尊は、最もこの偏倚を嫌つて、中道を志した。そしてそれに基づく宗学は、「一即多、多即一」「平等即差別、差別即平等」というのであるが、結局、神を立てずして「人」を立てた点において、それは「一」「平等」に偏する傾向をもつておるのではあるまいか。

ところで本教では、また偏倚を嫌つて、よく「神と人とは別々にあるのではない。さりとて一つでもない」と言われるのであるが、これは誠に難解であつて、どういふことか分りにくいのである。従つてこれだけでは実践において、手も足も出ぬところがある。そこで「生神金光大神（取次の先生）の取次が必要になってくるのであろう。そうすると本教の信心においては、結局「一」よりも「多」に、即ち「神と人と生神金光大神」の「三」に偏するところがあり、そして最後に「生神金光大神（取次の先生）」に偏すると見るべきではあるまいか。何処へも偏しないのは思索的、静的な

哲学のことであつて、実践的な宗教、教学は本来偏倚する性質をもつておるのではあるまいか。そしてその偏倚は、他を内に包むものではあるまいか。

#### 金光四神について

高橋一邦

金光四神が、明治七、八年頃、酒屋へ、酒の仕込み期に、働きに行ったことは、既に知られているが、そのことについて、安部万之助氏は、「高梁へ二年お通いになり、南浦へ一年行かれた」と伝えている。

そのいづれの酒屋であつたかは不明であるが、金光四神を養子にほしいと言つたということを、古川隼人氏が伝えている。

○ 金光四神は、明治十一年九月、安部三平の長女喜代と結婚したが、同十三年の麦秋に、麦の杖をかう手伝いに、安部家へ行った。（安部万之助氏）

○ 右と同じ頃か、金光四神は、約十七疋の



桶の机を担いで、屋守の安部家まで持って行った。この机は、金光四神の手製ではなく、藤井という棟梁の作である。(同右)

○ 明治十六年の八月、金光四神と安部喜三郎(喜代の弟)とが、教祖広前の南の庭で、撃剣の稽古をしていた時、教祖から、「やかましいから、やめてくれ」と言われて、直ちにやめた。(同右)

○ 金光四神が、安部喜三郎と共に、金之神社の石垣を築く石を担いだことが伝えられているが、それは、現在の立教聖場の前の石段を上って、右と左にわかれる(左へ上れば教祖奥城)、その角のところの石垣を築く時のことであった。(同右)

○ 以上は、金光四神が取次に従う前のことであるが、次に、取次の一事例をあげる。

岡山県九幡教会二代教会長角南巍は、明治十九年生まれであるが、数え年八才の年の九月、大患にかかり、重態に陥った。父、佐之吉は、巍を背負って、本部へ参り、金

光四神に取次を願った。金光四神は、その信心をほめはげまし、机をたたいて立ち、神前に進んで祈念をこめ、やがて結果にかえって、「一心になれ。おかげになるぞ」とさとした。やがて、一週間程で全快し、無事帰郷することができたのであった。(角南巍)

### 教学研究所の運営とその歴史

—取次の道の組織体の進展展開を求めて—

#### 竹部 教雄

研究所の昭和三十七年度の計画を立案する会議において、研究所が本教の教学研究機関としてその働きを進める上に、所の運営ということが不可欠のものであることを改めて認識し自覚した。もとよりこのことは、本所創設以来大切なこととして問題にされてきているのであるが、今日までの動きは、どちらかというところ外部との関係において所の運営ということを考えてきた、といわざるを得ない。つまり、研究所が教

団の中でどういう位置を占め、どういう使命を有するものであるか、という点を求めることに力がそがれてきたのである。

そして、所内部の運営というものがどうあったらよいかという面は自覚的に問題にされぬままに、研究面の働きを進めてきたのである。そうしたことから、限界以上のことを職員それぞれが荷うことになり、これ以上こういう進め方をすれば結局職員個人がつぶれてしまうところまでの無理が重なることになり、改めてそれぞれの事情をふまえての運営をはかることになったのである。こうした次第で、職員それぞれが各自の職責、立場において所の運営ということを進めて問題にさせられることになったのである。

そうした動きの中で、私自身所の運営と研究と自分が生きることとを別々に切り離して考えていることに気づかされ、そうした生き方では、教学研究所での御用を通して私自身助かっていなくてもいくことができるものでない、と反省せしめられたのである。そこから運営と研究と生きるこ

とを統一的につかむあり方を求めさせられることになったのであるが、そのことをできる限り自覚的に進めたいところから標記のごとき研究を發願したのである。

現在のところ、この課題究明に接近する方法としては、研究所における私の生き方を内観する方法をもってとりくみたい所存である。

### 布教者の信心

—信心が伝わるということ—

#### 橋本教嗣

教団の先端において、布教の働きと自己の信仰の展開を進めている布教者というものの、究明の第一段階として、信心が伝わるということはいかなる働きをもって行なわれているか、それと取組んでみよう。

この信心の伝わり方を鮮明にすることによって、その信仰内容、信仰の性格、信奉者の内容等が明確に浮かび上ってくる。すなわち、この信仰内容、信仰の展開は、信仰を伝えた人によって大きな影響を与えら

れるのである。

#### 神道金光教会の講社について

##### 橋本真雄

今回は、教区制にみられる手続関係について發表する。教区は、地方行政区の郡区を単位基準として設けられ、その行政郡区に講社が設立されることを以って、教区成立の条件としている。更に、その教区内の講社を統轄する教務機関として支所を設け、支所は分所の統轄下に置かれる立前となっている。したがって、分所は数力教区にわたって、その教務の統轄権を持つこととなる。そのことを『神道金光教会条規』には、「一府県或ハ一國ヲ分轄スル所ヲ稱シテ神道金光教会(地名)分所トシ、一郡区或ハ一町村ヲ分轄スル所ヲ稱シテ神道金光教会(地名)支所トス」と規定している。

ところが、各分所の統轄支所乃至講社の実態についてみると、難波分所のごときは、その統轄下の講社が全国的に分布している。大阪分所の場合も、近畿、東海の各地に分

布している。この大阪・難波両分所の広地域にわたる統轄は、明らかに規定とは異なるあり方をしてしている。勿論、神道金光教会創設の初期段階(明治二十五年まで)であったので、分所を設置するだけの条件「第壹等分(教会)所ヲ開設セント欲スル輩ハ八百戸講社ヲ結合スヘシ」との規定に合致する講社結合が、各国、府県にみられない結果のことであろうとも考えられる。それにしても、大阪・難波両分所の統管教区が、別個に区分されていたわけでもない。同一教区内にある甲・乙の講社が、それぞれ別の分所に属している場合もみられる。

このような実態は、それらの支所、講社が、大阪・難波両分所を、それぞれの信仰的な手続関係にあつたからで、いわば、規定以前の自然的な信仰的關係にもとづいていた。したがって、合理的乃至政治的な規定と合致しないのは当然である。このことは、逆にいえば、実情乃至は信仰の実態とは係わりなく、政治的に、乃至は神道本局的制度に、規定されたものであつたことを

意味する。

## 教典解釈私見

―接続助詞「ば」を中心にして―

### 岡本真行

従来なされてきた教典解釈の上になつて、私は接続助詞「ば」を中心に、解釈上の一試論を以下に展開してみたい。

その前に一応おことわりしておきたいことは、教典の文章が口語と文語の混用された形に於いて、書かれてある事実である。もとより口語には口語文法があり、文語には文語文法が適用されるわけだから、その両者が混用されている場合、口語・文語の表現が全く同形でなされた時に、そのいづれと判定するかは、非常にむずかしいわけである。私が問題としたのは、両者の間にあって、今迄口語法と思われてきたところを、文語的表現の名残りではあるまいかと考えるところから生まれた、解釈上の相異についてなのである。

「ば」は口語では総て活用語の仮定形に

つくが、文語では活用語の未然形につく場合と已然形につく場合とがあり、その間に意味の違いがある。つまり、順当な結果の起る仮定条件法は、文語の場合未然形に「ば」がつき、一定の条件のもとにはいつも或る事柄が起ることを表わす一般的条理条件法、また既定の事柄を条件として理由・原因を示す場合は、已然形に「ば」がつく。御理解第二十一節にある「氏子に信なければ」。「シンがなければ」。「信心なければ」、第二十二節の「受物が悪ければ」などは、従来口語仮定法として考えられてきたが、私はこれらを、文語已然形の確定表現として、「氏子に信がないので」「カンテラにシンがないので」「氏子に信心がないので」「受物が悪いので」と訳してみたい。と言うのは、前後の意味あいから考察してみると、むしろの方がより適切であるように思われるからである。従来の解釈では、松原龍太郎氏がこれに類似した立場をとっておられる（金光教育青年会雑誌第（四十二号十一頁））ほか、大体には口語仮定表現としてゐる。

こうした意味に解釈してみたいと思われ

る箇所は、その他第二十一節「火が點らねば」第三十六節「多くの人に頼めば」第三十七節「各自にして居らねば」などである。ちなみに、御理解第四十四節の「人は万物の靈長なれば」は口語的表現ではなく、確かに文語已然形の確定条件である。それが第七十節には、同じ意味のことを口語表現によつて、「人間は万物の靈長であるから」と記され、明らかにその使い分けがなされている。こうなればもう疑義をはさむ余地はない。しかし全体では口語・文語のどちらにもとれる例が多いので、今後も研究を進めてみたい。

### 本教における社会事業の方向

#### 高橋修義

昭和33年我が国で開かれた第九回国際社会事業会議を契機として、大きく方向を転換した我が国の社会事業は、保健福祉地区組織化運動に見る如くこれまでの施設中心の社会事業から地域ぐるみの社会福祉増進にその力を注ぎ出した。

本教における社会事業も、その動きから逸脱してよいとはいえない。そこで本研究は本教の社会事業が生成発展して来たそのこと自体に反省を加え今後社会事業界で如何なる地位を占めればいいかを明確ならしめんとした。

そのため本研究は、先ず我が国で一般にいわゆる「社会事業」を知る必要があった。その方法として第一に、その発展過程を回顧することにより、所謂救貧事業から防貧事業を経て社会福祉事業に至る今日の社会事業のもつ内容を、地域組織化事業に把握しようとした。第二に、社会事業を生起せしめる指導動機を、政治的政策の種類と宗教的倫理の種類とに分類し、それにより我が国社会事業の歴史を分析すると、後者は常に前者にすり替えられていることが分つた。だが、本研究は、この両者が今日社会事業本来の要求に応えるためには、社会的類型が必然的な座であることを発見した。現時問題になり斯界の本流となりつつある地域組織化事業——地域の「社会福祉」の「ニード」に対してその地域の「資源」を

十分に提供しようとする隣保事業の展開こそ、それなのである。本研究は、我が国の社会事業をこのように理解した。

次に本研究は、本教の社会事業に眼を向けた。古来宗教と社会事業の關係は密接であるが、それを問題にして行く場合には、常にその宗教の教義が徹底して究明されねばならない。本教の社会事業に於ても同様である。そこで本研究は、「世間になんばうも難儀な氏子あり取次助けてやって呉れ」という神の頼みにより始められた本教の取次の働きを改めて考察した。そしてそれが本教の全ての働きの根源でなければならぬとした。さすれば、教会が生まれ育って行くことと、社会事業が始められ経営されることとは、起因も内容も全く同様であると断じた。更に「あいよかけよ」を本義とする取次の働きからすれば、その社会事業の姿が如何なるものであるべきかは自ずと明らかになる。

本研究は、ここに地域組織化事業こそ本教社会事業の将来の姿であると理解したのである。

## 北海道布教について

西村直清

### (A) 土地柄の概観

北極と赤道との略々中間に位し、中国・九州両地方を合わせた程の面積をもつ北海道は、幕末まで蝦夷地と呼ばれ、夙くからアイヌ人の生活舞台であった。日本人の渡来は鎌倉・室町時代頃から目立つようになるが、貧窮農漁民、囚徒に続いて敗残武士、商人等であり、定着居住者の漸増するに及んで、アイヌ人との間に紛争殺戮が絶えなかつた。幕末における日本人約十萬、アイヌ人約二萬弱である。

明治期に入ってから、時代の要請に応えつつ国家的観点に立脚して本格的な開発が行われるのである。その主なる施策には

- 1、道路開設工事等に囚人の強制就労
- 2、外人技師の指導による農業開発
- 3、開発、防衛力の根幹たる屯田兵制度の採用等がある。

住民の特性としては、(1)本土各地からの寄り合い、(2)利権争奪・欺瞞・贈収賄の横

行、(3)定着意識・愛郷心の稀薄等、新開植民地としての面目躍如たるものがあつたが、年月を経るに従つてそのような気風は薄れて、今日では五百万住民が安住していると見えようか。

(B) 本教布教史上に見る二三の事

北海道布教の緒は、明治二十四年九月、矢代幸次郎師の函館にての開教になる。当時の函館は人口約二万、北海道第一の都市ではあつたが、函館本線でさえ全通してない時、諸般の事情からして布教の困難さは測り知れぬものがあつたと思われる。師の教風としては、「一年生を叱らないで教え」られるような慈愛ある寛容性、「万物を觀て道理に合つた」事理を糺して已まぬ合理性があつたと推察される。

函館—小樽—旭川を基線とする本道布教伸展に加ふるに、異才清水三太郎師が挙げられる。清水師は御自身、留萌・深川・東札幌と布教に挺身、熱誠溢るるものがあつたと承るが、性格特異に過ぎた為か、教区内での融和が得られなかつた事は、その後札幌布教に少なからぬ影響を与えている

と思われる。

明治・大正・昭和と時流に乗つた感はあるが、時と人を得て教勢が伸びている事は、驚異に値する事実である。北海道布教の今後に対処するに、社会科学、人文科学的な現状分析と相俟つて、故きを温ねて先輩諸師の活動実態に迫り、歴史的事実を支えているものがあるならばそれをも感取致したい。そのような念願の「はしがき」が本論である。

本教布教の現状に関する一考察

林 雅信

現在、本教の教勢は限界点に達したものの如く見られ、ここで、かなり思い切つた布教方策の改革を行なつて、社会の難儀を捉え得る処置を取らぬ限り教勢は停滞乃至衰退の一途を辿るのではないかとさえ云われてゐる。現に、近年の教勢統計を見ても、この事は決して否むことの出来ない事実であらう。

こうした教勢不振の問題点は如何なると

ころに存するのであらうか。その問題点を、本教布教活動の尖兵とも云える、開拓布教並びに予備布教の現状と天理教に於ける単独布教の現状との比較に於て考察を試みた。

即ち、本教の開拓布教は、昭和二十八年より執行なわれて来ておるが、現状はと云えば、その年に開拓布教候補地として上げられた一九の都市の中、今日迄に布教が開始されたものはわずか三ヶ所に過ぎず、その中で教会を設立したのは二ヶ所である。一方、予備布教の方も、昭和二十八年度から進められているが、昭和三十六年七月現在の状況は、準備布教を承認されたもの一四四、教会を設立したもの五三、予備布教中のもの五一、未開始のもの六、取止め又は解散したもの三四、以上の様な状態となつてゐる。

他方、天理教に於ける単独布教の状態は、布教者は本部や所属教会の力をかりずに、全く独力で教線を切開いている。その単独布教者の数は全国で一万人内外と云われている。最近五ヶ年間に於ける天理教教会の増加数からして、一ヶ年平均四十五ヶ所の

教会が設立されている事になる。この事実から見れば、単独布教者の現実の生活の厳しさは充分伺える。

こうした両教団の布教活動の現状の比較から、次の四項目が問題として浮び上って来た。

①、布教者の問題と教師育成の問題。即ち布教力のある教師の欠乏と教師育成への全教的積極的作用の不振。

②、修行の段階と布教の段階とについての問題。即ち、二段階のつながり方。

③、布教地、布教場所と布教方法の問題。即ち、布教地、布教場所選択に於ける制約並びにそこから来る派閥争いや縄張り争いの事ども。

④、新規布教に対する教団人の態度と自覚の問題。即ち、熱の乏しさ、自覚の不足等。

本教における少年少女育成に

ついての一考察

安武勝雄

とかく信心といえば、年寄りのするもの、

かなわぬ時の神だのみ、といったふうのところが、今日までの一般通念としてもたれて

いた。否、今日においてもそのような考え方は、広く世間を支配していると云えよう。

そのような中において、本教では、青少年を道のわかばと呼んで、これの育成に意を

注いでおるのであるが、では、そのようなねがいの中に、このお道に御縁を頂いておる子供たちは、そのはじめにおいて、如何なる動機、機縁に依ったのであろうか。そこに作用したのは誰であつたらうか、どんな問題を抱えていたのだらうか、それは幾つ位のとことだったのか。それらの疑問を、私は次のごときアンケートによって調べてみようと思つた。

1、あなたはいつから教会に参拝するようになったか。  
2、はじめて教会に参拝した時は誰にすすめられてきましたか。  
3、その時あなたが教会に行こうと思つたわけは何ですか。

4、あなたが教会に参拝する時は主に誰と来ますか。

5、いまは教会にはどのくらい参拝していますか。

6、あなたの家では誰と誰が教会に参拝していますか。

右の間では、問1から問3までが、先に述べた私の意図を代表するものであるが、更にその子供たちが、現在はどうのような拝のしかたをしているかということも、みておく必要があると思ひ、付け加えたのが問4から問6である。

学院という場を利用して、夏季実地修行に帰省する教友に依頼したり、又自分で甘木から発送したりして、東京は新宿教会を中心とするフォーゲルのグループ。横浜の鶴見教会大阪の玉水教会・泉尾教会・和歌山及び神戸地方（これは泉尾から回されたもの）、四国の双岩教会、北九州は小倉教会、甘木教会、日田教会、杷木教会、夜須教会、旗崎教会、久原教会、神崎教会（佐賀教会）（計・約千二百枚ほど出した。回収出来たのは約六百近く率の良い方だと思つている）

対象となつた子供の年齢は中学一年生か

ら高等学校三年までの少年少女会員である。問題の設定の仕方などにかなり手落ちのあったことが、まとめるときに気付かされたが、それでも、おおかたの傾向は出たと思っている。

## 金光教の神観

梅木 正三郎

神観といえ一般に一神教的（キリスト教）汎神教的（仏教）多神教的（神道）な神観がなされているが、金光教の神は其何れでもなく又何れでもある。客観的には天地其ものを神、主観的には「天地書附」を以て神体神儀とする生理的有機的な神観である。金光教祖は「天と地とは、我住家と思え」と丁度心の住家としての肉体である如く、天地は我々の個体の延長と思ひ、又我々の個体は天地の属性と思えと教え、又「天地日月の心になること肝要なり」と精神的にも、天地の親神の心は、我々の心の延長であり、又我々の生命的なる心の働きは、天地の本質なる神の属性であることを

教え「氏子あつての神、神あつての氏子」と物心両面より一体のもの即ち我「生神」なる自覚が心の中に生れることが、ときももとより物心一体なる「神も助かり氏子も立ち行く——」即ち「総氏子身上安全世界真平和世界」が自ら次第に顕現される。これが神の願いであり、又氏子、全人類の願でもある。

私が入信前後の心境は、一神教的な信仰で、自分の力、同志の力に神の加護をうけて、平和世界の実現の為にと職業の傍念願し努力したが他人どころか、自分が立行かぬようになって入信、金光教のおかげでと意気込んでみたが愈々、布教の第一線に立てば教勢振わず、又々我身我家が立たぬことになり、家族からも、信者からも親先生からもつき放され、其絶体絶命の中より「金光様！」と「御神号奉唱の生活」に入りそれを三十年続けた今日一息毎に瞬間勝りと、気合を込めて一心にして頂けるようになったとき「我神なり神我なり」という境地に到達出来、同時に物質的にも、人間関係の上にも、これまでになくおかげ現わ

れ、真一心に瞬間勝り「御神号奉唱数字リズム生活」こそ御取次ぎの御働きを物心両面より顕現する「神も助かる」靈験の道であることがわかった。

そこで我々氏子は、生理的、有機的な御神体の御構造の内容の、心臓肺臓の組織体の中の一細胞にも比すべきで、生神の自覚を頂いた個性を、この健全なる細胞といふべきで、その細胞に日夜間断なく永遠に循環してやまない血液の働きをするのが即ち御取次ぎ御助けの御働きである。そこで「天地書附」の「一心」は常に働き成長展開してやまぬ「真一心」即「和賀心」で、「今月今日」は、一呼吸毎の瞬間勝りでなければならぬ。

させて頂くのではない、して頂くのである。神に言うて頂き、聞いて頂き、して頂く。即ち神の呼吸使い、神の心使い、神の言葉使い、よい御道具として、御使用頂いていると、氏子が自覚して十全に御信用して頂くことが「神も助かり氏子も立行く」ということであり、其働きのこの働きの其様相がこの様相が金光教の神である。これ

が私の金光教の神観である。

自力信・他力信・自他力信・

絶対他力信について

—序論—

岡本睦範

吾々の現実の信仰における切実な一つの  
問題として。

1 自力信：人間中心—倫理主義の立場（

即自態）主体的自立的人間・人格意志・  
理想と現実・自利自愛

2 他力信：人間の虚無性とあこがれ。ニ

ヒリズム乃至楽天主義（対自態）客体的  
他立（律）性。イデアと観想と汎神論—

審美主義乃至観想主義

3 自他力信：相対性の矛盾と妥協—倫

理の矛盾相剋と相対主義、疑惑（不安）

と当為（責め）、信（善）と非信（悪）

の相剋、「あいよかけよ」における神人  
対立の問題。究極的には自力内在の立場。  
死への勧め。

4 絶対他力信：相対の矛盾対立を否定媒

介する絶対還相の神。単なる有神論を超  
える行為の神。自力の相対性（悪）を  
その懺悔行において、認め許して、自ら  
の絶対愛の行に媒介する神。絶対他力行  
と「取次者」の献身。愛他。往還二相絶  
対還相にまで統一し、いわゆる仏々相承  
交讃の実を成就す。「取次」の連帶的協  
同態—行・信・愛の立場。「一心二願」  
の頂き方。

湯川安太郎の信心 (3)

—「神様が御主人、自分は

奉公人」ということ—

熊田信道

(一) 「教祖は神さまを『親』として教え  
て下さっています、私は親の下へ『方』  
という字をつけて『親方』という風に解釈  
をした。親のいう事を聞かん子でも、親方  
のいう事なら聞く、ただ単に親というだけ  
では甘えすぎる親方となれば甘えられませ  
ん」——湯川安太郎師の信心には「厳しさ」  
がある。己を鞭打って信心になるように努

める。これは師の性格であると同時に、師  
が取組まれた問題（商売—経済生活）の  
厳しさである。

(二) 「仕事は天職、神さまのお仕事であ  
る」——すべての家業は神様の仕事である。  
そしてその仕事にたづさわる自分は奉公人  
である。「奉公人は万事御主人の思召にあ  
うようにして、何をすることも自分の勝手に  
しない、何でも御主人の神さまにお願いす  
る」——生活の全面にわたって御取次を頂  
くという今日的信心の進め方を、師は独自  
の信心体験から生み出している。

(三) 主人と奉公人という関係は上下の縦  
の関係として理解されるわけであり、師も  
神様を「天地の御主人、宇宙の主宰者」と  
して頂き切っておられたが、それは単に権  
威としての受け方に終始したのでなく、同  
時に機能、働きの側面から「主人の役前、  
奉公人の役前」を絶えず考えていた点が明  
確である。「私にはもう心配はない。私の  
商売じゃと思うから心配もするのですが、  
神さまの商売なら私が何の心配せんならん  
事がおます。私は奉公人ですから、一々報



告さえしておけばそれでよろしい」——この表現は御理解の「心配する心で信心せよ」の中味を表わしたものである。信じ抜き、任せ切る信心である。

(四) この境地に至るまで信心して十三年、独立して商売を始めて九年、生活問題と取り組んで血の涙を流した苦闘、そこに助かることをひたすら求めての信心の骨折り、工夫、苦勞の中味が尊い。師の信心を頭で理解することは不可能である。追体験、理窟抜きで命がけて体験する事によってのみ体認しうるものである。そこに師の信心の不動、不朽の価値がある。

## 社会問題と宗教

### 竹内通教

人は社会的動物と云われる。言葉をかえて云えば、人はこの世に生を享けると同時に何等かの「立場」に置かれる。

例えば、家庭にあっては親と子、夫と妻、兄と弟という立場が生じ、職場では課長と

か係長とかの立場に置かれる。

そして、人は日常種々の社会問題に遭遇する場合、先づその立場にあって問題をかかえその立場で問題の解決を計ろうとする。

ところが考えて見れば立場がきまつている以上問題の解決方法も限定されてくる。云わば立場対問題の関係は一次方程式にも似て、高等数学にも似た今日の複雑な社会問題はその方式だけでは容易に解けない。

宗教は、一度その立場そのものをゆさぶるのである。立場にある人ではなく、立場に立とうとする人を、又その立ち方を問題とする。そこでは立場以前の主体が問われてくるから当面する問題との関係は複次方程式となつて一次式ではデッドロックでどうにもならなかつたものが動き出してやがて解決の運びへと到る事が出来る。

病気を例にとつて見れば、一般には病人という立場から病気を問題にしている。そして薬が唯一の対症療法となつている。宗教では一度その病人という立場を究明する病気にして尚且つ生かされているこの躰、その躰の警鐘として与えられている病氣、

そこから単なる苦痛の原因としての病氣とはとれないものが生じてくる。一つにも薬、二にも薬の一次対決が、祈れ薬れの高次対決となり、やれ痛やで有難しという一次式では解けない問題の解決方法が生じて、それがやがて病氣はおろか躰そのものの根本的ないただき方をも生じてくる。

宗教はかくして立場に立つ動かせない現実体以前の主体という、どうにでも動かせる可能体を問題にし、その可能体を最高度の可能性にして立場に立つ現実体を決定するのである。「神は我本体の親ぞ」という御教は、この可能体の極限を云い現わしておられる。

今や、戦争か平和かという事が世界の隅々まで無関係ではあり得ない事になった。全人類が一人一人「我、今いかに生くべきか」を問われている。もはや、それは立場や政策の問題ではなく人の魂の問題である。一人ではどうにもならぬような問題が今日では逆に一人一人の心にその解決を迫っている。ユネスコ憲章の「戦争は人の心の中で生れる……」とは、立場ではなく主体の

問題であることを云っている。宗教は全世界の今日の問題である。

「天地金乃神と申す事は」  
に就て

出川 真澄

御理解第三節は、頭書の言葉ではじめられて居る。普通の語法と違つて居る様に思われる。同じ事を、御理解第二十二節の冒頭に見出す。天地金乃神と云えば、と云う言葉ではじめられて居る。此の言葉は、正に、突如として、天地一目に覽て居るぞと云う文章に依つて、襲がれて居る。御理解を拝読させて頂くことが出来る様になつた私の年頃から、数年の間、特殊な語法であると言ふ感じをもちながらも、格別に引つかかる事なしに、一気に拝読してまいつたものである。一気に拝読してまいつたとしても、此の御理解の内蔵なさつて居らるる、速力に乗つて、一気に乗り切つた人生を、自分が既に獲得して居る、御理解の御人生と我が人生と、殆んど一枚と成つて間

隙が無いと云う意味では無かつた様である。漠然として、呆然として、読んで居る。読んで居るので無く、眺めて居ると云う程度の事であつた。所が、昭和十三年、夏日、故和泉乙三先生より、講究所で、講義を承つた。

天地金乃神と申す事はと云うのは、次の天地から最後の上下立つように致すまでを内容として居る。天地金乃神様の御内容は、天地の間に氏子という所から最後の上下立つように致すまでを以て、その御内容と拝する。斯様に承つて、当時、微かに、我が盲を啓かれた。微かであるが青天に霹靂を聞くが如くであつた。微かとは、未だ十分に、わかつて居らぬ義である。霹靂とは、文字はあれども、殆んど、意味無きが如く、読み来りし、我が頑迷固陋を砕かずんば止まぬ力の意である。以来、年月は、相当経過して居る。にも不拘、其の了得理解の上に、深化進度の見る可きものが無い。

然し、そのうちより、最近、これは、信心を彰すものと感ずる。御伝記「金光大神」が刊行せられ、御覚書を拝読する機会に恵

まれた為であろうか。

申す事、又、云えば、は、言葉であるが、言葉は体を現わす。それで、「天地金乃神と申す事」は具体的な信心を現わす。文章の冒頭でなくて、信心の源頭を記した。文章の起りでなくて、人生のはじめを彰す。

この様に感ずる。天地金乃神様と具体的に申上げて行く信心の年月が、天地金乃神の内容を明かにするのみである。とこう思う。仮りに、重心ということを云うならば、「天地金乃神と申す事は」と「天地の間——」との接点に、重心がある。此で前後重さ相適う。

人間のもつ淋しさについて

富田 義男

人と人との間のむつかしさというもの、わけても、夫婦、親子の中にあるどうにもならない耐えがたいずれ、分つてもらえないもの、わかるうとしてくれない、悩み、そこから起るいいようのない淋しさの問題である。

夫婦の中で、どうしてもとけ合わぬもの、通じ合わぬものをもっている。それはお互がどれほど努力してもどうにもならぬものがある。その淋しさは非常に深い。

しかし、血をかけた親子の中にそれがあつた。一体になれぬもの、互に分りあわぬものがある。わが子が親の心をわかううとしてくれない、言うことをきかない、反撻する、反抗する。やりきれないような淋しさにおそわれる。

信心でいうところの、他の中に自己があり、自己の中に他があり、人は皆神の氏子というような解釈は全然場違いの感じがする。

教祖は常に相手の立場をみとめておられる、人を責めず、いつも無理はないという立場に立っておられる。そのような考え方がどこから出てくるのか。

それが私のながい間の悩みであった。或る先生が「自他の間には無限の距離がある。それはどうしてもなくなならない。どれほどお互に改つても、気が合う仲であっても、無限の距離はどんなに努力してもな

くならない。」ということを言われた。

私は自他が一つになることを求め、悩んでいた。それが間違っていたということに気付いた。

個はどこまでも一つの独立した個であつて、それは絶対性をもっている。命の一つ一つが別であるというきびしさ、その動かす可からざる事実。個が個である限り、一つになる性質のものではない。故に淋しさは、当然個として生命をもつ限りさけられない宿命をもっているということである。

夫婦の間、親子の間、その間には無限の距離がある。それはお互がどのようなようになるうと、どんなに努力してもなくなならないのである。それをはっきりと知るといふこと。

教祖が奥様、御子様やその他の方々との間に距離感をもつてみてゆかれたということとを考えると、教祖の人間に對される考え方がわかるような気がする、善悪を先ず考へるのでなく、生のままで相手の行為がうけとれる。

私は改めてそのところをうけてゆきた

い。

「神の広前」と金光教祖の信心道

—「取次」の教育的作用—その五

福嶋和一

金光教祖の自覚的信仰の発端は、人間が存在する場である真世界（「神の広前」）の確知からである。

金光教祖の信仰は先ずもつて幼児期より始まる。母親の乳房にすがり、母の愛や父の愛をおして、無意識のうちにある一つの絶大なる働きにふれ、幼年期において家庭という中で、或は天地自然の動き、即ち、干ばつに雨乞いしてふる慈雨、長雨の合間に照る日の光、寒期のあとにくる春の暖さ、芽生、開花、実り、紅葉、枯死という動き—そこに秩序があり、ある種のリズムや調和がある—の中に働く父母や人々の喜怒哀楽の姿、自然と人生の一依相関を無自覚的にではあるが、感覚を通して経験し味わい、長ずるに従つて、生命力、あるいは有機体

に生命を与えている何かの衝動の絶えざる創造の働き、成長の自然の形を生活体験を通して明確に知り味いつくしてゆかれた。更に百姓することによって、田畠の耕作とともに、生命が常に天地—真理—に対して受容力を教化されていった。いいかえれば自然の中に、神を見出す心田をも耕作されていかれた。そこに当時行われていた金神信仰から一歩前進した姿として「神の中をわけて通りおるようなものじゃ」「神の広前は世界中であるぞ」「神は一目にみておる」「信心はせんでもおかげはやってある」という確知—神前であろうと家庭であろうと、仕事場であろうと、人間の存在する場全体がすべて「神の広前」であるという確知がなされたのである。そこからさういう天地のなかに生かしめられてある人間の存在のあり方の追求がなされ、教祖独自の信心道（生活道）が生れたと考えられるのである。

「神の広前」の確知によって自然の中に生活の道理（教）を見出し、我情我欲的な考えから脱却して一切の対象化、限定化を

滅却する次元に立ち、「牛馬のことなんなりとも実意をもって願う」生活道に生きてゆかれたといえる。

即ち、本体の一なるものへ、根元の一なるものへの「信」を人生と自然、現実生活のすべてに求め、この本元なるものにつながるものとして、人間の生活を表現され、そして自然と人生を一つのものとして「神のなかをわけて通りおる」「神徳の中に生かされてあり」との生活実践、「神の広前」において生きるという信念、それが「実意、丁寧、神、信心」の生活として展開されたのである。これが「おかげ」の生活であり、「願い」の生活である。

#### 本教の修業について

—修行の意義及び目的—

宮尾 肇

本教に於ける修行の意義及び目的を求め、前回は岸本英夫氏がその著書「宗教現象の諸相」のなかの、「行の心理」において、宗教界一般に行われている「行」

の動機及び意図の主要なものについて検討されているのを手掛りにして、本教の信奉者の間に営まれて来ている修行の動機及び意図を検討した。

修行の意義及び目的を明らかにするに当たって、更に検討を要することは、種々の動機及び意図をもって、様々な形態によって修行が営まれた結果、人間の精神及び肉体に如何なる結果をもたらすかということである。この体験的結果が、当人及び後進者のその後の修行の動機及び意図になったり、或は修行の実践を促す大きな力となることは容易に推察されることである。故に、修行の動機及び意図と、修行の体験結果とは密接な関係があり、修行の動機及び意図として挙げられている、「一定の心的境地への到達を目指すもの。心身の鍛錬。信仰・信念の強化。及び特殊能力の獲得」といったものについては、先覚者又は先師が種々の修行によって体得した結果に負うところが多く、それが後進者の修行の動機及び意図となつていと考えられる。このような体験結果に促される契機としては、直接修

行体験者の人格に触れ、その営みを追求するか、或は高徳な修行体験者の手記や伝記等に触れることによるものと考えられる。

以上のような、修行の動機及び意図と修行の体験結果などから考えられることは、種々の形態によって営まれる修行の最終的な目標は、一般に悟りを得るとか、神人の境に入るとか、確固不拔の不動心を得るとか、或は欲望・欲情が殲滅された清浄純一な心を得るといった、いわゆる心の浄化及び人格の陶冶である。そのためには、心を鎮静することが第一条件であり、閑寂な環境が選ばれ、種々の修行形態が選ばれ、営まれるのである。

しかし、このような修行によって得られる心の鎮静状態は、修行が営まれている間のある短時間のことである。これを繰返すことよって一時的なものでなく、恒久化し、性格化しようとするところに修行の目的がある。

一般における修行は、日常の生活環境から離れた静寂な場所や、日常生活とは無関係な行動がとられるのであるが、そこで得

られた心的状態を日常生活の場に立ち返っても、なお存続することを願われるのが本来の目的である。

しかし、現実に生きる人間にとっては、现实生活の場を片時も離れることは出来ないのであり、一般に外界の刺戟が大きく、人間の心を混乱状態に陥れると考えられる日常生活の場を修行の場として、日常生活をそのまま修行として、そこに精魂を打込んで行くことによって、自己を陶冶して行こうとするところに本教の修行の特質があると考えられる。

### 教典研究上の一問題

畑 愷

本教においては、なにかの教説にもとづいて、その信心が発生したのではなく、教祖の宗教体験が先行し、そこへ取次を願うにける者との間に信心の対話が生まれていったのである。その教祖の宗教体験や、取次の対話を、教団創設当時の宗教事情から、

整理して教条化して、できてきたのが、本教の教典である。したがって、その間には、時代の制約や、整理者の苦心と限界が、おのずとあったことは、否めない。

教典を研究するにあたって、その内容を理解する前に、こうした教典の成立過程の検討を疎かにしてはならない、と思う。

殊に、その教条化の中心者となった佐藤範雄は、明治十五年から始めて、同十六年「九月八日(旧八月八日)までに御神誠十二ヶ条御神訓等合せて八十有二ヶ条を拝記し奉」ったと、「信仰回顧六十五年」に記しているが、この時、整理できた神誠、神訓は、今日、教典に掲げられているものか、どうか、疑わしい。何故なら、神訓にしても、相当表現の異った教えが、遺されてあるものがあり、更に、明治二十七年に、「教祖御遺訓集拾ノ義」が達示されて、同三十二年の独立請願の時に、一応とりまとめられた跡が明確になってくるのである。

ところが、神誠は、これまで異本はなく、ただ黒住教側から、その酷似した体裁について、種々の臆測がいわれてきていた。し

かし、最近、芝教会所蔵の巻物より、神誠の異本を見出したのである。それによると、「日々心得拾式ケ条」と題してあり、殊にその第二条は、我国は神国と知りながら神の教の眞の道を疑ふ事とあり、その他の表現においても、今日の本教の神誠にはなくて、黒住教の神誠にてくるものが、書かれてある。しかも、末尾に、

右之条々能々慎而可相守事

明治十六年未旧九月八日 藤守

とあるところから、これは、佐藤範雄が明治十六年九月八日までに、教祖のもとで、その語られる信心の内容を教条化した原本の写しであつて、当時の宗教事情の厳しさと、そのなかにも、なんとかして、教祖の信心を表現していかうとした、その後の直信らの努力のあとがうかがわれるのである。

立教神伝の出ずる根拠に

ついて

### 八山法一

立教神伝そのものの意味内容を、歴史的

把握において了解し、依つて人間の生き方を明らかにしていきたい。今日までに及ぶ人類の文化遺産から、人間の生き方を見出すことが極めて困難である今日の時点において、金光教そのものの働きは優れてよくそれを見出さしむるものと思われる。

教祖の生きられたその内容は、人間というものの存在の仕方(存在の構造)を究極的に顕わにしているのであるから、何が人間の生き方を見出さしむるかという問いかけをもつ者にとって、金光教祖の存在の事実が意味をもっている。

立教神伝は、我々に対して現実的に関係する現象であると思うのであるが、未だこの現象そのものの意が十分にとらえられていないわけではない。そこで、この現象の出ずる根拠を究明することによって、そのものの深旨が了解せられると考える。

教祖における二者択一の問題

花籠元雄

文化十一年から明治十六年の七十年間、

その身は百姓としての境遇から、金光教の教祖として、後代の人々より、助かる生き方を求められる人としてみつめられるようになった金光教祖とは、難儀という、二者択一を迫られる問題に対して、いかなる二者択一を行ったか。

百姓であつた川手文治郎が、金光教の教祖としてみつめられるようになった直接的なもの、教祖が天地金乃神より立教神伝を受けて、専心「人を助ける」人になつたからであるが、間接的には、教祖が神から立教神伝を受けるような信心内容をそなえていたからだとみられる。即ち、それ以前に、教祖の生活形態が、普通であれば二者択一の問題として悩みや難儀になるところが、教祖の場合には二者択一の悩みとならず、それは教祖の背後に神の働きがあるからだとして、周囲の人に納得されうるような実質内容が形の上にあらわれていたからである。このため、人々は日常生活の上で、二者択一の問題でいかにすべきか悩み、迷うことがあると教祖を訪れたのであるが、この期に確立されていた教祖の信心は、金

光教の信心としての基本的性格を余すところなくかねてそなえていたものと思われる。それ以後の神号（教祖が神よりいただいた名前）の変遷は、教祖の人間の努力の方向が時代の迷妄を脱皮し、真に正しいものに基づいてなされるようになったことに起因するのではないかと考えられる。

ところで、この期に確立されていたのではないかという、教祖の信心は、二者択一を迫まる難儀に対し、いかにそれを見、いかなる二者択一をするか。

それは、教祖四十二才の大患の折、神から「戌の年はええ、はいはいでもここえこい」とほめられた、そのみ方であり、その択一であると思われる。それは、三十七才の折の建築が神の無礼になる、ならないについてとりかわされた神と八百蔵の問答に対して、教祖の語った「私は方角をみて建てましたが、……私は凡夫であいわかりませぬ。方角をみてそれで済んでおるなどは毛頭思っておりませぬ……」が語っている。即ち、教祖のみ方、択一は、自分を凡夫でと語るごとく、自分で勢一杯の努力を

し、世間ではそれでよしという状態でありながら、それを越える。この生き方は問題を、する、しないの次元で捉えず、相対立する二つのものを同時に捉え、そして、これに対して、考えられるだけ考え、分析しえるだけ分析し、接近しようとする、問題の背後に問題をみ、それに向って択一すると思われるのである。

白神新一郎著「御道案内」

について

福嶋 真喜一

本号「初代白神新一郎『御道案内』について」参照。

実意丁寧神信心の志向性に

ついて

藤井 記念雄

本誌第五号「実意丁寧神信心の志向性について」の試論」P11～P12参照。

教祖の信心の社会的展開

—教祖と信者との関係において—

藤村 真佐伎

立教神伝を受けてから後の教祖の信心は、取次に専念するという形ですめられていった。そのような信心の展開にもなつて、そこに教祖の信心が信者の中に受容されていくという新たな事態が生じてき、教祖と信者という関係での問題が新たに起つてきた。

そこで、教祖と信者との関係での問題として、当時の信者が教祖に対してどのようなことを願うか、教祖がそれをうけてどのように神に取次ぎを願うか、信者にどのように教えたか。そして、信者がそれをどのように受けとったか。このように教祖と信者という観点からその信心内容を考察してみた。

立教当初の頃に入信した多くの信者のうち、この間の消息をうかがえる主な信者に、齋藤重右衛門、高橋富枝、藤井きよの、松本与次右衛門、津川治雄、浅井岩蔵、齋藤

宗次郎、等がある。これらの人々について以上のような諸点について「金光大神」「教典編纂委員会資料」、その他伝記類などによって考察した。

そしてこの頃の教祖対信者との関係からみて、とくに注目せられるのは、教祖に下った慶応三年十二月二十四日の神伝の意味である。

さらに明治維新を迎えて、制度の変革があり、社会の変動が起った。そのとき信者の信心においても、不安にかられ信心の動揺を起すものがでてきた。信者は悩み、不安、問題をもって教祖のもとに取次を願ひ出た。社会制度の変革から庶民生活にとつて影響を与えられるに至った顕著なる事実は日柄方位の習慣であった。

この間の事情をうかがい得る信者には大森うめ、難波なみ、浅野喜十郎、大喜田喜三郎、片岡次郎四郎等があり、日柄方位のことについてはとくに白神新一郎、松浦久信等が詳しくその事情を伝えている。

この明治初年頃の信者の信心をみていくとき、とくに教祖に下った明治四年十二月

十日の神伝、明治六年四月十一日の神伝（天地書附）、明治六年十月十日の神伝の意味するところに注目しなければならぬ。

神道金光教会講社気多組  
成立の要因について (1)

—研究の方向と資料—

前田正紀

本号「神道金光教会講社気多組成立の要因について」参照

金光教と浄土真宗の比較

—その信心構造について—

松井雄飛太郎

本誌第五号「金光教と浄土真宗の比較研究—その信心構造の輪廓について」参照

宗教信仰に於ける実存の意味

—その転生の問題—

松田教道

人間は、世界存在を対象化して自己に対する客観として把えることが出来るし、同時に自己自身をも対象化し得るが、しかしその客観化を行うそれ自身は客観化の前提として、客観化され得ないという主観・客観の分裂状態にある存在であると言われる。かかる分裂的人間にとって、神それ自身は対象として、科学的認識の対象となり得ないことは承認されるところであろう。

神の存在は、いろいろの要求を自己についてもち、又或る事柄に対して、又自己自身について決定するかどうか、という選びの責任をもつ自由なる存在としての人間の、その実存のあるべき途上に於いて瞬間瞬間に確認さるべき事柄であろう。かかる人間の根源的な存在性は自由にあると言わねばならない。自由なる実存性に於いて、人間の即自存在でないことの意味が見い出される。そして人間が即自でないということのうち、必然性と偶然性とに弄される、ということが言われ得る。そしてそこに、人間をして有限性の自覚を呼び起す契機がある。



つまり、挫折は人間の自由性に於いて存するのである。しかして、自由なるが故に、人間は決断の責任を背負わねばならない。そしてその責任性に於いて、人間は挫折の経験のうちに、常に飛躍への主体的実存が要求される。即ち人間に於いては、挫折と飛躍とが常に経験されねばならないのである。それが禁断の木の実の禁を犯した人間の免れることの出来ない運命である。

しかして、その挫折に於いて明かに現われてくる事態は、世界存在が無としてか、或は本来的に存在するものが顕われてくるか、のいずれかである。即ち、人間の責任性に於いて、人間は救済を希求するのである。

### 教祖にみられる死の意味

宮田 真喜男

本誌第五号「金光教における死の意味―教祖の生死に対する態度について」P 87、P 92 参照

### 近世大谷村農地の実際に

ついて

三矢田 守秋

農家としての教祖一家の経済生活にみられる余裕―それは、今日、近世農民の生活として一般に知られているところからすれば、理解に苦しむほどのものであるが、―それがどこから生じたものであるかを、実証的に究明しようとするのが本論の意図である。

方法としては、従来学界では、検地帳に記載されている田畑の地積と実際の地積とは、ほぼ一致するものと考えられているのに対して、本論では、実際の地積は、検地帳記載の数値をはるかに上廻るのではないかと、そしてその差が、教祖一家の経済的余裕を生み出した主要因ではないか、との推測のもとに、第一段階として、旧大谷村の田畑について、検地帳に記載の数値と、実測値とを比較検討しその実態を明らかにした。

その結果、近世大谷村農地に関しては、

総じて、

1、実際の地積と検地帳記載の地積とには、少なからぬひらきがあり、実際の地積の方がはるかに大きいこと。

2、なかには実際の地積の方が小さい場合もあるが、その例はきわめて稀で、かつ、地積の小さい田畑にみられ、その差も僅少であること、

3、実際の地積の検地帳の地積に対する倍率は、一筆毎に異り、高低さまざまであり、全体としても区域によって差はあるが、平均二・五倍程度であること。

を確認し、教祖の所有田畑についても、安政六年次の実面積について、実証的考証を行い、検地帳の地積二反九畝九歩に対して、実際の地積は、五反五畝二五歩であることを見明らかにした。

かくて、教祖一家の経済的余裕の主たる因が、地積の問題にあるとした着眼が、ほぼ当を得たものであることを知ることになったのである。

本教文書布教史上における  
金光教徒社

山 県 二 雄

明治四年（一八七二）に初代白神の「御道案内」が述作された。本教の文書布教活動はここから始まる。

明治四年は立教から十二年にあたる。

明治三十一年（一八九八）金光中学から雑誌「秀真」が創刊され、翌三十二年東京の令徳会から月刊雑誌「令徳」が創刊されて、ようやく本教の文書布教活動が興るようになった。

やがて、大阪、難波の両青年会、東京の金光教青年会の青年会運動を基盤として、「道の嫩葉」「藤蔭」「新光」の三つの月刊雑誌が創刊された。明治四十年前後のことである。一方では「令徳」は靈地に発行所を移し、このころ「大教新報」という旬刊（のち週刊）誌と変って、小規模ながら企業的に発行されていた。

明治三十年代は文化的にも経済的にも、現代日本の誕生期といえよう。明治維新以

来三十年、明治の空気を呼吸して生い育ったものが三十才前後となって、文化的経済的に新しい発見と自覚による活動をはじめた時代である。

本教においても、明治三十三年一教独立をなしとげて、立教以来すでに四十余年、なお草創期とはいえず、とくに迫害のなかったことからしても、個々の教会の信者層には、その時代なりの安定感ができ上がりつつあったであろう。それをつき破って現代的教団のみなもとをつくったのは自覚した青年信奉者による青年会活動であった。その青年会活動の中心となったのは、月刊雑誌「新光」に拠る金光教青年会であり、その中心人物である佐藤金造、佐藤一夫、高橋正雄、和泉乙三、長谷川雄次郎などであった。この「新光」グループの中核となった人々を仮りに「若い金光教」と名づけよう。

このうち、両佐藤、高橋に高橋文五郎、山下鏡影を加えて五人が「大教新報」の革新を志して成らず、青年の信念をもって大正二年（一九一三）一月に「金光教徒」を

創刊した。道のなかに育てられたものたちの願いと自覚による協力によって、文書布教に専念し、また教団の自己批判をする機関が生れ出たのである。立教以来ここにいたるまで五十四年である。

ことの展開するやおのずから数あり、青年の自覚がこれを拓開していったのである。

教会継承をめぐる問題について

米 本 鎮 雄

本号「教会継承をめぐる問題について」参照。

奉斎に関する教学的一考察

大 森 繁

天地金乃神が社の中へ入っておってはこの世が闇になる。この道には神体はなく、祭りこむことは出来ない。つまり小さな社の中に納まっている神でなく天地一杯に満ち亘る大きな神だ、という。併し神は本来無形の（従って大小のない）靈的存在である

から、量を以ては論じられぬ。一切所に遍在し一切物に内在し、隙間なく遍満する神であるから、社の中に神不在とするは当然ぬ。

御教の真意は、この神は万有の創造主、大生命・調和統一の神・無休活動の神・天地主宰神であるから、仮に若し神が宮・社・鎮座の祭神と同様になられ、云換れば活動を停止されたら、天地間一切の生命活動は停止し、一切の物は存立の力を失って壊滅し、この世の終りが来るであろう。故に「神が社へ入っては（と仮定し）この世が闇になる―道理じゃ」と結んであると私は解する。四方扉や神座のみの奉斎様式の意図が、個別霊神でなく普遍神ぞ、観念上歴史上の神でなく時空超越の活動神ぞ、と神性強調にあるならばそれも結構、お扉に向けて熱烈な祈念も出来、随喜の涙する事も出来よう。

空家に向うような感というは、五官を以て神を捉えんとする失望感や「神」の認識の足らぬ空虚感から来るのではないか？扉はおろか鉄壁と雖も神と氏子を隔てるもの

ではない。神の普遍性、活動性は必ずしも本教独特とは云い難いが「あいよかけよで立行く働きの神」を表現する事は大切である。審議会案は、理論的にはまことに「究極のもの」として受取られるが、更に「愛の神・親なる神」に向うところの情操的欲求を満たす考慮を尽くして欲しい。切々たる無限の愛情を吐露され、その遍満性の故に社の中にも御座る神を、喜悲を共にして下さる生きた神、親と想うて慕い寄れば、拝し得るものは、一枚の額面。五感を先立て現象に捉われ易い人間の常として、忝けなさに涙こぼるような信仰情緒は起りにくからう。簡素、明浄の新様式は、神祭るにふさわしく、御書付の奉掲奉載は信心のめあて、実践の拠り所を示すものとして絶対必要であるが、あれだけでは「理」に重心がかかり過ぎる感がある。併せて父神、母神の主神奉斎をも具象化する考慮を切望する。信仰は「理」よりも「情」を大切とし、人間は内に真あらば必ず外、情感的行動となるものであるから。

親にかかり子にかかり  
あいよかけよで立行く

北田九三

本教が氏子繁昌の道として、之を人間関係の第一次的にして最も厳肅なる、生命的つながりにある親子関係に、求められた立教神伝中に、末々繁昌致し親にかかり子にかかり云々と示された所以である。偕神人関係に於ては氏子あつての神云々と言ひ親に關しては、カカリと称するは前者は之を逆に言い返れば氏子なければ神無しと絶対者と相對者の包接関係であり後者は親子の相對者関係にあるが故にかかり子にかかる表現であろう而して親にかかり子にかかる関係は、二つの場合を意味する。第一は親子連続して、末々迄つながり行く関係である、この場合子孫の断絶は、生物としての種の断絶という自然的原因或は優勝劣敗と言う社会的原因による事もあるであろう。教祖は之を宗教的にその原因を神への御無礼と観せられた。第二は一世代における親子のつながりを意味する。親子のつながりは他

の人間関係が個々人の意志を以て規定するものであって、その離合は自由である。之に反して親子関係は全く宿命的であり、永久的である。そこに親子一体の関係を強く要請せらるる必然性がある。さて元治元年正月の神伝中に、あいよかけよで頼みあいいたしとあり、親子関係は頼みあいでないならばならぬと示されておらるる、頼むとは自分で自分が、どうにもならぬものがあるからである。もともと親と言ひ子と言ひも、親は子との関係、子は親との関係に於てその立場を生ずるものであるから親は親だけで子は子だけで、どうにもならぬものがある。而して親子に於てはこの立場の相違は、厳肅なる宿命的とも言ふべき関係にあるが故に、その立場に於ける親近観や上下の秩序の厳しく要請せらるるものがある。従つて、親子共にその立場を強烈に固執して、相手の立場の否定を要求し勝である。従つて茲に最も深刻な難儀の問題が生ずる。古來親の愛子の至行として、全く一方の犠牲に於て、親子関係を規定して来たのも其故無しと言ふべきである。然し之は一方の立

場を否定するものであってあいよかけよで立行く道ではない。あいよかけよとは、決して何れか一方の否定に於て、成立するものではない。頼むとはどうにもならぬとの認識の上に立ものではあるが、自の立場を他に押しつけるものではない。その他が頼む自の立場を認るか認めかは、他の撰択に委すものである。即ち此時における他は自己の立場を、肯定否定何れ共可能的立場に置かるるものである。次に頼む自の立場から言えば必しも自己の立場を肯定的に、他に強請するものでもなければ、又必しも否定的な考の上にも立ものでもない。自己の立場を相手の撰択に委す迄の事である。即ち此場合に於ける自の立場も肯定否定の可能的立場におかれておると言ふべきである。かくして自他共に必しも、自己の立場に固定する事なく、その立場を超えた何れ共あり得る可能的立場に於て、頼みあいする処に、立場と言ひ「コリ」を積ざる親子関係が成立する。

## 共同討議

現代の社会的問題に対して

本教の信心はどういう

働きをもつか

こんにち個人において生起する問題は、個人だけではないきれない問題が多い。広く社会につながった問題に対して、それをどう感じ、信心がそれにどう働くかというところが、われわれの新たな課題になる。

こんにち、社会問題を解決していく手段として社会保障制度が整備されてきている。これは人間の基本的な権利を擁護するといふ観点から要求もされ、整えられてきた。だからといってこのような制度の不備を要求することはお道の信心からいってどうか。社会保障制度を受けなければならぬのは信心のおかげを受けていないからであろう。そうした信念的な考え方は教祖の御信心に即したものであろうか。教祖の信心には人間の努力や文化的営みを無用視したり否定したりする面が全くない。御理解にもある

ように、「祈れ業れ」の御態度があられた。したがってこのお道の信心からいって、社会の福祉をめざす各種の保障制度はどうでもよい、無信心者だけに必要なのだということにはならないのでないか。

そこで問題の仕方であるが、政治的観点（基本的な人権要求の立場）から社会制度の整備を問題にするのと、信心の立場からのもものでは根本的に違いがある。社会一般の考え方にはどうしても権利、義務的な考え方が基底にあり、諸制度の確立を怠ると批判と要求の形で相手に迫ることになる。しかし、その社会一般の考え方とお道の信心にもとづく考え方に本質的な違いをみるのはどうであろう。こんにちの国家の理念は国民全般の福祉の増進であって、為政者や資本家の自己防衛のための制度という趣きはなくなつて、いわゆる対立的な権利、義務の考え方に支えられているよりも、もっと人間的なヒューマニスティックな考え方にともづいていふと考へたい。

そうした面があるとしても、人間というもののはそう簡単に他人の立場に立つて考へ

たり、行動したりできるものではない。基本的人権の思想も、人間のエゴイズムをその根源から反省したところから主張されたものかどうか。そこで基本的人権の考え方からは相手にこの人権擁護の履行を当然の行為として要求するのである。それは権利、義務のとりひきの生活態度の枠内での行為にすぎない。

宗教の世界では要求よりも願ひ、という形になるのではないか。したがって要求が容れられなくとも相手を責めたり非難したりすることにならない。人権擁護への積極的意欲はあるが、権利、義務の生活態度を超越したところから支えられている。

さて本教では、このような宗教的態度にもとづいて教団制度の上で、学院の給食がある。形態的には保障と似ているが、この制度を支えているのは、権利、義務的な考え方ではなく、より根源的、全一的な信仰的願ひからであろう。他に教会などでその維持困難という問題がある。財的な援助をすればよいという考え方も足りないし、それは神様のおかげを受けていないのだとい

う信念でも足りない。こうした問題が道の本質から十分に考察されていかなばなるまい。そのためにこんにちの社会の経済機構や政治組織への学的究明が必要である。こうした見方をはずすと、信念的であつても偏狭な主観主義に陥る。（以上第一会場）

われわれは現在どういふ社会的な問題で生活の中で感じ、それに対して実際どうやうしているのか考へてみよう。次のような問題がある。1、原水爆の実験、憲法調査会や選挙制度審議会等の問題があるが一人で考へ及ばない事柄だ。団体の力をもつて能動的に国民大衆に働きかけていく必要がある。2、戦争犠牲者―遺家族の脱落の問題、ドヤ街の生活、犯罪など大きな権力機構で押しつぶされることの結果だ。そうした権力機構と本教の組織と質的に違ふのかどうか。3、社会的問題は社会の問題として把握し解決せねばならぬのにそうした問題の見方をしない人が多い。また、組織の成員としての自分を自覚せず、組織を傍観的にみていること。4、人口の都市集中という

き手がないこと。5、今日の社会変動と教団のあり方について。6、就職先が千人の職首を行なって、その後いい勤め先がないこと。7、青少年の暴力問題、モラルの問題。8、盲人福祉―点訳奉仕の問題―などである。

このうち、原水爆の問題を、平和の問題に発展させて考える。

教祖は神前撤去のとき、時節をまつて祈り通していかれたが、原爆の問題も今すぐ対処しようとしてもできぬ。個人的祈りよりも全体の祈りにもつていって、同時に集団としては一方向として世界の平和運動に努力していく以外にない。この平和問題は現実には軍縮、安保とかいろいろの形をとって出てくるので、どうかかわっていくか、教団的には難しい。教団自体が政党政治化してしまふ。

この問題は結局、教団の組織の成立や構造に根差している。本教教団が生きたるためには、本教教団の原理が組織自体を動かし組織自体を創りあげる、そういう教団に創っていくことが要る。現実には原水爆の問

題を目標にして組織づくりをしていくことはできよう。ただ留意せねばならぬことは戦争中「武運長久」を祈ったが、形に誤魔化されて戦争遂行に協力したという結果になっている。そこで広島で平和祈願祭が行なわれているが、この祈願祭の意味を明確にしなければならぬという問題がある。政治問題以上の問題として考えねばならない。本教としては「総氏子身上安全」の意味を世界の問題にどうつなげるかが問題である。

例えば、印度の無抵抗運動、不服従運動のような形で本教の信仰に密着した運動も起せるだろうが、その前に教団内で平和の実現がどうなっているか。金光教団自体が権力機構化していないか、各ポストで疎外関係があつて、極端に言えば金光様の御取次を頂かず権威主義になつて、金光様とかお取次とかいえばなんでもおさまるような傾向にある。問題の根源をみつめて具体的な方途を講じねばならない。

社会に対する本教のサービスを考えると、かつて佐藤宿老は遊廓改善、赤十字運

動等について積極的に働きかけたが、多分に教団から浮いた活動であつた。それは教祖の信仰内容と国家主義的原理の二つがからみあつていて、全教はそれに積極的に協力していけなかつた。しかし、現実には社会への橋渡しをする形で拡げていった面は見逃せない。

今日の問題は個人、集団を新たな角度から捉え直さねばならない。現実をどう受けとるかという認識、現実状況を正しく知ることが深められていかねばならない。状況が変ることによって対処の仕方が変わり、動きも変る。そこから展開が生まれる。(以上第二会場)

藤村利行	一心	昭37. 4	教徒社
森博	救いの泉 布教教導資料1	昭37. 10	教徒社
八坂憲三	ひとすじの道	昭37. 10	教徒社
湯川茂	編 湯川安太郎信話 第7集	昭37. 2	あゆみ社
湯川茂	編 湯川安太郎信話 第8集	昭38. 2	あゆみ社

---

**K5 組織、制度**

---

大淵千仞	述 教規の精神を正しく深く理解するために	昭37. 10	議會議員懇話会
金光教本部教庁編	金光教教規類集	昭38. 3	本部教庁
高橋正雄	述 本教の教務とは何か	昭38. 1	教団人有志会議

---

**K6 儀式**

---

**K7 布教**

---

**K8 諸学、芸術**

---

金光鑑太郎	碧水第二歌集「土」	昭37. 4	碧水第二歌集「土」刊行会
佐藤一徳	たんぼだんぎ	昭37. 9	山陽図書出版株式会社

---

昭和38年9月15日印刷

昭和38年9月20日発行

**金光教学第6号**

---

編集・金光教教学研究 所

印刷・玉島活版所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

---

## 教内既刊図書一覧表 (11) (昭和37.1.1~38.3.31)

- 下記は、本誌第5号掲載の「教内既刊図書一覧表(10)」後、昭和38年3月末までに発行せられた図書の一覧表である。  
 ○ 分類法その他は、すべて本誌第1号掲載のものに準ずる。

著(編)者	書名	発行年月	発行所(人)
<b>K0 総記(概説、史伝、逐次刊行物、等)</b>			
小西啓一編	つたかづら	昭37. 3	鎌倉教会
金光教落合教会編	真心道栄根之君	昭38. 2	落合教会
金光教教学会編	きようがく 1	昭38. 2	教学会事務所
金光教教学研究所編	金光教学—金光教教学研究 所紀要—5	昭37. 3	教学研究所
金光教教学研究所編	とりつぎ 第14集	昭37. 4	教徒社
金光教東北信徒会連 合会編	生かされる喜び 6	昭37. 7	東北信徒会連合会
金光教沼津教会編	ぬまづのかおり	昭37. 10	沼津教会
佐藤一徳編	生きても死にても	昭37. 2	佐藤一徳
白神信太郎編	初代白神新一郎師	昭37. 4	大阪教会
末為協心会編	すえのため	昭37. 10	福山本町教会
竹内長次	信奉者の理想像—初代白神 先生—	昭37. 4	大阪教会
戸塚清編	早稲田のみどり	昭37. 5	早稲田教会
畑 斎編	おもかげ 2	昭37. 2	東京教会
<b>K1 教義</b>			
<b>K2 金光大神、教祖論、教統</b>			
金光教徒社編	英文 金光教祖の一生	昭37. 8	教徒社
<b>K3 教典、拝詞</b>			
金光教大阪教会編	初代白神先生 御拝文	昭37. 4	大阪教会
<b>K4 説教、教話、感話</b>			
石橋松次郎述	石橋松次郎教話集	昭37. 5	久留米親愛会
小野敏夫	天地に燃え立つ信心	昭37. 4	東海の光社
行徳清人述	御取次成就の願い	昭37. 10	乙島教会
白神新一郎	御道案内	昭37. 4	教徒社
隅田隆太郎	生きがいを求めて	昭37. 10	教徒社
武部正太郎	心行	昭37. 5	香櫨園教会



布教者の意義と性格	
—教祖時代前半期を中心にして—	宮田 真喜男(所員)〔I〕
布教の本質と意義	内田 守昌(所員)〔II〕 6
教祖における政治権力への態度	岡 開 造(所員)〔II〕
信心と教学—我が家における—	高橋 博志(所員)〔II〕
本教信者の教義理解の諸相	
—実態調査にもとづく分析—	沢田 重信(所員)〔III〕 6
白神新一郎著「御道案内」考(続)	福嶋 真喜一(所員)〔III〕 6
教会継承をめぐる問題	米本 鎮雄(助手)〔III〕 6
金光教とキリスト教の比較研究	
—信仰の成立と展開について(1)—	瀬戸 美喜雄(助手)〔IV〕
金光教と近代日本社会に関する研究	
—序論—	畑 愷(所員)〔IV〕
教祖における取次の展開	
—その社会的展開について—	藤村 真佐伎(所員)〔IV〕

批判論文の寄稿につきお願い

金光教 教学研究 研究所

本所で刊行してまいりました「金光教」——研究所紀要——は、当所の研究業績発表の機関誌という基本的な性格のために、つい一方的な発表になり勝ちであったことは否めません。そこで、本誌の基本的性格はそれとして保ちながら、しかも一方的にならないためには、所載の論文に対して、広く教内外の批判的な立場からの論述をお願いし、それをできるだけ本誌に掲載公表していくことが、最も望ましいことと思われるのであります。これを実施することによって、教学研究上の必須要件である「発表」と「批判」との二面が、相応じて作用し得る開かれた場ができると同時に、他面さらに、この「金光教」が、教団における教学交流の場という意味をも荷ってくることになるであろうことを、念願する次第であります。

以上の趣旨とするところを諒とせられ、左記の要項にもとづき、大いに批判論文を御寄稿いただきますようお願いいたします。

記

- 一、批判対象 「金光教」——研究所紀要——各号所載の論文
- 一、字 数 一万六千字以内(四百字詰原稿用紙四十枚以内)
- 一、期 日 昭和三十九年五月三十一日
- 一、宛 名 岡山県金光局区内大谷 金光教教学研究 所
- 一、其 他 御寄稿の原稿は、勝手ながら当所に保管しておきたいと思しますので、お返しいたしません。なお、本誌に掲載する原稿の選定は当研究所員以外のメンバーをも加えたグループで行ないます。

## 研究報告一覧表 (2)

金光教教学研究所

- 配列の順序は所属部順とし、部内においては、執筆者氏名の五十音順とした。  
○ 記載の順序は、題目、執筆者氏名、職名、部属、研究所紀要掲載号数である。

題 目	氏 名 (職 名)〔部属〕	紀要 号数
<b>昭和36年度</b>		
出社の成立とその展開 (中)		
—教団組織の問題をめぐって—	橋本 真雄 (所員)	〔I〕 5
実意丁寧神信心の志向性についての試論	藤井 記念雄 (所員)	〔I〕 5
近世大谷村の農地の実際について		
—主として検地の正確度について—	三矢田 守 秋 (所員)	〔I〕
教祖における神のはたらきの展開過程		
—安政六年 (立教神伝) までを中心として—	岡 開 造 (所員)	〔II〕
難儀の構造—教祖における—	江田 道孝 (助手)	〔II〕
金光教とキリスト教の比較研究		
—教祖論についての序説—	瀬戸 美喜雄 (助手)	〔II〕 5
信心と教学—我が家における—	高橋 博志 (所員)	〔II〕
本教における信心生活 (2)		
—教会と信者の対応関係にみられる諸問題—	沢田 重信 (所員)	〔III〕 5
金光四神について	高橋 一 邦 (所員)	〔III〕
白神新一郎著「御道案内」考	福嶋 真喜一 (所員)	〔III〕
教会継承をめぐる問題について	米本 鎮雄 (助手)	〔III〕
「金光教教典の成立過程について」の補遺	畑 愷 (所員)	〔IV〕
教祖の信心の社会的展開		
—立教以後、明治六年頃まで—	藤村 真佐伎 (所員)	〔IV〕
金光教と浄土真宗の比較研究		
—その信心構造について—	松井雄飛太郎 (所員)	〔IV〕 5
金光教における死の意味		
—教祖の生死に対する態度について—	宮田 真喜男 (助手)	〔IV〕 5
国民感情における伝統と断層	山 県 二 雄 (所員)	〔IV〕
<b>昭和37年度</b>		
明治期における宗教政策の研究	長野 威真一 (助手)	〔I〕
出社の成立とその展開 (下)		
—教団組織の問題をめぐって—	橋本 真雄 (所員)	〔I〕 6

## 発刊に当たって

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を公表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととして、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においても、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部所長 大淵千仞)

# THE JOURNAL OF THE KONKOKYO KYOGAKU- RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
The Konkokyo Kyogaku Research Institute  
Konko Okayama, Japan

1963  
No. 6

---

## CONTENTS

UCHIDA, Morimasa :	
On the Essential Significance of the Missionary Work by the Konkokyo Founder. ....	1
KONKO, Shinsei :	
Some of the Toritsugisha (Teachers of the Way) at the Age of the Founder. ....	26
YONEMOTO, Shizuo :	
On the Problems of Succeeding to the Church Mission. ....	49
SAWADA, Shigenobu :	
On the Aspect of Understanding of the Teachings by the Konkokyo Believers —Especially by the Fact-Findings Research .....	64
HASHIMOTO, Masao :	
Origin and Growth of Deyashiro (3) —Especially on the Problem of the Constitution of Konkokyo Organization .....	86
MAEDA, Masanori :	
On the Primary Factor of Organization of Shinto- Konkokyokai Kosha Keta Gumi .....	117
FUKUSHIMA, Makiichi :	
On the Omichi-Annai (The Guide to Konkokyo) by Shinichiro Shirakami .....	146
<b>Materials for Research :—</b>	
The “ONO” Documents (Diary of ONO-Mitsuemon, September 9th Year of Tenpo—May 10th Year of Tenpo) ...	175
Summary of the Addresses at the Fifth Meeting of Kyogaku Research .....	192
<b>Notes</b>	
<b>List of Publications in Konkokyo (1962)</b>	
<b>List of Studies, Reports and Essays</b>	